



2008（平成20）年度

## 自己点検・評価報告書

---

大学基準協会による大学評価結果  
ならびに認証評価結果

日本赤十字広島看護大学

# 目 次

## まえがき 自己点検・評価報告書の発行にあたって

<b>序 章 日本赤十字学園の沿革</b> .....	1
<b>第1章 大学・大学院の目的・教育理念・教育目標</b>	
1) 学 部 .....	2
(1) 大学の目的及び教育理念	
(2) 看護学部教育理念と教育目標	
(3) 看護学部教育理念及び教育目標の周知の方法とその有効性	
2) 大学院 .....	6
(1) 使命及び目的・教育目標	
<b>第2章 教育研究組織</b>	
1) 教育研究組織 .....	9
<b>第3章 学士課程・修士課程の教育内容・方法等</b>	
1) 学 部 .....	13
(1) 教育課程等(学部・学科等の教育課程)	
(2) 教育課程等(カリキュラムにおける高・大の接続)	
(3) 教育課程等(カリキュラムと国家試験)	
(4) 教育課程等(医学系のカリキュラムにおける臨床実習)	
(5) 教育課程等(履修科目の区分)	
(6) 教育課程等(授業形態と単位の関係)	
(7) 教育課程等(単位互換、単位認定等)	
(8) 教育課程等(開設授業科目における専・兼比率等)	
(9) 教育課程等(生涯学習への対応)	
(10) 教育方法等(教育効果の測定)	
(11) 教育方法等(厳格な成績評価の仕組み)	
(12) 教育方法等(履修指導)	
(13) 教育方法等(教育改善への組織的な取り組み)	
(14) 教育方法等(授業形態と授業方法の関係)	
(15) 国内外における教育研究交流	
(16) 通信制大学・学部等	
2) 大学院 .....	52
(1) 教育課程等(大学院研究科の教育課程)	
(2) 教育課程等(授業形態と単位の関係)	
(3) 教育課程等(単位互換、単位認定)	
(4) 教育課程等(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)	
(5) 教育課程等(連合大学院の教育課程)	

- ( 6 ) 教育課程等 ( 「連携大学院」の教育課程 )
- ( 7 ) 教育課程等 ( 研究指導等 )
- ( 8 ) 教育課程等 ( 医学系大学院の教育・研究指導 )
- ( 9 ) 教育方法等 ( 教育効果の測定 )
- ( 10 ) 教育方法等 ( 成績評価法 )
- ( 11 ) 教育方法等 ( 教育・研究指導の改善 )
- ( 12 ) 国内外における教育・研究交流
- ( 13 ) 学位授与・課程修了の認定 ( 学位授与 )
- ( 14 ) 学位授与・課程修了の認定 ( 課程修了の認定 )
- ( 15 ) 通信制大学院

#### 第4章 学生の受け入れ

- 1 ) 学 部 ..... 65
  - ( 1 ) 学生募集方法、入学者選抜方法
  - ( 2 ) 入学者受け入れ方針等
  - ( 3 ) 入学者選抜の仕組み
  - ( 4 ) 入学者選抜方法の検証
  - ( 5 ) 入学者選抜における高・大の連携
  - ( 6 ) 定員管理
  - ( 7 ) 編入学者、退学者
- 2 ) 大学院 ..... 73
  - ( 1 ) 学生募集方法、入学者選抜方法
  - ( 2 ) 学内推薦制度
  - ( 3 ) 門戸開放
  - ( 4 ) 飛び入学
  - ( 5 ) 社会人の受け入れ
  - ( 6 ) 定員管理

#### 第5章 教員組織

- 1 ) 学 部 ..... 77
  - ( 1 ) 教員組織
  - ( 2 ) 教育研究支援職員
  - ( 3 ) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続
  - ( 4 ) 教育研究活動の評価
  - ( 5 ) 学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備
  - ( 6 ) 大学と併設短期大学 ( 部 ) との関係
- 2 ) 大学院 ..... 88
  - ( 1 ) 教員組織
  - ( 2 ) 研究支援職員
  - ( 3 ) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続
  - ( 4 ) 教育・研究活動の評価
  - ( 5 ) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

<b>第6章 研究活動と研究環境</b>	.....	92
1) 研究活動(研究活動)		
2) 研究活動(教育研究組織単位間の研究上の連携)		
3) 研究環境(経常的な研究条件の整備)		
4) 研究環境(競争的な研究環境創出のための整備)		
5) 研究環境(研究上の成果の公表、発信・受信等)		
6) 研究環境(倫理面からの研究条件の整備)		
<b>第7章 施設・設備等</b>	.....	103
1) 施設・設備等の整備		
2) キャンパス・アメニティ等		
3) 利用上の配慮		
4) 組織・管理体制		
<b>第8章 図書館および図書・電子媒体等</b>	.....	111
1) 図書、図書館の整備		
2) 学術情報へのアクセス		
<b>第9章 社会貢献</b>		
1) 学部	.....	118
(1) 社会への貢献		
2) 大学院	.....	122
(1) 社会への貢献		
<b>第10章 学生生活</b>	.....	123
1) 学生への経済的支援		
2) 生活相談等		
3) 就職指導		
4) 課外活動		
<b>第11章 管理運営</b>	.....	136
1) 教授会		
2) 大学院の管理運営体制		
3) 学長、学部長、研究科長、図書館長の権限と選任手続き		
4) 意思決定		
5) 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関		
6) 教学組織と学校法人理事会との関係		
<b>第12章 財務</b>	.....	145
1) 教育研究と財務		
2) 外部資金等		
3) 予算の配分と執行		

4 )	財務監査		
5 )	私立大学財政の財務比率		
<b>第13章</b>	<b>事務組織</b>	.....	151
1 )	事務組織と教学組織との関係		
2 )	事務組織の役割		
3 )	事務組織の機能強化のための取り組み		
<b>第14章</b>	<b>自己点検・評価</b>	.....	158
1 )	自己点検・評価		
2 )	自己点検・評価と改善・改革システムの連結		
3 )	自己点検・評価に対する学外者による検証		
4 )	大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応		
<b>第15章</b>	<b>情報公開・説明責任</b>	.....	161
1 )	財政公開		
2 )	情報公開請求への対応		
3 )	自己点検・評価		
<b>終章</b>	<b>自己点検・自己評価を終えて</b>	.....	165
	<b>日本赤十字広島看護大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果</b>	.....	169

## 序章 日本赤十字学園の沿革

日本赤十字社は、明治 10 年に誕生し、明治 23 年には早くも看護師育成事業に取り組み、看護師養成の歴史は 120 余年に及んでいる。

本学の設置者である学校法人日本赤十字学園は、医学・医療の高度化に応えられる、より質の高い看護師を養成するために日本赤十字社が運営する看護師養成施設の高等教育部門として、昭和 29 年に創立された。設立当初は日本赤十字女子短期大学のみであったが、昭和 41 年に日本赤十字女子短期大学を日本赤十字中央女子短期大学に名称変更を行い、日本赤十字武蔵野女子短期大学を開設した。昭和 61 年には日本赤十字看護大学を開設し、その後日本赤十字中央女子短期大学を廃止した。平成元年に日本赤十字愛知女子短期大学を開設した。日本赤十字看護大学では、平成 5 年には大学院看護学研究科修士課程を、平成 7 年には大学院看護学研究科博士後期課程を開設した。また、平成 8 年には、日本赤十字秋田短期大学を開設し、看護学科と介護福祉学科を設置し、看護師のみならず介護福祉士の養成を開始した。平成 9 年に、日本赤十字武蔵野女子短期大学を日本赤十字武蔵野短期大学に、日本赤十字愛知女子短期大学を日本赤十字愛知短期大学にそれぞれ名称を変更した。平成 11 年以降には看護大学の開設が続き、平成 11 年に日本赤十字北海道看護大学を、平成 12 年に日本赤十字広島看護大学を、平成 13 年に日本赤十字九州国際看護大学を、平成 16 年に日本赤十字豊田看護大学を開設した。なお、日本赤十字豊田看護大学の開設に伴い、平成 18 年 3 月に日本赤十字愛知短期大学を閉校した。

その後、それぞれの大学で大学院の開設が続き、平成 15 年に日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科修士課程を、平成 16 年に日本赤十字広島看護大学大学院看護学研究科修士課程を、平成 19 年に日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科修士課程を開設した。平成 17 年には、日本赤十字看護大学と日本赤十字武蔵野短期大学の統合が行われ、平成 20 年 4 月現在では 5 つの 4 年制大学、4 つの大学院、1 つの短期大学を擁し、他に類をみない看護・介護福祉系の学園に発展した。

日本赤十字学園は、赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、教育基本法及び学校教育法に従い、看護教育及び介護福祉教育を行い、資質の高い優秀な看護師及び介護福祉士を育成することを目的としている。日本赤十字学園の教育理念は、130 余年にわたる歴史を有する赤十字の人道の理念や国際性を背景としていることが最大の特色であり、各大学・短期大学がそれぞれの特色を発揮しているが、共通する事項には、ヒューマン・ケアリングを実践するための豊かな人間性と幅広い教養を養成し、ヒューマン・ケアリングの実践、教育、研究の領域においてリーダーシップを発揮できる基礎的能力を育成することである。さらに、赤十字の主要な活動である災害救護活動や国際的な医療に対応できる基礎的な能力を養うことである。

今回、日本赤十字学園が有する看護大学の 1 つである日本赤十字広島看護大学が財団法人大学基準協会で大学評価を受けることとなった。このことを通して、本学の目的・教育理念の達成に向けた組織・活動並びに大学としての適切な水準を維持しているか否かを検証し、本学の更なる発展につなげる重要な機会とする。

## 第1章 大学・大学院の目的・教育理念・教育目標

日本赤十字広島看護大学は、120 余年にわたる赤十字看護師養成の伝統と蓄積を生かしながら、赤十字看護教育の高度化を図る一環として、日本赤十字学園の中国・四国ブロックの拠点校として平成 12 年に開学した。本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的としている。本学の目的に従い、赤十字の基本理念に基づき、豊かな人間性と幅広い教養を育成し、学問的基盤に立ち、生命（いのち）の尊厳と人類の叡智を基調とした、真のヒューマン・ケアリングの意味と価値について教授し、将来、ヒューマン・ケアリングの実践・教育・研究の領域において、リーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成を目指すことを教育理念としている。

本学においてはヒューマン・ケアリングを「国籍や民族、宗教や社会的地位を超え、看護の対象である人間を尊びいつくしみ、診療の処置や生活上の援助を行いながら、耐え難い苦痛や苦悩、不安や憤りなど人間の否定的な感情を分かち合い、これを癒やし、あるいは乗り越えることができるよう援助し、最終的には対象が自己成長や自己実現を図ると同時に、看護師自身も成長する」と定義し用いている。

本学の教育理念であるヒューマン・ケアリングを実践できる基礎的能力の育成には臨地実習が重要な要素となる。そこで、臨地実習は、中国・四国の赤十字病院の全面的な支援のもと、充実した実習指導体制の中で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則で定められた時間以上の実習を行っている。平成 15 年度に完成年度を迎え、これまで以上にヒューマン・ケアリングを実践できる看護師を育成するために、教育の根幹であるカリキュラムを見直し、赤十字教育の充実や選択科目の拡大などの改善を図り、平成 18 年度から新しいカリキュラムで教育を行っている。

また、看護学研究科修士課程を、赤十字の理想とする人道の理念のもと、看護専門職者としての高度な実践能力並びに研究・教育能力の育成を目指して平成 16 年に開設した。開設当初から 14 条特例（大学院設置基準に基づく土日夜間の開講）を実施するなど社会人の受け入れを行ってきたが、平成 19 年度からは長期履修制度を制定しさらに社会人の受け入れを図っている。

### 1) 学部

本学の目的は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育むことにより、国内外の保健、医療、福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することである。

#### (1) 大学の目的及び教育理念

大学の目的及び教育理念とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

##### 【現状】

本学の目的を受け、本学の教育理念は、赤十字の基本理念に基づき、豊かな人間性と幅広い教養を養成し、学問的基盤に立ち、生命の尊厳と人類の叡智を基調とし

た、真のヒューマン・ケアリングの意味と価値について教授し、将来、ヒューマン・ケアリングの実践、教育、研究の領域において、リーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成を目指すことである。平成12年の学部開設に続き、平成16年には、赤十字の理想とする人道の理念のもと、看護専門職者としての高度な実践能力並びに研究・教育能力の育成を目指した看護学研究科修士課程を開設した。このように、本学の歴史は浅いが資質の高い優秀な看護師を育成することを目標とし、そのような人材の育成に努めている。

#### 【点検・評価】

本学では、平成18年度から新カリキュラムでの教育を行っている。新カリキュラム作成に当たり、大学の教育理念に、「赤十字の基本理念に基づき」という語句を追加し、これまで以上に赤十字に関する教育に力を注ぎはじめた。赤十字に関する教育科目として、赤十字の歩みと活動、災害看護学、赤十字救護・援助法（救急法）、赤十字救護・援助法（水上安全法）、赤十字救護・援助法（家庭看護法）があるが、これまでは赤十字の歩みと活動のみが必修科目であった。そこで、災害看護学を必修科目に、赤十字救護・援助法（救急法）、赤十字救護・援助法（水上安全法）、赤十字救護・援助法（家庭看護法）の3科目を選択必修科目として、これまで以上に赤十字に関する教育を充実させ、さらに赤十字の主要な活動である災害救護活動の実践的能力を養うために本学が防災・災害救護訓練を主催すること、あるいは赤十字病院などが主催する災害救護訓練に積極的に参加するなど、日本赤十字学園並びに本学の目的及び教育理念を具体化する方策を立て、目的及び教育理念に基づく人材養成を行っているところは評価できる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

設置者である日本赤十字学園の目的並びに本学の目的に合わせて、赤十字に関する教育にさらに力を注ぎはじめたところであり、今後はこのような赤十字に関する教育の効果を判定し、日本赤十字学園並びに本学の目的、教育理念に見合った人材育成ができてきているかの検討が必要となる。赤十字に関する教育効果を上げる要因として、この教育を行う教員の養成と赤十字本社、支部、赤十字病院との連携がある。赤十字に関する教育を行う教員の養成については、赤十字本社が行う研修会、海外支援への参加、赤十字に関する教育を行うことができる指導員の資格の取得などを行っており、今後もそれを計画的に進める予定である。また、赤十字本社、支部、赤十字病院とは、これまでも各種の協議会を開催して連携を図っており、特に平成18年に中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会が設立されたことで、さらに中国・四国ブロック全体との連携が強化されることになった。今後も赤十字本社、支部、赤十字病院との連携のもとに赤十字に関する教育を積極的に行う予定である。

## （2）看護学部の教育理念と教育目標

看護学部の教育理念及び教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

#### 【現状】

本学の教育理念は、生命の尊厳と人類の叡智を基調とした、真のヒューマン・ケアリングの意味と価値について教授し、将来、ヒューマン・ケアリングの実践、教育、研究の領域において、リーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成を目指すことであり、この教育理念を具現化するために、看護学部では図1に示すように、6

項目の教育目標とこの目標に基づいた 10 の卒業時の到達目標を設定し、本学の目的、教育理念に見合った人材育成を行っている。

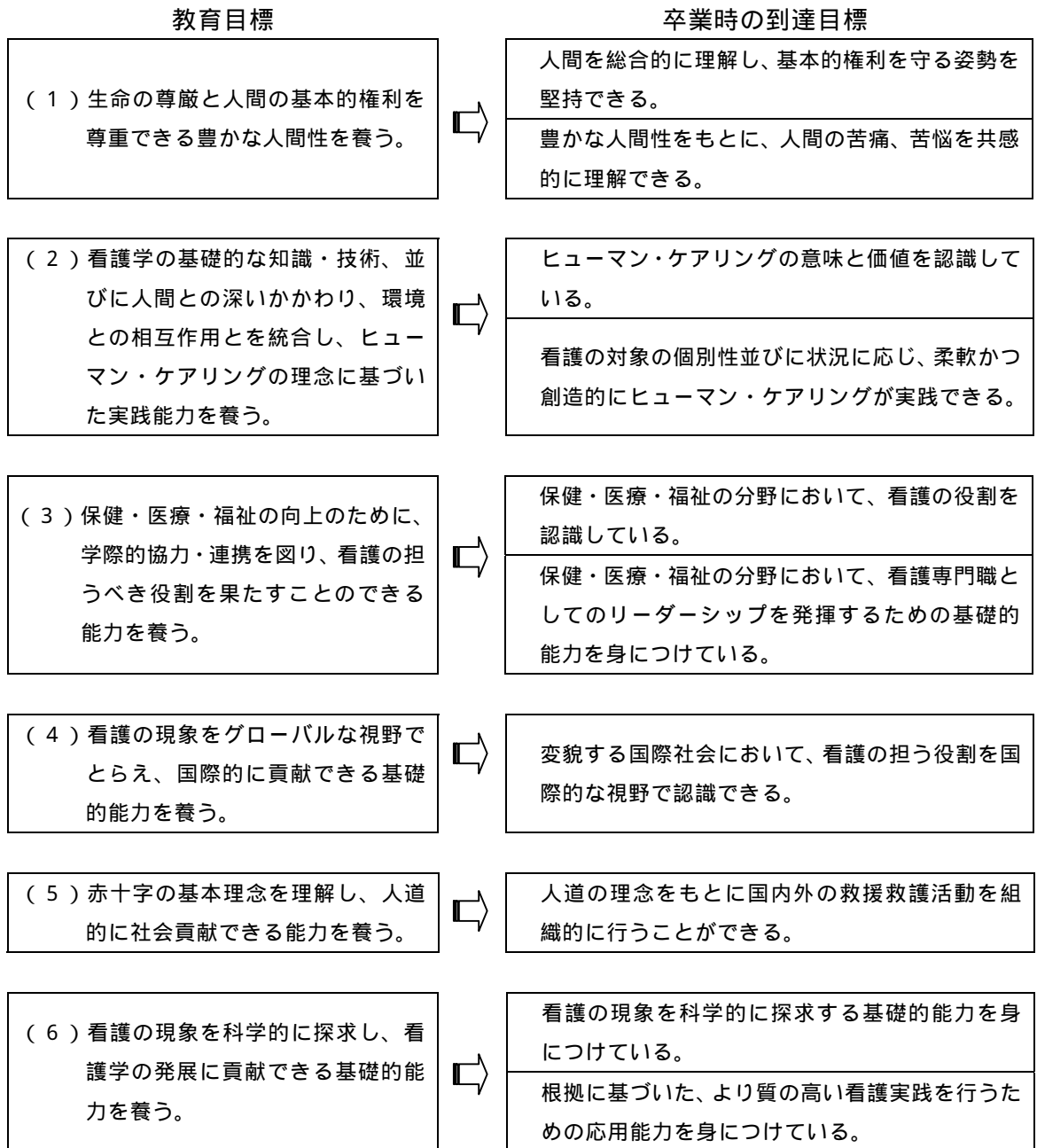


図 1 本学の教育目標及び到達目標

【点検・評価】

本学では、平成 18 年度から新カリキュラムでの教育を行っている。その新カリキュラム作成に当たり、日本赤十字学園の目的及び教育理念、本学の目的と教育理念との更なる一致を目指して、大学の教育理念に「赤十字の基本理念に基づき」という語句を追加し、さらに、「赤十字の基本理念を理解し、人道的に社会貢献できる基礎的能力を養う」ことを教育目標としてあげ、赤十字に関する教育をより鮮明に打ち出した。それに伴い、前述した赤十字に関する教育にこれまで以上に力を注いで

いるところは評価できる。また、本学では本学の目的及び教育理念から 6 項目の教育目標並びに 10 の卒業時の到達目標を導いており、本学の目的、教育理念に見合った人材育成に努力している。

【今後の改善・改革に向けての方策】

本学では、ヒューマン・ケアリングの実践、教育、研究の領域において、将来、リーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成を目指しており医学・医療の高度化に応えられる、より質の高い看護師を養成することを目的としている。今後は、学生による授業評価に加え、ヒューマン・ケアリングを実践する基礎的能力、より質の高い看護師の養成という視点から本学での教育成果を評価し、大学の目的、教育理念に見合った人材育成ができていくかどうかの検討が必要であり、教務委員会などを中心に教育評価の検討を進める予定である。

### (3) 看護学部の教育理念及び教育目標の周知の方法とその有効性

【現状】

看護学部の教育理念及び教育目標を周知する手段として、学生便覧、実習要項、ホームページ、大学案内がある。学生便覧には、本学の目的、教育理念、教育目標、卒業時の到達目標が、実習要項並びにホームページには、教育理念、教育目標、卒業時の到達目標が、大学案内には教育理念が明記されている。学生には、大学案内は受験時に、学生便覧は入学時に、実習要項は毎年配付し、教職員には、大学案内、学生便覧、実習要項を毎年配付している。また、ホームページにおいてこれらを学内外に公開している。さらに、学生に対しては、新学期に行うオリエンテーション時に、学年ごとに学部長、教務委員長、教務課、学生課から説明を行っている。

【点検・評価】

本学では、入学時のみならず各学年の新学期に教育理念、教育目標、卒業時の到達目標について説明を行っている。今回、自己点検・評価を行うにあたり、平成 18 年度（平成 19 年 1 月～2 月）に全学年の学部生・大学院生及び教職員を対象に、本学の教育全般にわたるアンケート調査（以下「平成 18 年度自己点検・評価アンケート」という。）を実施した。この学生に対するアンケートの結果では、「本学の目的、教育理念、教育目標が授業科目に反映されていますか」という問いに対して、202 人（52.2%）が「そう思う」「どちらかというと思う」と回答している。このことは本学の目的、教育理念、教育目標が授業科目に反映していることを示すばかりではなく、学生への本学の目的、教育理念、教育目標がおおむね浸透していると見ることができる。また、教員に対するアンケート結果では、「本学の教育理念と、教育目的・目標の間に一貫性がありますか」という問いに対して、32 人（76.2%）が「そう思う」「どちらかというと思う」と回答している。また、「本学の教育理念、教育目標が明確にカリキュラムに反映されていますか」という問いに対しても、33 人（78.6%）が「そう思う」「どちらかというと思う」と回答している。このことはカリキュラムに対する評価を示すばかりではなく、教員への本学の目的、教育理念、教育目標の浸透とみることができる。

【今後の改善・改革に向けての方策】

本学の目的、教育理念、教育目標、卒業時の到達目標について、大学案内、学生便覧、実習要項、ホームページ等を用いて周知しているが、学生に対する説明を新

学期に行うだけでなく、今後はさらに各学年で行われる臨地実習の説明会等の機会を活用して、これらを周知する機会を増やすよう努力する。

## 2) 大学院

大学院の使命及び目的・教育目標は、学士課程での教育を基盤として、高度化・多様化している医療現場に対応できる高い看護実践能力と倫理観を備えた「実践者」と、研究成果を看護の現場に還元し、新たな研究課題への取り組みを自立して行うことができる「研究・教育者」の育成である。

### (1) 使命及び目的・教育目標

理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

#### 【現状】

日本赤十字広島看護大学大学院は、中国・四国ブロックの唯一の赤十字の大学院として、中国・四国地方を中心とした様々な臨床現場で働く看護職者の学問的要請に応え、医療機関や地域保健における看護水準の向上に資することを目的とし、平成16年4月に看護学研究科修士課程を開設した。修士課程はこれまでの赤十字看護が、救済、救護、介護などに代表される看護実践を重要視してきたことにかんがみて、ヒューマン・ケアリングの観点から、看護実践を科学的に追求し、リーダーとして社会に貢献できる能力を兼ね備えた管理者と研究・教育者の養成に重点をおき、4専攻領域（看護管理学、母子・家族看護学、機能障害看護学、ヘルスプロモーション看護学）7専攻分野（看護管理学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、成人看護学、老人看護学、地域看護学）を設けている。このような目標を達成すべく本研究科所属の教員は、各専門領域で活躍している者を配置し、教員数は、教授10人、准教授7人、講師4人、非常勤講師3人の計24人であり、専任教員の比率は87.5%となっている。研究指導は7人の看護学を専門とする教授が担当し、1人の教授が学生を2～5人程度を担当している。学生数は、臨床現場でのニーズを反映し、看護管理学領域が最も多くなっており、当領域では、教授に加えて看護管理学を専攻し看護学博士号を有する准教授を研究指導に充てるなど、指導体制としては充実しており、教員の人数は現在のところ妥当と判断する。

#### 【点検・評価】

大学院の理念・目的・教育目標は、学生便覧、シラバス等に明記するとともに、入学後の新入生ガイダンス等において周知を図っている。また、カリキュラムの構成、授業、研究指導の教育場面等も本学の理念、目的、目標に沿って実施している。

大学院では、ヒューマン・ケアリングを柱とし、将来にわたって社会的ニーズの高い領域について、4つの専攻領域を設定し、選択する科目の違いによって「実践者志向」、「研究・教育者志向」という院生の志向に応じられるように授業科目を設定した。また、看護職者の不足や社会人のより高度な専門教育への要求の高まりに応えるために14条特例を実施し、授業科目の配置（金曜日、土曜日の開講）や研究指導方法の工夫（情報ネットワークの活用）などによって、就学上の便宜を図れるように体制を整えている。また、学業専念の学生には、授業のない曜日でゼミの開講や研究指導等を行い、有意義な時間となるよう配慮している。このことにより、学業専念の学生と働きながら学ぶ学生数はほぼ同数であり、現在までのところ多様

な就学状況にある学生に対しても、個々の状況に応じて学びやすい環境を提供できている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

平成19年4月には、大学院を開設してから4年目を迎え、入学してくる学生の実態やニーズに応じるために、カリキュラムの改正、研究指導体制の見直しの検討を始めた。また、平成19年4月からは、入学当初から履修期間を3年間と定め、その期間に2年間分の授業料を納付する長期履修制度を採用し、働きながらでも学びやすい体制をさらに整えている。しかし、医療制度の変化などにより、働きながら学ぶことはますます厳しくなることが考えられ、土・日開講、夏季集中講義等の方策を検討する必要がある。また、それに伴い、学部と大学院の教育を兼務している教員の負担についても対策を考える必要がある。

#### 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

##### 【現状】

人材の養成に関する目的と教育研究上の目的については大学院学則第4条第2項において、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。また、本研究科の理念・目的・教育目標を周知する手段として、学生便覧、大学院案内、ホームページがある。学生便覧には、大学院学則も掲載している。大学院案内は受験時に、学生便覧は入学時に学生に配付している。また、ホームページを用いて学内外に公開している。

##### 【点検・評価】

学生に対しては、入学時及び新学期オリエンテーションで研究科の理念・目的・教育目標について説明を行っている。学生に対しアンケート等での評価は得ていないが、履修や研究への取り組みの姿勢から学生への研究科の理念・目的・教育目標はおおむね浸透している。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

研究科の理念・目的・教育目標について、学生便覧、大学院案内、ホームページで周知しているが、カリキュラム改正を見据え、周知対象や周知方法についても今後見直しを行う。

#### 理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

##### 【現状】

平成16年に大学院を開設し、開設当初から14条特例を実施するなど、社会人の受け入れを積極的に行っている。入学定員10人、収容定員20人のところ、平成19年5月現在在籍学生数は27人であり、このうちの4人は学生の都合による卒業延期である。また、一般学生12人、社会人学生15人と社会人の占める割合は55.6%となっている。これまでの看護学修士の学位取得者は、平成17年度が9人、平成18年度が11人で、合わせて20人である。内訳は、看護管理学領域が8人、母子・家族看護学領域が6人（母性看護学分野が4人、小児看護学分野が2人）、機能障害看護学領域が4人（成人看護学分野が2人、精神看護学分野が1人）、ヘルスプロモーション看護学領域が2人（地域看護学分野が2人）である。なお数人の学生が、健

康上の理由や家庭の事情等により中途退学している。

【点検・評価】

入学志願者は、入学定員を充足しているものの低迷傾向にある。平成 18 年 3 月の完成年次以降に大学院修了者に対し、大学の施設・環境、カリキュラム、研究指導体制、学生相談、支援制度、授業方法・内容、成績評価、修士論文、学生に対する大学院の対応、大学院で学ぶ意義、学外へのアピール等についての調査を実施している。

この 2 年間の調査結果（平成 18 年 3 月、19 年 3 月に修了予定者を対象として実施した大学院授業評価アンケート）では、大学院で学んだことに対する満足度は 94.7%と高いものの、カリキュラムに対する満足度は 47.4%と低かった。これは、例えば、精神障害者の看護を深めたいと思う学生は、カリキュラムの規程により中途障害者リハビリテーション看護論やがん看護論を履修する必要があり、学生の関心と必ずしも一致しないことがあったことが影響しているものと思われる。また、奨学金や助成金に関する学生への対応に対する満足度は 57.3%で、働きながら学習する学生に対して、修学年数が延びても学費は一定にして欲しいとの要望が出ていた。

【今後の改善・改革に向けての方策】

志願者のニーズを反映し、平成 19 年度からは長期履修制度を制定したが、併せて志願者にとって魅力があり、また、修士課程修了者の能力を期待されるような学生を輩出する、より特色のある専門人材育成機関となるよう検討する必要がある。そのため、平成 19 年 4 月から大学院のカリキュラム改正に向けた検討を始めており、実践者コースの専門看護師教育課程等についても検討を行っている。

## 第2章 教育研究組織

大学の設立の趣旨と教育理念、教育目標を達成できるように教育研究組織を整備していくことを目標とする。具体的には、大学での教育、研究を円滑に進めるための組織の構築、日本赤十字学園の傘下にある本学での教育を発展させるための有識者の意見を有効に取り入れる組織の構築、高次研究組織としての看護学研究科博士課程の新設に向けての準備、がある。

### 1) 教育研究組織

学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究機関としての適切性、妥当性

#### 【現状】

本学の組織図は図2のとおりである。本学は平成12年4月に看護学部を、平成16年4月に看護学研究科修士課程を開設している。学長のもとに、大学運営会議、教授会、特別委員会、研究科委員会、事務局、図書館がある。

大学運営会議は、円滑に大学運営を図ることを目的として、学長、学部長、研究科長、図書館長、事務局長、事務局次長という学内者により構成され、平成16年4月から大学の管理運営に関する事項などについて審議している。それ以前は、特に大学運営会議という名称を用いてはいなかったが、同様の機能を有する会議を行っていた。教授会のもとにある常置委員会は、平成12年の開学当初は教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、図書委員会、研究・紀要委員会、広報・公開講座委員会の6委員会であったが、平成14年には情報システム委員会、国際交流委員会を加え、平成20年4月現在は、8委員会となっている。これらの委員会が、大学の教育、研究に関する業務を分担して、大学での教育、研究活動が円滑に進むように定期的に委員会活動を行っている。また、大学運営、研究や教育に関する事項で常置委員会が担当しない事項を担当する委員会として、特別委員会を設置している。特別委員会は、平成12年に自己点検・自己評価委員会、予算委員会を、平成13年に倫理委員会を、平成14年に将来構想検討委員会を、平成17年に研究倫理委員会、教員選考委員会を加え、平成20年4月現在は、6委員会を設けている。

平成16年の看護学研究科修士課程の開設に伴い、大学院の教育、研究に関する事項を審議するために研究科委員会をおき、さらに研究科委員会のもとにカリキュラムや博士課程などの検討を行う教務小委員会、入学試験小委員会をおいている。

事務局には、総務課、経理課、学生課、教務課があり、大学の運営、教育、研究が円滑に進むように事務分掌している。また、図書館は、教育、研究を支える部門である。

学外者の有識者の意見を取り入れるための組織として、中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会と参与会がある。中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会は、本学の健全な発展のために、日本赤十字社中国・四国ブロック内の各県支部・赤十字病院等と本学との連携・協力を強化するための組織であり、平成18年11月に設置された。また、参与会は、大学の運営に関する重要な事項について、学長の諮問に応じて審査し、学長に助言をする組織である。

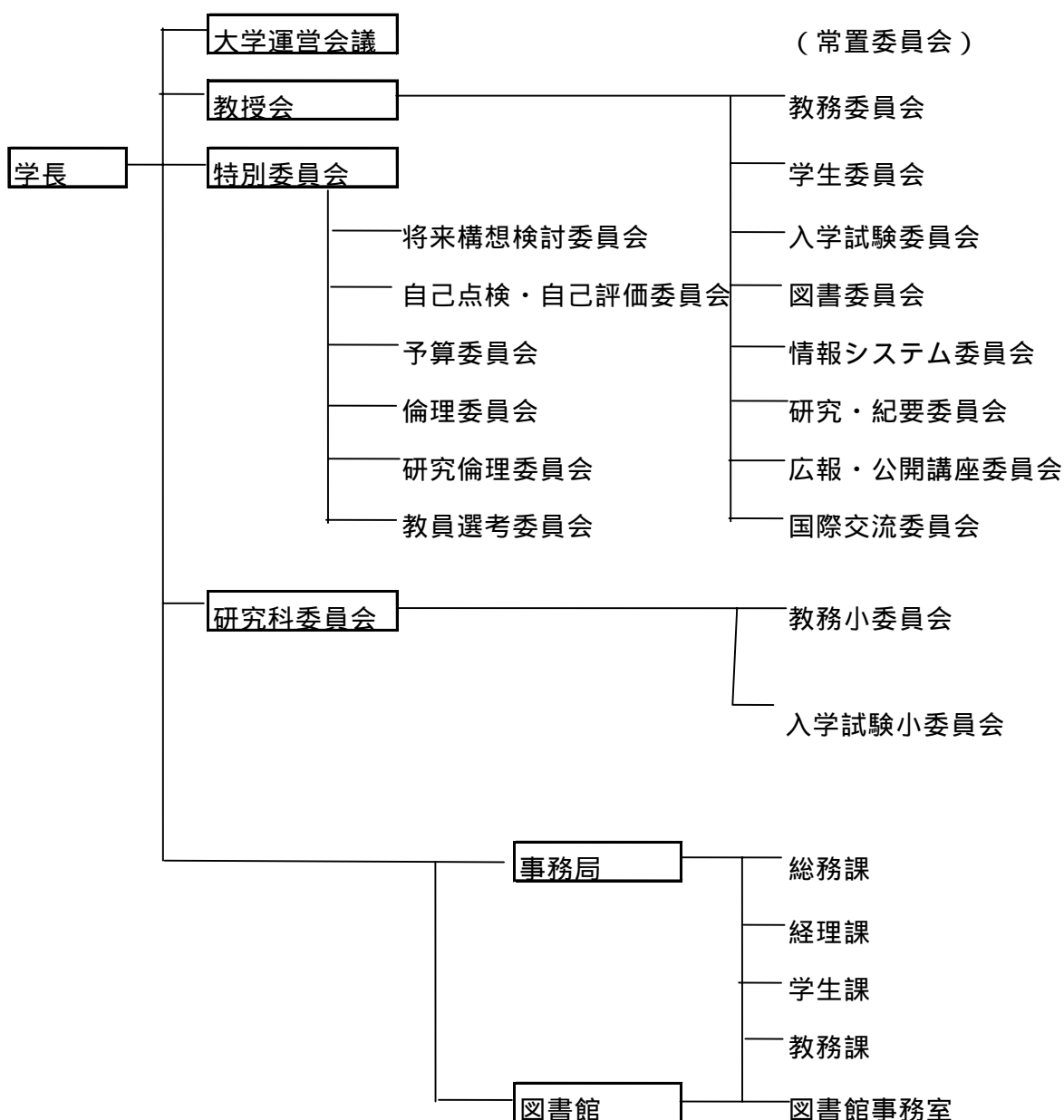


図2 本学の組織図

【点検・評価】

・大学での教育、研究を円滑に進めるための組織の構築

本学では、教育、研究を円滑に進めるために、必要に応じて、情報システム委員会、国際交流委員会、自己点検・自己評価委員会、予算委員会、倫理委員会、将来構想検討委員会、研究倫理委員会、教員選考委員会を順次追加し、大学の設立の趣旨と教育理念、教育目標を達成できるように教育研究組織を整備してきた。

委員会の増加に伴い、教員がこれまで以上に多くの委員会を担当する必要が生じた。そこで、各委員会が担当する内容を整理し、構成する教員数を見直し、少数の教員で委員会を構成し、教員が積極的に委員会活動をするにより、各教

員の常置委員会の担当を2つにすることができた。また、常置委員会の定例の会議日を特定の週の水曜日に集中させるなどして、特別委員会も水曜日に開催できるように配慮している。さらに、事務局がすべての委員会に参加しており、本学では教員と職員の連絡、協力体制が整っており、委員会運営が円滑に進んでいる。このことは、円滑な委員会運営のみならず、円滑な大学運営につながっていると判断でき、その点は評価できる。

・日本赤十字学園の傘下にある本学での教育を発展させるための有識者の意見を有効に取り入れる組織の構築

本学では、本学の健全な発展のために、日本赤十字中国・四国ブロック内の各県支部・赤十字病院等と大学との連携・協力を強化する組織として、中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会が平成18年11月に設立された。この協議会において、大学の運営・将来計画に関する事、学生の確保・就職に関する事、支部・赤十字施設と大学の連携・協力にかかわることを協議している。これまで、学外の有識者からの提案を受ける組織がなかった本学にとっては、この組織をもったことは評価できる。この組織は学外者ではあるが日本赤十字に関係する者で構成されており、日本赤十字学園の傘下にある本学での教育を発展させるために有効に活用することができる。

・高次研究組織としての看護学研究科博士課程の新設に向けての準備

本学では、平成16年に看護学研究科修士課程を開設しており、平成17年度が完成年度であった。平成18年から看護学研究科博士課程の新設に向けての準備をしている。本学の教育理念であるヒューマン・ケアリングを教授し、さらに、平成18年に中国・四国の赤十字病院及び本学の近隣の病院に対して行った博士課程のニーズ調査の結果をもとに、多数存在する看護学研究科博士課程との違いを明確にできる博士課程の新設に向けて準備をしている。このように、より高次の研究機関となるべく不断の努力を続けている点は評価できる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

・大学での教育、研究を円滑に進めるための組織の構築

本学では、少数の教員が委員会を構成し積極的に活動するという、少数精鋭での委員会活動を行っている。このことを可能にするためには、教員が大学運営や委員会活動を自らの業務として十分に理解し、行動する必要がある。そのために、教授会などの機会をとらえて、教員に自覚を促すように働きかけている。また、大学の設立の趣旨と教育理念、教育目標を達成できるような教育研究組織となっているか、2年ごとに行われる委員会の編成に併せて検討を加える必要がある。

・日本赤十字学園の傘下にある本学での教育を発展させるための有識者の意見を有効に取り入れる組織の構築

本学では、平成18年11月に中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会が設立され、日本赤十字に関連する者ではあるが学外の有識者からの提案、評価を受ける組織ができた。これまでに2回の会議を開催し、大学の運営・将来計画に関する事、学生の確保・就職に関する事での意見交換や、中国・四国ブロックの赤十字病院の院長会議、看護部長会議、支部局長会議などの支援を得ている。今後は、この組織を有効に活用する予定である。

- ・ 高次研究組織としての看護学研究科博士課程の新設に向けての準備  
看護学研究科博士課程を新設できるように、教務小委員会を中心に準備を進める。

## 第3章 学士課程・修士課程の教育内容・方法等

### 1) 学部

本学は、学士課程から修士課程まで一貫して、生命の尊厳と人類の英知を基軸とした「ヒューマン・ケアリング」を教育理念としている。この教育理念をカリキュラムに具体的に反映させるため、看護の対象としての人間を全人的に学ぶ趣旨から、「人間」「知」「関係」の概念を、またこれらの学問的基盤を統合し実践へと導く趣旨から「技」の概念を掲げ、これら4つの概念をカリキュラム構成概念(4つの領域)としている。これらの領域における授業科目は、一般教養科目、専門基礎科目、専門科目に区分し、教授している。

#### (1) 教育課程等(学部・学科等の教育課程)

学部・学科等の教育課程と学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

##### 【現状】

本学の看護学部は、日本赤十字社の中国・四国地区赤十字病院の看護師・保健師養成機関の拠点施設として平成12年以来、看護師・保健師の育成に必要な教育内容を提供してきた。中国・四国地方をはじめ全国的に医療の現場や地域で活躍できる人材の育成に努めている。

そのために、本学部の教育内容は、ヒューマン・ケアリングの教育理念を受けて次の6項目を教育目標としている。

- ・ 生命の尊厳と人間の基本的権利を尊重できる豊かな人間性を養う。
  - ・ 看護学の基礎的な知識・技術、並びに人間との深いかかわり、環境との相互作用とを統合し、ヒューマン・ケアリングの理念に基づいた実践能力を養う。
  - ・ 保健・医療・福祉の向上のために、学際的協力・連携を図り、看護の担うべき役割を果たすことのできる能力を養う。
  - ・ 看護の現象をグローバルな視野でとらえ、国際的に貢献できる基礎的能力を養う。
  - ・ 赤十字の基本理念を理解し、人道的に社会貢献できる能力を養う。
  - ・ 看護の現象を科学的に探求し、看護学の発展に貢献できる基礎的能力を養う。
- さらに、この目標に基づき、卒業時に学生が到達すべき目標を定めており、それらは次のとおりである。
- ・ 人間を総合的に理解し、基本的権利を守る姿勢を堅持できる。
  - ・ 豊かな人間性をもとに、人間の苦痛、苦悩を共感的に理解できる。
  - ・ ヒューマン・ケアリングの意味と価値を認識している。
  - ・ 看護の対象の個別性並びに状況に応じ、柔軟かつ創造的にヒューマン・ケアリングが実践できる。
  - ・ 保健・医療・福祉の分野において、看護の役割を認識できる。
  - ・ 保健・医療・福祉の分野において、看護専門職としてのリーダーシップを発揮するための基礎的能力を身につけている。
  - ・ 変貌する国際社会において、看護の担う役割を国際的な視野で認識できる。
  - ・ 人道の理念をもとに国内外の救援救護活動を組織的に行うことができる。

- ・ 看護の現象を科学的に探求する基礎的能力を身につけている。
- ・ 根拠に基づいた、より質の高い看護実践を行うための応用能力を身につけている。

上記の目標を受けて本学のカリキュラムは、4つの構成概念に基づき「人間」を理解する領域、「知」を深める領域、「関係」を深める領域及び「技」を駆使する領域の、4領域から編成されている。そのうえでそれぞれの領域における授業科目を、一般教養科目、専門基礎科目及び専門科目に配分している。

このうち専門科目は、さらに、基礎看護学、発達看護学、応用看護学の3つに区分されている。そのうち、発達看護学は、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老人看護学に、また、応用看護学は、精神看護学、地域看護学、看護管理学、看護教育学に区分されている。そして、それぞれの区分のなかでは4領域の観点から細分化した科目編成をしている。

以上の点から、大学設置基準第19条との関連においては、学部・学科の教育課程を達成するために必要な科目を体系的に配置し教授し、理念・目的に結びつけている。

学校教育法第52条との関連では、ヒューマン・ケアリングを基軸とした多様な科目や実践能力育成科目群を配置することによって、「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開」させるように配慮している。

#### 【点検・評価】

カリキュラム改革は看護教育や社会の要請に合わせて、創立後5年目（平成16年）に行い、その時点での点検・評価を行っている。平成18年度自己点検・評価アンケートでは、「大学の教育理念、目的・目標が授業科目に反映されているか」について「そう思う・ややそう思う」は57.2%の学生、78.6%の教員が回答している。前回のアンケート調査（平成16年1月実施）は最高学年のみが対象であったため、今回の結果と比較することは難しいが、教員について上記の質問では、前回は51.1%であったのに対し、今回は27.5ポイント上昇している。カリキュラム全体に関するアンケート調査では学年が上がるにつれ、評価も高くなる傾向があり、カリキュラムに対する意識や理解が深められていると考える。

教育理念や目的を考慮しつつ社会の要請に応えて、科目内容の重複の是正や科目の必須・選択必修・選択の再構成や開講期間の見直し、変更を行い、カリキュラム改革を押し進めている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

改正後のカリキュラムは現在の2年次から施行されている。新カリキュラムの評価は時期尚早であるが、学生の評価や社会の要請や情勢の変化を見極めて、更に良いカリキュラムを作成するため、日々、他大学や学生、教員からの情報収集に当たる必要がある。

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

#### 【現状】

看護学部では保健・医療・福祉の分野における看護の役割を認識し、看護専門職としてのリーダーシップを発揮するための基礎的な能力を身につけ、変貌する国際

社会において看護の担う役割を国際的な視野で認識できる人材を育成することを考え、カリキュラムを編成している。

看護学部のカリキュラムは、1年次に基礎的科目の配分を多くし、学年が進むに従って、より高度な専門的科目を配置している。1年次では人間形成及び学問全般の基盤となる一般教養科目、保健・医療・福祉など看護学を学ぶための専門的基盤となる専門基礎科目を多く配置している。専門科目の内では基礎的な科目として、看護学概論、基礎看護学実習、成人看護学を学び、それぞれの学科目の学修に関心が深められるように配慮している。

また「情報処理学」、「文章表現法」や「基礎ゼミ」などにおいては、コンピューターやネットワーク利用、文書作成や資料検索などの基礎的な能力を修得するようにしている。2年次からは専門基礎科目と専門科目が更に増える。これらは看護学を理論と実践が統合されたものとして学習し、研究的に探求するための科目である。3年次からは各専門領域の看護学実習や「研究方法」、「看護管理学」、「災害看護学」など、より発展的、応用的な科目を学び、4年次では「卒業研究」、「総合看護実習」、「発達看護学特論」、「応用看護学特論」など、それまで学んだことの統合や実践的に活用できる科目を設けている。

#### 【点検・評価】

カリキュラムは1年次からの履修科目を体系的に配置することで、効率的に学ぶことができるようになっている。本学のカリキュラムは、4つの概念、すなわち4領域から構成されている。そのうえで、それぞれの領域における授業科目は、一般教養科目、専門基礎科目及び専門科目に区分している。一般教養科目は、人間形成及び学問全般の基盤となる部分であり、専門基礎科目は、保健・医療・福祉など看護学を学ぶための専門的基盤となっている。

専門科目は、看護学を理論と実践が統合されたものとして学修し、研究的に探求するための科目である。1年次、2年次、3年次の講義、演習、実習は4年次の看護学全般を統合し、実践的能力を深める総合看護実習や個別指導による卒業研究へとつながられている。それらの専門的な科目と一般教養科目、専門基礎科目がバランス良く配置されており、本学の理念・目的に対応したカリキュラムの体系性が確保されている。

本学部のカリキュラムでは、高等教育に必要な学問的な基礎を習得するために、一般教養担当教員による「基礎ゼミ」、専門基礎担当教員による「基礎ゼミ」が開講されており、学生が教員の研究分野を理解し、広い教養を身につけることができる点で優れている。また、3年次から4年次にかけての臨地実習では5～8人の学生を大学側と病院側の2人の実習指導者が担当し、少人数による充実した教育が確保されている。また総合看護実習では中国・四国地域の全赤十字病院を実習病院とすることで、1施設での実習生数を減らし、臨地での体験がより濃厚にでき、チームでの看護活動を理解し、実践能力が高められ、卒後教育にも生かせるようにしている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

学生は担当のチューターに相談し、広く教養を身につけ、人間的豊かさを求めるために履修科目を決定している。特に4年次には「卒業研究」や保健師・看護師国家試験対策や就職試験対策で心理的余裕がなくなり、幅広く将来に役立つ選択科目

を履修することを避ける傾向が見られる。今後1年次から4年次を見越して幅広い人間性育成のためにきめ細かい履修指導が必要である。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

#### 【現状】

看護の専門性に対する基礎という観点から本学においては、一般教養科目、専門基礎科目が基礎教育に該当するものである。これらの科目は「人間」、「知」、「関係」の領域から形成され、一般教養科目は、人間形成及び学問全般の基盤として、専門基礎科目は、保健・医療・福祉などの看護学を学ぶための専門的基盤としてカリキュラム上位置づけている。

また本学の教育理念である「ヒューマン・ケアリング」とは看護実践に臨む態度にかかわった倫理的な概念である。したがって、この理念のもとに組み立てられたカリキュラムは、ある特定の教科のみによって倫理性が身につくのではなく、その全体の中からそれを養成することができるものとなっている。このように、本学部における倫理性を培う教育は特定の科目によらず、教育全体の流れの中で培われるものという理念のもとにカリキュラム編成を行っている。

#### 【点検・評価】

本学部の教育課程における看護基礎教育、倫理性を培う教育は、具体的には次のような教育課程編成によりその充実・徹底を図っている。1年次、2年次では「基礎ゼミ」や基礎看護学実習を、3年次、4年次では専門科目や各領域実習における少人数制の授業や演習・実習を通して、人間理解やそれらに必要な知識、深い関係性のあり方、個別性を尊重する技術などの教育に力を入れている。

本学部の教育課程における看護基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについては看護師・保健師としての就業に際して一定の成果を収めているが、これらの効果についての具体的な検証は現在のところ行っていない。今後卒業生などの反応から検証していく必要がある。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学の教育課程において、看護基礎教育の充実と倫理性の教育は看護基礎教育を行うという責務を果たすうえでは極めて重要である。昨今の社会変化の中で、看護職に求められる知識・技術、あるいは倫理的態度も変化しつつあり、それに応え得る看護基礎教育を行うために常に教育内容の検証と精選を継続していく必要がある。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

#### 【現状】

本学部は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授し、知的・道徳的及び応用能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的としている。

看護学科は、教授会を基礎としながら、専門看護領域ごとに会議を開催し、調整を図りながらも各領域の独自のカリキュラムのもとに運営している。

看護学科は「人間」「知」「関係」「技」の4つの領域にわたってヒューマン・ケア

リングについて広く深く学び、理論から実践まで専門的知識を体系的に学修することを目指している。そのために、専門科目は4年間にわたり配置され、専任教員により理論から実践まで教授され、学科の専門度の高い科目を段階的かつ体系的に配列して、学校教育法第52条に規定する「深く専門の学芸を教授できる体制」を敷いている。

これらの専門科目は講義、演習、臨地実習で行うが、演習や臨地実習は少人数制で、特に臨地実習においては臨地の指導者も加え、学生の特性や進行に合わせきめ細かく指導に当たり、学校教育法第52条に規定する「知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことをねらいとしている。

#### 【点検・評価】

専門科目に対する考え方は看護学を学ぶための専門的基礎を身につけるための科目であり、同時に、理論と実践が統合されたものとして学修し、探求するための科目である。また、看護系の教育課程では保健師助産師看護師養成所指定規則による教育内容及び単位数が定められており、そのため、専門科目には選択科目が少なく自由に選択できる科目に限界がある。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

広く、深く専門科目を教授することを目指して、研究しているが、さらに応用能力を発展させるための内容の見直しをしていく必要がある。そのためには、授業評価などをもとにさらに充実した専門科目の提供を目指し、教授会での一層の入念な情報交換や意思統一の体制を目指す必要がある。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を養成」するための配慮の適切性

#### 【現状】

一般教養的授業科目は一般教養科目と専門基礎科目に分かれている。両科目とも「人間」を理解する領域、「知」を深める領域、「関係」を深める領域の3つの領域からなっている。一般教養科目は人間形成及び学問全般の基盤となる教養科目や外国語科目等からなっている。この科目では50単位中20単位以上を取ることが卒業要件となっている。専門基礎科目は保健・医療・福祉・看護を学修していく上で基盤となる基礎科目であり、49単位中32単位以上を取ることが卒業要件となっている。

それぞれの区分において学生に多様な科目を提供している。「基礎ゼミ」のみ1クラスの履修者の人数に制限をしているが、他の科目は制限をしていない。

#### 【点検・評価】

本学では、一般教養科目35科目、専門基礎科目33科目と豊富な科目を提供している。学生に幅広く学修する機会を提供し、各学年次において興味と関心に応じた履修を可能としている。とりわけ少人数制の「基礎ゼミ」では学生がそれぞれに関心を持ったテーマを選び、その内容を深めることができる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

教養科目編成については、教務委員会で調整、検討を行っているが、学生のより体系的な学修を方向づけるために必要な開設科目について検討する。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

#### 【現状】

外国語科目は英語をはじめフランス語、中国語科目を開講している。平成 17 年度からは通年科目として開講していた英語、フランス語、中国語科目を学生が履修しやすいように半期ごとに 1 単位開講している。また、英語の一部とフランス語、中国語は 2 年次に選択必修科目として開講し、選択範囲を広げた。外国語科目においては、教養としてのみならず、将来保健医療活動の貢献を諸外国で行うことを想定し、異文化の理解やコミュニケーション技術の習得により国際社会の一員となる人材の育成を目標としている。

学外での英語検定・能力試験の受験により実力を試し学力向上の動機付けとなるように TOEIC の受験を学生に推奨している。平成 17 年度より 10～15 人の学生が挑戦し学力向上を目指している。

4 年次には国際看護学演習として、平成 15 年から平成 18 年まで米国マサチューセッツ州立セイラム大学看護学部、平成 19 年からネバダ大学リノ校看護学部との提携のもとに同大学での受講と病院で研修を行っている。ここでは語学研修が主目的ではないが、学生にはそれまでの英語科目の学修の成果を試す機会となり、コミュニケーション能力や異文化理解に役立っている。

#### 【点検・評価】

外国語科目は、平成 17 年度より通年開講科目を半期ごととしたため、選択範囲が広げられ、学生は履修しやすくなった。しかし、時には数科目に受講生が集中し、学生各個人の語学能力を十分に引き出すことが困難な場合がある。

4 年次後期に看護英語を開講している。これは将来、国外で医療活動に貢献するためには英語での医療活動の内容理解や情報交換には必須条件であるが、現在は選択科目として開講している。そのため、卒業研究や就職活動、国家試験準備と時間に追われている 4 年次後期には履修希望者が少ない。看護英語は職業的に将来高度な能力を求められる国外での医療活動では重要科目であるため開講時期の検討と学生への履修指導が必要である。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

クラスサイズを適正化するためには、外国語科目の選択が科目ごとにできるだけ均等になる必要がある。そのために前もって学生の意向を調査し、学生への履修指導を行うことによって、より学習効果をあげられる環境を整えていかねばならない。

国外での医療活動に欠かせない看護英語の受講時期を学生のニーズに合わせられるように検討する必要がある。将来的に社会情勢の変化や社会の要請に応じて英語、フランス語、中国語以外の外国語（韓国語、スペイン語）についても検討する必要がある。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

#### 【現状】

開設授業科目、卒業所要総単位は平成 18 年度より見直し、変更を行っている。変更は、赤十字看護大学としての特徴を社会の情勢や要請に合わせ、より明確にする

必要性と学生のニーズに合わせ行った。外国語科目を含む一般教養科目は 24 単位から 20 単位 (15.4%) に減らした。外国語のみについては 10 単位と変更していない (7.8%)。専門基礎科目は 32 単位 (24.6%) と変わらず、専門科目は 72 単位から 78 単位 (60.0%) に増やした。卒業所要総単位は 128 単位から 130 単位に増やした。

必修科目についてみると、108 単位から 111 単位に増やし、選択必修科目は 18 単位から 9 単位に減らした。選択科目は 2 単位から 10 単位に増やし選択範囲が広がった。

#### 【点検・評価】

平成 18 年度のカリキュラム改正により次の点を変更した。一般教養科目では、学生の選択肢を増やすために「赤十字の歩みと活動」「統計学」「英語」のみを必修科目とし、残りの科目はすべて選択科目とした。専門基礎科目では自由選択科目を増やすことで、学生の選択肢を広げた。専門科目では、各看護学領域における概論は他の科目と内容に重複があることから、1 単位 30 時間を 1 単位 15 時間に減らした。また、「基礎看護学特論」「発達看護学特論」「応用看護学特論」は学部生、編入生のニーズの違いに対応し、「基礎看護学特論」(1 単位 15 時間)「発達看護学特論」(2 単位 30 時間)「応用看護学特論」(1 単位 15 時間)を学部生向けの科目とし、「基礎看護学特論」「発達看護学特論」「応用看護学特論」(各単位数、時間数はと同じ)を編入生向けの科目とした。

一般教養科目全体の時間数は 510 時間から 420 時間に、専門科目全体は 2,520 時間から 2,490 時間に減らし、学生の時間的余裕をもたせ、科目選択の自由度を高めた。同時に専門科目の内容の質的充実を図った。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

一般教養科目・専門基礎科目・専門科目総時間数の減少と学生の学修の充実度や学習意欲については今後授業評価などの手段により情報収集に努め、検討をしていく必要がある。

### 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

#### 【現状】

本学部の基礎教育は専門科目の入門的役割の基礎看護学教育(「看護学概論」・「基礎看護学」「基礎看護学実習 基礎看護学」など)と専門基礎科目から構成されている。教養教育は一般教養科目がそれに当たる。本学では看護基礎教育、教養教育とも教務委員会が実施・運営の具体案を検討し、教授会の審議を経て運用を行っている。

#### 【点検・評価】

本学部の専門科目の入門的役割を担う看護基礎教育と教養教育は、原案は教授会で決定あるいは報告しており、また教授会の意見は各委員会に伝えている。結果的に、専門科目の入門的役割を担う看護基礎教育と教養教育について多様な内容を実施していると考えられる。

#### 【今後の改善・改革に向けた方策】

専門科目の入門的役割を果たす看護基礎教育と教養教育については、今後も実施状況や内容のバランスなどの検討を担当者と教務委員会が調整しながら、また教授会で全体的に検討していく必要がある。

## (2) 教育課程等(カリキュラムにおける高・大の接続)

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

### 【現状】

充実した看護基礎教育を行ううえで、学生が生物学、化学、物理学などの科目を習得しておくことは重要である。その一方で本学の入学試験においては、それらの科目すべてを試験科目として課しておらず、学生が後期中等教育において生物学、化学、物理学などの基礎知識を習得していない場合もあるのが現状である。

そこで本学では、平成18年度より「生物学概論」、「化学概論」、「生活と科学」の3科目を後期中等教育から高等教育への導入的科目と位置づけ、1年次に配当したカリキュラム改定を行い、入学時のオリエンテーションやチューターによる個別履修指導などを通じて、学生に適切な科目選択についての指導を行っている。なお平成18年度入学生における導入的科目の履修状況は、「生物学概論」169人、「化学概論」80人、「生活と科学」7人である。

また、一般教養領域、専門基礎領域の教員がそれぞれ「基礎ゼミ」、「基礎ゼミ」において少人数による対話的教育を行っている。そこでは担当教員の学問的専門性をもとにして、高等教育に必要な知的態度の養成を目指している。

### 【点検・評価】

平成18年度自己点検・評価アンケートでは、「授業科目は、基本から応用へと段階的に理解できる順序に配置されていますか」という質問に対して、「そう思う」が9.3%、「どちらかといえばそう思う」が45.6%という回答であった。教育内容の配列はおおむね適切であり、学生は後期中等教育から比較的円滑に高等教育へと移行していると考えられる。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

平成18年度の入学生は平成15年度の新「学習指導要領」による教育を受けてきている。したがってこれまでの学生とは異なった対応を大学教育においても求められているといえる。本学においては、すでに述べた導入科目の設定によって後期中等教育と高等教育との円滑な移行を試みているが、その効果の検証を含め、今後も改善策の検討を継続していく必要がある。具体的には、「基礎ゼミ」などの少人数科目において、個々の学生に対する細やかな指導を行うことや、同じく<sup>1</sup>チュートリアル制度を利用した学生の個別指導体制を充実させ、そこからのフィードバックを全体的な導入教育へと反映していくことなどが挙げられる。

## (3) 教育課程等(カリキュラムと国家試験)

国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率

本学看護学科における卒業に必要な単位は128単位(平成18年度以降入学生は130単位)であり、この単位を修得すると保健師・看護師国家試験受験資格が得られる。いずれの試験も合格率100%を目指している。

---

<sup>1</sup> チュートリアル制度：小グループ化した学生を各教員が担当し、修学や学生生活全般に関する指導や助言を行う制度。

【現状】

・保健師・看護師国家試験合格率

本学の国家試験の合格率は表 1 のとおりであり、平成 18 年度の看護師国家試験合格率は 100.0%、保健師国家試験合格率は 99.4%である。全国平均合格率の 90.6%、99.0%をともに上回っている。

表 1 保健師・看護師国家試験合格率 (単位:人)

平成 年度	看護師国家試験				保健師国家試験			
	受験者数	合格者数	本学 合格率 (%)	全国 合格率 (%)	受験者数	合格者数	本学 合格率 (%)	全国 合格率 (%)
18	150	150	100.0	90.6	160	159	99.4	99.0
17	133	128	96.2	88.3	146	121	82.9	78.7
16	131	128	97.7	91.4	143	122	85.3	81.5
15	132	130	98.5	91.2	142	132	93.0	92.3
14					13	13	100.0	91.5
13					10	10	100.0	83.5

・国家試験受験対策

ア．国家試験受験のための学習支援

本学では、教務委員会に国家試験対策係を設けて学生への指導を行っている。また、学生は国家試験対策委員を 2 年次以上の各学年において選出し、模擬試験を中心とした取り組みを行っている。

学生全体への対応としては、3・4 年次に保健師・看護師の模擬試験を導入し、受験への動機付けを行っている。模擬試験の一部は保護者の会からの受験料助成を得て実施される。保健師国家試験については、上記とは別に地域看護学領域による学内模擬試験が実施されている。さらに、4 年次に開講する特論科目及び必修問題関連科目の一部補講により、復習を含めた総合的な教育を実施している。一方、個別的な対応としては、模擬試験成績が不振な学生と未受験者を教務委員会及びチューターが把握し、継続的な指導を行っている。

学習環境の整備としては、平成 17 年度から看護師国家試験問題集 LAN 版を情報処理室のパソコン 20 台に導入し、自己学習の環境を整えている。

その他、卒業生の受験体験の伝承を意図して卒業生を年 1 回大学に招き、シンポジウムを開催している。また、遠方会場で受験する学生への対応策として、希望者には宿泊施設、移動手段の確保、昼食の手配等を行っている。

イ．不合格者に対する支援

不合格者には、直ちに大学教員が就職内定先への連絡を行っている。また、再受験を支援するため、学生が卒業した後も再受験手続や模擬試験に関する情報提供を行っている。

#### 【点検・評価】

保健師・看護師国家試験の合格率はともに全国の合格率を上回っており、平成18年度は看護師は全員合格、保健師は1人のみ不合格であった。この結果は、国家試験対策の効果とも考えられるが、平成18年度は保健師・看護師いずれにおいても全国の合格率が高いため、国家試験問題の難易度も影響を与えている。保健師国家試験の合格率は、全国の結果と同様に看護師よりも低い。看護師として就職する学生の場合には、保健師免許が必要な資格として認識されにくい可能性があり、保健師・看護師の国家試験に向けた学習を両立させるための学習指導の継続が必要である。

卒業生の国家試験体験談については、アンケート結果において有益であるという回答が多かった。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策等】

学生が保健師・看護師国家資格取得の意義を理解し必要な能力を修得できるよう、各教科の教育内容を今後さらに国家試験レベルを内包した高度な内容に充実させる必要がある。また、学習指導を要する学生については、これまで同様にチューター及び科目担当教員が個別にかかわり、継続的な学習支援を行っていく必要がある。さらにチューターや科目担当教員が抱える問題を組織的に解決し、各教員の指導体制の強化を図る必要がある。

学生一人ひとりが国家試験に関心をもち、主体的に学習に取り組めるような動機づけと学習支援が必要である。

### (4) 教育課程等（医学系のカリキュラムにおける臨床実習）

医学系のカリキュラム（看護系）における臨地実習の位置づけとその適切性

#### 【現状】

・看護学実習の基本的な考え方とねらい

看護学実習の基本的な考え方は、学生が大学で学んだ理論や諸知識を、自らが体験するケア実践を通して科学的に統合する機会であり、看護専門職に必要な知識・技術・態度の習得及び倫理観を形成する重要な学習と位置づけ、全学年に対し「実習要項」の冊子を年度ごとに更新し教育に生かしている。

看護学実習のねらいは、次のとおりである。

ア．看護の実際を体験することを通して、ヒューマン・ケアリングの意味と価値について認識し、ヒューマン・ケアリングを行うための能力を身につける。

- ・ 実際の体験の中から生命の尊厳、対象の権利や価値観について理解を深めながら論理的な態度や判断能力を養う。
- ・ 既習の理論や諸知識を臨床の場に適用し、理解を深める。
- ・ 看護技術をその原理・原則に基づき、対象や場の変化に応じて適用し、応用する能力を養う。
- ・ 実習での体験や行動の意味づけを行い、看護実践や看護学の探究のために必要な洞察力や感性を養う。

イ．創造的な問題解決能力を高める。

- ・ 科学的にものごとを考え、主体的に行動する能力を養う。
- ・ 直面している問題事象を、科学的に分析し、具体的な解決方法を柔軟に思考し、行動する能力を養う。

- ・ 実習での体験を言語化し、論理的に表現することができる。
- ウ．看護の対象や対象とかがわり合う人々と建設的な対人関係を築くことができる。
- エ．保健・医療・福祉のチームの一員として行動する能力を養う。
- ・ 科目構成と概要
  - 看護学実習は、18年度にカリキュラム改正を行い、次のようにカリキュラムの段階に応じて段階的に積み上げている。
  - ・ 基礎看護学実習
    - 看護の対象である人間とその生活を理解する。また個人を対象にして生活行動援助を中心に看護を実施する。
  - ・ 成人看護学実習
    - 看護過程を用いて、成人期の個人を対象とし看護を実施する。
  - ・ 母性・小児・成人 ・老人・精神・地域の各看護学実習
    - 基礎看護学実習 ・ 成人看護学実習 で学んだことを、さらに対象の場及び特性に応じて、看護を実施する。
  - ・ 総合看護実習
    - これまでに学習したことを総合し、さらに深く看護を探究する。
- ・ 実習スケジュールと指導体制
  - 看護学実習の時期・期間等は表2及び表3のとおりであり、1年次2月から基礎看護学実習を開始し、2年次に基礎看護学実習 ・成人看護学、3年次から4年次前半に、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老人看護学、精神看護学、地域看護学の6領域の実習を行い、4年次9月の総合看護実習で終了する。

表2 看護学実習の概要(平成18年入学生)

学年	実習科目名	実習概要	単位数
1	基礎看護学実習	医療施設において入院している対象者並びに療養生活への理解を深め、基礎看護技術を用いた看護実践の見学・実施を通して、援助的人間関係を学ぶ。この過程を通して、ヒューマン・ケアリングの基礎となる他者への関心を深め、臨地における学習者としての姿勢を養う。	1
2	基礎看護学実習	医療施設に入院している対象者の療養生活に焦点をあて、問題解決思考を用いて、健康上の問題解決に取り組む。この看護過程を通して、ヒューマン・ケアリングに基づく看護実践の基礎となる科学的かつ論理的な思考と、援助的人間関係を構築する能力を養う。	2
	成人看護学実習	入院治療を受けている成人を全人的に理解し、看護過程を用いて、対象者の苦痛・苦悩を緩和し、より健康的に機能できるように看護援助を行う。この援助の過程を通して、ヒューマン・ケアリングの基礎である科学的かつ論理的な問題解決能力を養う。	3
3	母性看護学実習	妊娠、分娩、産褥、育児という子どもを産み育てる過程にある女性及びその子どもを全人的に理解し、妊娠、分娩、産褥及び新生児の経過を観察し、異常症状の早期発見と正常経過を助長する看護援助を学ぶ。さらに、子どもを産み育てる家族におこる変化を理解し、援助的人間関係を通し、母親役割獲得の過程について学ぶ。これらの母性看護学実習を通してヒューマン・ケアリングに基づいた看護援助能力を養う。	3
	小児看護学実習	乳児・幼児・学童・思春期にある子供の発達課題や家族の生活に実際に触れ、子供と家族の健康問題について考察する。さらに、ヒューマン・ケアリングを基盤とし、子どもとその家族の健康レベルに応じた看護援助の方法を創造的に考え、子どもとその家族がそれぞれの健康レベルに応じた生活が送れるように援助を工夫することができる。	3
	成人看護学実習	病状が変化する、あるいは複数の疾患・症状をあわせもつ複雑な状態にある入院治療中の成人を全人的にとらえ、家族とともに対象者が、その人らしく生きることができるよう、看護チームの一員として看護援助を行う。この援助の過程を通して、看護専門職としてヒューマン・ケアリングを行うための実践能力を養う。	3
	老人看護学実習	老年期にある対象を施設内(病院・介護保険施設)から家庭・地域までの広い視野でとらえ、対象への対応の実際の体験を通して理解する。また、様々な健康レベルの対象に顕在的・潜在的な能力が最大限発揮できるように援助するための基礎的な能力を養い、ヒューマン・ケアリングを通して個々の老人看護観を構築する。	3
	精神看護学実習	精神に障害を持つ対象とのかかわりを通じて、精神に障害を持つ個人及びその家族への理解を深める。また、精神に障害を持つために、生活や対人関係に困難を抱えていることを理解し、自らをケアの道具として最大限に生かし、対象とのかかわるための基礎的な能力を養う。	3
	地域看護学実習	地域で生活している人々の生活習慣や価値観、健康問題の特徴を把握し、人々の健康とQOLの向上に向けた看護支援について学ぶ。さらに、地域におけるヘルスケアシステムについての理解を深め、ヒューマン・ケアリングの理念に基づいた看護の基礎的な能力を養う。	3
4	総合看護実習	ヒューマン・ケアリングの理念に根差した看護を追究する姿勢を養う。保健・医療・福祉のチームの一員として行動するための基礎的な能力を養う。	2

表3 看護学実習の時期・期間

月	1年次	2年次	3年次	4年次	
4					
5				母性、小児、成人、老人、 精神、地域 4クル	
6				母性、小児、成人、老人、 精神、地域 5クル	
7				母性、小児、成人、老人、 精神、地域 6クル	
8		基礎			
9			基礎	総合	地域 編入4年生
			母性、小児、成人、 老人、精神、地域 1クル		
11			母性、小児、成人、 老人、精神、地域 2クル		
12			母性、小児、成人、 老人、精神、地域 3クル		
1		成人			
			成人		
2	基礎				
3		基礎			

#### ・実習施設

実習施設は、広島赤十字・原爆病院、JA 広島総合病院を主体とし、中四国の赤十字病院、医療センター等、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、保健所、保育園の計 57 施設である。領域によっては実習施設が遠隔地に及んでいるところもあり、学生配置は事前に全領域間で調整している。

#### ・実習に関する担当者の設置

実習指導教員は、1 グループ 6～8 人に教員 1 人と施設実習指導者 1 人が指導に当たっており、少人数制教育を徹底している。実習指導教員は原則として、実習領域教員であるが、全体的な運用は、教務委員会の役割分担で実習係として 2 人の教員を配置している。また事務局では教務課が実習要項の作成や実習施設との連絡調整などを担当している。

#### ・実習要項と運用

実習基本事項は、看護学実習の基本的な考え方、看護学実習で目指すもの、科目構成と概要、実習指導者の役割、倫理的課題、受け持ち対象者依頼に関するガイドライン、看護学実習時の医療事故ガイドライン、感染予防について、事故発生時の対応及び報告手続き、留意事項、実習の継続について、実習科目終了時の単位認定合否基準を掲載している。

科目別実習要項は、実習目的、実習目標、実習場所、実習方法、実習記録及び実習レポート、実習評価などを掲載している。

実習要項作成は、毎年 7 月の領域全体オリエンテーションに併せて更新している。基本事項は実習係、各領域は担当教員が医療・看護状況に併せて改訂している。学生は事前学習、実習目的・目標、評価などすべてを実習要項に沿って進行させている。実習施設には、実習指導要領とともに事前に配付し、実習が円滑に進行するよう運用している。

卒業時の看護実践能力育成の充実に向けた取り組みとして、1 年次の実習から技術経験状況を記録する方式を今年度から取り入れた。これは学生自身の習熟度が分かり、新たな実習において目標と実践を繰り返しながら、卒業時に到達度評価ができることをねらいとしている。

また、看護学実習履修要件は、表 4 のとおりであり、実習に必要な授業の単位修得後に実施することとして規定している。

表4 看護学実習履修要件

看護学実習		先行要件	
		講義	実習
基礎看護学実習		看護学概論 の単位修得 基礎看護学 -1の単位修得 看護学概論 の修了 基礎看護学 の修了 人体の構造と機能 の修了 人体の構造と機能 の修了	
基礎看護学実習		基礎看護学 の単位修得 基礎看護学 の修了 基礎看護学 の修了 基礎看護学 -2の修了 病態治療学 の修了 病態治療学 -1の修了	基礎看護学実習 の単位修得
成人看護学実習		基礎看護学 の単位修得 成人看護学 の単位修得 人体の構造と機能 の単位修得	基礎看護学実習 の単位修得
領域別実習	成人看護学実習	成人看護学 の単位修得 成人看護学 の単位修得 成人看護学 の単位修得 成人看護学 の単位修得 成人看護学 の単位修得 人体の構造と機能 の単位修得 病態治療学 の単位修得 病態治療学 の単位修得	成人看護学実習 の単位修得     以下、全ての領域別実習の先行要件とする
	母性看護学実習	母性看護学 の単位修得 母性看護学 の単位修得 母性看護学 の単位修得	成人看護学実習 の単位修得
	小児看護学実習	小児看護学 の単位修得 小児看護学 の単位修得 小児看護学 の単位修得	成人看護学実習 の単位修得
	老人看護学実習	老人看護学 の単位修得 老人看護学 の単位修得 老人看護学 の単位修得	成人看護学実習 の単位修得
	精神看護学実習	精神看護学 の単位修得 精神看護学 の単位修得 精神看護学 の単位修得	成人看護学実習 の単位修得
	地域看護学実習 (学部生)	健康管理論の単位修得 疫学の単位修得 保健福祉と行政の単位修得 地域看護学 の単位修得 地域看護学 の単位修得 地域看護学 の単位修得 地域看護学 の単位修得	成人看護学実習 の単位修得
地域看護学実習 (編入生)		健康管理論の単位修得 疫学の単位修得 保健福祉と行政の単位修得 地域看護学 の単位修得 地域看護学 の単位修得 地域看護学 の単位修得 地域看護学 の単位修得	
総合看護実習		看護管理学 の修了 看護教育学 の修了	全領域の看護学実習の単位修得

【点検・評価】

実習評価は、各実習が終了後領域内で評価した後に、看護教員会議で報告し検討を重ねてきた。実習目標の達成度に関しては、達成している学生が大部分であるが、

出席日数不足により若干の再履修などがある。実習施設においては、学生は医療者としての基本的な態度を求められており、教員も常に意識的にかかわっていくことが必要である。また学習は個別的な体験ではなく、共有の学びとして広げていくためにカンファレンスを重視して行っている。カンファレンスの効果については、学生・教員ともに有意義だと感じている者が多かった。しかしながら、学生やグループにより、学びに差が生じている時も見られ、個人の学習意欲を高めるためのより充実した事前学習や個別的指導が必要である。

平成 18 年度からは、全学生に教員を対象とした実習評価を実施し、全体評価を 7 月とした。本学では 1 年次より実習をカリキュラムに取り入れており、毎年実施してきた。実習全体評価は、4 年次の実習評価が高く、学年が下がるごとに評価も低下している。これは実習に対する意気込みや認識の違いである。このことにより、4 年次の実習評価は、専門職としての心構えや実習の重要性を認識した上での評価に結びついている。

4 年次での高評価は、「学生の看護学実習の目的・目標が明快ですか」及び「成績判定」であった。教員も同様の結果で、学生と教員間での評価のずれは少なかった。実習目標の理解では、実習要項をもとに、実習オリエンテーションや実習時の指導により、学生の看護学実習の目標意識をもたせていることによるものである。反面、評価が「どちらともいえない」と「そう思わない」が高率だったのは、実習施設と施設への通所の利便性であった。これらは遠距離実習ということが影響している。実習施設は県外もあるため、より利便性のある施設や経済的な負担の軽減についての検討が必要である。

「教員が効果的な実習指導をしていますか」の問いでは、全体の 44.1%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」であったが、「どちらともいえない」が 33.3%であった。実習目標に沿って、日々の行動や気づきを言語化し学生と教員・臨地実習指導者の学習の確認や到達の程度を評価できるものとなっている。その有効性について学生より教員評価が高くなっていた。

「実習時期の適切性」は、34.5%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」であったが、「そう思わない」も 19.3%であった。学年によっては、カリキュラムの関係上で、夏季休業や冬季休業明けに実習を行うためである。学生に対して、実習時期の設定がカリキュラム編成と関連していることを、事前指導において丁寧に言う必要がある。

平成 18 年度からの領域実習では、「実習評価アンケート」について 16 項目の学生評価を実施した。実習時の受け持ち患者の同意書については、施設により必要性和内容は異なる。今後すべての受け持ち患者に対する同意書が求められる方向である。学生指導に際しては、個人情報保護とともに人権尊重と倫理的課題を明示している。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

看護大学の卒業生は、看護師・保健師として人々の健康に直結した業務に就くため、新人でも日々の業務を円滑に遂行する能力を卒業時に習得することが求められている。そのため実践能力を学習する場でもある実習は、看護学教育の中で大きな位置を占める。そして実習の質を維持・改善することは社会的な責務でもある。そのため実習の到達目標を明確にすること、それに沿った実習内容ができるシステムや指導や確認をしていく。すべての学生が卒業時に高い看護実践能力を有するため

の方策として、1年次より基本的技術が習得できる教授法やメディアの利用、時間確保等を検討し、かつ領域間の連携強化に努める。実習前の技術チェックや実習中により多くの看護技術を見学・実施できるよう指導者とともに進めていく。

実習内容の充実に関しては、実習目標の達成度や学生の学習状況を確認しながら、ヒューマン・ケアリングを行える能力を身につけるよう共に学ぶ環境作りをしていく。実習カンファレンスのあり方は、学生の自主性を尊重しながら実習上の困難さ、戸惑い、気づきに対して教員・指導者が問題提起、解決法、動機づけなど示唆しつつ介入や見守りをしていくことがさらに必要である。

遠隔地の実習に関しては、健康面や経済面を考慮しつつ可能なかぎり負担を軽減していく方策をとる。中四国赤十字病院や地域の実習病院との協力を継続し、看護基礎教育への協力を維持していく。実習指導の質的向上については、教員の指導能力の向上を図るとともに臨地実習指導者との連携や看護研究などを通じて施設看護の向上も、視野に入れていく必要がある。

## (5) 教育課程等（履修科目の区分）

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

### 【現状】

本学のカリキュラム編成は完成年次を経て、教育課程に関する問題点を改善し、赤十字の教育施設としての特色を一層明確にする目的で平成18年度入学生からカリキュラムを変更している。

本学の履修科目は、「一般教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」から構成され、必修科目、選択必修科目、選択科目に区分している。卒業要件を旧カリキュラムでは「一般教養科目」24単位以上、「専門基礎科目」32単位以上、「専門科目」72単位以上、合計128単位以上である。また、新カリキュラムでは「一般教養科目」20単位以上、「専門基礎科目」32単位以上、「専門科目」78単位以上、合計130単位以上としている。

旧カリキュラム及び新カリキュラム編成における必修・選択の量的配分は表5のとおりである。

表5 本学の卒業要件

科目区分	平成17年度以前単位数			平成18年度以降単位数		
	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択
一般教養科目	14	10		10	4	6
専門基礎科目	22	8	2	24	4	4
専門科目	72			77	1	
合計	108	18	2	111	9	10
卒業要件	128			130		

旧カリキュラム、新カリキュラムにおいて必修・選択必修科目は卒業要件の約9割を占めている。これらの必修・選択必修科目、選択科目の配分は、大学設置基準及び指定規則並びに本学の教育理念に基づいている。

平成18年度教育課程の改正では、赤十字の救護員養成の特色を教育課程に反映さ

せるため、「災害看護学」を必修科目、「赤十字救護・援助方法・・・」を選択必修科目に位置づけ、卒業要件に加えている。また、授業科目間の内容の重複を調整し、一般教養科目や専門基礎科目において選択科目(一般教養科目6単位、専門基礎科目4単位)を増やして選択の幅を広げている。これにより、一般教養及び専門基礎科目の選択の幅を広げる一方で、赤十字理念のもとにその関連科目に対して必修及び選択必修科目の履修を義務づけている。

#### 【点検・評価】

平成18年度自己点検・評価アンケートでは、カリキュラム編成における必修科目と選択科目のバランスについて「よい」と回答した教員は42.8%、学生は30.9%であった。一方、「バランスが悪い」と回答した学生は36.5%であった。

本学の必修及び選択必修、選択科目の単位数は、保健師助産師看護師法の養成所指定規則及び大学設置基準に基づく配分であり、必修科目が多く、選択科目が少ないという量的アンバランスは看護系大学の特徴である。したがって、本学の必修・選択科目の量的配分は妥当である。また、本学の教育理念や赤十字看護教育の強化を反映したカリキュラム編成について教員78.6%、学生52.2%が「よい」と評価していることから、これら科目の必修・選択必修の位置づけ、配分についてはほぼ適切である。

また、新カリキュラムの改正が当該年度入学生から適用されているため、現段階では1学年のみの結果となるが、必修・選択科目の量的配分については「バランスがよい」と回答した学生は37.0%、また、「柔軟な科目選択ができる」は42.5%、「授業科目間の内容の重複があり、無駄な科目がない」は41.1%であることから、カリキュラム改正の目的を評価する結果であった。今後、継続してカリキュラム改正による効果を見ていく必要がある。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

看護系大学においては指定規則や大学設置基準の制約を受けているため、必然的に必修・選択科目の量的配分においてアンバランスが生じやすい。しかし、平成18年度のカリキュラム改正において一般教養及び専門基礎科目の必修及び選択必修科目を少なくして、選択科目の配分を増やし、学生の選択肢の幅を広げている。これは、学生の特性を踏まえて主体的学習による教育効果を高める観点と学生の負担を軽減する方向から継続的に評価し、改善していく必要がある。

また、新カリキュラム編成における必修・選択科目の量的配分において指定規則や大学設置基準、医療事情をかんがみ、本学の教育理念や教育目標及び教育内容を見直し、その適切性について検討していく必要がある。

## (6) 教育課程等(授業形態と単位の関係)

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

#### 【現状】

本学の各授業科目の単位数は、大学設置基準第21条において、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとしている。

・講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

・実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

また、大学設置基準第 22 条の「1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする」、第 23 条の「各授業科目の授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うものとする」に基づき、これらを本学学則の第 28 条及び第 29 条に定めて運用している。

本学では 1 年間の授業を行う期間は 35 週にわたることを原則とし、各授業科目は、15 週にわたる期間を単位として前期・後期で行う<sup>2</sup> セメスター制度を採用している。授業形態は講義・演習、実験実習及び実技で区分され、授業科目の単位計算については学則第 29 条の規定に基づいている。

各授業科目の 1 単位は教員が教室等で授業を行う時間及び学生が事前・事後に教室外において準備学習・復習を行う時間の合計で、標準 45 時間の学修を要する教育内容をもって構成されている。

1 単位当たりの時間数及び 1 科目当たりの単位数は授業内容により異なる。平成 18 年度のカリキュラムの改正に伴って学生の負担を軽減する目的で、授業科目間の内容の重複がある科目においては講義 1 単位 30 時間から 15 時間とし、演習 1 単位 30 時間、実技、看護学実習 1 単位 45 時間を基本に見直しをしている。1 授業科目は週 1 回、半期 15 週で 1~2 単位としている。

#### 【点検・評価】

本学の旧カリキュラムにおける卒業要件は 128 単位、新カリキュラムでは 130 単位となっている。大学設置基準第 21 条の規定に基づき、これら卒業要件において必要とされる学修時間は、それぞれ 5,760 時間、5,850 時間である。

21 世紀の大学像と今後の改革方策について「単位制度の趣旨」(平成 10 年 10 月 26 日の大学審議会答申)によると、「授業期間は 1 学年間に約 30 週、1 学年間で約 30 単位を修得することが標準とされ、したがって大学の卒業要件は 4 年間にわたって 124 単位を修得することを基本として」制度設計されている。学修時間では 5,580 時間、1 週間の学修時間でみると約 47 時間となる。

旧カリキュラムでは約 48 時間、新カリキュラムでは約 49 時間となる。平成 10 年大学審議会答申の 1 週間の学修時間を比較すると、旧・新カリキュラムにおける 1 週間の学習時間は基準を上回っているものの、大差はなく妥当である。

#### 【今後の課題・改善に向けての方策】

大学設置基準第 21 条では講義・演習・実技・実習の授業形態や授業内容に応じて 1 単位の時間設定が可能であることから、1 単位の時間設定の妥当性について教育効果の観点から継続した評価が必要である。

平成 18 年度のカリキュラムの改正では授業科目間の内容の重複について 1 単位の時間数を削減している。今後、カリキュラム改正後の各授業科目における学習目標の達成に向けた授業内容の充実、学生の準備学習・復習の現状とその教育効果を適

---

<sup>2</sup> セメスター制度：一年を二つの学期に分け、各学期の中で集中的に科目を履修し、単位を認定する制度

性に評価し、本学のカリキュラム改正の基本方針に基づいて各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における単位計算方法の妥当性について検討していく必要がある。

## (7) 教育課程等 (単位互換、単位認定等)

国内外の大学等との単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

本学では、他の大学等との単位互換協定は締結していないため記載しない。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

### 【現状】

本学は、学則第 33 条に基づき、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとしている。

また、学則第 34 条に基づき、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長が定めるところにより、学則第 33 条の規定による単位と合わせて 30 単位を超えない範囲で与えることができることとしている。

さらに、学則第 35 条に基づき、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位について、教育上有益と認めるときは本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして、30 単位を超えない範囲で与えることができることとしている。

既修得単位の認定方法については、単位認定を希望する学生は指定された期日までに既修得単位申請書、成績証明書、認定を受けようとする授業科目の概要を示す書類等を添えて申請し、教務委員会で審査を行い、教授会で承認している。

審査に当たっては、提出された書類から認定を受けようとする授業科目の教育内容や時間数等を確認し、教育課程上有益なものと判断できるものについて認定している。また、必要に応じて科目担当教員の意見を求めることができることとしている。

### 【点検・評価】

既修得単位認定の審査に際しては、書類による評価とともに必要に応じて専門教員の意見を求め、内容の有益性について慎重な検討を行っている。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

既修得単位認定は、多様な経験をもつ入学者に対応するため、また、保健師・看護師教育に必要な学修内容の妥当性を確保するため、今後も既修得科目を適切に評価し、効果的に運用していく必要がある。

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

### 【現状】

本学の所要単位は 128 単位 (平成 18 年度以降入学生は 130 単位) である。平成

18年度は学部1年生の1人が4単位認定された。

【点検・評価】

認定された1人において、認定された4単位は規定の30単位を超えておらず問題はない。

【今後の改善・改革に向けての方策】

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の認定に際しては、多様な経験をもつ入学者に対応し、また、保健師・看護師教育に必要な学修内容の妥当性を確保しつつ、規定の範囲内で認定を行う。

## (8) 教育課程等（開設授業科目における専・兼比率等）

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

【現状】

本学部では平成19年5月1日現在、平成18年度入学生と平成17年度以前の入学生に向けての2つのカリキュラムが実施されている。ここで全授業科目とは、本学部で平成18年度入学生を対象としたカリキュラムにより、開講されている科目とする。

専任教員が担当する授業科目数については、一般教養科目では16科目でその割合は45.7%である。この中には英語9科目も含まれている。専門基礎科目数は、18科目54.7%である。専門科目数は、54科目92.2%である。

【点検・評価】

本学では、専任教員、特に教授又は准教授が専門科目を担当している割合が高い。専任の教授又は准教授が中心となり必修の看護学の専門科目を、また、専任の教授又は准教授が専門基礎科目の半数を担当しており、看護学を学修するのにふさわしい教員担当となっている。学生が入学から卒業に至る間に多くの専任教員との学修・交流の機会を得ることができ、専門知識と幅広い教養を得ることができる。その意味で、本学部の専任教員はカリキュラムに十分な責任を果たしているといえる。

【今後の課題・改善に向けての方策】

本学部は、基礎ゼミ、看護学演習・実習、卒業研究を必修とし、少人数教育を推進することで実績をあげている。学部教育の質を更に向上させていくためには専任教員を増員することが確実な方策である。これによって赤十字の基本理念の基、幅広い専門知識の提供とともに一貫した教育が期待できる。しかし、それは大学経営との兼ね合いとの関係を考えてみると容易とはいえない。その点では、本学部教育の中心となるコアを専任教員が責任をもって担当し、専任教員だけでは足りない領域についてのみ兼任教員の教育を求める現在の体制が現実的である。

兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状】

平成18年度入学生から実施している新カリキュラムにおいて、兼任教員が関与しているのは、一般教養科目では、人間の存在、人類と文化、法と人間、世界の文化遺産、人間と芸術、化学概論、文章表現法、社会の構造と機能、国際社会と政治、語学（英語、フランス語、中国語）、生活と科学の19科目、54.3%である。専門基礎科目では、病態治療学 -2, 医療と法、食生活と健康、健康と活動の理論・実践、

保健行動論、薬理学、疫学、医療情報、生活と環境、保健福祉と行政、家族と社会、障害と社会、社会福祉と社会保障、医療と経済の15科目、46.8%である。専門科目では、小児看護学、看護英語、赤十字救護・援助方法・・・の5科目、8.5%である。

#### 【点検・評価】

兼任教員が関与しているのは、区分で見ると主として一般教養科目と専門基礎科目である。これらの科目は、より専門的な知識や考え方を学び、広い視野で看護をとらえ深めていくために重要である。

#### 【今後の課題と改善に向けた方策】

専任教員と兼任教員の意思疎通については、これまでも努力はされてきたが、今後も、本学の教育目標に対する各科目の位置づけについて、より一層の周知徹底を図る必要がある。

### (9) 教育課程等（生涯学習への対応）

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

「社会貢献」の章に含むため記載しない。

### (10) 教育方法等（教育効果の測定）

教育上の効果を測定するための方法の適切性

#### 【現状】

各科目の学生の学習到達度に関しては、各科目担当教員、授業の内容及び形態に合わせ、定期試験や課題レポートなどを用いてその評価を行っている。単位認定の最低点は60点で、及第点に達しなかった学生については、科目担当教員が認めた場合に限り再試験を行っている。

また科目によっては、学生の<sup>3</sup>レディネスを把握するために、各授業の導入時に小テストやレポートを課す場合もある。こうした試みは、予習効果を期待できるとともに、単元終了後の試験による評価だけでなく、時系列的な形成的評価のためにも有効に活用されている。

さらに、看護専門科目の演習に関しては、技術試験を行い、目標に到達しなかった学生については補習をして指導を行い、再度試験を行っている。看護実習に関しては、実習中に教員が学生を指導する中で、参与観察的に学生の目標達成度を評価し、これと実習終了時の学生による自己評価やレポートなどとともに総合的に評価を行って、教育効果を測定している。

基礎看護学実習、各領域実習、総合看護実習、それぞれの実習の教育効果については、具体的な報告書を作成し、看護系教員会議の席上、全看護系教員間で報告・検討を行っている。1～4年次までの実習中に体験あるいは見学をすることが望まれる看護技術については、108項目からなる項目を作成し、各実習で到達できた項目をチェックして、どの程度目標に到達したかの評価を行っている。

さらに、昨年度より導入された学生による授業評価は、学生自身の学習態度、授業内容、授業方法についての評価を含み、学生の学習効果を測定するシステムとし

---

<sup>3</sup> レディネス：学習を受けることに対する心身の準備状態

て今後活用できるものとする。

#### 【点検・評価】

各教科の評価基準は、シラバス等で学生に開示され、公平性が保たれるようにされている。看護学実習においては、看護技術については、到達度チェックを用いた評価を行うと同時に、他の学習内容に関して全教員間で実習状況を共有することで、学習効果を測定し次年度の実習につなげるよう工夫がされている。

また、授業評価を用いて教育効果をどう評価できるかについては、これから検討が必要とする。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学はヒューマン・ケアリングを教育理念としているが、今後、その教育効果を測定する基準作りが望まれる。例えば、卒業時に到達すべき学生の目標をより具体化し、1～4年次までの各教科と卒業時の到達目標の関連付けをさらに明確にしたうえで、共通した到達基準、評価基準を設定して継続して教育効果を評価するなどである。現在、看護学実習に関しては、各実習での評価基準により評価しており、看護技術に関しては共通の評価基準があり、継続して評価が行われており、看護教員会議での実習の評価や今後の実習方法についての検討もされている。今後も引き続き各看護学実習の到達基準についてより具体的に全看護教員で検討し、共通認識をもつよう努めていく必要がある。

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

#### 【現状】

本学は、ヒューマン・ケアリングを実践できる看護師を育てることを理念にしており、各教科は、その理念を達成できるよう組み立てられ、教授されている。理念については、各教員に理解、共有化され、各教科の学習目標の中にも組み入れられており、定期試験等の評価時などにその学習効果が測定されている。また、看護学実習の際にも、実習目標にあげられ、看護系教員間で合意がされている。

#### 【点検・評価】

看護学実習に関して、教員間で技術チェック項目が共有され、看護教員会議の場などにおいて、実習の評価方法について合意されている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学の教育理念について教員間の合意はされており、学生の卒業時の目標については行動目標という形式で学生便覧に記載されている。今後は、それをさらに細分化、具体化するなどして、教員間で学生評価の合意を作っていくことが必要である。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

#### 【現状】

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みとして、明確なものはないが、授業評価の結果を各担当教員にフィードバックし、評価の高かった項目はなぜ高かったのか、評価の低かった項目はなぜ低かったのかについて各自振り返り、コメントをしてもらうことで、授業評価の有効性を検証している。

#### 【評価・点検】

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みは不十分であ

る。

【今後の改善・改革に向けての方策】

教育効果を測定するシステム全体を構築すること及びその機能的有効性を検証する仕組み作りを今後検討していく必要がある。

卒業生の進路状況

【現状】

平成18年度の看護師国家試験合格率は100%、保健師国家試験合格率は99.4%で、全国平均を上回っている。就職は、進学をした6人を除く全員が就職をしている(就職率100%)。そのうち72.0%が日本赤十字関連医療施設に就職し、その他の医療施設に26.0%が就職をしており、全体の98.0%が医療施設に就職している。

【評価・点検】

本学は実践を重視しており、卒業生が看護師や保健師の国家試験を合格し、そのほとんどが医療施設に就職している実態は、その教育効果を表している。

【今後の改善・改革に向けての方策】

学生は自分の希望にあった就職先を選定しているが、必ずしも全員が第一志望に就職できるとは限らない。今後、卒業生の個別性にあった進路指導を行い、早期離職をすることなく安定したキャリアを高められるよう指導体制の検討を継続し、進学志望者への適切な指導ができるよう体制を整えていく必要がある。

## (11) 教育方法等(厳格な成績評価の仕組み)

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

【現状】

卒業要件を満たす単位数は130単位であるが、その内訳は一般教養科目20単位(必修10単位)、専門基礎科目32単位(必修24単位)、専門科目78単位(必修77単位)という最低履修単位となっている。本学のカリキュラムは「保健師助産師看護師法」及び「同施行規則」に従いながら、保健師及び看護師国家試験受験資格を得るための統合プログラムとなっており、開講科目の多くは規則上の指定科目である。こうしたなか、臨地実習中は他の科目の履修はできないという事情もあり、学内での開講が可能な各セメスターに系統的に科目の配分を行って対応している。その範囲内でチューターの指導のもとに学生自らが履修科目を選択しており、履修科目登録については上限設定を行っていないのが現状である。

【点検・評価】

選択科目及び選択必修科目の履修を早期に終えようとする傾向が学生に見られ、こうした学年進行につれて選択科目及び選択必修科目の受講者が減る傾向にある。

【今後の改善・改革に向けての方策】

各セメスターへの科目配当による実質的な上限設定の現状について、問題点を具体的に検討する必要がある。例えば、選択科目の年次配当を再考することに合わせ、上限設定について再検討することなどが考えられる。

## 成績評価法、成績評価基準の適切性

### 【現状】

成績評価の方法については、講義、演習、学内実習、臨地実習などの授業形態ごとに異なっているが、各科目のシラバスに具体的な評価方法を記載し、学生に対して公開されている。ほとんどの科目が学期末試験による評価のみではなく、出席状況や課題の提出状況などを含めた総合的な観点から評価を行っている。また、各科目の評点については教授会において公開されており、教員相互に評価の内容を確認する機会を設けている。

また、成績評価の基準は表6のとおり「日本赤十字広島看護大学履修規程」に定められ、「履修要項」において学生に提示されている。

表6 成績評価の基準

評 価	成 績	合否判定
A	100～80点	合 格
B	79～70点	
C	69～60点	
D	59点以下	不 合 格

### 【点検・評価】

評価基準、評価方法はシラバスによって学生に対して公開されている。また各科目の評定点は教授会において開示しており、成績評価の客観性や評価の公正性が保たれるようにしている。さらに学生に対するアンケートの結果においても、「成績評価方法（出席・定期試験・レポート・小テストなど）は、適切に採用されていますか」という質問に対しては、「そう思う」8.6%、「どちらかというと思う」45.2%と過半数が、成績評価方法の適切性について肯定的な評価であった。また、「成績評価（A,B,C,D）は、納得いく判定がされていますか」という質問に対しては、「そう思う」12.3%、「どちらかというと思う」が24.6%であった。成績評価方法の適切性に対するポイントが高かった一方、学生自身が感じている評点に関する適切性のポイントが若干低めであったことから、今後、成績評価に対する学生・教員間での共通認識の構築が必要である。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

すべての科目に共通して成績評価を正確に行うため、授業科目ごとの教育目標を明確にし、具体的な評価項目及びその達成度を測る評価基準を個別に策定することに取り組む。

## 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

### 【現状】

厳格な成績評価を行うために、すでに述べたように成績評価基準をシラバスにおいて公開している。とりわけ演習や実習科目においては教育目標の性質上、その評価項目が多岐にわたることになるが、そこではシラバスだけではなく授業におけるオリエンテーションで具体的な基準を明確に学生に提示している。

また、学生に対する成績の通知に際しては、100点満点で採点された評価点も併

せて通知しており、学生自身が具体的に評価状況を把握できるようにしている。

#### 【点検・評価】

本学では平成12年度の開学以来、科目ごとの教育目標と評価の基準はすべてシラバスに記載されており、それにしたがって成績評価は行われている。また、各科目の評価については、教授会における審議のなかで評価点を公開し、最終的な単位認定を行っている。こうしたことから成績評価における一定の厳格性は保たれているといえる。しかし、科目ごとの評価基準の適用における適切性については今後検討の余地を残している。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

科目ごとの到達目標に一律な基準を適用することに限界があるのも確かではあるが、例えば各科目の評定点の平均を比較・検討することによって、成績評価の適切性を探っていく必要がある。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

#### 【現状】

学生の質を確保する最善の方途は、厳格な成績評価と適切な学習支援であるといえるが、看護大学という本学の性格上、学生の質の検証は、卒業時に受験する看護師・保健師国家試験の合格率が指標となる。過去3年間の合格率は表1(P21)のとおりである。

また、 Semesterごとに成績や履修状況についてチューターと学生が個別面談を行い、特に成績不振学生に対する指導やカウンセリングを行っている。

#### 【点検・評価】

Semesterごとにチューターによる学生指導の機会を設け、学生の学習支援を行うことは一定の評価をあげているといえる。3年次以降は、学内で行われる看護師及び保健師国家試験の模擬試験の結果によって、教務委員会から成績に応じた指導の要請をチューターに対して行っており、学生個々の状況に応じた指導体制が整っている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

教員だけでなく学生自身が学習状況を正確に把握し、成績管理を自ら行うことは学生の質を高めるために重要である。そのためにGPA(Grade Point Average: Semesterごとの成績評価を点数化し、その平均をもって成績管理を行うシステム)制度の導入についても、今後検討していく必要がある。また、現在、チューターが個別に行っている学習支援をサポートするシステムを構築することも求められる。

## (12) 教育方法等(履修指導)

学生に対する履修指導の適切性

#### 【現状】

入学時に学生便覧に記載されている履修要項、時間割等について全体ガイダンス及びチューターの個別指導を行っている。履修要項については履修登録上の注意事項について、フローチャートなどを交えながら学生に分かりやすいものになるよう工夫している。

また、各Semester開始時にはプレ履修期間を設けている。この間学生は講義に

出席し、講義内容、時間割等を参考に履修科目の検討・選択を行うことができる。当該セメスターの履修計画を立てた学生は、履修届を教務課に提出するにあたり担当チューターの押印が必要となっている。その際に各チューターは学生から提出された履修届について個々の単位習得状況等を勘案しながら、適切な学生指導を行うこととなっている。また、成績表もチューターから学生に渡されるようになっており、チューターは学生の学修状況を把握したうえで適切な履修指導を行うことができる。

#### 【点検・評価】

セメスターごとにチューターが履修指導を行い、学生から提出された履修届は教務課においても確認を行い、誤記の無いように努めている。集中講義については、学期開始時の履修登録とともに、講義期間前の登録も認めており、学生の学修状況に応じた細かな対応が行われている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学のカリキュラムには実践的な看護能力を高めるために、臨地実習を含め演習科目や実習科目が多いという特徴がある。このため該当年次より低年次の担当科目は困難であり、履修指導の際にはこの点を踏まえた配慮が必要である。

#### オフィスアワーの制度化の状況

##### 【現状】

本学ではオフィスアワー制度について「日本赤十字広島看護大学チューター制度に関する内規」の「チュートリアル制度の機能」(細則)で定め、オフィスアワー制度の運用を明示している。本学におけるオフィスアワーは「学生が自発的にチューターのもとに交流や相談等ができる」ものとして、週に3~4時間程度を原則として設けられている。時間設定については各教員が「担当学生の授業時間割を十分に勘案して」設定するものとされ、全教員のオフィスアワーについては学生便覧において周知されている。

##### 【点検・評価】

看護系教員は臨地実習の際には1週間を通して研究室を空ける場合があり、オフィスアワーとして定めた時間帯に学生が連絡を取れない場合がある。この点については、オフィスアワーの時間設定について工夫をする余地がある。しかし、必要に応じて学内LANを利用した電子掲示板によって学生に対する情報提供や対応の迅速性は確保されており、現時点では十分な対応が可能となっている。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

電子掲示板や電子メールを利用したサービスをさらに充実していくことはもちろんであるが、授業の質問や個人的な相談などは対面的な対話が必要な場合も多い。教員がそれぞれに校務の実態に応じてオフィスアワーを柔軟に運用し、学生に周知していくことが今後求められる。

#### 留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

##### 【現状】

入学後の環境変化に適応できず学習意欲が低下し、成績不振による再履修を余儀なくされる場合がある。科目次第では再履修が留年に結びつく場合もあるが、こう

した学生に対しては、学部長を中心に教務委員会、学生委員会、カウンセラーなどが連携を取りながら、学生本人や保護者などと面談を行い、必要な学習・就学支援を行っている。

また、留年の可能性の如何にかかわらず、成績表は保護者に郵送しており、単位の取得状況について必要があれば、チューターから直接状況の説明を行っている。さらに年2回の保護者会の場を活用して、保護者に説明するほか、希望する保護者には年1回チューターが個別面談を行っている。

#### 【点検・評価】

幸い指導が必要な留年生は少なく、現在の指導体制で大きな問題はない。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

後期中等教育のカリキュラムが変更され、その新しいカリキュラムのもとで学習した学生が現在1・2年次に在学中である。これらの学生の学修状況について、これまでよりも詳細に把握し時期を逃さずに必要な指導を行う体制を作り上げる必要がある。そのためにも、学生のプライバシーに十分留意しながら、学生の学修に関する情報の速やかな収集と交換を行うシステムを教務委員会を中心として構築しなければならない。

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

#### 【現状】

教務委員会学習支援係及びチューターが連携して学習支援を行っている。学習支援の具体的な方策は領域実習開始前の1・2年生と領域実習開始後の3・4年生に分けて策定している。

1・2年生に対しては必修科目の出席状況をチェックする出席モニター制度を導入することで、日常の出欠管理を行い、就学上の問題の早期発見に努めている。また、各セメスターの成績は担当チューターから学生に交付され、その際に単位の取得状況、今後の学習計画等についての面談を行っている。

また3・4年生は、学外での実習期間が長期にわたるが、本学の実習指導教員から学習全般に対する支援が継続して行われている。その他に学内では、教務委員会国家試験対策係の立案した指導計画にしたがって、各チューターが看護師国家試験、保健師国家試験に向けた学習支援を行っている。

#### 【点検・評価】

平成18年度より始まった出席モニター制度は、学生の状況を早期に把握することに有効であった。チューターは電子掲示板等を利用して学生を適宜呼び出し、速やかに必要な指導を行っている。また、3・4年生に対する国家試験に向けてのフォローアップも適切に行われ国家試験合格率も高い水準が維持されている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

個々の教員が細やかな対応を行うと同時に学生指導に関する情報交換や方法の検討などを組織的に行う体制作りに取り組む。

### (13) 教育方法等（教育改善への組織的な取り組み）

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

#### 【現状】

本学では学生の学修の活性化に資するために、各年次の年度当初に教務課、教務委員会を中心として教務ガイダンスを開催している。具体的内容は1・2年生には履修指導が中心となっているが、3年生は看護実習についてのガイダンス、4年生は国家試験対策についてのガイダンス等を行い、それぞれの学年に合わせた内容になっている。

また、学内で実施される各種の講演会への参加を通じ、学生には看護専門職という将来の姿から現在の学習の意味をとらえなおす機会が提供されている。

例えば大学祭に合わせて開催される特別講演会は看護における今日的な課題をテーマとして例年開催されている。医療現場における看護職の役割について理解を深め、看護実践に対する視野の広がりを養うことが目指されている。

同様に3・4年生を対象にした就職ガイダンスにおいても中国・四国地区の赤十字病院と連携し、看護部長の講演を行っている。ここでは学生に対して臨床現場の具体的な様子が伝えられ、同時にそれを踏まえた看護基礎教育段階における学習上の留意点などが内容となっている。学生にとっては現在の学習を将来の展望へと結びつける貴重な機会である。さらにこれに合わせて全学年対象の本学卒業生と教員によるパネルディスカッションを行っている。そこでは卒業生による学生生活の振り返りや現況の報告を通じて、国家試験対策や看護実習などに対する学習意欲の向上が図られている。

また、日ごろの学習状況を把握するために1・2年生に対して必修科目の出席モニターが行われている。欠席の目立つ学生に対してはチューター制度と連動させた指導を行うことによって、学修に対する支援策を講じている。

教員の教育指導方法の改善に向けた方策としては、これまでに履修指導やゼミのあり方などについての全学的FD(ファカルティ・デベロップメント:教育内容等の研究・研修。)を実施している。学生による授業評価も行われており、その結果を踏まえて教員各自が授業方法の改善に取り組む体制ができている。さらに、学修上大きな意味を持つ臨床看護実習の指導に関しては、一年に3回(7月、12月、3月)看護教員会議において実習指導に関する検討・報告会が行われ、実習指導に関する教員の情報共有並びに資質向上が目指されている。

#### 【点検・評価】

本年度の就職ガイダンスにおける看護部長による講演について学生満足度は、「満足:33.1%」、「普通:59.4%」、「不満足:7.5%」という結果(回収率44.9%)であった。この結果からすると初期の目的はおおむね達成できている。また、パネルディスカッションでの国家試験対策に関するアドバイスについては「満足:73.4%」、「普通:25.5%」、「不満足:1.1%」という結果(回収率31.5%)であった。学生の満足度も高く、有効な支援策となり得ている。

実習指導について平成18年度自己点検・評価アンケートでは、「教員は、学生の意欲や能力を引き出すような効果的な指導を行っていますか」という設問に対して、「そう思う」14.5%、「どちらかといえばそう思う」34.7%との回答であった。一方

で、否定的な評価は「そう思わない」4.1%「どちらかといえばそう思わない」10.9%となった。指導体制の現状は比較的良好であるといえるが、今後さらに改善の試みを継続することが重要である。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

学生の学修をさらに活性化させるためには、現在行っているガイダンスの内容に関して検討を進めていく必要がある。そのためにも学生の具体的な学修状況等を把握して、その結果を学生に還元していく体制を整備する。

また、指導方法の改善については学生による授業評価の結果を組織的に生かしていくための方策を今後検討する。

### シラバスの作成と活用状況

#### 【現状】

本学における授業担当者は、専任、兼任の別なく担当科目についてシラバスの作成を行っており、冊子「授業概要」として学生に年度ごとに配付している。その授業概要では、「科目コード」、「授業科目名」、「担当教員」、「開講年次」、「セメスター」、「時間数（単位数）」、「必修・選択」、「授業の目的及びねらい」、講義回数と対応させた「主な授業概要」、「必須文献、参考文献」、「評価の方法」が具体的に示されている。

#### 【点検・評価】

学生は「授業概要」を一覧することによって、本学の講義内容について知ることができる。また、教員から提示されたシラバスに基づいた授業が行われているか否かの検証は学生による授業評価を通じて行われ、教員にもフィードバックされている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学ではカリキュラムの改善に向けた検討を重ねた結果、平成 18 年度より卒業時の到達目標に向けた教育プログラムの中で各科目をより連動させることを目指したカリキュラムの変更を行っている。その実際的な運用に当たっては、シラバスに提示された授業内容は、学生が授業を選択する際に利用されるだけでなく、卒業時の到達目標の達成、教育内容の精選のために各教員が担当科目以外についても内容を把握していくことが重要であるといえる。

今後さらに各授業における学習課題を明確にしてシラバスを充実させることにより、学生の学習に役立つだけでなく、より有効な教育が行えるように検討を継続する必要がある。

### 学生による授業評価の活用状況

#### 【現状】

本学では、学生による授業評価を平成 14 年度に実施している。そして、4 年後の平成 18 年度前期及び後期において、実習を含む専任教員が担当する全授業科目を対象に実施し、平成 19 年度も実施している。授業評価は、授業に対する学生の意識や意見を調査し、次の 3 点に資することを目的とした。

- ・ 教員の授業改善に対する意識を高め、その資源とする。
- ・ 授業に対する学生の参加意識を高める。

- ・ 教育に関する自己点検・評価に資する。

調査内容は、講義用、実習用、卒業研究用の3種類の様式を用意し、それぞれ17項目、16項目、14項目の選択式とした。評価は肯定的評価から否定的評価の5段階評価（5.強く思う～1.まったく思わない）とした。調査方法は、最終講義終了後又は実習終了時に、担当教員が調査の趣旨を説明し実施した。授業評価の内容は、学生のプライバシーの保護と信頼できるデータを収集するため無記名式で行い、評価用紙の回収は学生自身が行い、教務課で管理・保管し・集計することとした。授業評価の結果は、担当授業の集計表及び領域別集計と全学集計表を成績表の提出後に該当教員に渡した。

平成18年度の集計結果は表7及び表8のとおりである。講義科目については、専門基礎、一般教養、専門科目の順に評価が高いことが表から読み取れる。専門科目の評価が高いのは、看護専門科目であることから、学生の関心及び授業への取り組み意欲の違いがある。また、全般的に講義よりも演習の方が授業態度や満足度において評価が高いのは、少人数による参加型授業の方が学生に好まれていると思われる。実習については、領域ごとにややばらつきがあるものの、講義、演習に比べると相対的に評価が高い。特に授業態度において高く、能動的に参加していたものと思われる。実習についても、専門科目の講義より授業態度や授業内容において評価が高い理由として、演習と同様に、少人数による参加型授業の方が学生に好まれる傾向がある。

表7 平成18年度前期授業評価の平均点

(総履修者数 5,587人、有効回答者数 5,243人、回収率 94.0%)

		授業態度	授業内容	授業方法	満足度
一般教養	講義	3.4	3.5	3.8	3.6
	演習	4.0	3.8	4.1	4.1
専門基礎	講義	3.5	3.6	3.5	3.5
	演習	3.4	3.6	4.0	3.9
専門科目	講義	3.9	4.0	4.1	4.1
	実習	4.3	4.1	4.1	4.2
全学		3.7	3.8	3.9	3.9

(注) 実習は基盤看護領域を含んでいない。

表8 平成18年度後期授業評価の平均点

(総履修者数 7,787人、有効回答者数 6,242人、回収率 80.0%)

		授業態度	授業内容	授業方法	満足度
一般教養	講義	3.7	3.9	4.0	4.0
	演習	3.8	3.7	3.9	3.9
専門基礎	講義	3.4	3.7	3.6	3.6
	演習	4.0	3.9	4.6	4.2
専門科目	講義	3.7	4.0	4.0	4.0
	実習	4.3	4.2	4.2	4.3
全学		3.8	3.9	4.0	4.0

なお、平成18年度後期より非常勤講師も含めてすべての授業科目について実施した。アンケート集計後、各教員が配付された評価結果及び領域別の集計結果をもとに、4.0以上及び2.0以下の評価を受けたアンケート項目を中心にまとめたコメ

ントを事務局においてとりまとめ、このコメントと、授業科目ごとの評価項目別の平均点による集計表については教務課で学生、教員が閲覧できるようにした。

#### 【点検・評価】

開設されているすべての授業科目について、アンケートによる授業評価を実施したことは評価でき、今後の授業改善を推進していくための貴重な資料となる。また、各教員が集計結果についてコメントを提出することは、担当授業について自己点検・自己評価をして、授業改善策を模索し、学生にフィードバックする有効な方法となる。

一方、問題点として、一つには、授業アンケートは、学生の視点からの評価であり、この数値のみで授業・実習の質や教員の授業能力のすべてが示されているものではないことである。授業評価の点数によってのみ教員の業績評価を安易に行うことは注意が必要である。また、分野の違いによる授業科目を単純に数値で比較することも妥当ではない。しかしながら、授業は教員と学生の相互作業の上で形成されており、一方の当事者である学生の意見は重要な要素である。学生の授業に対する意識を検証することができ、次期への授業改善にも結びついていることを確認するためには重要な取り組みである。

一部の意見として、授業態度や成績が良好でない学生はあまり真剣に答えてないのではないかという見方がある一方、そのような学生がいてもなお、学生全体から高い評価を得ている授業は、教員がそれだけの努力をしており、充実した授業を実践している。また、アンケート結果を気にするあまり、教員が学生に迎合して安易な授業に流れてしまう、という批判的な見方もある。そういったことにならないためにも、授業評価によってのみ教員の業績評価を行わないことを教授会で確認している。

もう一つの問題点は、各授業科目に対するコメントとしてのフィードバックが各教員のそれぞれの認識と判断に委ねられている点である。今後は、学校組織全体として授業評価に基づく授業改善をどのようにとらえて位置付けていくかが重要な課題となる。いずれの問題に対しても、教職員の意識改革と有効な学内の組織作りが必要である。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

今後の方策の一つは、授業評価を実施するに当たり、教員間に授業アンケートの趣旨に対する認識を深めることである。その具体的な実施に当たっては、徹底した議論と合意を得ながら、かつ、迅速な意思決定が達成されるよう工夫していくことが求められる。そのことが、学生との信頼関係を築き、教員と学生との相互作用が醸成され、授業改善が促進されることが期待できる。もう一つは、授業方法の改善といった目に見える形で学生にフィードバックされるように、アンケートの内容も学生のニーズを的確に反映しやすい内容に改善していくことである。

平成 18 年度は、実習も含めた全授業科目を対象に授業評価を実施したが、評価方法や運用方法、評価内容に関する問題点が担当教員から指摘されており、再検討の必要がある。そのため、平成 19 年度に、教務委員会が教員から「学生による授業評価」に関する意見を聴取するとともに、評価項目の追加・修正及び実習の授業評価等について、検討を進めている。

## F D活動に対する組織的取り組み状況の適切性

### 【現状】

職務遂行能力、経営管理能力、高度な知識・技術能力の向上を図るとともに、積極的・創造的な問題解決能力を有した教育・研究、学内貢献、地域貢献のできる教員を養成するため、平成 15 年度に F D 委員会を設置し総合的な取り組みとしていたが、活動内容が多岐にわたるため、平成 16 年度から各委員会で個別に F D 活動に取り組んでいる。本学が赤十字関連施設であることから、その特徴として救護法や救急看護に関する学士課程での教育充実のため、日本赤十字社や日本赤十字学園の実施する階層別研修・職能別研修・課題別研修等に参加させるほか、派遣研修として、学術機関やセミナーなどに派遣し、新しい知識や先端の技術を習得させている。平成 17～19 年度における F D 活動は表 9 に示すとおりである。

表9 ファカルティ・ディベロップメント

講習会等 開催年度	講習会等名称	講習会等実施者	本学出 席者数
平成 17 年度	集団医療救護訓練	広島県医師会	2 人
平成 17 年度	全国大学 IT 活用教育方法研究発表会 ～教育改善のための IT 活用と評価～	社団法人私立大 学情報教育協会	1 人
平成 17 年度	日本赤十字社 救急法救急員養成講習	日本赤十字社 広島県支部	2 人
平成 17 年度	日本赤十字社 救護員指導者研修会	日本赤十字社 広島県支部	1 人
平成 17 年度	日本赤十字社 家庭看護法介助員養成講習	日本赤十字社 広島県支部	1 人
平成 18 年度	日本赤十字社 救急法指導員養成講習	日本赤十字社 広島県支部	1 人
平成 18 年度	基礎保健 ERU 研修会	日本赤十字社 事業局国際部	1 人
平成 18 年度	臨床実践能力の維持・向上のための 研修	広島赤十字・原爆 病院	1 人
平成 19 年度	集団医療救護訓練	JA 広島総合病院	4 人
平成 19 年度	e-Learning WORLD 2007 - Expo & Conference -	e-Learning WORLD 2007 事務局	1 人
平成 19 年度	フィジカルアセスメント研修会	株式会社京都科 学	1 人
平成 19 年度	日本赤十字社 救急法救急員養成講習	日本赤十字社 広島県支部	2 人
平成 19 年度	日本赤十字社 救急法指導員養成講習	日本赤十字社 香川県支部	1 人
平成 19 年度	基礎保健 ERU 研修会	日本赤十字社 事業局国際部	1 人
平成 19 年度	看護・医療系大学 e-Learning 全国交 流会	島根大学医学部	3 人

【点検・評価】

F D 活動としては、年間 3～13 人を組織的に研修に派遣している。赤十字の特徴としての救護や救急看護の教育の充実を図っている。十分とはいいがたいが、組織的に F D 活動を実施していることは評価できる。全教員が、教育力、看護実践能力を向上させるには、全教職員を対象とした活動も今後必要である。また、若い教員の看護能力レベル・アップのため勤務しながら大学院修士課程・博士課程で研究を重ね、学位取得に励んでいる。それらの教員の職務に支障を来さないように周囲の

教員によってサポート体制が作られている。

【今後の改善・改革に向けての方策】

年間3～13人の派遣であるが、今後さらに組織的に増大させていく必要がある。FD活動を統括する組織として、学長・学部長・研究科長・図書館長・事務局長及び各委員会委員長で構成するFD委員会を平成20年3月に設置し、教員の学習ニーズをくみ、それらを集約し組織的な学習効果を生みだせるような仕組み作りを行い、教員の能力向上に努める。また、多くの教員が勤務を継続しながら、学位取得ができるような大学全体での指導やサポート体制の確立を検討する。

## (14) 教育方法等（授業形態と授業方法の関係）

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

【現状】

講義、演習、実習等の授業形態・教育方法に関して

・本学のカリキュラムは、ヒューマン・ケアリングを反映した教育課程に基づいて一般教養科目、専門基礎科目、専門科目を並行して、講義から演習、演習から実習へと進むシステムをとっている。1・2年次の講義、演習については、基盤となる科目の学習効果を高めるためにダブルクラスにしたり、基礎ゼミでは20人程度の人数制限をしたり、語学については1学年を50人程度に分けて講義を行っている。看護学実習においては、カリキュラムの進行に応じて段階的に行っている。

・看護技術演習については、20人程度の学生に対し1人の教員を割り当てて技術指導を行っている。一方、実習においては看護専門職に必要な基礎的な知識・技術・態度の修得、及び倫理観の形成のための教育指導を重視し、5～6人1グループの少人数制をとり、個々の学生に応じて指導している。

・専門基礎科目、専門科目においては履修の系統性を持たせて学年指定を行い、必修・選択必修による制限を設けて看護学領域で必要な科目を系統的に履修できるように配慮している。

本学の教育理念であるヒューマン・ケアリングの実践者を育成するために、学生個々に豊かな人間性を育み自己成長できるよう、適切な教育形態を組み、少人数制を重視して細やかな教育指導を行っている。

【点検・評価】

平成18年度に実施した学生の授業評価によると、講義・演習においては59.2%の学生が「実習に生かせるように内容が繋がっている」と評価しており、実習では49.2%が「効果的な指導である」としている。これは1学年140人を超す本学において、学習の設備環境に配慮して1学年を2ないし3クラスに分けて授業を行っていることや、担当教員の学習教材の工夫によるものである。また、学習支援のためのオフィスアワーの設定など、授業時間以外で教員が学生個々の能力に応じた細やかな指導、助言を行った成果である。

一方、少人数制の授業「基礎ゼミ」では29.3%の学生が「調べる力、考える力、表現する力を身につけるのに役立つ」と回答しており、学生の学習進度や理解度に応じて教育指導が可能であることから、学習効果や学生の満足度を高める大きな要因になっている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

平成 18 年度からカリキュラムの改定により、カリキュラムの系統性は強化されている。カリキュラムの系統性の強化においては、既修科目の総合理解により学習を深めることを可能にするが、学生の能力が多様化しておりこれまでの講義・演習・実習の形式では、十分な学習効果が期待できないとの指摘もある。

今後、学生の授業評価の結果も十分に考慮しながら学生のレベルに応じた授業形態や授業方法について領域、科目担当を超えて教員間で検討していく必要がある。

#### マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

##### 【現状】

本学は平成 12 年の開学当初より大講義室 4 室、小講義室 5 室に、ビデオ再生装置、OHP、ノートパソコン、プロジェクター等の AV システムを、また、9 つの演習室にもテレビ、ビデオを設置してマルチメディアを活用した教育が行われている。実習室においても移動式のプロジェクターやビデオデッキが利用でき、療養生活のイメージ化や援助を受ける対象者の様子などよりリアルで、インパクトを与える視聴覚教材を多用して理解を高める工夫をしている。また、平成 17 年度より VOD システムが導入されて本学のホームページからビデオ学習が可能になり、学生の看護技術の自己学習の他にも幅広い活用法が期待されている。情報処理学においては必修科目とし、1 年次にマルチメディアの活用法を学び、各階に設置してある数台のコンピューターを利用して、インターネットから必要な情報を入手したり、ホームページを作成している。また、図書館において各学年を対象に学内 LAN による文献検索、蔵書検索の研修が行われており、卒業研究レポートの作成においてはデータの処理のためにコンピューターが頻繁に活用されている。

##### 【点検・評価】

平成 18 年度の学生の自己点検評価では、73.5%が「コンピューターの設備が充実し、自由に設備を使うための環境が整っている」と回答している。また、教員の 52.4%は「講義室・実験・演習・実習室の施設設備は適切である」と回答しており、学生が興味関心を持てるように教材、教具を工夫し視聴覚機器を取り入れ活用されている。このようにマルチメディアの活用は教育上、情報収集、情報処理の最適な手段として一般化している。しかし、学生の 12.2%は「講義・演習・実習室の設備の適切性について」不満を持っていることから 1 学年 140 人の学生に対して機器や指導スタッフの運用の工夫、AV システムの効果的な活用についてさらに検討していく必要がある。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

マルチメディアの活用は、学生の理解や学習意欲を高める一方で、瞬間的な音や映像の変化に思考が追いつかず、深く考える力が育ちにくいという指摘がある。そのため、AV システムの活用においてはその両面から、活用の方法を検討していく必要がある。

また、将来に向けて同系列の大学においてインターネットによるホームページのアクセスのみでなく、今後、授業交流、図書館交流を積極的にに行い、それぞれが持つ知的財産を共有し、有意義な活用システムを整備していく必要がある。

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性（B群）

本学は「遠隔授業」による授業科目の単位認定していないため、記載しない。

## （15）国内外における教育研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

### 【現状】

#### ・教育課程

看護の現象をグローバルな視野でとらえ、国際的に貢献できる基礎的能力を養うという教育目標に合わせ、学士課程教育カリキュラムの中に、「国際社会と保健活動」（3年次・編入3年次・2単位、選択必須科目）、「国際看護学」及び「国際看護学演習」（4年次・編入4年次・2単位・選択科目）を設置している。「国際社会と保健活動」では、主に開発途上国に焦点をあてた国際活動を中心に講義を行い、実際に海外看護活動を実践してきた日本赤十字関係者等による特別講義も組み込んでイメージ化を図っている。一方「国際看護学」では、米国での看護活動に焦点を当てた内容で構成されており、近隣にある岩国基地より米国海軍看護師部隊の看護師レイチェル・クルーズ氏を講義に招へいし、「米国の看護および米国軍における看護の展望」について講義を行うなど、米国での演習に参加しない学生にも、積極的な国際的な視野を広めるための機会を提供している。

そして、本学は米国マサチューセッツ州立セイラム大学と協定を締結し、平成13年度より平成18年度まで毎年8月上旬から約15日間、科目選択学生を対象に「国際看護学演習」を実施してきている。このプログラムは、講義・大学関連の保健医療施設での研修及びニューヨーク・グランドキャニオンでの異文化研修で構成されている。米国マサチューセッツ州立セイラム大学での看護の講義・演習は、本学教員とセイラム大学の教員が協議しプログラムを作成したオリジナルな内容である。主なプログラムの構成は、午前中（4時間）に米国における各看護専門領域（小児・母性・地域・精神・成人・老人看護学等）に関する現状と課題の講義、午後には、講義内容に関連した保健医療施設の見学で構成されている。なお平成19年度の国際看護学演習に関しては、新規にネバダ州にあるネバダ大学リノ校看護学部での海外演習を開拓し、セイラム大学に代え同大学において7月31日から8月12日まで演習を実施している（演習参加費用520,000円）。第1回の国際看護学演習以降、10～30人程度の学生、引率教員2～3人が参加している。

また、平成18年度本学大学祭「エターナル・ハート」（平成18年10月28日）においては、セイラム大学・国際看護学演習コーディネーター、ジョアン.H.エバンス EdD, RN を招へいし、第5回国際看護演習を記念して、同窓生とともに特別講演会を開催している。

#### ・国際教育交流講演会の開催

国際化時代に対応した教育交流を推進していくために、毎年、国際交流委員会を中心となり、海外から看護学の領域又は赤十字国際活動の観点から著名な研究者、教育者による「特別講演会」を開催している。この講演内容は、毎年日本赤十字広島看護大学紀要に掲載発表している。また、全学生・教員を対象とする「特別講演会」のほかに、主に大学院生、教員を対象とした研究に焦点を当てた講義

も開催し、研究の視点からの国際交流の場も提供している。平成 16 年以降の特別講演の講師、演題は表 10 のとおりである。

表 10 「特別講演会」開催

年度	講師（職名）	期日	講演・演題
平成 16 年度	キャシー・マギルビー PhD, RN (米国コロラド大学ヘルスサイエンスセンター看護学教授)	平成 16 年 10 月 5 日	米国における公衆衛生看護と在宅看護の現状と課題
平成 17 年度	カレン・ルーカー PhD, RN (英国マンチェスター大学教授)	平成 17 年 10 月 3 日	科学的根拠に基づく看護実践を目指して
平成 18 年度	ジョアン H.エバンス EdD, RN (米国マサチューセッツ州立セイラム大学教授)	平成 18 年 10 月 28 日	新人看護師の課題 専門性の発達： リアリティーショック
平成 19 年度	キャロル・ピカード PhD, RN (米国マサチューセッツ大学教授)	平成 19 年 12 月 5 日	Keeping the Passion in Compassion

#### 【点検・評価】

##### ・教育課程

学内での講義は、開発途上国及び米国での看護活動への知識を得て、国外における看護実践へのイメージをふくらませ、関心を高める機会となっている。そして、知識として学んだことを、実際に米国の大学で、講義、演習、施設見学、ディスカッションなど海外演習で体験し、日本の健康問題、看護実践とを比較検討することで、文化やシステムの違いを越えて類似点や相違点に気づき、看護の本質についての気づきを深めるきっかけになっており有意義である。

国際看護学演習終了後の学生アンケートでも、授業・演習内容について 90.0%以上の学生が満足であると回答している。また、参加費用について、70.0~80.0%が適切であると回答しており、「最初は高いと思ったが、参加してみると安いと思った」という意見が多い。

##### ・国際教育交流講演会の開催

開学以来、毎年本学学生、教員を対象に、積極的に海外からの著名な看護の研究者・教育者・実践者を招へいし「特別講演会」を開催することで、学術的、人的交流がされてきたことは評価できる。また、学内で国際化に向けた取り組みが学生の国際化への意識啓発の契機ともなっている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

##### ・教育課程

赤十字の看護師として国際的に活躍できる人材を育成するために、今後も継続して学生へ海外での国際看護学の演習を行う。また、教育・研究において世界をリードする米国での看護学の研修のみならず、発展途上国や近隣アジア諸国での赤十字の看護活動に焦点をあてた研修プログラムも検討していく必要があり、東南アジアでの海外演習の実現に向けて調整を進めている。研修費用の効率性に配

慮しながら、海外での学生の安全確保、テロ問題等の緊急時に対応するリスク管理についても十分検討していく必要がある。

・国際教育交流講演会の開催

今後も主に学生・教員を対象とした「特別講演」について、海外からの講師の招へいのための国際旅費等にも考慮しながら、さらに授業や実習で過密傾向にある学生のカリキュラムのために、より多くの学生が参加できる時期やテーマを検討し、興味・関心をもって参加できる講演内容を検討する。

また、このような学内で開催される「国際化」の機会がより学生にとって、身近で積極的、主体的にも参加できるよう工夫する。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状】

本学では学生の教育・研究の国際的な交流の充実を図るために、学士教育課程の中には「国際看護学及び演習プログラム(米国研修)」や、学生・教員を対象として外国からの著名な看護または赤十字に関する講師を招いての「特別講演会」の開催など、積極的に取り組んでいる。

教員に対しては、学術的な国際交流のために、大学から海外旅費を助成する制度(海外研究旅費助成)があり、毎年数人がこの制度を利用して、学会発表、短期研修に参加している。国際交流委員会が窓口となり申請の審査業務を行っている。その他にも、各教員は、国際的な研究発表、調査、研修に参加するために、日本学術振興会科学研究費、その他学外からの補助金を取得し、毎年数人が渡航している。このような海外での学術発表、研修の成果を、学内の他の教員や学生らと共有するため、平成16年から学内での発表会も設けている。

さらに、学生・教員の国際交流を緊密化してくための具体案を検討や現在の問題点の把握のために、全教員に呼びかけ、平成17年には国際交流委員会が中心となりブレーン・ストーミング・セッションを開催するなどの取り組みを行ってきた。

また、平成19年6月20日には、放射線被爆者医療に関する研究者2人が米国テネシー大学他より本学に来校し、教員によるプレゼンテーションや昼食会を通して交流を行っている。そして、同年6月28日から29日にかけての2日間、タイ赤十字看護大学より教員12人が来校し、本学の教員の積極的な協力のもと、タイ赤十字看護大学と本学の看護教育の現状に対する情報交換を行い、タイの教員と本学教職員及び学生が互いに交流を深める機会となっている。

【点検・評価】

毎年、継続して行われている学生への海外研修プログラムや、学内で開催される「特別講演」は教育研究交流を緊密化させるための措置として適切であると評価される。また、国際学会、研修参加のための教員を対象とした海外研修旅費助成制度を整備されており、恵まれた環境であると評価できる。さらに、教員が学外からの研究補助金を利用して、積極的に国際学会、国際的に研究を行うこともおおいに評価できる。一方、本学の海外研修旅費助成制度について、利用が一部の教員に止まる傾向が見られる。

平成16年から開始された国際学会や研究についての学内報告会は、多くの教員、学生が積極的に参加し、相互に研鑽し教育・研究の質の向上に役立っている。そし

て、海外からの看護関係者の来校もあり、国際的な交流の機会も増えてきている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

今後も現行の方針どおり、学生・教員を対象に国際交流の推進を図っていくとともに、互いの研鑽を図っていく必要がある。また、特に若手の教員の国際的な視野での活動を啓発し、国際学会、研修に参加できるよう、学内の海外旅費の補助制度を積極的に利用できるよう支援する。

#### 外国人教員の受け入れ体制の整備状況

##### 【現状】

開学以来毎年、海外の著名な研究者、教育者を招へいしての特別講演会を開催していることは、前述のとおりである。このほかに、本学での教育・研究のため在籍している外国籍の教員は、英語学専任教授 1 人、英語担当非常勤講師 2 人、平成 18 年度 8 月からは看護学専任教授 1 人である。

##### 【点検・評価】

グローバル時代を反映して、定期的に外国人講師を招へいした特別講演や、学生の国際看護学演習プログラムのみでなく、一般教養科目（英語学）、看護専門科目に専任の教員を迎えることは、看護の専門職として、国際的に活躍できる基礎的能力を育成していくための教育、教員の国際的な交流の上でも大変貴重な機会となることが期待されている。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

外国人講師が、専任で一般教養（英語学）及び看護専門科目を担当しており、現状を維持しながら、今後はより国際的な大学や研究機関と学術・人的交流や特色のある交流を推進していく。

## （16）通信制大学・学部等

通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

本学は該当しないため、記載しない。

## 2) 大学院

本学は学士課程から修士課程まで一貫して、生命の尊厳と人類の叡智を基調とした「ヒューマン・ケアリング」を教育理念の基軸としている。ヒューマン・ケアリングの実践には、看護に関する既存の概念や理論と、人類の歴史において積み重ねられ、脈々と受け継がれてきた叡智との融合が必要とされる。修士課程では、学士課程での教育を基盤として、複雑多様な医療状況のもとで対応できる高い看護実践能力と倫理観を備えた「実践者」と、研究成果を看護の現場に還元し、新たな研究課題への取り組みを自立して行うことのできる「研究・教育者」の育成を教育目標としている。

### （1）教育課程等（大学院研究科の教育課程）

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条 1 項との関連

## 【現状】

本学の修士課程の教育理念・目標は、高度の専門性が求められる職業を担うための能力を培うことを目指す学校教育法第 65 条及び大学院設置基準第 3 条第 1 項の目的をもとに作成している。本大学院では学士課程での看護基礎教育を基盤として、さらに教育理念の基軸である「生命の尊厳」と「人類の叡智」を基調とした「ヒューマン・ケアリング」を継続的に発展させるための教育課程を編成している。臨床（臨床地を含む）現場において問題解決を図ることができる臨床能力の高い実践者の育成、臨床現場において科学的根拠をもとに実践し、リーダーシップを発揮できる看護管理者の育成がそこに目指されている。

また、老年人口の急激な増加に伴う医療、看護、健康問題の複雑化・多様化に対し適切な助言指導を行う高度な専門的能力が求められ、看護管理者及び教育指導者、研究・教育者の養成については、大学院教育において行われることが重要と考える。さらに、ヒューマン・ケアリングの実践には、まず「生命はすべて等しく尊重されるべきものであり、その生命を尊び慈しむ」という姿勢のもとに、「看護の対象である人間を生物体としての存在だけでなく、文化的・社会的あるいは歴史的存在として、全人的に理解する」ことが必要である。

そして、対象の個別性を尊重した看護を実践するためには、既存の概念や理論と人類の歴史において積み重ねられ、脈々と受け継がれてきた「人類の叡智」との統合を図ることが必要である。本学の修士課程はこうした背景に基づき、赤十字の理想とする人道の理念のもと、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における高度の専門性を要する看護専門職者としての高度な能力を培うとともに、研究及び教授能力を養うことを目的としている。

本学では現代社会からの要求と多くの課題に的確に対応するため、学術研究の高度化と優れた高度専門職業人・研究者の養成機能の強化、社会人の再学習機能の強化など、大きな役割が課せられている。

現在の修士課程の入学制度は 2 種類あり、一般入学制度（大学卒業資格を持つ者）と社会人入学制度（看護専門学校や看護短期大学卒業後 1 年間の研修コース終了者）である。1～4 期生の入学状況としては、一般入試制度による入学した学生、つまり 4 年制大学の卒業生 29 人（57.0%）の内 10 人が本学卒業生である。他大学の看護学部卒業生は 4 人、看護学部以外の大学卒業生は 15 人である。社会人入学生は 22 人（43.0%）である。

大学院設置基準第 4 条 1 項との関連として現在、将来的により高度な専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う博士課程の開設を念頭に置きつつ、現在はその基盤となる修士課程の充実を図っている。また、ヒューマン・ケアリングの理念を深めるため共通必修科目として、ケアリング理論やケアリング哲学・倫理学を開設している。

## 【点検・評価】

社会人入学制度により入学した学生は、看護専門学校を卒業後、様々な研修課程などで 4 年間の教育を修了している。また、一般入試制度で入学した学生は看護学部以外の学部卒業の学生もあり、様々な背景から基礎知識や能力にはばらつきがある。今までの教育背景が多様なため、本学部での教育理念や目的について修士課程の中で補充することが必要となっている。しかし、各専門領域では、指導教授が学

生一人ひとりの学修進度や特性に合わせて指導を行っている。その点では学生は自己の基礎能力の補充をしながら指導が受けられるため十分な成果があげられ、より効果的に指導が行われている。また、看護学部以外の学士課程や専門学校専攻科や研修コースの卒業生の中には本学の理念や基礎知識や研究能力などを補充するのは2年間では困難な場合がある。また、現職をもちながらの学修も時間的に困難な場合がある。そのため、平成19年度入学生より、長期履修制度が設けられた。これは2年課程のカリキュラムで期間のみ3年間に延長できるシステムである。19年度入学生は当制度を6人が適用し、指導教授と相談の上3年間での履修計画を立て余裕をもって学修を進めている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

現在は学生にとって効果的な学習環境の改善に努力しているが、今後は本学以外での開講や日程の調整など学生のニーズに合わせた改善を図る。

本学学士課程の卒業生が卒業後、臨床での体験や課題を生かし修士課程への進学希望者が多く現れることが望まれる。再び知識を深め研究を目指す進学希望者への的確なアドバイスの機会を直接的、間接的に得ることは必要である。

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

#### 【現状】

現代社会における医療の高度化や専門分化、老年人口の急激な増加に伴い、医療や看護、健康問題に対する国民の関心は高まり、これらに関するニーズは非常に複雑化、多様化している。こうした状況の中で、看護専門職者に対して、広い視野から個人の生活背景をとらえ、適切な助言指導を行う高度な専門的能力が要求され、併せて困難な倫理的判断を必要とするケアを十分に行い得る優れた人材・実践者が求められている。看護職者の看護基礎教育課程修了後の継続教育の必要性を増大させるとともに、保健・医療などに関するニーズの構造的な変化を科学的に分析し、看護実践の教授に寄与することを通して、究極的には国民の健康増進に貢献し得る研究の必要性をも増大させている。本学でのヒューマン・ケアリングという教育理念を基軸に倫理観の高い実践者を育成し、こうした社会的ニーズに応えることが特に必要である。看護学領域における社会のニーズにあった研究課題を通して専門的な高度な能力を育成している。学生は様々な現場での経験を重ね、それらの中から具体的な問題意識をもって入学し、それを解決するための研究方法を学び、ここで学んだ研究方法を現場に復帰して、看護界に貢献することができる。

また、高度医療に対応できる専門的知識や技術を修得するために共通選択科目として病態治療学やヒトと分子生物学、臨床薬理学、フィジカルアセスメント、情報処理学などの科目を開設し、高度の専門知識及び能力を修得させるとともに専門分野に関連する基礎的素養を養成するよう配慮している。

学位論文の作成に対する指導計画は、専門科目の演習や実習として、2年次前期・後期に配置し、課題研究や特別研究は2年次の1年間を通して開設し、専門的知識及び能力を修得させるよう配慮している。

### 【点検・評価】

本大学院研究科の修了所要単位は 30 単位である。共通必修科目はケアリング理論、ケアリング哲学・倫理学、看護研究 の 3 科目 6 単位で、領域別専門科目は 16 単位が必修科目（講義 5 科目 10 単位、実習・課題研究、又は演習・特別研究 6 単位）となっている。残りの 8 単位は共通選択科目と専攻領域以外の領域別専門科目を選択できるようになっている。また、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した科目も 10 単位以内履修したこととみなすなど、広い視野に立って、専攻分野における研究能力や高度の専門性をもった看護師に必要な能力を養うためのカリキュラム運営がされている。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

個別指導については、学生の問題意識が明確であれば、研究領域・分野での専門的知識の取得は学生個人の資質によるところが大きいが、科目履修との関連性や応用力などの幅広い見地からのアプローチが欠けているように思われる。働きながら学ぶ学生のために授業は週末に開講しており、選択科目は夏季休業中に集中講義などにより対応している。しかし、学生の中には、自己の専攻分野の科目以外への知見を幅広くしようとする欲求が乏しく、自然科学的な選択科目への受講が少ない。今後、教員と学生全員で検討していく。

また、専門領域の必修科目についても他領域からも自由に選択でき学生の関心を広げ深める学修機会を提供できるよう配慮する必要がある。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

本学は博士課程未設置のため、記載しない。

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

### 【現状】

本学の学士課程教育は、看護学の専門の基礎を教授し、臨床で必要とされる基礎的能力の習得に向けたカリキュラムとなっており、看護職の資格修得につながる学修を系統的に行う。その教育内容は、保健師、看護師に共通する看護学の知識・技術を扱い、国家試験受験資格の付与となる看護職の基礎教育である。また、教養教育を強化し、本学の教育理念の基軸であるヒューマン・ケアリングを実践していく基礎能力と看護職者の指導層として将来活躍する基礎能力を継続的に培うことを重視している。

修士課程では、すでに看護実践に関する知識を持ち、臨地（臨床を含む）現場における問題解決に興味や関心を持つ学生に専門領域に関する看護実践の研究方法について教授することとしている。

したがって、学士課程は看護学の専門の基礎として看護学分野への導入を一定の到達レベルに導く教育であり、修士課程は、学生個々の課題意識に基づき専門領域を選択し、その領域を深めるための教育である。そのため、修士課程入学に当たっては、学士課程卒業後、看護の実践現場での臨床経験を有することがより望ましい

としている。

#### 【点検・評価】

学士課程の教育内容が専門の基礎教育であるのに対して、修士課程では看護職として、自立して看護に関わる職務を实践できる段階に達すること、またその中で改善すべき課題を明確にしていくその分野の専門能力を育成するという教育内容である。したがって、学士課程と修士課程の教育内容とレベルは区別されている。学士課程と修士課程での講義は基本的には集合教育であるが、修士課程ではマンツーマン、もしくは最少人数ゼミスタイルの授業となるため、教員も学生の研究の進め方に応じて授業・研究指導を進めていける。修士課程のコースには実践者志向コースと研究・教育者志向コースがあり、学士課程を卒業した後の実践を重ねる課程において、看護職者としてどちらを専門とするかを選択できる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

修士課程の専門領域区分は4領域であるが、その中で学士課程にある基盤看護学領域が含まれていないため、今後専門領域区分について検討していく必要がある。

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

～ まで、本学は該当しないため、記載しない。

## （2）教育課程等（授業形態と単位の関係）

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

#### 【現状】

授業科目の単位は、講義は15時間、演習は30時間、実習は45時間をそれぞれ1単位として計算をし、それをもとにして科目ごとの必要単位数を取得できるようになっている。現在は講義と実習などのように二つ以上の方法の併用による授業科目は開講されていないため、それぞれの科目の単位数により取得単位が計算できる。

#### 【点検・評価】

それぞれの科目の単位数の単位計算方法で問題なく実施されている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

今後授業科目によって二つ以上の方法の併用による授業を開講する必要がある場合は、単位数の計算が妥当であるように明示する必要がある。

## （3）教育課程等（単位互換、単位認定）

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

本学は該当しないため、記載しない。

#### **(4) 教育課程等(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)**

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

##### **【現状】**

社会人に対する教育課程編成として、入学後も社会人としての職務の遂行と大学院での履修が両立するように、大学院設置基準第14条の特例を実施している。授業科目は原則として金・土曜日(午前8時45分～午後7時15分)に開講しているが、この曜日以外でも、授業担当者と学生との調整により随時、開講し、学生の就学上の便宜を図っている。また、教育研究指導については、夜間、土曜日、夏季・冬季休業期間等にも行き、情報ネットワークを利用した指導も実施している。

##### **【点検・評価】**

本学は、中国・四国地方唯一の赤十字の大学であり、看護における実践や研究・教育の現場でリーダーシップを発揮できる人材を育成する役割がある。そのため、看護の現場で働きながら、そこで問題意識を高め、改善するための方策を修士課程で学ぶためにも、社会人として働きながら学習する環境を整える必要性が高い。社会人学生は職場との調整を図ることで学習が継続できている。

##### **【今後の改善・改革に向けての方策】**

今後は、授業開講時期、時間などを検討することにより、社会人の学生が履修しやすいような状況に学生のニーズの把握に努めながら改善をする必要がある。また、可能なかぎり情報ネットワークを利用することにより、現在行っている研究指導を、より一層個別かつ具体的に配慮していく方策を検討している。

#### **(5) 教育課程等(連合大学院の教育課程)**

連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性  
本学は該当しないため、記載しない。

#### **(6) 教育課程等(「連携大学院」の教育課程)**

研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性  
本学は該当しないため、記載しない。

#### **(7) 教育課程等(研究指導等)**

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

##### **【現状】**

研究指導については、専攻分野ごとに主研究指導教員1人と副研究指導教員1人の計2人が行っている。主研究指導教員は入学時に決定する。授業科目としては、共通必修科目の「看護研究」、実践者志向の院生には、「実習」、「実習」、「課題研究」を、研究・教育者志向の院生には、「看護研究」、「演習」、「特別研究」を通じて一貫した研究指導を実施している。

修士論文作成に向けて主研究指導教員は、学生が上記の授業を通して研究テーマや方法を決定できるように指導を行う。主研究指導教員と副研究指導教員は研究が実施可能なレベルの研究計画書を作成できるように指導し、2年次の5月までに、研究計画書として提出する。その後、主研究指導教員1人を主査、副研究指導教員

1人及び研究計画書の作成にかかわらなかった教員1人を副査とし、計3人で研究計画書の審査を実施する。このときに、研究倫理に関する審査も実施している。審査結果は、主査が研究科委員会に報告し、その委員会の議を経て決定する。

審査後は、修士論文が作成できるようにデータ収集や分析方法、結果・考察など一貫して指導している。修士論文としては2年次の1月までに提出され、研究計画書で審査した教員により論文の審査を実施している。

#### 【点検・評価】

研究指導においては、教員の専門性を生かした個別指導が実施されている。研究倫理については、研究計画書の審査時に同時に行っていたが、倫理的な配慮に関することは研究するうえで重要なことであり、平成19年度より研究倫理に関することを審査する機関を設けた。研究計画書における倫理的な側面への審査を行うことを目的に「看護研究倫理審査に関する内規」を作成し、研究計画書の審査の前までに倫理の審査を実施している。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

研究指導については引き続き、学生の個別指導を実施していく。また、研究の倫理審査については今年度より実施しているため、今後、審査内容などが妥当であるのかを検討し、内容を充実していく。

### 学生に対する履修指導の適切性

#### 【現状】

1年次入学式後のガイダンスにおいて、研究科長が大学院や授業に関する概要の説明をし、教務課・学生課が詳細な履修登録方法、奨学金制度等の学生生活環境に関すること、コンピューターシステムや図書館の使い方、文献検索方法等を説明する。本学は「実践者志向」と「研究・教育者志向」のコースがあるが、各コースにより履修方法が異なるため、学期の始めに専攻分野の教員より履修計画を立てるように指導している。また、院生ごとに実務経験や就業状況が異なるので、その状況に合わせた指導や個々の理解度に配慮した指導をしている。

#### 【点検・評価】

研究科長、教務課、学生課によるガイダンスにより、現在のところ大きな混乱もなく履修できている。しかし、履修登録後に社会人の学生には、仕事などの都合によりどうしても履修継続困難な場合も生じている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

今後は、履修説明時において、一度履修した科目は変更ができないことや、履修登録前に日程などを調整しておくことなどもオリエンテーションにおいて強調すると同時に担当教員と検討するよう指導する必要がある。

### 指導教員による個別的な研究指導の充実度

#### 【現状】

専攻領域の指導教員は、学生に対して自分の研究を進めるに当たり、科目選択として専攻領域の必修科目と研究に関連する科目を中心に履修するように指導している。また、指導教員は、研究テーマを絞るための文献検討やディスカッションなどの演習を行ったり、個別に指導することにより、2年次の研究計画書作成に向けて

指導を行っている。その後は、研究計画書に基づき、データ収集や分析の仕方などの指導を適宜行い、修士論文が作成できるように具体的な指導を行っている。

【点検・評価】

指導教員は学生が研究を進めていくうえで混乱が生じないように、具体的に個別指導を実施している。また、学生も自分の領域以外の教員からもアドバイスを受けることで研究の充実度を高めている。

【今後の改善・改革に向けての方策】

今後は、教員自身も自分の専攻領域の専門性をさらに高め、学生個々の状況に合わせた指導ができるように指導能力をあげていく努力が必要である。

## （８）教育課程等（医学系大学院の教育・研究指導）

医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実

医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

及び は、本学は該当しないため、記載しない。

## （９）教育方法等（教育効果の測定）

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

【現状】

修士課程では、教育効果、研究指導の評価を適切に実施するために各指導教員によって多様な方法がとられている。教育効果については、各学生の研究計画書に基づいてその進捗状況の把握を論文指導において、また課題研究においては、レジユメのまとめ方、その発表、添削指導、用語解説、専門知識の付与などによって行っている。教育効果、指導評価を逐次数値化することは容易ではないが、点検するため授業評価を実施している。現状では、各院生の授業・研究への取り組み姿勢、真しな態度などを総合的に評価している。

【点検・評価】

現状の教育効果、研究指導による評価は適切に行われていると判断されるが、外国文献などにおいては院生各々の英語力に若干問題があるとの指摘も出ている。指導教員の要求する内容、レジユメのボリュームの問題は課題研究の指導教員個々によって異なるため、履修科目によっては学生が相当の負担と感ずるものもある。

指導教員は論文指導においては、学生各自の研究計画に基づいて教育、指導を行っており、マンツーマンの場合は演習、研究指導と連続して専門教育が行われるので教育効果はかなり高い。

【今後の改善・改革に向けての方策】

修士論文作成などにおいては、その専門分野の個別指導が指導教員によって行われるので現状としては特に問題ないと思われる。今後は、修士論文の学会での発表、雑誌への投稿なども、教育効果を測定する方法の一つとして検討していく必要がある。

修士課程修了者の（大学教員、研究機関の研究者などへの就任状況と高度専門職への）進路状況

【現状】

修士課程における最初（平成 17 年度）の修了者は 9 人であり、その進路は、病院関係 5 人、大学教員 3 人、進学 0 人、その他（助産師）1 人である。平成 18 年度の修了者は 11 人で、大学教員 4 人、専門学校教員 1 人、病院管理者等 5 人、企業の健康管理士 1 人である。

【点検・評価】

大学教員としての就職者は、本学修士課程を修了したことにより就任した者が多い。また、学生の多くは就職先の配慮により修士課程へ就学している。一時休職している学生も元の職場への復帰が確保されている。その他の学生も新たな就職先へ就職が実現しており、特に問題はみられない。

【今後の改善・改革に向けての方策】

就職先は確保されているので、学生自身が学力をつけ、生き方に関するポリシーをしっかりと持つことができるように指導することが求められている。また、今後の改善については、本学に博士課程がないことが学生の進学を妨げている要因の 1 つであるとも考えられ、博士課程の設置に向けて検討していく必要がある。そのために現時点では修士課程の教育内容とレベルの充実と向上に努めることとする。

## （10）教育方法等（成績評価法）

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状】

ゼミナールでは関連する専門書の講読、先行研究論文のレビュー - などを行いながら学生の資質の向上に努めている。全体としての指導方針は大まかなテーマと方向性を提示し、学生本人に具体的に取り組むテーマを絞り込ませるように指導しており、成績評価は本人が設定したテーマに対する進捗状況とその達成度で判断している。多くの場合、学生は最初は大きなテーマを挙げるが、研究を進めるにつれて当初のテーマの絞り込みが不十分であることに気づき、自己修正しながら対象を絞っている。

【点検・評価】

現在の指導方針は、切り口によっては様々な研究テーマを設定できる大まかなテーマから、学生本人にテーマの絞り込みを行わせているため、学生の研究に対する主体性の向上に役立っていると考えている。成績評価にあたっては、テーマの達成度に加えてテーマの絞り込みの過程及びその判断に至った理由の正当性について求めており、それらも含めて学生の能力向上、発展状況を継続的にとらえていると考えている。

目標達成に向けて方向修正がどうしても必要と考えられる場合には、方向修正の指導を行うが、学生の主体性を重要視しているため、研究の進捗速度が遅く、非効率的部分は否めない。また、学生の主体性は尊重するものの、研究の新規性や研究内容の水準をある程度維持するためには、指導教員による方向づけや綿密な教育指導が必要である。

【今後の改善・改革に向けての方策】

設定されたテーマに対する達成度だけではなく、テーマそのものの適切性の評価方法について再検討する必要がある。

## (11) 教育方法等（教育・研究指導の改善）

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

【現状】

修士課程の講義科目では、受講する学生が少人数あるいはマンツーマンになる場合が多いため、学生の能力に応じて授業、研究指導が進められている。また、全体的統一を計るため、講義担当者全教員が出席する研究科委員会において情報交換をしている。

【点検・評価】

修士課程は、開設後3年目で、これまで全般的には研究科会議や研究科審査委員会で相互の情報交換を行い、課題解決に当たってきたが、組織的取り組みまでは至っていない。

学生の問題意識が個々人のレベルで異なるので指導教員が個別に対応できるメリットはあるが、それぞれの分野で一貫した教育方法や指導などは取り難い。

【今後の改善・改革に向けての方策】

教員が定期的に学生の履修科目などの受講状況について報告するなど学生受講カルテのようなものを作成し定期的に診断することにより、よりきめの細かな教育、研究指導方法を行うことができると考える。このような改善を図るための組織的な研修及び研究を実施することが今後の課題である。

シラバスの適切性

【現状】

修士課程のシラバスは、科目名、配当年次、開期、担当者が提示され、1 講義題目、2 講義の概要と方針、3 履修上の注意事項、から構成されている。創設期においては、個々の科目担当教員から直接学生に配付され、講義の概要が説明されている。

【点検・評価】

基本的にはシラバスに基づいて授業が進められている。初回の講義で、その科目の講義内容は提示されているが、前もって、他の科目のシラバスは知ることができない状況にある。

シラバスには、講義や研究指導の計画及び成績評価基準が明示されていない。

【今後の改善・改革に向けての方策】

学生が効率的な講義計画を立てられるように、全科目にわたって詳細な講義概要及び成績評価基準が明示されたシラバスを早急に作成する必要がある。

特に、修士論文に係る指導計画及び終了の認定に関わる評価基準を明示する必要がある。その基準にしたがって評価や終了認定が適切に行われているかという検討も必要である。また、学生がより専門性を重視するために、必修科目・選択科目及びカリキュラムの見直しの検討も必要である。

学生による授業評価の導入状況

【現状】

母集団は極めて少ないが、本研究科では学生による授業評価を実施している。指導評価がそのまま授業評価となっている。

【点検・評価】

授業評価は、今後の研究科における講義のあり方、魅力ある修士課程に向けて研究科委員会などで議論する際の参考になるので大いに活用したい。履修科目によっては受講生が教員とマンツーマンになる場合も多く、個人的な意見がそのままアンケートに反映されるリスクはある。

【今後の改善・改革に向けての方策】

修士課程における課題研究においては、単に学生が興味本位、単位取得のための授業となることが多いので、学生各自が研究を進めるうえで今後必要と思われる関連科目についての履修モデルを提示することも必要である。そのためには本研究科にシラバス検討会などの設置も検討する。

院生満足度調査の導入状況

【現状】

母集団は20人と極めて少ないが、本研究科では学生満足度についてのアンケートを実施している。

【点検・評価】

教育、指導、施設、事務の対応などについて、半数以上の学生の評価はおおむね満足であった。修士課程に対する全体的な満足度も95.0%であった。その他の特記事項については、項目ごとの記載人数は少ないが、より詳細に問題点を明らかにする必要がある。

【今後の改善・改革に向けての方策】

学生からだけでなく、教員からも問題点を洗い出し、解決策を議論していく必要がある。

学生からの評価だけではなく、就職先による修士課程修了者の評価、修了後の教育、図書館などの大学施設の利用についてなど、今後も広く調査し、詳細に検討していく必要がある。

## (12) 国内外における教育・研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

及び は、前掲の学部課程に共通するため記載しない。(P45～P47)

## (13) 学位授与・課程修了の認定(学位授与)

修士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

【現状】

修士(看護学)学位は、修士課程に2年以上在籍し、専攻領域、コースごとに指定された授業科目について30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に「修士(看護学)」の学位が授与される。

修士論文の審査基準には、内容について、表題は研究内容を適切に表したものであるか、研究目的が明確であり看護学の研究として意義があるか、研究目的に沿った研究方法が用いられているか、分析方法は妥当であるか、結果の導き方など論理の矛盾や飛躍がないか、考察は適切にされているか、文献は適切であるか、論文としての形式が整っているか、倫理的配慮がされているかがある。審査は、主研究指導教員が主査、副研究指導教員及び当該論文の研究計画の指導を行った教員を副査とした3人により、審査基準に基づき実施している。

平成18年度の修士（看護学）の学位の授与状況は、「看護管理学」4人、「母子・家族看護学」4人、「機能障害看護学」2人、「ヘルスプロモーション看護学」1人の計11人であった。

#### 【点検・評価】

ほとんどの学生が研究計画書に基づき修士論文を作成している。しかし、社会人である学生は、学業と仕事との調整がとれなかったり、研究計画書どおりに進まなかったりしたこともあり、2年以内で修士論文としてまとめるまでにはいかない状況もみられた。

修士論文は審査基準に基づき3人の教員により審査がされ、審査基準に沿って十分に検討し審査されている。しかし、論文作成時、審査基準を踏まえた指導を行っているが、修士論文の審査基準として学生には提示をしていなかった。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

学業と仕事を両立させながら学んでいる学生に対しては、研究計画書に基づき修士論文の作成期間が十分にとれるように、3年かけて履修可能な「長期履修制度」を導入したが、本制度を適用する学生に修士論文作成計画について指導体制を充実させていくことが必要となる。

修士論文の審査については、現在、主研究指導教員が修士論文の計画書作成から一貫して指導し、修士論文の審査においても主査としてかかわっている。しかし、学生には修士論文の審査基準を提示していなかったため、今後は学生にも提示することが必要である。また、今後は、主査、副査以外の教員からの意見も含めながら審査することにより、さらに客観性をもたせることも必要と考える。また、修士論文の学内発表の評価も審査基準の一部として加える方法も将来的な検討課題として検討していく必要がある。

### 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

#### 【現状】

修士論文の審査は、主研究指導教員1人（主査）と副研究指導教員1人、研究計画書の作成にかかわらなかった教員1人（2人の副査）の計3人で審査を実施する。審査結果は、主査が研究科委員会に文書をもって報告し、その委員会の議を経て決定している。

#### 【点検・評価】

現在の審査状況における学位審査の透明性や客観性については、おおむね適切に保たれている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

客観性をより保つためにも学生には修士論文の審査基準を提示するとともに、今

後も、研究計画書の段階から、その研究が倫理的配慮に基づき実施可能であるのか、そして、修士論文にまとめた内容が一貫性をもって客観的に構成されているのかなど、審査基準のより明確化を図るよう努める。

#### **(14) 学位授与・課程修了の認定（課程修了の認定）**

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

本学は該当しないため、記載しない。

#### **(15) 通信制大学院**

通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件成否の適切性

本学は該当しないため、記載しない。

## 第4章 学生の受け入れ

### 1) 学部

受験者が、看護職を志向しその進路を決定するのに寄与するためには、本学が目指す看護学とは何かを提示する必要がある。受験者や保護者が、本学の教育理念や特徴を正しく理解し、学生に具体的な将来構想や可能性を提供することは重要である。また、大学全入時代を迎え、大学間での入学者の獲得競争は激化している。社会情勢や医療状況の変化に対応しながら、将来を日本の看護学を担える受験生の確保のための取り組みを工夫することである。

#### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

##### 【現状】

本学における受験者及び入学者は、広島県を中心に中国・四国地域の出身者が過半数を占めている。看護系大学の設置は、平成19年4月には150校を超えている。特に、広島県内では、福山平成大学に看護学部が設置され、看護系大学が6大学となった。さらに、平成21年には広島市内に、私立看護系大学1校が開設予定である。

そこで、本学では、中国・四国地域を中心とした受験者の確保のために、開学以降、業者主催及び県看護協会主催の入試説明会へ参加している。また、本学主催の高校教員を対象とした入試説明会を行っている。特に、平成17年には、地域特別推薦試験Aの対象校を53校から126校に増加したことから、教職員数人がチームとなり、高校訪問を行い、本学の教育理念を理解した受験生の確保に努めた。

入学選抜方法は、実施時期の順にあげると推薦入学試験(公募、地域特別推薦A、地域特別推薦B)、3年次編入学試験、一般入学試験(前期)、一般入学試験(後期)がある。推薦入学試験、3年次編入学試験は、小論文と面接試験を行っている。また、一般入学試験(前期)では、国語、英語及び化学・生物・数学から1科目選択の計3科目、一般入学試験(後期)では、小論文及び英語の学力試験を行っている。

##### 【点検・評価】

業者主催の進学説明会は、主に学生課職員が担当している。大学案内や募集要項などの説明を中心に行っており、対話形式で行われるため、受験生の細かな疑問に対応することが可能である。例えば、大学案内や募集要項に記載されていない疑問点についても、即座に対応可能であるため、その他の受験生向け情報媒体を補填する意味でも効果があるといえる。本学主催の進学説明会として、進学指導担当の高校教員への広報活動を行った。本学教員と高校教員とが直接話し合う場をもつことは、推薦入学試験の受験者の確保や一般入学試験の受験者の増加に効果がある。高校訪問は、入試担当の高校教員と交流できる機会であり、高校生の現状や本学に対する期待などが直接入手できることから、今後も継続して行う。

入学者の選抜は、推薦入試による入学者は募集人員の50%を占めており、あとは、一般入学試験による入学者である。本学における入学者選抜方法の種類別にみた入学者数の割合は適切であると判断できる。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学の課題は、推薦入学試験における質の高い受験生や中国・四国地域を中心として全国レベルで受験生の確保をすることが重要である。したがって、進学説明会が本学の教育理念や特徴を受験生が正しく理解できる機会となることや受験生のニーズを理解する場となるように企画を検討していく。同時に、看護職としての資質をもつ受験生が入学できるような入学試験制度を継続的に検討していく。

このため、受験者が「入学して学びたい大学」と考えてくれるように、教職員が努力と工夫を行い、大学教員の使命である教育と研究に精進し、在学生に魅力ある授業を行う努力と同時に専門職として社会や地域に貢献していく。

## (2) 入学者受け入れ方針等

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係、及び入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

### 【現状】

本学では、平成 17 年に入学者の受け入れ方針を定めた。本学の教育理念は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、生命の尊厳と人類の叡智を基調とした「ヒューマン・ケアリング」の視点に立って、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる人材を育成することである。また、カリキュラムは、「ヒューマン・ケアリングの実践能力を養う」ことを目標とし、各授業科目を配置している。

本学の入学者受け入れ方針は、次の 4 つである。

- ・ 看護学を学ぶための基礎的な学力や真しに学習を継続できる力を有する人
- ・ 赤十字の理念や諸活動に関心があり、国内外の保健・医療・福祉の分野で看護職として活躍したい人
- ・ 人間やその生活及び社会に関心を持ってかかわることができる人
- ・ 主体的に考え、発言し、行動できる人

入試選抜方法との関係では、平成 18 年度の募集要項に、入学者受け入れ方針を記載し、大学が求める人材について受験生に周知できるように努めた。また、入学者の受け入れ方針と本学部の理念・目的・教育目標との関連について、オープン・キャンパスや入試説明会などで、説明した。

### 【点検・評価】

入学者受け入れ方針は、本学の看護学部看護学科の理念・目的・教育目標に従い、その実現を目指した方針である。

平成 18 年度入学試験を受験した学生に「本学の受験に入学者受け入れ方針を参考にしたか」について質問したところ、24.8%が受験時に「参考にした」と回答し、18.3%が「参考しなかった」と回答していた。また、教員に「入学者受け入れ方針に適合した学生確保に、入学選抜方法は対応しているか」について質問したところ、25.8%が「対応している」とし、22.6%が「対応していない」と回答していた。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学の入学者の受け入れ方針は、教育理念・目的・教育目標に依拠している。しかし、これからの社会ニーズの変化や、受験生の状態に関心を持ち続け、入学者の受け入れ方針を継続して評価していく必要がある。また、高校生や保護者に入学者の受け入れ方針を理解した上で受験できるように広報活動を継続して行う。

また、大学での4年間の学習を通して、学生の資質や能力を伸ばすという教育的  
かわりこそが、入学者の受け入れ方針にある大学が望ましい考える人材育成を行  
うことになる。

### (3) 入学者選抜の仕組み

入学者選抜試験実施体制の適切性、及び入学者選抜基準の透明性

#### 【現状】

・入学者選抜試験実施体制の適切性

平成19年度には、これまでの入学者選抜試験実施体制を踏まえ、「入学試験に  
関わる危機管理ガイドライン」を作成した。本学の入学者選抜実施体制は、すべ  
ての入学試験において学長、学部長などの管理者、入学試験委員会が総括し、学  
生課を入試の担当課として実施している。入学試験実施の具体的な企画について  
は、入学試験委員会と学生課が中心となって実施しており、すべての教職員が一  
致団結して入学試験に対応している。特に、入試問題の作成者や面接委員は、学  
長から委嘱されている。

また、試験問題の作成者が面接委員の業務を兼任しないことや、看護系の教員  
と非看護系教員の組み合わせ、あるいは性別、職位をもとに面接委員を構成する  
ことなど、可能なかぎり多面的に公正に評価できるように配置している。

・入学者選抜基準の透明性

入学試験における選抜基準の透明性（公平、公正な基準）の確保のために、  
学生募集要項には、配点基準、選考基準を示していること、 合否判定は、純粋  
に点数のみの合格判定方式であること、 合否判定は、入学試験委員会、運営会  
議を経て教授会で最終的に判断を行うこと、 一般入学試験の結果を請求があっ  
た場合、合計点と各科目の得点を開示していること、 一般入学試験の受験生を  
対象として試験結果の情報開示を行っていることなどを実施している。

本学では、平成14年度一般入学試験から、入学試験個人成績の開示を行って  
きたが、入学者からの開示請求が大部分であり、入学者以外からの開示請求は皆  
無である。

#### 【点検・評価】

本学における入学者選抜の仕組みは、おおむね実施体制が確立されており、学  
長、学部長などの管理者、入学試験委員会、学生課を中心とした責任体制に基づき  
一丸となって行っている。教職員の入試業務の担当（人員配置）は、受験生に公正  
で公平な受験環境となるように行っている。入学試験委員会では、入学試験ごと  
に、実施要領や面接試験マニュアルの検討を行っており、入学選抜試験は、おおむね適  
切な体制で実施されていると評価できる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

入試出題ミスや入試関連情報の漏洩などを引き起こさないように、今後も継続し  
て「入学試験ガイドライン」を検討し、修正していく必要がある。また、責任者を  
明確にし、危機管理を基盤とした業務内容となるように検討を継続し、公平かつ公  
正な入試を実施する。

また、平成20年度一般入試（前期）において、試験会場を高松市に1か所増設  
する。入試については、入学試験委員会や学生課が中心となって、全教職員が有機

的に連携・協働できるような体制を構築する。

「入学試験ガイドライン」については、入学試験を実施するごとに、評価を行い、管理体制を見直すこととする。

#### (4) 入学者選抜方法の検証

各年度の入試問題を検証する仕組みの導入状況

##### 【現状】

入試問題の検証については、入学試験の前後に行っている。

事前の検証としては、出題者の問題作成後に本学教員複数で幾度かの校正を行っている。まず、出題者による初稿を受け取った段階、最終稿の段階で校正を行う。問題印刷時にも印刷の汚れなどがあり得るので校正を行う。

また、入試担当職員が、出題者に高等学校の学習指導要領に準拠した出題範囲内であることを依頼時、校正時など複数回にわたり確認を行っている。

事後の検証としては、同一年度内の試験科目における平均点、標準偏差、最高点、最小点を比較する、過年度の入試成績状況と比較することで、入試問題の難易度を検討する、入学試験成績と入学後の成績との関連から学生選抜方法を検討することを行ってきた。

また、本学の入試問題集及び平均点、合格最高点、合格最低点は、大学説明会、進路相談会、オープン・キャンパスなどの際に無料で配付し公表されている。しかし、入試問題について、問題作成者を交えて話し合うことは、行っていない。

また、入試問題については、出題ミスがないように行うことが重要である。問題作成者自身の確認方法及び入学試験にかかわる大学責任者の確認方法を含めその管理体制についてガイドラインを定めた。

##### 【点検・評価】

まず、入試問題など入試選抜方法の適切性について、教員、学生に対するアンケートの結果を述べ、次いで入学試験の時間配分、出題科目名、出題科目数、入試問題の難易度、大学入試センター試験利用の希望についての調査結果を述べる。

入学試験の時間配分では、学生 71.0%、教員 74.2%が「おおむね適切である」と回答した。出題科目名では、学生 51.5%、教員 67.4%が「適切である」と回答した。出題科目数では、学生 53.7%、教員 67.7%が「適切である」と回答した。入試問題の難易度では、学生 49.5%が「適切である」と回答していた。大学入試センター試験の希望については、学生 55.0%、教員 45.1%が「導入を望んでいる」一方で、学生 20.0%、教員 25.9%が「導入を望んでいない」。学生 62.0%、教員の 58.1%が学生募集要項は「理解しやすかった」と述べている。各入試区分による募集人員の配分では、教員 71.0%が「適切である」と回答した。

次に、入試問題を検証する仕組みについては、平成 17 年に入試成績と大学での成績との関連を分析し、その結果から入試選抜方法を改善したことがあるものの、入試問題そのものを検証するに至っていない。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

入試問題について、複数の検証の機会を設けており、致命的な出題ミスは予防されている。

しかし、校正を担う本学教員がすべての試験科目の出題範囲や難易度を熟知してい

ないことを考慮すると、出題者との協働体制を確立していくことが必要である。入試問題の検証をする仕組みについて、その方法について検討する。

## (5) 入学者選抜における高・大の連携

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達として、本学では2回のオープン・キャンパスの開催、進路指導担当教員への入学案内の送付、大学のホームページによる情報提供を行ってきた。

### 【現状】

平成16年度のオープン・キャンパス参加高校生の総人数は第1回目165人、第2回目152人の総計317人であった。平成17年度は第1回目76人と激減し、第2回目が155人、総計231人であった。平成18年度は第1回目120人、第2回目162人、総計282人の参加を得た。

平成15年度の参加者は総計337人の参加であり、減少傾向にあった。このことは少子化及び本学が看護学という1領域のみの単科大学であることを考慮すると、やむを得ない面はある。しかし、よりよい学生を確保すべく、平成17年度は本学のオープン・キャンパスに参加した生徒がそれぞれの学校に戻って、本学の印象を同級生に語ってもらう機会を増やすために、1回目のオープン・キャンパスを早い時期に行うこととし、1回目を例年の海の日より早い6月19日に設定した。しかし残念ながら参加者は激減した。2回目は例年どおりの日程9月の第1日曜日としたがこの参加者は例年程度であった。平成18年度は、第1回目の日程を高校の進学担当教員の意見を聴取し、生徒の参加しやすい海の日に戻した。

また、本学での大学生活のイメージ作りの一助になるよう大学の1年間の行事を中心に、写真展も実施した。

なお、高校生の本学の情報取得は、高校で教員から取得が47.6%、予備校においてが2.4%、新聞広告が1.2%、バス車内広告が6.0%、本学のホームページ45.2%、その他が11.9%であった(重複回答)。

### 【点検評価】

参加者の減少について、例年参加する生徒の多い高校の進学担当者に理由を尋ねたところ、数校の高校では、大学からの案内を開封するまで日程が早くなったことに気づかず、そのときにはすでに第1回目のオープン・キャンパスは終了していたということであり、今後各校への連絡は、封筒の表書きに必要事項を朱書するなどの対策を講じたところである。

本学の情報の取得アンケート結果から見ても、進路指導教員、養護教諭への本学の入試案内や情報の伝達とホームページの充実が、より必要となっている。

平成17年度に、他大学のオープン・キャンパスの視察を行ったが、その内容は各大学とも明るく楽しくという雰囲気、昨今の学生気質に合った催しを積極的に行われていた。食堂での食事サービス、それも3点のメニューのうちから自由に選べるようにしていたり、他大学では学生をアルバイトとして多くを採用し、またクラブ活動費への助成をすることでオープン・キャンパスへの在学生の参加もかなりの数にのぼっている。参加した高校生達へのイメージ戦略は、大学生活は楽しいというイメージ形成であり、徹底していた。本学では、教員中心であり、学生生活が楽

しいというイメージ戦略では大きく遅れを取っている。

しかし、各領域による体験学習コーナーは盛況で、参加生徒たちの評判もよく教員に負担はあるが、積極的に継続していく。

本学の情報の取得アンケート結果から見ても、進路指導教員、養護教諭への本学の入試案内や情報の伝達とホームページの充実が、より必要となっている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

オープン・キャンパスについては、聞き取り調査から、生徒が参加しやすい時期は、7月の海の日ごろと9月の初旬であることから、この時期を中心に開催時期や回数については検討していく。

他大学のオープン・キャンパスのサービス内容と比較すると、劣勢に立っていることは否めず、本学のイメージアップとなる広報活動について、今後どう改善していくのかを予算化と並行して検討する。

## (6) 定員管理

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性、定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況、及び定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

#### 【現状】

本学の収容定員は、学部学生と3年次編入を合わせて480人であり、その内訳は入学定員115人(合計460人)、3年次編入学定員10人(合計20人)である。

平成19年5月1日現在、1年次在籍133人、2年次在籍167人、3年次在籍146人(内編入生12人)、4年次在籍149人(内編入生12人)。在籍者総数は595人(内編入生24人)であり、定員に対する比率は1.24倍である。

また、学年別では、平成16年度には137人、平成17年度には137人の入学者であり、定員超過率は1.23倍であった。平成18年度には、学部学生の募集人員115人に対し、170人の入学者となり、定員超過率は1.48倍となった。この理由を明らかにするために、平成18年度入試における合格者決定までのプロセスを評価し適正な学生数の確保に向かうシステムを検討した。平成18年度における合否判定には、過去の統計に基づいた案を作成し判断してきたが、合格者のうち入学金の納入率が66.2%と最も低かったことにより、追加合格を行ったことによるものである。平成19年度は、適正とする入学者数を最大でも132人とあらかじめ設定し、合格者数の決定や追加合格を行う場合に不確定な入学者数がより最小となるように配慮した。特に、追加合格は、1人ごとに入学意志を確認しながら、追加合格者を確定した。その結果、平成19年度は、入学者数133人、定員超過率1.16倍であった。編入学生の募集人員は、10人であり、3年次1.2倍、4年次1.2倍であった。

本学は、看護学部看護学科の単科であり、保健師・看護師国家試験の合格率が全国大学平均以上であることや赤十字病院をはじめ国公立病院、公的病院などに卒業生が就職していることから、定員割れを生じたことがなくまた、本学の定員変更については、充足率の観点から議論は行っていない。

#### 【点検・評価】

学生収容定員と在籍学生数の比率を定員超過率(倍)としてみると、平成15年度が1.21倍、平成16・17年度が1.23倍、平成18年度は1.29倍、平成19年度は1.24

倍であった。「平成 18 年度大学評価 達成度並びに水準に関する評定事項」に基づく、本学の場合、実習を伴う専門分野の大学であることから 1.20 以上を助言、1.25 以上を勧告の対象となっている。編入学生では、0.7~1.3 を外れると助言の対象となっている。本学の場合、定員超過の傾向にあり、この定めと比較するとほぼ上限の在籍学生数となっている。

教員に「現在の学生数は、教育効果からみて適切ですか」について質問したところ、3.2%が「どちらからというと思う」、12.9%が「どちらともいえない」、22.2%が「どちらかというと思うわない」、61.3%が「そうは思わない」と回答した。83.9%が現在の学生数は教育効果からみて「適切ではない」と回答していた。

特に、平成 18 年度の入学生 170 人は、募集人員 115 人からみると 1.48 倍という学生数であった。質の高い講義や演習、効果的な看護学実習、学習環境の整備、文部科学省私学助成金の確保という観点からみて多くの教育上の課題が生じた。また、受験生をめぐる諸状況は、年々変化しており、過去の統計のみを根拠としないで、適正な入学者数を確保するシステムを見いだす。また、現在、本学では、定員を充足しており、定員充足率の観点から、組織改組や定員変更を検討する状況にはない。

一方、平成 17 年 12 月に厚生労働省において策定された「第六次看護職員需給見通しに関する検討会報告書」によると 4 年後の平成 22 年の中国・四国地方における看護師の需給差が 3,522 人と推測され、うち広島県は 2,013 人の不足とされており、より質の高い供給がますます求められている中において、そうした要請に応えて、本学も教育的配慮をしつつ社会的使命を果たしていると評価できる。

#### 【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も継続して、これまでの統計と当該年度の受験状況を考慮した合格者の決定方法及び合格者数と入学者数の予測を的確に行う。

現状では、合格者数は募集定員の約 2~3 倍を必要としていることをみると、常に一般入学試験において少なくとも 300 人前後の受験生を確保することと同時に、ある一定以上の資質を持った受験生が入学を希望するような看護大学となることが重要である。地道に受験生を確保するために重要なことは、教員が創造的な教育を実践し教育効果をあげ、社会的評価を得ていく必要がある。

さらに、本学が目指す看護職として成長し得る質の高い学生を選抜し、適正な入学者数を確保するための仕組みを考えていく必要がある。具体的な改善策として、

合格者は、定員超過とならないように決定する、合格者の併願状況調査を行い、入学者数の動向を把握する、追加合格の時期・方法について検討を行うなどである。平成 19 年度における入学者数は、ほぼ予測どおりであったことから、今後も上記の方法を継続して対応していく。

本学の場合、定員を充足しているため、組織改組や定員変更の発議をする状況にはない。しかし、定員充足率に立った組織改組、定員変更の可能性については、将来構想の検討課題の一つとして位置づけ、社会情勢の変化に対応した改善案を議論していく。

## (7) 編入学者、退学者

退学者の状況と退学理由の把握状況

### 【現状】

平成12年の開設から平成18年度末までの本学の退学者数は表11のとおり19人であり、学年別にみると1年次と3年次に多い。退学者の主な理由としては、進路変更、学業成績不振、就学意欲の低下などである。

低学年次に退学者が多い理由としては、適応困難によるものとする。3年次に至っては、学業成績不振が主な原因で進路変更を余儀なくされての退学である。このような学生に対し、本学ではチューターが責任を持って履修や学習状況、大学生生活全般を把握し、特に1・2年次には学習及び生活指導に力を入れている。また、チューターは、適宜、教務委員会、学生委員会に連絡や相談を行い、協働して学生を支援している。さらに、学生自治会では、教員や先輩学生との交流会を企画するなど在校生と教職員全員が新生を支援する機会を設けている。学内で、カウンセラー（非常勤）が、本学内に学生相談室を設置し学生相談を行っている。

表11 年度別学年別退学者数 (単位：人)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
1年次	0	1	3	2	6
2年次	1	1	1	0	3
3年次	1	0	4	3	8
4年次	0	0	0	2	2
計	2	2	8	7	19

### 【点検・評価】

退学の理由の多くが進路変更である。退学願の提出に至るまでの過程でチューターは学生及び保護者との間で面接を繰り返し、退学の意思を確認している。最終的に教務委員会、教授会の審議を経て退学が許可される。このように学生が慎重に退学の意思決定ができるように様々な面から検討し、サポートしている。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

退学に至るまでの過程で、チューター、委員会を中心に教職員が支援しているが、今後も引き続きこの体制を続ける。現在、学生委員会、教務委員会で学業成績不振者及び就学意欲の低下した長期欠席者に対し学習支援が進められており、その効果が今後期待される。

全入時代の到来により、進路変更や学業成績不振に悩む学生、あるいは就学意欲が低下して退学を希望する学生が増加してくることが予測され、チューターばかりでなく、全教職員が協力し、学生の学習状況や生活態度の変化から不適応の前兆を早期に察知し、対策を講じる必要がある。現在、個々のチューターに指導を任せているが、1・2年次は心身共に不安定な時期にあり、そのかわりは重要である。したがって教員間で情報交換を密に行い、教員間のサポート体制を強化し、学生の状況に応じて具体的な対策の検討が必要である。

入学前の対策としては、高等学校の進路指導担当教員と大学教員との意見交換会や進学説明会を通して医療の現状や将来の看護職者に求められている能力について

理解を求め、高校生の段階で適性を見極め、学生の受験を後押しするシステムを整えていく必要がある。

## 2) 大学院

現場の教育指導や管理者、研究・教育者になることを目指し、そのための専門的能力を身につけたいと希望する者が、大学院入学を志し、その進路決定に寄与するためには、本研究科が目指す教育理念や特徴、可能性を提供するとともに、看護現場の情勢や受験者のニーズを理解し、より質の高い受験生の確保のための取り組みを工夫することが重要である。

### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

#### 【現状】

全国の看護系大学院の設置状況は、平成 18 年 4 月現在 122 校である。本研究科における受験者及び入学者は、広島県を中心に中国・四国地域の出身者が占めている。

そこで、本学では、中国・四国地域の病院を中心とした施設管理者と大学院受験資格のある現役看護師等を対象に平成 14 年と平成 18 年にニーズ調査を実施し、大学院教育に求められることや関心領域、進学条件などについての回答を得た。研究科開設に当たっては、アンケートの結果を踏まえて入学者の受入方針（アドミッションポリシー）や専攻領域を決め、領域ごとに実践者コースと研究・教育者コースを設けた。

受験生の確保のため、本学研究科を紹介した小冊子を作成し、中四国赤十字病院看護部長会や学部生を対象とした病院説明会など、様々な機会をとらえ病院の看護管理者に募集要項とともに配付・説明した。また、中国・四国地域の病院を中心とした施設管理者や進学希望の看護職に関係資料を郵送配付した。さらには、平成 18 年度から、よろず相談会を開催し研究科入試説明を行い、受験生の確保に努めている。

また、社会人特別入学試験制度を設け、3 年課程の看護師学校養成所を卒業し、看護師資格を取得したもので、看護職として 3 年以上の勤務経験を有し、卒業後原則として 900 時間以上の系統的な教育を実施し、卒業証明書が交付される医療系教育機関を卒業又は修了した者に対して、入学試験が受験できるよう門戸を開放している。

入学選抜方法は、一般入学試験と社会人特別入学試験を設け、一般入学試験（前期・後期）では、英語と志望する専攻分野にかかわる小論文の学力試験と面接を行っている。また、社会人特別入学試験（前期・後期）では、志望する専攻分野にかかわる小論文と面接によって入学者の選抜を行っている。

#### 【点検・評価】

研究科案内や募集要項などの説明は研究科長や看護系教授が中心となって行っている。また、希望者には別途希望領域の教授による面接を行い、研究科案内や募集要項に記載されていない疑問点についても、細やかに対応している。

その結果、表 12 に示すとおり本学研究科の定員 10 人に対し、定員を上回る学生を確保できている。平成 18 年度から実施を始めた「よろず相談会」は、現場の看護

職員を対象とした本学主催の特別講演会や研修会などの行事等の機会をとらえて広報し、実施した。

また、赤十字病院の看護部長会や学部生の就職に関する病院説明会に各地から看護部長が本学を訪れる機会をとらえて、本学の運営管理者や看護系教授と看護部長が話し合う場を持ち、研究科に関する説明も行っているが、このことは、受験者の確保に有効である。看護現場の状況や大学院教育に対する現場の期待などが直接入手できる機会として、今後も継続して行いたい。

表 1 2 社会人特別入学者の数 (単位：人)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
入学者数	13	15	11	12
社会人特別入学者	5	7	5	9

【今後の改善・改革に向けての方策】

研究科の課題としては、中国・四国地域を中心として質の高い受験生を確保することが重要である。したがって、今後も引き続き受験生が研究科の教育理念や特徴を正しく理解できる機会を継続して設けるとともに、受験生のニーズを理解する場となるように企画・検討していく必要がある。同時に、受験生が「入学して学びたい大学院」と考えてくれるように、教職員に努力と工夫が必要である。大学教員の使命である教育と研究に精進し学生に魅力ある教育を行う努力と同時に専門職として質の高い研究をしていくことがもっとも重要である。さらには、研究科修了者にも魅力のある将来構想の検討も必要である。

**(2) 学内推薦制度**

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

学内推薦制度を採用していないため、記載しない。

**(3) 門戸開放**

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

他大学・大学院の学生に対して、特段の「門戸開放」を行っていないため、記載しない。

**(4) 飛び入学**

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

「飛び入学」を採用していないため、記載しない。

## (5) 社会人の受入れ

社会人学生の受入れ状況

### 【現状】

本研究科では、入学後も社会人として在職のまま修学する学生が、職務と履修を両立できるよう、金・土曜日の授業開講や夏季・冬季休業期間の集中講義などによって修学上の便宜を図っている。また、研究指導は夜間・金・土曜日や夏季・冬季の休業期間等でも行うほか、情報ネットワークを活用して行っている。その結果、表 13 に示すとおり 4 割以上の学生が職業を続けながら学んでおり、社会人学生の受け入れ状況はかなり確保できている。

表 13 社会人学生の数 (単位：人)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
入学者数	12	13	10	12
内 社会人入学者	5	5	4	6

(注) 学生数は退学者を除いた数で途中就職者を含む。

### 【点検・評価】

社会人学生が入学しやすい条件を整えた結果、社会人特別入学の制度を利用して入学する学生、入学後仕事を続ける学生は表 12・13 のとおりで、ともに 4 割を占めている。職業を続けながら学ぶ学生に対しては、専攻領域、専攻分野の教授が中心となって勤務と学問の両立ができるよう、きめ細かな相談体制をとっており、仕事との両立が困難との理由で退学する学生は、現時点では見られない。

しかし、職業等に従事しながら大学院で学ぶことを希望する者の学習機会を一層拡大する観点から、個人の実情に応じ柔軟に修業年限を超えて履修を行い、学位を取得できる新たな仕組みとして、平成 19 年度入学生から長期履修制度を導入しているが、6 人の社会人が利用している。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

病院等の現場で職業を遂行しながら大学院で学びたいと希望する者が、社会人としての職務の遂行と大学院での履修が両立するように受け入れ条件を整えることは、重要である。

このため、社会人学生や受験生のニーズをもとに、情報ネットワークを活用した指導方法の更なる充実や、長期履修制度に関する広報活動を充実し、働きながら学ぶ意欲のある学生の発掘に努める。

## (6) 定員管理

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

### 【現状】

定員は学年 10 人であり総計 20 人になっている。平成 18 年度の本研究科の在籍学生総数は 26 人で、学生確保上の問題はなく、また 19 年度の学生定員をみても、過年度生を含めて総計 26 人であり学生収容定数の 1.3 倍であるが、社会人学生数が多

く、設備・整備上からも余裕があり、学生指導上問題は見られないため、定員適正化に向けた努力は特別には行っていない。

**【点検・評価】**

現在、著しい定員超過は見られないため、定員適正化に向けた努力を行っていないが、現状において特に問題はない。

**【今後の改善・改革に向けての方策】**

将来においても現状の学生確保が維持できるよう、検討していく必要がある。また、専攻領域・専攻分野別の学生定数は設けていないが、看護管理領域の進学希望者が多いことから、看護管理領域の指導体制について早急に検討する必要がある。

## 第5章 教員組織

### 1) 学部

大学の設立の趣旨と教育理念、教育目標を達成できるように教員組織を整備していくことを目標とする。具体的には、教員の募集、任免、昇格などの人事を公正に行い、採用後は教育研究活動を評価し、教員組織の妥当性を検証する、また、本学の教育効果をあげるために、教育研究支援職員を有効に活用することがある。

#### (1) 教員組織

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

##### 【現状】

本学の看護学部の入学定員が115人、3年次編入学定員が10人であり、収容定員480人となる。この学生に対して充実した教育を行うために、表14に示すように平成16年度及び17年度が30人、平成18年度が27人、平成19年度が30人の専任教員が教育に携わった。設置基準にある専任教員数は23人であるが、平成19年5月1日現在の本学の専任教員数は30人と基準を上回っており、特に看護学を教授する専任教員が22人と7割以上を占めている。一般教養、専門基礎の専任教員8人が8～10人という少人数で基礎ゼミを開講している。また、看護の専任教員22人が7人程度の学生に卒業論文を指導する、助手18人を加えて5～8人程度の学生に臨地で実習指導をするなど、少人数教育を実施しており、看護学を教授するにふさわしい教員組織となっている。

表14 領域・職位別教員数

(平成16年度)						(単位：人)	
区 分	教授	助教授	講師	助手	合 計		
一 般 教 養	2	2			4		
専 門 基 礎	3	1			4		
( 学 長 )	1				1		
基 盤 看 護 学	1	1	4	3	9		
母 性 看 護 学	1		1	3	5		
小 児 看 護 学	1		1	3	5		
成 人 看 護 学	1		3	3	7		
老 人 看 護 学	1	1		3	5		
精 神 看 護 学	1	1		2	4		
地 域 看 護 学	1	1	1	2	5		
合 計	13	7	10	19	49		
(平成17年度)							
区 分	教授	助教授	講師	助手	合 計		
一 般 教 養	2	2			4		
専 門 基 礎	3	1			4		
( 学 長 )	1				1		
基 盤 看 護 学	1	1	4	2	8		
母 性 看 護 学	1		1	3	5		
小 児 看 護 学	1		1	3	5		
成 人 看 護 学	1		3	3	7		
老 人 看 護 学	1	1		3	5		
精 神 看 護 学	1	1		2	4		
地 域 看 護 学	1	1	1	2	5		
合 計	13	7	10	18	48		
(平成18年度)							
区 分	教授	助教授	講師	助手	合 計		
一 般 教 養	2	2			4		
専 門 基 礎	3	1			4		
( 学 長 )	1				1		
基 盤 看 護 学		1	3	3	7		
母 性 看 護 学	1		1	3	5		
小 児 看 護 学	1		1	3	5		
成 人 看 護 学	1		2	3	6		
老 人 看 護 学	1	1		3	5		
精 神 看 護 学	1		1	1	3		
地 域 看 護 学	1	1	1	1	4		
合 計	12	6	9	17	44		
(平成19年度)							
区 分	教授	准教授	講師	助教	助手	合 計	
一 般 教 養	2	2				4	
専 門 基 礎	3	1				4	
( 学 長 )	1					1	
基 盤 看 護 学	1	3	2		3	9	
母 性 看 護 学	1		1		3	5	
小 児 看 護 学		1		1	2	4	
成 人 看 護 学	1	1	2		3	7	
老 人 看 護 学	1		1		3	5	
精 神 看 護 学	1	1			2	4	
地 域 看 護 学	1	1	1		2	5	
合 計	12	10	7	1	18	48	
(注) 教員数は3月末の人数である。(平成19年度は3月末見込み)							

#### 【点検・評価】

「看護の対象の個別性並びに状況に応じ、柔軟かつ創造的にヒューマン・ケアリングが実施できる」という本学の卒業時の到達目標を達成するためには、ロールモデルである看護の専任教員と学生が濃厚なかかわりをもつことが重要となる。本学では教員設置基準以上の教員で教育に当たっており、教育研究組織の規模並びに看護学の学位を授与するために必要な教員をおいている。しかし、平成 19 年度は小児看護学の教授が欠員となり、非常勤講師を採用して対応している。本学が目指す看護の対象の個別性並びに状況に応じ、柔軟かつ創造的にヒューマン・ケアリングを実施することができる学生を育てるためには、早急に優秀な人材を確保する必要がある。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

優秀な人材確保のために、積極的に教員の募集を行う。具体的には、大学等の研究施設への書面での周知、本学のホームページはもとより、看護を専門とする教員が利用する可能性の高いホームページをも活用し、幅広く優秀な教員を募集しており、今後も充実を図る。

#### 大学設置規準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性

#### 【現状】

本学では職員就業規則の規定に基づいた兼職に関する要綱がある。それによると、学長の許可を得れば、原則として前期後期各 30 時間の範囲で非常勤講師を務めることや、単発的な講習会の講師や学会の役員などを勤めることができる。このことにより、本学での教員の教育研究活動に教員の本学以外での活動が影響を及ぼしていないかを評価することができる。

#### 【点検・評価】

本学の教員は学外でも活動をしているが、非常勤講師であれば原則として前期後期各 30 時間の範囲で行われており、単発的な講習会の講師や学会の役員などの活動により、本学の教育研究活動の支障がでることはない。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

教員の学外の活動も重要であるので、そのことが教員の教育・研究活動に影響を及ぼすことのないことを、引き続き評価する必要がある。

#### 主要な授業科目への専任教員の配置状況

#### 【現状】

本学は単科大学であるので、一般教養を教授する専任教員を 4 人、専門基礎を教授する専任教員を 4 人、看護学を教授する専任教員を 22 人雇用している。また、広島県の近郊の大学などの教員を非常勤講師として 36 人を雇用している。本学が開設している授業科目のうち、必修科目の専任と兼任の比率をみると、一般教養科目が 75.0%、専門基礎科目が 65.8%、専門科目が 97.2%となった。

#### 【点検・評価】

本学が開設している授業科目のうち、必修科目の専任と兼任の比率をみると、65.8～97.2%と高値を示し、さらに、教育上主要と認める授業科目は原則として専任の教授又は准教授が担当している。このことは、本学が主要な授業科目には本学の教

育理念、教育目標を十分に理解した専任教員を配置し、本学の教育目標を達成するための努力を示すもので、評価できる。

【今後の改善・改革に向けての方策】

今後も主要な授業科目を専任教員が担当でき、その授業がより高度で看護学の現状に見合ったものにする必要がある。

教員組織における専任、兼任の比率の適切性

【現状】

本学は単科大学であり、30人の専任教員に加え、非常勤講師36人で教育を行っている。必修科目の専任と兼任の比率は65.8～97.2%と高値を示した。選択必修科目では、一般教養科目が42.9%、専門基礎科目が25.0%と低値を示すが、全開設授業科目でみると、一般教養科目が45.7%、専門基礎科目が54.7%、専門科目が92.2%となった。

【点検・評価】

本学が開設している全開設授業科目の専任と兼任の比率をみると45.7～92.2%であり、専門科目においては高値を示したが、一般教養、専門基礎科目においては半分程度にとどまった。このことは、本学が主要な授業科目、特に専門科目には本学の教育理念、教育目標を十分に理解した専任教員を配置し、本学の教育目標を達成する努力を示すもので、評価できる。しかし、一般教養、専門基礎科目では現在の比率を保つように努力する必要がある。

【今後の改善・改革に向けての方策】

人件費の問題があり、教員数を増やすことは容易ではないので、ただちに一般教養、専門基礎科目における専任と兼任の比率を改善することは難しい。しかし、教員を採用する場合には、本学の教育理念、教育目標を十分に理解し、多くの必修科目を担当できる教員を採用することで、この比率の改善に努める。

教員組織の年齢構成の適切性

【現状】

教授(12人)の平均年齢が57.9歳、准教授(10人)の平均年齢が45.4歳、講師(7人)の平均年齢が39.9歳、助教(1人)の年齢が42歳である。

【点検・評価】

教授、准教授、講師、助教ともに平均年齢が高く、さらに同年代の教員で構成されていることもあり、5～10年後に退職を迎える教員が多数在職している。教授能力の安定的な維持、大学の運営管理という視点からは、問題であろう。

【今後の改善・改革に向けての方策】

本学の専任教員の募集では、定年の65歳以下であれば教員の採用に年齢制限をしていなかったが、将来を見据えた対策が重要である。現在欠員となっている小児看護学の教授は、優秀な若手の教員を採用するように努める。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状】

教員間における連絡調整会議として、図3に示した5つの会議があり、正教授会では主に教員人事に関することを不定期に審議し、教授会では准教授、講師、助教も加え教員人事以外の事項を月1回審議している。さらに、一般教養・専門基礎会議では、基礎ゼミなどの教授法についての連絡調整を行っている。また、看護教授連絡会議では、主に看護教育の細部の連絡調整を月1回行い、看護教員会議では、看護を専門とする教授から助手までが特に看護学実習での教授内容の調整や情報交換を年3~4回行っている。

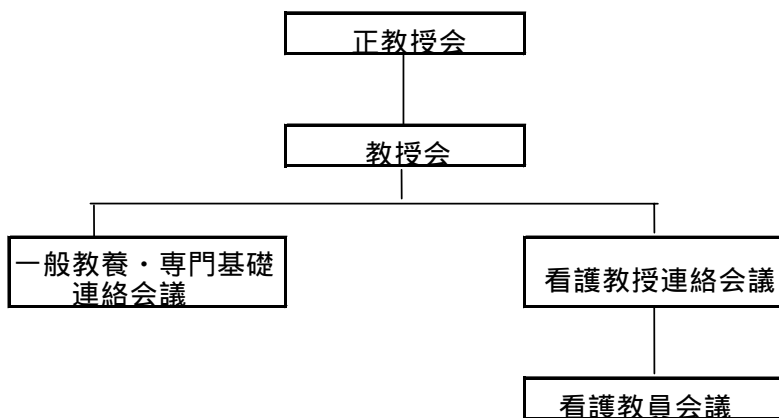


図3 教員間の連絡調整会議

#### 【点検・評価】

教育課程編成の目的を具体的実現するための合意は、正教授会、教授会でされている。その合意を具体化するために、一般教養・専門基礎会議、看護教授連絡会議及び看護教員会議で連絡、調整が図られており、教育の適切な役割分担の下で組織的な連携体制をとっており、それぞれの教育研究にかかわる責任の所在は明確である。一般教養・専門基礎連絡会議、あるいは看護教授連絡会議並びに看護教員会議では、効果的な連絡調整がされているが、看護学教育の基礎を担う教員と看護学を専門とする教員の連絡調整は、個人的には行われているが、有機的な関係が構築されているとはいえない状況にあり、改善すべき点である。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学の教育理念である豊かな人間性と幅広い教養を養成し、学問的基盤に立ち、生命の尊厳と人類の叡智を基調としたヒューマン・ケアリングを教授するためには、看護を専門とする教員の努力もさることながら、一般教養・専門基礎の教員の貢献なくしては達成することができない。そこで、今後は、本学の教育理念をより現実のものとするために、これまで以上に教授内容、方法の具体的な連携が必要となる。一般教養・専門基礎連絡会議並びに看護教授連絡会議でも、両者の連携の必要性は認められているので、これまで以上に相互理解を深め、意見交換ができる場の設定等を行い、両者の有機的な関係の構築を図る予定である。

#### 教育組織における外国人研究者の受け入れ状況

前掲の「外国人教員の受け入れ体制の整備状況」(P52)に記載のため、本項では記載しない。

## (2) 教育研究支援職員

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

### 【現状】

看護学実習では、本学の教育理念であるヒューマン・ケアリングを実践できる基礎的な能力を獲得するために、臨床の指導者と協力しながら教育を行っており、臨床での教育効果をあげるためには十分な数の教員を配置する必要がある。そこで、看護学を担当する准教授7人、講師7人、助教1人、助手18人が臨床での教育を担当し、さらに学生数が多い場合には非常勤助手を雇用し、1教員が5～8人の学生を担当するという少人数での教育を行っている。

外国語、特に英語は、外国人と日本人の専任教員それぞれ1人、外国人非常勤講師2人で教授している。中国語、フランス語は、2人の非常勤講師が教授している。また、英語 Reading、中国語、フランス語では50人前後、英語 Writing では30人前後、英語 Listening& Speaking では20人以下と少人数での教育ができるように、クラス分けや時間割で工夫をしている。

情報処理関連教育では、受講生を3つに分けて、50人程度での講義を行っている。さらに、コンピューターの操作等を教えるアルバイトを週2回雇用し、1日に1～10人の学生の相談に応じている。

### 【点検・評価】

看護学実習は、准教授、講師、助教、助手が5～8人の学生を担当し、充実した実習指導体制がある赤十字病院などで、少人数教育を行っているところは評価できる。また、外国語を担当する専任教員は2人であるが、少人数での語学教育を行うために、非常勤講師の確保に努めている。情報処理関連の教育では、コンピューターの操作等を教えるアルバイトを雇用しており、学生の相談に応じているが、週2回の雇用が妥当かという検証はされていない。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

看護学実習は、看護学を教授するうえで非常に重要なものであるため、今後とも看護学実習を担当する教員に欠員が生じないように配慮する。また、外国語を担当する教員については、受講する学生数を事前に把握して、語学の教育効果をあげるために必要があれば非常勤講師を増員して雇用するなどの対策をとる。さらに、情報処理関連の教育では、アルバイトの活用について学生の意向を確認しながら検討する。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

### 【現状】

学生数が多い学年があること及び小児看護学の教授が欠員であるために、基礎看護学実習及び、成人看護学実習、小児看護学実習において非常勤助手を雇用している。非常勤助手の雇用に当たり、それぞれの実習担当責任者が、実習の概要を説明し、非常勤助手が実際に臨床で教育ができるように臨床での直接的な支援を行っている。また、非常勤助手から臨床での教育について報告をうけ、助言を与えている。さらに、実習担当者の打ち合わせも行い、実習の内容、方法、到達度に大きな差がないように調整をしている。

#### 【点検・評価】

それぞれの実習担当責任者が、非常勤助手に対する教育を行い、非常勤助手の教育を評価、支援している点、また、大学での教育方法に不慣れな非常勤助手から教育されることで学生に不利益がないように配慮していることは評価できる。また、実習担当者の打ち合わせを行い、教育目標の達成に向けて連携、協力しているところもよい点である。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

女性が多い職場であるので育児休暇を取る教員が今後もいると予測され、その際には非常勤助手を雇用する必要性が生じる。非常勤で優秀な助手を雇用することには、苦慮しているところである。そこで、本学の近隣に居住する勤務をしていない優秀な看護師の掘り起こし等、教育を担当できる看護師の確保に努める必要がある。

### (3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

#### 【現状】

教員の募集、任免、昇任に関する基準及び手続きは、「教員選考基準規程」、「教員選考規程」及び「教員選考規程の運用に関する申し合わせ事項」で規定されており、これらに基づいて教員の人事を行っている。募集は、正教授会で教員の退職が審議され、教員に欠員が生じる場合や増員が必要な場合に学内外から公募を行う。教員の任免、昇任は、それぞれの職位に応じた教育研究の能力及び人格学歴、社会における活動を有することを選考資格としている。

#### 【点検・評価】

教員の募集、任免、昇任に関する基準及び手続きは、規程に定められており、それに基づく教員の募集、任免が適正に実施されている。募集については、公募を原則としている。具体的には、大学や研究機関に募集要項を送付するとともに、科学技術振興事業団及び大学病院医療情報ネットワーク研究センターが運営するインターネットによる公募情報の提供サービスを活用するなどして、一般に広く情報公開を行っている。このことで、公平性の確保並びに優秀な教員の獲得に努めている。

昇任に関しては、教員選考規程第2条第3項に学長が必要と認めたと時に教員の選考ができる規定となっており、平成16年の大学院修士課程開設時及び平成19年度に昇任が行われた。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

今日の看護系大学を取り巻く厳しい経営環境から、本学のような地方の小規模かつ単科の看護大学においては、強みである機動性や柔軟性あるいは弱みである人材確保などに支障を起こさない制度設計や中・長期的な人材育成などの人事計画の視点が、ますます重要となる。

看護系大学・学部が急増する中で、とりわけ看護系教員の確保は厳しさを増しており、本学として看護系大学間競争に打ち勝っていくためには、経営責任を負うべき学長が、今日の経営環境の変化に対応できる合理的な経営判断を追求する中で、教員の採用・昇任などの意思決定が、できるかぎり迅速に行えるように、今後とも、柔軟で機動的な制度運用に努める必要がある。

## 教員選考基準と手続の明確化

### 【現状】

教員選考基準とその手続は、「教員選考基準規程」、「教員選考規程」及び「教員選考規程の運用に関する申し合わせ事項」で規定されており、これらに基づいて教員の選考を行っている。「教員選考基準規程」では、それぞれの職位に応じた教育及び研究の能力を示している。

### 【点検・評価】

「教員選考基準規程」では、それぞれの職位に応じた教育及び研究の能力を総括して示しており、学術論文が何編、著書が何編という具体性には乏しい。論文や著書の数は、研究領域により大きな差があり、それらを具体的に示すことにも限界があるのも事実である。昇任について考えると、ある程度具体的に示すことで、それが昇任の目標値ともなり、教員の研究意欲を高める一助となる。しかし、本学の中核となる教員の育成、教育・研究能力や学内貢献等の実績を昇任選考に反映させるなどのマネジメントの視点も重要であり、一律的かつ詳細な昇任基準を設定することのデメリットも想定されることから、全体最適の視点から、総合的な検討が必要である。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学では、講師と助手の間に助教という職位を設けた。助教は大学院を修了し、助手の経験が2年以上あり、3編程度の論文があるということを目安としているが、助教の基準についても、「教員選考基準規程」に示すべく、教員選考委員会を中心に検討する。

## 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

### 【現状】

教育の採用は、「教員選考規程」の第5条にあるように原則として公募により教員候補者の募集を行うことになっており、教員に欠員が生じた場合には公募による教員候補者の募集を行っている。教員の募集要項を大学などの研究機関に送付し、また、インターネットでも公開するなど、積極的な広報活動を行い、優秀な教員の確保に努めている。また、公募期間も十分にとるなど、応募しやすい配慮を行っている。

### 【点検・評価】

公募による教員候補者の募集を行っており、その運用も適切である。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

教員選考手続きでの公募制の運用において、現状では問題はない。

## (4) 教育研究活動の評価

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

### 【現状】

教員の教育活動の評価は、学生による授業評価を組織的に行っている。教員の研究活動は、毎年発刊される紀要に掲載される業績一覧で把握することはできるが、その評価は行っていない。

#### 【点検・評価】

教員の教育活動の評価として、学生による授業評価を組織的に行っているところは評価できるが、研究活動の評価は実施していないところは問題点としてあげられる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

学生による授業評価は、該当する教員にはフィードバックされる。全教員と学生への公表は、教務課において科目ごとの評価結果及び担当教員のコメントが常時閲覧できるように行っている。今後は、授業評価をどの程度の内容をどのような方法で公開するかを学内で意見調整をする必要がある。また、日本赤十字学園では、近年中に教員の教育、研究、学内貢献の評価をすべての大学、短期大学で実施する予定とし、その詳細な評価項目が提示された。この評価は次年度への給料に反映するものであり、慎重に、より適切な評価が求められる。本学では、この評価並びに学生の授業評価を用いて教員の教育研究活動を評価することの検討が必要である。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

#### 【現状】

教員の選考は5人の選考委員が、公募への応募者あるいは昇任対象の教員の研究業績と教育の経歴を審査する。研究業績については代表論文を査読し、教育能力については教育方針に関するレポートで評価し、その後採用あるいは昇任の候補者との面接審査を行う。

#### 【点検・評価】

教員選考にあたり公平性を保ち、ついで教員選考委員が応募者の研究業績を査読することで研究能力を判断するので、研究能力に対する配慮はされている。教育能力に関しては、教育方針に関するレポートの内容や面接結果による評価が中心であるが、ある程度適正な評価がされている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

教員の採用にあたり、教員の教育研究の能力の審査では、書類審査だけではなく、実際に講義を行うなどの審査を加えることで改善が図られると考えられ、また、教育研究者としての一般常識や倫理観などの基本的資質の審査方法についても今後検討をする。

### (5) 学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備

新制度への対応についての大学としての考え方

#### 【現状】

平成19年4月施行の学校教育法改正の教員組織に関する主要点は、次の2点である。

・従来の助教授の実態やその名称が国際的に通用するか否かという観点から、「教授の職務を助ける」ことを主たる職務とする現在の「助教授」に代えて、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことを主たる職務とする「准教授」を設けること。

・従来、教員組織の中における位置づけが曖昧であった助手を、自ら教育・研究を行うことを主たる職務とする「助教」と、教育・研究の補助を主たる職務とする

る「助手」に明確に分けて位置づけたこと。

そこで、日本赤十字学園の教育組織は、次の4点の変更を行った。

・助教授を廃止し、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する「准教授」の職を設ける。

・「講師」は、教授または准教授に準ずる職務に従事する職とする。

・専門分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する「助教」の職を新たに設ける。

・「助手」はその所属する組織における教育・研究の円滑な実施に必要な業務に従事する職とし、その適性或資質・能力に基づき助教に昇任させることができる。この変更で、教員組織は「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」、「助手」の5段階となった。

#### 【点検・評価】

平成19年4月から従来の助教授(5人)から適任と判断した者(5人)を准教授とし、また、講師のなかで適任と判断した者(4人)を准教授に昇任した。さらに、従来の助手のなかで、特に教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有すると判断した1人を助教とした。このように平成19年4月から新たな教員組織の整備に向けて努力しているところは、評価できる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

平成19年度から教員組織に助教が加わったが、助教の教育及び研究指導への関与の程度、並びに委員会活動等の大学運営への参加についての大学内での合意が必要である。今後は、助教の実態に即した、助教の有効な活用について大学内での合意形成に努める。

#### それぞれの職の位置づけ

##### 【現状】

教員組織は「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」、「助手」の5段階であり、教授から助教までは、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であり、その違いは専門分野における知識、能力及び実績の程度である。知識、能力及び業績の程度では、教授が特に優れ、准教授が優れ、助教がそれを有する職とし、講師が教授又は准教授に準ずる職とした。なお、助手は、組織における教育・研究の円滑な実施に必要な業務に従事する職である。

##### 【点検・評価】

それぞれの職の位置づけは、明瞭に示されており、この新しい教員組織を導入するに当たり、教授会等で書面を用いて教職員に説明を行い、さらに、学則変更を済ませている。このように、新しい教員組織について教職員に周知しているところは、評価できる。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

新しく導入した教員組織が、定着し、効果的に機能しているかを今後検討する。

教育担当（各授業科目における教育担当の状況とその適切性）

【現状】

授業は、講義、演習、実習に大別することができ、講義は教授、准教授、講師、助教が担当し、講師以上の職にあるものが単位を認定している。演習は教授、准教授、講師、助教に助手を加えて行っており、講師以上の職にあるものが単位を認定している。実習は教授の指導のもと、准教授、講師、助教、助手が主に担当し、教授が単位を認定している。

【点検・評価】

このように、職位における授業担当及び単位認定が明瞭になっている点は、評価できる。従来の教員組織では、講師以上の職にあるものが単位認定をすることができることになっていたが、新しい教員組織では助教が加わり、現時点では助教が単位認定をすることを定めていないので、この点を明確にする必要がある。

【今後の改善・改革に向けての方策】

本学では助教が1人であり、今後の助教を含めた教員の教育担当の状況などをかんがみ、助教の単位認定などを検討する。

任免手続

【現状】

教員の任免に関する基準及び手続きは、「教員選考基準規程」、「教員選考規程」及び「教員選考規程の運用に関する申し合わせ事項」で規定されている。これらに基づいて平成19年4月からの新たな教員組織を構築するために、従来の助教授(5人)から適任と判断した者(5人)を准教授とし、また、講師のなかで適任と判断した者(4人)を准教授に昇任した。さらに、従来の助手のなかで、特に教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有すると判断した1人を助教とした。

【点検・評価】

昇任に関しては、教員選考規程第2条第3項に学長が必要と認めた時に教員の選考ができる規定となっており、あらたな教員組織を構築するために平成19年度に昇任が行われた。

教員の採用・昇任に関しては、上記の規程に基づき、教員選考委員会や正教授会において、審議し、その議を経て、学長が意思決定を行うことにより、適正に実施されている。

【今後の改善・改革に向けての方策】

本学では、講師と助手の間に助教という職位を設けたが、助教は大学院を修了し、助手の経験が2年以上あり、3編程度の論文があるということを目安としているが、助教の基準についても、「教員選考基準規程」に示すべく、教員選考委員会を中心に検討する。

教学運営への関与（特に助教を中心に、カリキュラム改定や教員人事などへの関与状況）

【現状】

教学運営は、講師以上の職にある者を中心に行ってきた。平成18年にカリキュラム改正を行っており、これは学部長、教務委員長を中心として、専門領域の教授の

意見をもとに、教務委員会を構成する講師以上の職にある者で行った。これは、予定されたカリキュラム改正であり、教務委員会は各専門領域に偏りがないように事前に委員構成をしていた。教員人事に関しては、教授のみが関与している。平成19年から助教が1人おり、教授会に参加しているが、教授会のもとの委員会活動は行っていない。

#### 【点検・評価】

平成19年から助教の職を設けたが、講師と助教の職務上の違いを明瞭にできたとはいえない。助教の教学運営への関与については、現状のままでよいのか、拡大すべきかをここ数年の助教の活動から検討する必要がある。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学では助教が1人であり、今後の助教を含めた教員の教学運営への関与状況などをかんがみ、教員の教学運営への関与を検討する。

## (6) 大学と併設短期大学(部)との関係

大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切性

本学は該当しないため、記載しない。

## 2) 大学院

大学院の設立の趣旨と教育理念、教育目標を達成できるように教員組織を整備していくことを目標とする。具体的には、教員の募集、任免、昇格などの人事を公正に行い、採用後は教育研究活動を評価し、教員組織の妥当性を検証する、また、本学の教育効果をあげるために、教育研究支援職員を有効に活用することがある。

### (1) 教員組織

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

#### 【現状の説明】

大学院は大学院研究科の理念・目的に基づき看護管理学、母子・家族看護学、機能障害看護学、ヘルスプロモーション看護学の4領域を開設している。平成19年度の大学院担当教員は、教授が10人、准教授が7人、講師が4人という専任教員21人と非常勤講師3人である。専任教員の男女比は男性5人、女性16人である。このうち研究指導担当者は看護学を専門とする教授7人で、その内訳は、看護管理学が1人、母子・家族看護学が1人(平成19年度は定員2人中1人欠員)、機能障害看護学が2人、ヘルスプロモーション看護学が3人である。この指導体制に対して、平成17及び18年度の修了者は、看護管理学が8人、母子・家族看護学が6人、機能障害看護学が3人、ヘルスプロモーション看護学が2人である。したがって、学生の希望する専攻領域と担当指導教員との比率では、看護管理学の負担が多くなっている。そこで、看護管理学では、教授に加えて、看護学博士号をもつ准教授を研究指導に充てることで指導体制を補強している。

#### 【点検・評価】

本学では大学院専任の教員は配置されていない。一定の資格審査を経た学部専任教員が大学院の授業科目を担当しており学部所属教員より数が少ない。学生の専攻

領域と担当教員数を比較すると、臨床現場でのニーズが高い看護管理学に学生が集中するため、一部担当者の負担が増加しているが、過重とはいえない。

【今後の改善・改革に向けての方策】

平成 19 年 4 月から大学院のカリキュラム改正、専攻領域の再検討に着手し、さらに魅力のあるカリキュラムを提供し、看護管理学以外の領域の学生確保に努める。

組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

【現状】

大学院の教育、研究に関する事項を審議するために研究科委員会を置き、教育、研究をはじめ予算、教員人事、教育課程及び履修方法、学生の入学、課程の修了及び学位論文審査に関する事項等を審議している。また、組織的な教育を実施するため、研究科委員会のもとに教務小委員会、入試小委員会を設置し、役割分担を図っている。

【点検評価】

本学研究科では、小委員会の数を絞り、役割分担はほぼ適切に行われている。また、事務局が全ての小委員会に参加しており、教員及び職員の連携体制は確保されている。

【今後の改善・改革に向けての方策】

平成 19 年 4 月から教務小委員会が中心となって大学院のカリキュラム改正を検討するが、委員会メンバー数を増やし、委員負担の軽減を図る。

## (2) 研究支援職員

研究支援職員の充実度

【現状】

大学院で研究支援に関わる業務を行う職員は、図書館に配属されている職員である。図書館職員の研究支援に関わる業務内容には、学生に対する文献検索指導や学生や教員が求める文献の他の図書館への複写依頼などがある。また、電算室に配置されているシステム管理委託会社の職員は、研究室のパソコンやネットワークなどのトラブルに対応する技術的な支援を行っている。

【点検・評価】

大学院に所属する職員は学部と兼務しており、大学院教員のための特別の研究支援職員が配属されているわけではない。しかし、図書館職員や電算室に配属されているシステム管理委託会社の職員により教員や大学院生への研究支援が行われており、特に、常設の研究支援職員を配置する必要はない。

【今後の改善・改革に向けての方策】

本学では、実習、演習などを担当する教員の教育活動を支援するため、大学院の学生をティーチング・アシスタントに採用する制度を導入しているが、現実には長期履修制度を利用し働きながら学ぶ学生が多く、十分に機能していない。ティーチング・アシスタント制度は、将来の教育者・研究者としてのトレーニングの機会を提供するものであるため、この制度が機能するため、現在の問題点等の検討をする必要がある。

「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状】

本学に研究支援職員の制度はないが、教員と研究を支援している図書館の職員や電算システムの技術職員との連携・協力関係は、学部教員から構成される委員会を通じて行われている。研究を支援する職員は、専門職としての技能の向上を図るとともに、業務量に応じて臨時職員を充当している。

【点検・評価】

教員と研究を支援する職員との連携・協力関係は、学部教員により構成される委員会を通じて円滑・適正に運営されている。

【今後の改善・改革に向けての方策】

関係委員会で教員にアンケートをとる機会をとらえて教員の要望などを調査することにより、教員のニーズに即した支援体制づくりを行う。

### (3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状】

本学では、大学院専任教員は配置されていない。したがって、専任教員の任用は学部教員の中から行っており、独自の募集は行っていないが、学部の教員募集に際して、大学院の授業担当も付加している。大学院担当教員としての任用に当たっては、「日本赤十字広島看護大学大学院看護研究科教員の資格審査に関する内規」第2条に基づき大学院の教員の資格審査を行っている。大学院の教員の資格審査に当たっては、教育研究上の指導能力及び研究業績並びに学会・社会における活動等を考慮のうえ、看護修士論文研究指導教員、看護修士論文研究指導補助教員、授業科目担当教員の資格について審査する。

審査手続きとして、研究科教員の資格審査の必要性が生じた時は、第3条に基づき研究科委員会の議を経て資格審査委員会を設置し、研究科長が看護修士論文研究指導教員3人以上の委員を指名し招集する。

資格審査委員会は、審査を付託された教員について、個人調書及び研究業績等により審査を行う。資格の判定は無記名投票により行い、投票総数の3分の2以上の賛成を得た者を適格者とする。研究科長は、資格審査委員会の経過及び結果の報告を受け、速やかに研究科委員会へ審査結果を報告する。

【点検・評価】

学部教員の兼務で、大学院の資格審査を受けた担当者に限られるので、学部所属教員より数が少ない。教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きは、学部の教員選考基準とその手続きである「教員選考基準規程」、「教員選考規程」、「教員選考規程の運用に関する申し合わせ事項」を用い、さらに、大学院独自では「日本赤十字広島看護大学大学院看護研究科教員の資格審査に関する内規」を用いて、厳正に行われているところは、評価できる。

【今後の改善・改革に向けての方策】

学部の教員組織に助教が加わったが、助教を大学院教育で活用するか、否か、活用するならにどのようにするかについての検討も必要となる。

#### **(4) 教育・研究活動の評価**

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

##### **【現状】**

教員の教育活動の評価は、学生による授業評価を組織的に行っている。教員の研究活動は、毎年発刊される紀要に掲載される業績一覧で把握することはできるが、その評価は行っていない。

##### **【点検・評価】**

教員の教育活動の評価として、学生による授業評価を組織的に行っているところは評価できるが、研究活動の評価を実施していないところは問題点としてあげられる。

##### **【今後の改善・改革に向けての方策】**

日本赤十字学園では、近年中に教員の教育、研究、学内貢献の評価をすべての大学、短期大学で実施する予定とし、その詳細な評価項目が提示された。この評価は次年度への給料に反映するものであり、慎重に、より適切な評価が求められる。本学では、この評価並びに学生の授業評価を用いて教員の教育研究活動を評価することも検討していく必要がある。

#### **(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係**

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

##### **【現状】**

本学は単科大学であるが、学部の人的交流については、領域間の教員の人的交流や、関連の医療機関や自治体職員と専任教員の人的交流に取り組んできた。その結果、医療機関や地元自治体との共同研究の取り組みなどが行われるようになってきている。しかし、大学院においては現在のところ学内外の人的交流は行われていない。

##### **【点検・評価】**

学内外の大学院や教育研究組織との人的交流は、大学院の今後の位置づけには好ましいと思われるが、本学は単科の大学院であるので、学外の大学院や学部、研究所等の教育研究組織との人的交流は現在のところされていない。

##### **【今後の改善・改革に向けての方策】**

学校法人日本赤十字学園は、5大学、4大学院という教育研究組織を有している。このような系列の他大学や大学院という教育研究組織との人的交流は今のところされていないが、その可能性について、本学内で検討し、今後、学園本部の理事会や評議員会に問題提起することを検討する。

## 第6章 研究活動と研究環境

本学の理念であるヒューマン・ケアリングの探求や社会に還元できるような研究活動の推進とそのため研究環境を整備することを目標としている。

### 1) 研究活動（研究活動）

論文等研究成果の発表状況

#### 【現状】

本学の学部・大学院担当教員の研究業績は、年1回刊行している「日本赤十字広島看護大学紀要」に記載されている。学部担当教員の過去5年間の論文等の編数は、表15のとおり50～76編、教員一人当たりの編数は1.0～1.6編である。

平成16年度に開設した大学院担当教員の研究論文数は、表16のとおり42～58編、一人当たりの編数は2.1～2.9編であり、学部の平均よりも多い。

過去5年間に「日本赤十字広島看護大学紀要」に掲載された論文数は、平成14年13編、15年5編、16年5編、17年5編、18年4編である。投稿された論文の大半は、学内研究費の助成を受けたものである。紀要への投稿推進に関しては、年3回程度、教授会連絡や文書による投稿案内を行っている。紀要投稿資格者を拡大するため、当初、本学の教員及び非常勤講師、その他研究紀要委員会が認めた者としていたが、平成18年から本学大学院生も資格者に含むよう投稿規定を改定した。編集作業に関しては、明確な評価結果を得よう平成17年に査読基準の見直しを行い、項目ごとに適否を示すチェック方式の査読用紙を追加した。

表15 看護学部担当教員の研究業績

区 分	平成14年	15年	16年	17年	18年
著 書(編)	11	14	21	25	12
学術雑誌等掲載論文(編)	58	36	55	34	45
一人当たり論文等編数(編)	1.4	1.0	1.6	1.3	1.3
教員数(人)	49	48	47	44	44

(注) 共著を含む。

表16 大学院担当教員の研究業績

区 分	平成16年	17年	18年
著 書(編)	19	16	10
学術雑誌等掲載論文(編)	39	26	36
一人当たり論文等編数(編)	2.9	2.1	2.6
教員数(人)	20	20	18

(注) 共著を含む。

#### 【点検・評価】

過去5年間の研究業績の推移をみると学部、大学院とも年ごとに増減がある。教員一人当たりの論文等業績数は、大学院担当教員の方が学部担当教員に比べて多い。紀要への投稿論文編数は、減少傾向にある。「紀要としての学問的水準は妥当ですか」

について、「そう思う」、「どちらかというと思う」を合わせると 22.6%で、平成 15 年の 29.8%をやや下回っている。また、査読者は学内者であることから、同僚評価によることの心理的負担も考えられる。今回の評価では、紀要投稿が少ない理由を知るための直接的な質問を行っていないため、具体的な理由は把握できていない。

【今後の改善・改革に向けての方策】

研究業績に関する課題として、学部担当教員の研究業績が大学院担当教員のそれに比べて少ないこと、研究時間の確保が困難であることがあげられる。学部担当教員には、大学院担当教員よりも講師や助手などが多く含まれることから、若手研究者の研究能力向上のための組織的教育が求められる。また、教員全体の研究成果を向上させるためには、教育・研究・大学運営の時間的バランスの見直し等による研究時間の確保対策、研究能力向上のためのFD研修、実習関連施設等を含む共同研究の推進等による研究推進体制の整備が求められる。

紀要に関する課題として、投稿論文数の確保、紀要の学問的水準の向上があげられる。紀要の刊行は、教員それぞれの専門分野を超えて、大学としての研究成果を社会にまとめて公表できるという利点がある。紀要の作成に多くの教員の参加を得るため、今後は、学内研究費助成者のみならず、教員一人ひとりが紀要の意義を認識し、気軽に応募できるよう投稿勧奨に努める。また、紀要の編集は、学内の同僚によって行われるため、投稿者に心理的負担を生じる恐れがある。これまで以上に、編集過程における投稿者のプライバシー保持、編集委員の倫理性を遵守した行動が求められる。さらに、詳細な理由を把握するためには、今後、紀要投稿に対する教員の意識調査が求められる。

紀要の学問的水準について、水準が妥当か否かを本学の紀要のみで判断することは難しい。しかし、本学の紀要の投稿者には、若手教員が多く含まれていることから、推敲された論文が投稿されるためには、充実した研究指導体制を整える必要がある。

国内外の学会での活動状況

【現状】

学部教員の国内外の学会発表状況は、表 17 に示すとおりである。各教員の年間研究成果・業績については、「日本赤十字広島看護大学紀要」に掲載している。平成 12～18 年度の合計では、国内 212 編、国外 48 編であった。教員一人当たりの発表本数は平均 0.8 編であった。

表 17 学部担当教員の学会発表（国内外別）

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	合計（本）
国内（編）	21	26	17	25	5	29	22	212
国外（編）	3	6	7	3	5	2	7	48
合計（編）	24	32	24	28	10	31	29	260
教員数（人）	28	43	49	49	29	28	29	310
一人当たり編数	0.9	0.7	0.5	0.6	0.3	1.1	1.0	0.8

平成 16 年度より大学院を設置した。大学院担当教員の国内外の発表状況は、表 18 に示すとおりである。平成 16 年～18 年度の合計では 82 編、国内 67 編、国外 15 編であった。教員一人当たりの発表本数は平均 1.4 編である。それらの研究は、各教員が個々の専門性を生かした内容であり、ヒューマン・ケアリングや看護技術教育、がん看護などの専門学会で発表している。

表 18 大学院担当教員の学会発表（国内外別）

	16 年度	17 年度	18 年度	合計（本）
国内（編）	13	24	30	67
国外（編）	4	6	5	15
合計（編）	17	30	35	82
教員数（人）	20	20	20	60
一人当たり編数	0.9	1.5	1.8	1.4

#### 【点検・評価】

学会発表では、各年で教員数の差により一人当たりの論文数に多少の増減はあるものの、特に平成 16 年度から増加が著しく、研究活動が活発である。その要因は、大学院を新設したこと、開学後 5 年が経ち卒業生・修了生を出し教育環境が整っていったこと、助成金等を得て実施した共同研究などが、一定の研究期間を経て発表する時期になったことである。

しかし、国外での学会発表が毎年、数件前後と国内学会よりかなり少ない。国外での学会発表では、学会参加に要する時間の確保や英語力などが求められることから、国内の学会発表が多いものと思われる。

#### 【将来の改善・改革に向けた方策】

今後も継続して、個々の研究能力や専門性を高めるために、研究助成金を獲得し、学会活動を行う。また、国内のみならず、国外での学会発表を行えるように、支援体制を整備する。教員の職務は、教育・研究・委員会活動の 3 領域である。バランスよく研究活動が行えるように、教育や委員会活動のあり方を適宜、評価し、改善を試みる。特に、平成 18 年度入学生の学生数が多いことから、講義及び演習については 2 クラスに分けて、同じ内容を実施している。質の高い教育を学生に提供しつつ、研究活動をいかに活性化するか、工夫を行う。

## 2) 研究活動（教育研究組織単位間の研究上の連携）

附属研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

本学は該当しないため、記載しない。

## 3) 研究環境（経常的な研究条件の整備）

個人研究費、研究旅費の額の適切性

#### 【現状】

平成 18 年度及び 19 年度の個人研究費の予算総額は、16,900 千円であった。個人研究費の配分は、大学院が開設した平成 16 年度から、研究費総額を学部 8 割、大学院 2 割に配分した。

まず、学部の個人研究費について述べる。個人研究費については、研究紀要委員会を経て教授会で決定している。職位に応じて個人研究費として分配してきた。職位による配分比率では、平成 12～15 年度では、教授：助教授：講師：助手 = 86：67：43：20 とした。さらに平成 16～18 年度では、90：70：45：20 とした。ちなみに平成 19 年度では、講師と助手の間に助教の職位が加わり、90：70：45：35：一定の額（140 千円）とし、教授 418 千円、准教授 325 千円、講師 209 千円、助教 175 千円、助手 140 千円と定めた。

次に、大学院の個人研究費について述べる。個人研究費（研究旅費を含む）の配分については、研究科委員会で決定している。大学院の研究費の配分割合は、教員割り当て（職位別）と指導割り当て（修士論文の主査及び副査別）を 3：7 と配分した。また、教員割り当ては、学部研究費の職位による配分比率と同様に、教授：准教授：講師 = 90：70：45 とした。指導割り当ては、主査：副査 = 2：1 とした。したがって、平成 19 年度では、教員割り当ては、教授 58 千円、准教授 45 千円、講師 29 千円であった。指導割り当ては、学生一人当たり主査 61 千円、副査 30 千円であった。

研究旅費は、平成 17 年度までは職位に関係なく 1 人 150 千円を配分した。しかし、平成 18 年度からは、総額 2,000 千円を限度として、国内の学会のシンポジスト、座長及び演者として役割を持って参加する者に対してのみ、当該年度につき 1 回に限り研究旅費を支給することとした。また、平成 19 年度からは、講師、助教及び助手について 2 回まで支給することとした。

また、個人研究費の執行率からみると、准教授や講師が予算の 95.0% 以上を執行しており、その割合が高かった。

#### 【点検・評価】

教員へのアンケートにおいて「個人研究費の分配は適切ですか」と質問した結果、「そう思う」「どちらかというと思う」35.5%であり、「どちらともいえない」41.9%の教員であった。「研究旅費についての分配は適切ですか」については、「そう思う」「どちらかというと思う」25.8%、「どちらともいえない」32.3%であった。つまり、個人研究費及び研究旅費については、「そう思う」「どちらかというと思う」が 35.5%及び 25.8%であること、及び「どちらともいえない」が 41.9%、32.3%であることから、適切であると評価している教員が多かった。

平成 18 年度における個人研究費の執行率をみると、全体 75.1%、教授 76.8%、准教授 83.4%、講師 71.4%、助手 66.2%であった。また、国内の研究旅費の執行率は、全体 58.2%、教授 27.0%、准教授 7.4%、講師 11.1%、助手 12.6%であった。個人研究費を 95% 以上執行した教員は、教授 12 人中 2 人（16.7%）、准教授 6 人中 1 人（16.7%）、講師 9 人中 2 人（22.2%）、助手 17 人中 4 人（23.5%）であった。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

個人研究費の執行率からみると額については潤沢である。しかし、准教授や講師に 95.0% 以上予算を執行している割合が高かったことから、研究業績や教育実績に応じた配分方法を検討する。今後、個人研究費の総額が、財政上の制約から減額される可能性も考えられることから、全教員が研究費補助金申請に取り組み、外部資金を獲得し、研究活動を円滑に行えるように努力が必要である。そのため、全教員

が研究費補助金申請を行うための実務的説明会の開催など支援体制を作る。

#### 教員個室等の教員研究室の整備状況

##### 【現状】

教授、准教授、講師については、個人研究室（全 30 室）を使用する。また、助教と助手は、助教・助手研究室（全 4 室）を 2 領域ごとに使用する。また、共同研究室（全 4 室）を設け、会議や演習、面接場所として使用している。

教授、准教授、講師用の個人研究室については約 28～43 m<sup>2</sup>、助教・助手研究室については約 47～56 m<sup>2</sup>、共同研究室については約 28 m<sup>2</sup>の面積を確保するとともに、各室ごとに給湯設備や冷蔵庫を設けている。教育研究を行うための備品として、書架、デスク、椅子、パソコンなどを整備している。また、学生や訪問者との対応のために、テーブルと 6 脚の椅子が設置している。併せて、教員の教育・研究の推進に資するため、各研究室においても LAN 設備を完備し、常に最新の情報を入手し得る状況を提供している。

また、空調設備については集中運転方式ではなく個別運転方式を採用することにより、個室ごとに良好な環境を提供する。清掃は毎月 1 回の定期清掃のほか、年 2 回の床洗浄・ワックス塗布を行っている。また、年 2 回の衛生害虫駆除や空気環境測定など、環境保全を行っている。

研究室のドアについては、学生が訪室しやすく、セクシャル・ハラスメントなどの未然防止にも配慮して、平成 19 年 3 月に研究室のドアのすり硝子を透明硝子に変更した。

##### 【点検・評価】

個人研究室は、講師以上の教員全員に整備されており、教育研究のために申し分のない環境である。また、教育棟 4 階に全教員の研究室が配置されているために教員同士がコミュニケーションをとりやすい。

また、本学では、セクシャル・ハラスメントの未然防止の観点から、学生等と 2 人きりとなるような場合には、研究室のドアを開けておくことを実践してきた。しかし、冷暖房機を使用する時期には、ドアを開けておくことは困難であることから、透明硝子に変更したことは効果がある。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

教員研究室の整備状況については、埃や塵一つない美しい研究室の中で、教員も学生も落ち着いた心で学習し続けるために維持することである。

冷暖房費、水道代、電気代など光熱費の省エネ対策を考慮した研究環境を整備する必要がある。例えば、網戸や扇風機の設置を検討したり、教員各自がいかに光熱費を削減できるように努力したりする、など具体的な対策を実行する。

#### 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

##### 【現状】

教員は、講義、演習、実習等の教育、学会や研修活動、委員会や会議活動、他施設の講師や職能団体への貢献といった社会活動を行っている。このような状態の中で、研究時間は、他の職務を並行し、工面をしながら確保していることが現状である。

#### 【点検・評価】

教員へのアンケートでは、「研究のための時間を確保しやすい環境ですか」については、「そう思う」「どちらかというと思う」という回答を合わせると、12.9%であった。「そうは思わない」「どちらかというと思うは思わない」は64.5%であったことは、研究時間の確保に関して三分の二近くの教員が満足していない。職位の内訳は不明であるが、多くの教員が研究時間の確保に苦心している。特に看護系教員は、看護学実習のために臨地に向いているために、実習期間中の研究時間が確保しにくい状態である。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

研究時間の確保が困難と感じている教員が多いことは重大な問題である。これを解決するには、研究できる十分な時間を確保する方策が大切になる。時間を作り出すために、カリキュラムや教育方法の検討や、委員会活動や諸会議を効率よく行うなどの工夫が必要である。全教員一人ひとりが、知恵を出し合い、専門性を高めつつ、質の高い教育や研究を行うことを直ちに始めなければならない。

#### 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

#### 【現状】

各教員は、研究に必要な国内外の研修や学会等に個人研究や研究旅費を活用して参加している。また、平成18年度から、全教員を対象として研究費助成を申請する能力を養うために、研究費補助金申請等に関する研修会を開催している。教員によっては、学内外の研究者との共同研究費助成を受け研究活動を行っている。助手の研究能力向上のための組織的教育は、各領域の教授の責務とし、適宜指導的かわりをもっている。

#### 【点検・評価】

教員への平成18年度自己点検・評価アンケートでは、「研究に必要な国内外の研修に参加しやすい環境ですか」については、「そう思う」「どちらかというと思う」という回答を合わせると、31.0%であった。「そうは思わない」「どちらかというと思うは思わない」は40.4%であった。以上の結果は、現状においても、研究に必要な国内外の研修に参加できる教員がいる反面、半数近くの教員が、そのような研修に参加しにくいと感じていることを示している。

次に、「学内外の研究者との共同研究を行いやすい環境ですか」については、「そう思う」「どちらかというと思う」という回答を合わせると、19.1%であった。「そうは思わない」「どちらかというと思うは思わない」は47.6%であった。この結果、学内外の研究者との共同研究を行っている教員はいるけれども、半数近くの教員が、共同研究はしにくいと感じていることが示された。

また、「研究能力向上のための組織的教育がされていますか」については、「そう思う」は0%、「どちらかというと思う」は11.9%であった。「そうは思わない」「どちらかというと思うは思わない」を合わせると71.5%であった。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

国内外の研修への参加は、時間と旅費を確保することが必須条件である。学内外の研究者との共同研究を行うには、やはり時間的な余裕が必要であると同時に、各

教員の専門性を生かした研究活動研究も大切である。研究活動実践能力を高めるために、教員一人ひとりの努力もさることながら、組織的教育として具体的なプランを見出し実践していく必要がある。なお、研究費補助金等に関する研究会は、内容を吟味しつつ継続して開催する。

#### 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

##### 【現状】

本学の研究者を育成する目的で、平成 12 年から、奨励研究費及び共同研究費の助成の制度を設けている。奨励研究費は本学の教員が 1 人で研究をする際に、共同研究費は本学の教員が研究代表者として共同研究をする際に、研究費として助成されるものである。助成額は、奨励研究費は 1 件当たり 30 万円以内で、共同研究費は 1 件当たり 50 万円以内である。助成期間は決定した年度内とし、原則として、翌年、研究成果を本学の学内研究発表会で発表し、本学紀要に投稿するよう求めている。

助成を希望する教員は、決められた期日（5 月末ごろ）までに、申請書を記載して研究・紀要委員会に提出している。研究・紀要委員会では、研究目的の意義、研究方法の妥当性、研究の倫理的配慮、研究経費の妥当性などを検討し、優先順位及び助成額を決定し、教授会において最終決定している。研究分担者は、本学教員及び実習病院の職員としている。申請書の内容は、研究課題、研究目的、研究計画、研究経費である。助成される経費の範囲は、科学研究費に準じている。

平成 15 年度から本年度までに共同研究費の助成を受けた教員の実績は、次の表 19 のとおりである。

表 19 年度別共同研究費の助成申請状況

年度 (平成)	奨励研究 件数(合計金額)	共同研究 件数(合計金額)	合計 件数(合計金額)
15 年度	4 件(992 千円)	1 件(163 千円)	5 件(1,155 千円)
16 年度	2 件(540 千円)	1 件(625 千円)	3 件(1,165 千円)
17 年度	1 件(300 千円)	1 件(500 千円)	2 件(800 千円)
18 年度	2 件(596 千円)	3 件(1,391 千円)	5 件(1,987 千円)
19 年度	2 件(514 千円)	1 件(500 千円)	3 件(1,014 千円)

##### 【点検・評価】

教員への平成 18 年度自己点検・評価アンケートにおいて「共同・奨励研究助成制度は適切ですか」については、「そう思う」「どちらかというと思う」は 38.1%であったが、「どちらともいえない」という回答が 50.0%であった。助成金の予算額が、奨励研究費と共同研究費を合わせて 630 万円あるが、毎年全額執行されていない。これは、助成申請人数が毎年数名程度と少なく、申請額が予算額よりずっと少ないためである。その一因として、助成が認められる研究期間は 1 年間だけであることや、本学紀要ではなく学会誌への投稿を希望する研究者が申請しにくいことが考えられる。

共同研究費の助成を受けた研究は、これまですべて、研究費を使用して研究がされ、次年度に、学内の研究発表会、学会で発表され、本学紀要に掲載をされている。

このことから、共同研究費の助成は、学内の研究者の育成に対して意義があるものであり、今後、申請者を増やすための改善が必要である。

【今後の改善・改革に向けての方策】

共同研究費の申請をしやすいするために、平成 20 年度から、共同研究費の研究期間の延長（2 年間程度）、研究費の増額、研究成果の本学紀要以外の投稿を認めるなどの検討を行うとともに、研究費助成についてのインフォメーションを工夫する。

#### 4) 研究環境（競争的な研究環境創出のための整備）

科学研究費補助金への研究助成金の申請とその採択の状況

【現状】

開学以来の科学研究費補助金への研究助成金の申請とその採択状況については、次の図 4 のとおりである。

科学研究費補助金の新規申請数については、学部の完成年度の翌年にあたる平成 16 年度は減少しているもの、それを除くと、開学 3 年目から大体 7～9 件程度を維持している。しかし、採択率は、37.5%、46.2%、28.6%と減少傾向にあり、今年度は、9.1%とさらに減少している。また、平成 13～19 年度の新規申請数及び採択数をみると、一般教養・専門基礎科目領域では、申請数 4 件、採択数 1 件であり、専門科目領域（看護系教員）は、申請数 83 件、採択数 21 件であった。

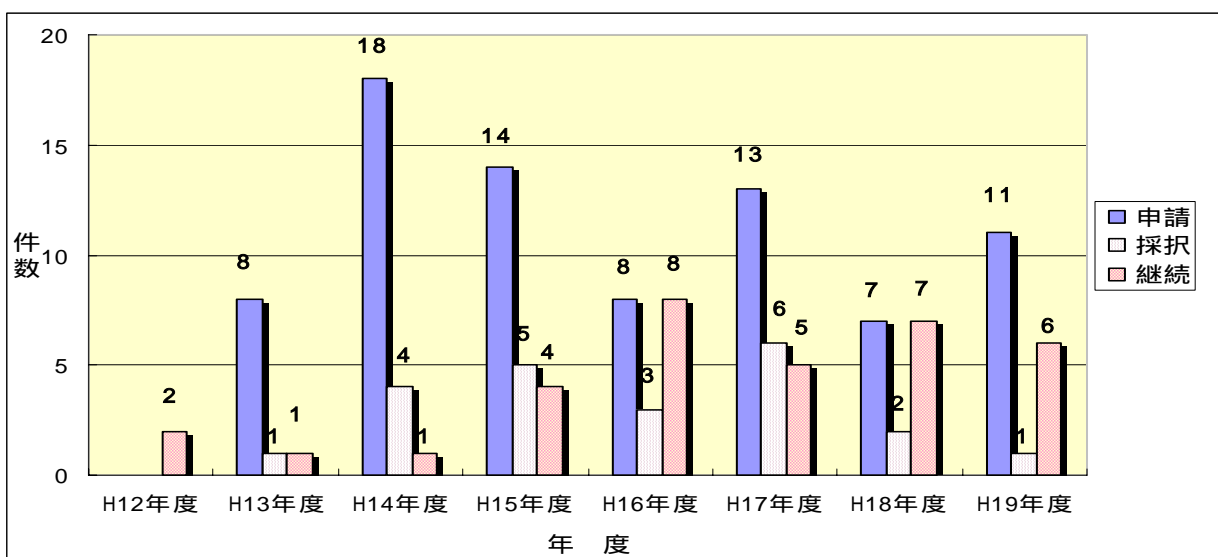


図 4 年度別科学研究費補助金の継続・採択・申請件数

【点検・評価】

教員への平成 18 年度自己点検・評価アンケートにおいて「外部資金を得て研究プログラムを展開させていますか」については、「そう思う」「どちらかというと思う」は 40.5%であった。申請数については、毎年 7～10 件を維持している。また、一般及び専門基礎科目の教員の申請数が看護系教員に比較し少ない。現在、年に 1 回の科学研究費補助金申請に関する研修会を開いているが、今後、さらに申請を促すことが必要と思われる。また、採択率が減少していることに対して、研究者を育成するような研修会等を企画するなどの対策が必要である。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

研究費助成の募集があるたびに、随時情報を全教員が共有できるようなシステム作りをして、学内に広くインフォメーションを行う。また、研究費補助金申請書の書き方についての研修会を充実させることで、初めて申請を行う研究者の申請書の作成を支援する必要がある。外部資金の獲得では、種々の助成金公募について周知することと、採択される研究計画を立案できる力を向上させるための研修の企画、指導体制の検討が必要である。また、研究方法についての教員間の勉強会を開いたり、特に若い研究者の研究指導を充実させたりすることで、研究者の研究能力の向上を図る。

研究環境における主要な課題は、学内・外の人的資源の拡充、研究時間の確保、外部資金の獲得、の三点である。第一に、人的資源については、互いの研究活動について共有する機会となる学内の交流の場をもつことがあげられる。さらには、赤十字関連施設の研究者並びに実践家との共同するシステムについての検討も有効である。第二に、研究時間の確保については、各教員の勤務状況を分析し、教育と研究の調和に向けて、個人の努力に加え、組織的な取り組みが必要である。

### 5) 研究環境（研究上の成果の公表、発信・受信等）

研究論文・研究成果を支援する措置の適切性、及び国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

#### 【現状】

研究論文の公表や発信は、本学紀要及び各種学会誌等への投稿によって行われている。投稿や別刷り等に要する費用は、各人の研究費から拠出されている。また、研究成果の公表は、おもに各教員が所属する学会で発表されている。研究上の情報の受信に関しては、インタ・ネット等を用いて個人的に行われているほか、図書館に所蔵する各種学会誌や、文献検索システムなども活用されている。

また、研究旅費として、個人研究費とは別枠で、学会のシンポジスト、座長、演者として役割をもって参加する者に対して助成している。

#### 【点検・評価】

研究論文や研究成果の公表や発信は、特に問題なく行われており、教員からの要望もほとんどない。現在、広島県大学図書館協議会が中心となって企画された「<sup>4</sup>広島県大学共同リポジトリ」への参画を予定している。これは、研究成果の視認性が向上し、研究活動の公表について活性化できると評価したためである。

また、教員の中には、研究における資料収集等、その他の活動に多くの旅費の支出を必要としたため、研究成果を公表するための学会への旅費が不足する者も見られた。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

研究上の成果の公表、発信・受信等を支援する措置は、ほぼ適切に行われている。学会への旅費不足を解消するために、学会のシンポジスト、座長、演者として役割をもって参加する者に対する研究旅費助成総額の見直しを行うこと、各教員が、科

---

<sup>4</sup> 広島県大学共同リポジトリ：広島県大学図書館協議会の運営する広島県内の公・私立大学等による共同リポジトリ。リポジトリとは、参加大学の教育研究成果を蓄積・保存し、無償で発信する共同の電子書庫。

学研究費助成金やその他の研究助成補助金を確保する努力し続けることが考えられる。

最も重要な点は、研究論文として研究成果を公表できるまでの支援体制を工夫することである。

## 6) 研究環境（倫理面からの研究条件の整備）

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性

### 【現状】

学生及び教職員の基本的人権を保障し、修学、教育、研究及び職務の遂行に良好な環境を作り出すため、平成 13 年 5 月、学内に倫理委員会が設置され、平成 17 年 4 月には研究の倫理について専門に審査するため、研究倫理委員会が設置されている。

この間、倫理審査を要する研究は、研究者の判断で他大学や学会などに審査依頼の提出をしていたが、平成 18 年からは審査体制を整え、審査を開始したところである。

### 【点検・評価】

平成 18 年に研究倫理委員会のあり方を検討するため、全教員 43 人に対して次のアンケート調査を実施した。

表 2 0 - (1) 臨床研究機関の長の諮問機関としての「倫理審査委員会」  
について

質 問 事 項	回答人数(%)
本学に設置して欲しい	29 (69.0)
どちらでも良い	4 (9.5)
他の機関に依頼するので本学には必要ない	4 (9.5)
その他	3 (7.1)
未選択	2 (4.8)
合 計	42(100.0)

表 2 0 - (2) 本学の当委員会の委員構成について

質 問 項 目	回答人数(%)
現在のままで良い	8 (19.0)
出来るだけ「倫理審査委員会」の委員構成に近づけるべきだ	26 (61.9)
分からない、あるいはどちらでも良い	5 (11.9)
その他	1 (2.4)
未選択	2 (4.8)
合 計	42(100.0)

「倫理審査委員会」の設置には、学際的かつ公平、中立な審査が求められており、その構成員は、自然科学系、人文社会科学系、外部委員が最低限必要とされている

が、現在の本学の「研究倫理委員会」は、自然科学の委員のみの構成となっている。

表 20-(3) 本学で「研究倫理委員会」が機能した場合、対象となる  
研究の責任体制について

質 問 事 項	回答人数(%)
あらかじめ責任体制を決めておいたほうが良い	33 (78.6)
問題が生じた時検討すれば良い	2 (4.8)
分からない	3 (7.1)
その他	1 (2.4)
未選択	3 (7.1)
合 計	42(100.0)

上記の教職員のアンケート結果より、本学でも研究倫理委員会が機能することが、期待されていることが確認された。また、審査の公平性や透明性を確保するため、学外委員の採用の必要性が求められていた。さらに、本学で研究の倫理審査を行った場合の責任体制についても、あらかじめ論議しておくことの必要性が認められた。

【今後の改善・改革に向けての方策】

・アンケート調査結果への対応

社団法人日本看護協会の「看護研究における倫理指針（平成16年）」の指針に従うとともに、研究倫理委員会のあり方としては、厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針（平成15年改正）」も参考にし、審査申請様式や審査の規定を作成した。

研究倫理委員会の委員構成については、審査に公正を期すとともに、委員が審査結果に責任をもち得るよう、外部委員を要請中である。また、責任体制については、基本的には各研究者個人の責任とするが、最終的な責任の所在は大学の長となることを確認している。併せて、研究倫理審査に不備がないように研究倫理委員会の責任の重大性も確認している。

・今後の改革

実際に研究倫理の審査を重ねていく中で、倫理審査の手続きやその結果の検討を行い、研究機関としての大学の社会的責任も果たしていく必要がある。併せて、他大学や他施設における審査のあり方との比較検討を行う必要がある。

## 第7章 施設・設備等

急速に発展する情報化社会と医療・看護を取り巻く環境の変化に対応して、施設・設備の充実・向上を図り、機能性と快適性を兼ね備えた良質の教育・研究環境を創出する。

また、世界遺産厳島神社の大鳥居をはるかに望み、瀬戸の島々を見下ろす高台に位置するという自然立地環境と、開学に当たって各方面から寄贈いただいた格調高い絵画・彫刻作品などが作り出す芸術的な空間の中で、看護を志すものとして大切な豊かな感性と人間性を身につけることができるよう、引き続き環境整備に努める。

### 1) 施設・設備等の整備

大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性、及び大学院研究科の研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

#### 【現状】

本学は、広島市の西部に隣接する廿日市市の閑静な住宅地に位置している。敷地面積は約 41,000 m<sup>2</sup>、校舎面積は約 19,000 m<sup>2</sup>で、大学設置の際の基準とされる敷地面積 26,775 m<sup>2</sup>、校舎面積 8,925 m<sup>2</sup>をはるかに超える面積を保有し、学生に快適な空間を確保している。

建物については、落ち着きや安らぎを感じさせる外観・内装・デザインを採用するとともに、機能性や快適性に優れた施設配置としている。すなわち、世界遺産・宮島をはじめとした瀬戸内海国立公園のパノラマを眼下に臨む豊かな自然立地環境と、開放感に溢れたキャンパスは、本学が誇り得る教育・研究活動の基盤である。

また、開学に当たり、日本赤十字社看護師同方会広島県支部をはじめ、多くの看護関係の団体・個人から絵画や胸像など、格調高い作品を寄贈頂いている。これらの作品は、本学に来学される方々の心を潤すものとなるとともに、本学で看護を学ぶ学生が、これらの作品を身近に見て、接することにより、「赤十字とは」「看護とは」「ヒューマン・ケアリングとは」などについて自らのこととして考察し、単に学問として看護学を学ぶだけでなく、豊かな感性・人間性を養う一助となるものと確信している。

#### 【点検・評価】

平成 18 年度自己点検・評価アンケートでは、施設・設備の適切性(満足度)に関する設問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせた割合は、学生・教員ともに過半数となっている。

平成 14 年に実施したアンケートとの比較では、施設・設備の維持管理に係る教員の満足度は数ポイント上昇しているものの、講義室、実験・演習・実習室に係る学生の満足度は 10 数ポイント低下している。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

今回のアンケート結果にも表れているように、施設・設備の劣化が徐々にではあるが、進行していることが判明した。このことは、開学から 7 年を経過したこともあり、止むを得ない面もあるものの、今後、更なる経年に伴って、施設・設備の劣化は進行していくものと考えられる。

本学学生が、赤十字の理想とする「人道」に基づく「ヒューマン・ケアリング」の理念に沿った教育の教授を受けていくためには、良好な教育・研究環境の維持・向上が不可欠であり、その時々による、適時・適切な施設・設備の補修や改修、設備・備品の更新が必要である。

このため、適切な維持・保守管理を継続することは当然として、今後必要となる補修等の経費に備え、修繕積立金の計画的増強に努める。

#### 大学院専用の施設・設備の整備状況

##### 【現状】

大学院専用の施設・設備としては、大学院生共同研究室（2室、各 55.64 m<sup>2</sup>）及び大学院生情報処理室（1室、27.82 m<sup>2</sup>）を設けている。

##### 【点検・評価】

大学院生共同研究室については、近年の情報化に対応するため OA フロアーとしており、当該 OA フロアー上に 1 列 4 台 × 4 列（計 16 台）の机を配置している。当該机については、各机間をパーティション・パネル（高さ 1.6m）で区分し、机ごとに LAN 端末と電源用コンセントを設置している。これらにより大学院生のプライバシーや研究内容の保護について確保するとともに、研究に集中し得る環境としている。

また、大学院生情報処理室については、5 台のパソコンを設置し、うち 1 台には SPSS(統計解析ソフト)をインストールし、看護学研究に活用している。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

大学院設置から 3 年余りしか経過していないことから、現時点においては施設・設備について更新等の予定はないが、今後、必要に応じて更新等を行う。

#### 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

##### 【現状】

本学の情報システムは平成 17 年度にハードウェアのほか OS、及び OS に依存する各種ソフトウェアの更新を実施した。学内情報ネットワークについては、ギガビットイーサとファーストイーサにより構築し、その上で、教育・研究・図書・事務の各システムを稼動しており、これらのソフトウェアについては、随時、更新を行っている。

対外接続については、jrchn.ac.jp のドメイン名を取得し、商用系プロバイダ CCCN、MEGAEGG とイーサネット で接続しており、CCCN は 3Mbps、MEGAEGG では最大 100Mbps の速度を確保している。なお、セキュリティ対策については、ファイアウォールを外部接続との間、さらに事務系セグメントとの間にも設置している。

学生のコンピュータの使用に関しては、2 か所の情報処理室において、授業以外にも自由に使用できる運用としている。学内で利用できる教材等については、表 21 のとおりである。利用時間は午前 8 時 30 分から午後 8 時までである。主な利用可能サービスは、個人用ディスク、電子メール、電子掲示板、映像学習教材、看護師国家試験問題（LAN 版）システムである。

学生への情報掲示は、平成 16 年度から紙媒体から学内電子掲示板システムへ移行させた。掲示板内容は、休講補講情報、学生呼び出し、お知らせ、時間割変更、試

験日程等である。平成 18 年度から携帯電話とリンクさせ、自宅からも学内情報収集を可能とした。

オープンスペースに 8 台の端末を配置し、図書館には蔵書やデータベース等の検索が可能な端末を 19 台配置している。

#### 【点検・評価】

平成 18 年度自己点検・評価アンケートにおける情報システムに関する学生の評価は、次のとおりである。コンピュータ設備の充実度は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると、73.5%であった。特に 1 年生は、77.9%でありコンピュータに関する評価が全体的に高くなっていた。平成 14 年度調査では、充実状況では 75.0%であり、現在の評価が高くなっていた。その理由として平成 17 年度システム更新により利便性が向上したことが影響していると思われる。自由にコンピュータ設備を使うための環境の整備も 80.8%であった。端末配置は、就職コーナーやオープンスペースへの重点配置も評価されたと考えられる。

電子掲示板の利用のしやすさでは、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると、62.1%であった。「そう思わない」は、5.8%であり、前回調査の 19.2%から見ると電子掲示板を日常的に使用でき、学生サービスに貢献できているといえる。平成 18 年には携帯電話からのリンクも可能とし、学生の利便性を図っている。学生に発行しているアカウントの電子メールは 24.4%が活用し、32.5%が活用していない状況であった。

ホームページの情報は、43.1%が役立つと回答し、36.1%が「どちらともいえない」と回答した。ホームページを平成 16 年度に更新し、平成 14 年度の調査では 50.0%が「どちらともいえない」と回答しており、評価が上昇した。ホームページコンテンツの更新を常置委員会や教職員が随時できるシステムへの変更が有効であったと思われるが、ホームページは学外への情報提供が主であり、学外者からの評価も必要と考える。

情報の適時性については、37.3%が「そう思う」とし、42.5%が「どちらともいえない」としていた。「コンピュータ内のソフトウェアは必要なものが揃っているか」では、45.2%が「そう思う」であり、「どちらともいえない」が 41.5%、8.0%が「そうは思わない」と回答した。平成 17 年度のコンピュータシステム更新を実施したことにより、学生及び教員の評価向上につながったものとする。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学の情報システム環境は、おおむね平成 14 年度調査よりは高くなっている。それはシステム更新という大きな環境整備が要因となっている。情報や技術は日進月歩であり、整備や管理運用を確実に継続していくことが重要である。学生のニーズをキャッチするとともに、よりよい教育・研究環境を確保するため、それに合わせた新システム導入や改善についての努力を継続するとともに、個人情報等の情報流出やセキュリティに関しては、管理運用を怠ることなく継続し速やかな対応をする必要がある。ホームページに関しては、最新・最適な情報が提供できているかチェック機能を強化するなど、本学の情報発信手段としてさらに活性化を図る。

表 2 1 学内で利用できる教材一覧

種 類	名 称	利用できるパソコン	
		情報処理室	オープンスペース
映像教材	VOD システム		
看護師国家試験問題( LAN 版 )		( 注 )	×
ワープロソフト	Word		
表計算ソフト	Excel		
データベースソフト	Access		
プレゼンテーションソフト	Power Point		
タイピング練習ソフト	美佳タイプ		×
統計解析ソフト	SPSS		×
ブラウザーソフト	Internet Explorer Netscape Navigator		
グラフィック作成ソフト	Illustrator CS2 Visio		×
Web メール	Imail		
文書作成 ( PDF )	Acrobat		×
文書閲覧 ( PDF )	AcrobatReader		
画像編集	Photoshop CS2 Pictbear		×
動画再生	QuickTimePlayer		
OS ( ディアルブート )	TurboLinux		×

( 注 ) 2 か所の情報処理室の指定されたパソコンから利用可能。

#### 記念施設・保存建物の保存・活用の状況

##### 【現状】

全国の赤十字施設に先駆けて、赤十字の起こり・歴史・活動などを集約した赤十字資料館を設置している。年表や貴重な赤十字関連の資料を展示しており、パソコンを使用しゲーム感覚で閲覧できるほか、映像資料の視聴ができる。

##### 【点検・評価】

学生が本学の教育理念の基礎となる、赤十字の基本理念に関する理解を深めるための一助となっているほか、本学を訪れた人々に赤十字について知って頂く機会を提供している。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

赤十字資料館を訪れた人々に最新の情報を提供するためには、定期的な年表の更新や映像資料の内容の見直しが必要となる。また、今後は、赤十字全体についてだけでなく、本学独自の情報発信についても充実を図る。

## 2) キャンパス・アメニティ等

キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

### 【現状】

本学では、学生同士が自由に語り合える場所として、学生食堂(教育研究棟1階)の他に、学生ホール(同左)、中央エントランスホール(同左)、2階中央ホール(同2階)、就職コーナー(同3階)、体育館前ホール(同左)などにテーブルとイスを設置している。

また、自主的なグループワークなどを行う場所として、自習室を4室設けるとともに、学生の健康増進・健康管理を目的として、フィットネス・ルーム(ウォーキングマシン、エアロバイク、マルチトレーニングマシン)やテニスコート(屋外3面)を設け、自由に利用できる環境を整えている。中庭には、階段状のテラスを設置し、学園祭などの学内行事で、舞台あるいは観客席として利用されている。

また、校内全体に桜・櫛・楠などの樹木、くちなしなど四季折々に咲く草花を配置するとともに、瀬戸内海を眼下に見ることのできる中庭にはモニュメント・ベンチを置くなど、学生の憩いのスペースを設けている。

### 【点検・評価】

学生・教員へのアンケート調査の結果、学生同士が語らえる場所の整備の適切性(満足度)に関する設問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせた割合は、44.5%とほぼ過半数となっている。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

質の高い知識・能力を学生に身につけさせるうえで、充実したキャンパス・ライフを送ることも重要な要素である。財政上の制約もあるものの、現在のキャンパス・アメニティの維持を確保するとともに、さらに充実に取り組む。

「学生のための生活の場」の整備状況

### 【現状】

学生用福利厚生施設としては、学生相談室、食堂、売店を設けており、体育館棟2階には学生自治会室1室と学生クラブ室10室を設けている。平成19年8月現在における本学が承認しているクラブ・サークル数は22団体であり、活動上、クラブ室を必要とする9団体のクラブ・サークルに割り当てている。

食堂は平日の午前11時30分から午後1時30分までの2時間、売店は同午前8時30分から午後6時までの9時間30分の営業である。これら食堂及び売店の営業は、同一の民間業者への委託により行っているが、特に食堂については、本学が単科小規模大学であり、加えて学外実習が必須であることから、1日当たりの平均利用者が約90人程度しかいないため、開学当初から赤字経営が継続している。食堂は、学生の福利厚生施設の中でも重要な施設であるが、このまま赤字経営が継続した場合、受託業者の撤退ということがある。

### 【点検・評価】

学生自治会が独自に実施したアンケート結果(平成18年10月~12月に学部生を対象に実施)では、食堂については75%、売店については56%が「不満がある」としている。その主な理由としては、食堂については「値段が高い」「メニューが少ない」「すぐに売切れてしまう」「おいしくない」「営業時間が短い」、売店については

「品物の種類が少ない」「パンやおにぎりが、すぐに売切れる」「値段が高い」「営業時間が短い」などであった。3・4年生からは、「2～3年前から比べ、食堂・売店ともサービスレベルは向上している」との意見も出ており、不十分ながらも改善は進んでいる。委託業者へこうしたアンケート結果を伝えるとともに、定期的に意見交換を行っており、意見交換・協議・要望の結果が徐々にではあるが、具現化していることを表している。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

大学全入時代を迎えた今日、学生の福利厚生施設の整備・充実、受験生が大学を選択する際の大きな要因となっている。

本学の立地条件・カリキュラムなどから、校内に食堂・売店を有することは是非必要であり、引き続き受託業者と改善方法について協議を進める。

#### 大学周辺の「環境」への配慮の状況

##### 【現状】

本学は、広島市の西部に隣接する廿日市市の閑静な住宅地に位置している。最寄りのJR駅（阿品駅）からバスで約10分の高台にあり、地元バス会社（広島電鉄）では通学時間帯に合わせ、本学行きバス便を設定して頂いている。

また、本学より徒歩10分程度の所に銀行、郵便局、スーパーマーケット、診療所等もあり、学生生活における利便性は確保されている。ただし、夜間には人通りが著しく少なくなり、女性の多い本学の学生が痴漢などの被害に遭遇する事案も、年間1～2件程度発生している。

また、平成18年4月には、近隣にある本学学生専用マンションで、強盗事件が発生した。

##### 【点検・評価】

校内にATMの設置を望む声もあり、金融機関と協議を行ってきたが、利用者が限定されることから設置に応じてもらえない状況となっているものの、徒歩10分程度で日常必要な事柄は対応可能であり、相当程度の利便性は確保されている。

学生の安全確保は、大学としての最重要課題である。これまでは、軽犯罪的な痴漢などの被害はあったが、昨年4月に発生した強盗事件では、被害学生にけがなどがなかったことは不幸中の幸いであったものの、重大で、凶悪な犯罪である。このため、今一度、学生の安全確保について再検証を行うとともに、学生に対して、学内外を問わず、生活全般における安全確保について指導を行う必要がある。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学で行える犯罪の未然防止策には必然的に限界があることから、安全教育の徹底と、地元の警察機関や行政機関との連携強化を図ることにより、犯罪を許さない地域、大学であるとの評価を得ることに取り組む。

### 3) 利用上の配慮

#### 施設・設備面における障害者への配慮の状況

##### 【現状】

本学は、ハートビル法を踏まえた設計、施工を行っており、施設・設備面とも身体に障害のある方への配慮を随所に行っている。

具体的には、正面玄関横に身体に障害のある方の専用の駐車スペース（3 台分）を確保するとともに、段差のある場所には必ずスロープを近隣の位置に設けている。また、教育研究棟には3機のエレベーター（うち1機は寝台用）と、車椅子で利用可能なトイレを5か所、管理棟には同じく1機のエレベーターと、車椅子で利用可能なトイレを3か所設けており、全学的にバリアフリー化を実現している。

#### 【点検・評価】

本学が看護大学であることから、学内で講演会や発表会を開催した際には、身体に障害のある方が参加される場合が数多くあるが、基本設計の段階からハートビル法を踏まえた設計、施工を行った結果、高い評価を得ている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

現時点において、建物等の改修や新設の予定はないものの、今後、これらが計画される際には、現在の施設・設備と同様に身体に障害のある方への配慮を行う。

## 4) 組織・管理体制

施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

#### 【現状】

本学における施設・設備等の維持・管理全般については事務局が担当しているが、このうち、警備、清掃及び設備メンテナンスは同一の専門業者へ、植栽の管理は専門の造園業者への委託により行っている。加えて、本学が地域貢献事業として実施しているヒューマン・ケアリング事業の1つである「男性健康づくりグループ」メンバーの好意（ボランティア）により、果樹などの一部の植栽について管理を行っていただいている。

会議室や演習室の予約については、グループウェア上で行っており、すべての教職員が予約入力、予約状況の確認を行うことが可能である。一方、授業で使用するための講義室の予約については、システム的にはグループウェア上での予約は可能である。

防火対策については、廿日市消防本部の指導を受けるとともに、平成16年度から実施している防災・災害救護訓練を通し、学生、教職員ともに防火意識の高揚に努めている。

#### 【点検・評価】

教員へのアンケート調査の結果、施設・設備の維持管理の適切性（満足度）に関する設問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせた割合は8割強となっており、施設・設備の維持・管理が適切に行われていると評価できる。

また、前回アンケートとの比較でも約5ポイント、教員の満足度が上昇しており、適切な施設・設備の維持・管理が行われていると評価できる。

防火対策については、学内で実際に火災が発生したことがないため、明確な点検・評価は難しいものの、防災・災害救護訓練に参加した学生から「良い経験になった」「火災の恐ろしさを改めて知った」などの意見が聞かれたことから、一定程度の評価ができる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

教員へのアンケート調査の結果のとおり、開学以来の経年にもかかわらず、満足度が上昇していることは、施設・設備等の維持・管理について、適性にこれを行っ

てきた結果であり引き続き、適切な維持・管理を行い得る責任体制を継続する。

施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

【現状】

施設・設備の衛生・安全については、警備、清掃及び設備メンテナンス業務を一括して同一の専門業者に委託することにより、対応している。

委託内容は、常駐警備、電気設備（自家用発電機、中央監視盤、消防設備、エレベーターを含む）の点検・保守、日常・定期清掃、ネズミ・害虫駆除などである。

【点検・評価】

委託業務のうち、常駐警備については24時間の有人警備を、電気設備点検・保守については日常の点検・保守に加えて、年間1回の自家用電気工作物点検、同1回の中央監視盤保守点検、同2回の消防設備点検を実施するとともに、当該消防設備点検結果については甘日市消防本部に届出を行い、適正に対応している。また、日常・定期清掃については、週1回の掃き・拭き・掃除機掛け、年1回のカーペット洗浄、同3回のワックス塗布を実施することにより、衛生的で快適な教育環境を提供している。

【今後の改善・改革に向けての方策】

「施設・設備等の整備」でも前述したとおり、経年進行により、徐々にではあるものの施設・設備の劣化が進行している。このことは、開学が7年を経過したこともあり、止むを得ない面もあるものの、一層の衛生・安全を確保に努める。

実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

本学は該当しないため、記載しない。

## 第8章 図書館および図書・電子媒体等

図書館は、教育研究上必要な資料や学術情報を収集、整理及び提供し、利用者の教育、研究、調査及び学習に資することを目的とする。また、学術研究と教育の成果を地域社会に還元し、知的・文化水準の向上に寄与するために、提供し得る範囲で図書館を開放することも重要な役割である。

具体的な目標は次のとおりである。

### 学習支援

学生の十分な学習資料の整備を図るため、シラバスに対応しつつ、特に看護分野を網羅し、かつ、バランスのとれた充実した図書館蔵書を構築し、学習、教育を支援する。このために、一定水準の学生用図書購入費を継続的・安定的に確保する。さらに、情報化社会における情報の収集・活用能力を高めるため、インターネットなどを利用した資料・情報の検索等についてのガイダンスの充実を図り、学生を支援する。

### 研究支援

電子的資料・データベースサービス等を一層拡充するとともに、インターネットを活用した図書館の諸サービスの情報システム化を促進し、電子図書館的サービスを充実する。

### 地域社会への貢献

地域社会との連携機能をより充実させるため、図書館蔵書を可能な範囲で広く地域社会に提供する。

## 1) 図書、図書館の整備

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

### 【現状】

図書館は、本学学生・教職員に対して、学習・教育研究上必要な資料や学術情報を収集、整備及び提供している。平成19年3月末現在の蔵書数は、40,886冊である。

平成18年度の受入れは、和書1,717冊、洋書172冊、視聴覚資料32点、合計1,921冊であった。

平成19年度における図書購入費は、1,140万円である。内訳は、図書430万円、雑誌471万円、データベース204万円、製本35万円となっている。

図書は、領域別が180万円、図書館が250万円となっている。領域別図書は、実習や授業等のニーズを反映させ領域教員が選書している。図書館図書は、辞書・事典・年鑑・年報類の参考図書や、学生の希望図書等を図書館司書が中心となって随時選定し、購入している。

雑誌は、現在198誌を所蔵しているが、継続購入中の雑誌は155誌で、うち42誌が洋雑誌である。特に洋雑誌費は誌代の値上り傾向があり、開学以来図書購入費全体の予算を圧迫していた。

平成18年度はこの問題を全学的に取り上げ、図書購入費に占める図書費の割合を増やすための方策として、洋雑誌費の見直しを開始した。具体的な方法として、電

子ジャーナル等で利用できるものは、冊子体での購入を中止し、電子媒体に移行し、利用頻度調査等を実施し結果を分析した。利用の少ない冊子体の洋雑誌については、ILL(文献の取り寄せ)等図書館間の協力体制で利用することとした。その結果、20誌の洋雑誌削減を実行できた。

【点検・評価】

本学の蔵書構成を分析すると、医学・看護系が52.0%、社会科学系が15.0%、その他は1桁となっている。雑誌についても、ほとんどが、医学・看護系となっている。看護系単科大学としては、医学・看護に特化した特色ある蔵書構築を実現している。

【今後の改善・改革に向けての方策】

洋雑誌の見直しにより財源確保した図書費を図書購入に充当し、蔵書の充実を実現する。

図書の選書や発注についても、選書データベースを積極的に取り入れて、入手情報の拡大と入手時間の短縮を実現することを検討する。

図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性

【現状】

図書館は、平成12年4月開学と同時にオープンした。床面積は1,199 m<sup>2</sup>、収蔵可能冊数は10万冊である。現在約4万冊の蔵書は、図書はオープン書架へ、雑誌のバックナンバーは集密書庫へそれぞれ配架されている。

パソコンは、平成17年9月に機種を更新し、それまで10台であった利用者端末は19台に増設された。情報コンセントは、各閲覧机に50口、グループ・個人学習室に16口、合計で66口となる。

AVコーナーは4か所、各席3個合計12個のヘッドフォンを使用して、ビデオとDVDを視聴する環境となっている。

図書館資料を使用してグループで学習するためのグループ学習室が4室、個人が集中して学習するための学習室が4室設置されている。各部屋とも、情報コンセントが設置されている。

【点検・評価】

新着雑誌は、利用しやすい2階フロアへ配架され、活発な利用がある。また、利用頻度の高い和雑誌のバックナンバーは、新着雑誌近くの壁面書架へ配置し利便性が勘案され、こちらも活発な利用となっている。

グループ学習室と個人学習室は予約が必要なほど活発な利用となっている。

【今後の改善・改革に向けての方策】

視聴覚資料については、一部のビデオ資料に再生不良が発生しているため、今後は、DVD等の資料形態での収集が必要である。

学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

【現状】

本学図書館の座席数は、一般閲覧席100席、共同学習室24席、個人学習室4席、総席数は128席である。これは学生収容定員500人(大学院生を含む)の20%にあ

たる。

開館時間は、表 22 のとおりである。

表 2 2 図書館開館時間

看護学実習のある期間		看護学実習のない期間	
月～金曜日	土曜日（試行）	月～金曜日	土曜日
午前 9 時 30 分 ～午後 8 時	午前 9 時 30 分～ 午後 5 時	午前 9 時 30 分～ 午後 5 時	休館

平成 14 年度から看護学実習期間中は、夜間開館と土曜開館を試行している。

実習期間中の土曜開館の試行日数は、平成 14 年度は 9 日、平成 15 年度は 22 日、平成 16 年度は 34 日、平成 17 年度は 39 日、平成 18 年度は 37 日となっている。

図書館システムは、平成 17 年 9 月に学内システム更新時にバージョンアップを行った。

新システムの特徴は、利用者個人用のページを提供するマイライブラリ機能の充実、OPAC（蔵書検索）の充実（所蔵機関の検索機能向上）、雑誌特集記事サービスの充実、携帯電話の活用（現在運用方法検討中）の 4 点である。

また、ネットワーク上に図書館ホームページを開設し、新着情報、利用案内、開館カレンダー、蔵書検索、所蔵雑誌目録、データベース、マイライブラリ等を掲載している。

印刷物として図書館利用案内を対象者別に作成し、教職員・学生に配付している。

また、利用者教育として、学年別ステップアップ講座の実施、新入生へのオリエンテーションを実施している。平成 18 年度の実施状況は、学年別ステップアップ講座は、学生の空き時間を利用して 37 回開催し、586 人の参加があった。在籍学生数（644 人）の 91% の参加率であった。

シラバスに掲載された参考図書を購入後教科書購入前に図書館内に展示し、学生のニーズに対応している。さらに、課題・レポート指定図書制度を導入し、授業等で教員の指定した図書は、いつでも学生が図書館で図書を利用できるように貸出禁止措置を講じ一定期間図書館で利用できる環境を整備している。また、学生希望図書購入や予約図書等も実施し利用者のニーズに沿ったサービスを展開している。

図書貸出期間については、通常貸出は学生教職員ともに 2 週間、貸出冊数は学生 5 冊以内、大学院生教職員 10 冊以内、また、通常貸出とは別枠で、卒業研究貸出（1 か月 5 冊以内）と実習貸出（実習期間中 10 冊以内）を実施している。

#### 【点検・評価】

図書委員会では自己点検・評価の一環として、主に利用者サービスの観点から質問を作成し、アンケート調査を実施した。この平成 18 年度自己点検・評価アンケートの質問事項に対する学生及び教員からの回答を分析した結果は次のとおりである。

「図書館をよく利用しますか」という質問に対し、74.1% の学生及び 73.8% の教員が、「そう思う」あるいは「どちらかといえばそう思う」と回答していた。平成 16 年 1 月のアンケート調査によるとそれぞれ 92.8%、87.2% であったので、いずれも 10 ポイント以上下回っている。利用したいけれども何らかの理由で利用できないのか、利用する必要性がなかったのかについては、今回の調査結果からは分析でき

ない。前者であるならば、利用しにくい要因が何であるのかを明らかにして解決策を考えなければならない。一方、平成 15 年度と平成 18 年度を比較すると、利用者数は増加し、貸出冊数は減少している。貸出冊数の減少の原因は不明であるが、利用者が増加しているため図書館として問題はないと考えられる。

学習用の所蔵資料類については 71.8%の学生が、また 61.9%の教員が「揃っている」、「どちらかといえば揃っている」と回答しており、いずれも、平成 16 年度の結果を下回っていた。蔵書数は年々増えており、学生数に対応した蔵書数を確保しているといえるが、図書受入冊数が和、洋書ともに平成 15 年度以降減少している。最新の資料を求める傾向や、視聴覚教材の劣化・内容の古さなどが影響したのか、このようなアンケート結果になった。

開館時間については、61.9%の教員が適切であると思っており、46.0%の学生が「適切である」、「どちらかといえば適切である」と回答していたが、学生の 37.1%は不満を感じている。不満に思っている学生は平成 16 年度の 44.1%に比し、若干減少しているが、開館時間を平日午前 9 時 30 分～午後 8 時まで延長したためと考えられる。ただし、開館時間を平日と土曜日を併記して質問しており、土曜日の開館時間が満足度に影響を与えた可能性もあるので、解析のためには次回の調査から別に分けて尋ねる予定である。

土曜開館の試行については、教員は 92.8%、学生も 85.5%が必要と回答した。平成 16 年度同様、土曜日の開館への要望は高い。教員大多数が希望したことは、平日の図書館利用の難しさを示唆しており、学生も時間に追われることなく静かな環境下で、研究や実習レポートの作成等を行うことを望んでいる。

「図書の配置は適切ですか」については、83.4%の教員が「そう思う」あるいは「どちらかといえばそう思う」と答えていたが、学生では 76.5%がそのように回答していた。図書の配置が不適切と答えた教員、学生はほとんどいなかったことは、配置の工夫がされていることを示している。

また、「案内表示板は分かりやすく表示されていますか」については、80.9%の教員が「そう思う」あるいは「どちらかといえばそう思う」と回答していた。学生の場合は 53.6%が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答し、約 3 割の学生が「どちらともいえない」と答えている。図書の案内表示については、学生側の評価がやや低いものの、常に使いやすい環境を整えるための工夫がされており、問題なく利用されている。

図書館システムに関する質問は学生と教員とで若干異なっているが、「蔵書検索（OPAC）等図書館システムは使いやすいですか」については、学年により差がみられるが、56.9%の学生が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、28.3%の学生が「どちらともいえない」と回答していた。この質問項目は次の「図書館主催の各種ガイダンス（ステップアップ講座）等は役にたちましたか」に関連があり、そのため類似した結果がみられた。

教員へは「蔵書検索（OPAC）や文献の取り寄せ（ILL）等図書館システムは使いやすいですか」という質問であったが、92.8%の教員が「そう思う」あるいは「どちらかといえばそう思う」と答えた。各種ガイダンスなどについての質問では、69.1%の教員が肯定的な回答をしており、おおむね好評である。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

図書館の利用状況についてはアンケート結果だけでなく、蔵書、設備の利用状況などを踏まえて総合的に判断していき、利用者のニーズを把握する。

所蔵資料については、幅広い分野の知識を必要とする看護において今後、所蔵資料の量・質ともに教員及び学生のニーズに応じ検討していく。特に視聴覚教材については、現在ビデオテープから DVD への転換を進めている。

土曜開館の試行については、今後も継続していくことが大事であり、平日の開館時間を含め、学生の要望にできるだけ応える方向で態勢を整えていく。

利用者支援については、今後とも各学年の学習状況に応じたガイダンスを積極的に行い、学生の図書館システム活用の認識を高め、学習を支援していく。

レファレンス対応、利用者からの情報収集、教員との連携、文献検索ガイダンスの充実等利用者の求めるサービスのニーズを把握して確実に実行する。

### 図書館の地域への開放の状況

#### 【現状】

図書館は、平成 12 年の開学時より学外者に対して公開している。

利用時間は月曜日から金曜日の午前 9 時 30 分～午後 5 時、利用方法は守衛室で申込書を記入後当日限定の入館システム用カードを交付している。

平成 19 年 2 月から卒業生カードの交付を開始した。これにより、卒業生への貸出サービスと時間外開館の利用が実現した。

また、平成 19 年度は、地域貢献の一環として、中学生の職場体験を 1 回、実習施設の看護師対象の文献検索説明会を 2 回計画している。

#### 【点検・評価】

平成 18 年度の利用者は 1,334 人、内訳は、医療関係者が 8 割、他大学の学生が 1 割、その他が 1 割となっている。利用者の特色は、看護系の図書と雑誌の利用が目的の医療関係者のリピーターが多いこと、卒業生の利用が多く全体の 2 割を占めていること、地域のリピーターが多いことである。卒業生からは、「使いやすい、慣れている、看護の資料が多い図書館」なので利用しやすいとの声がある。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

開学 8 年目を迎え卒業生の図書館利用が活発となっている。卒業生カードの交付により、貸出サービスと時間外開館の利用は実現することができたが、今後は、卒業生の必要とする卒業支援業務の実態を把握し、実現に向けて検討を開始する。

中学生の職場体験と実習施設に勤務している看護師対象の文献検索説明会については、今回の結果を分析し、さらなるニーズを把握し今後も継続して実施する。

## 2) 学術情報へのアクセス

学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

#### 【現状】

図書館ホームページ上に、図書館の蔵書を検索する「蔵書検索 (OPAC)」を設け、図書館からも研究室からも自宅からも、いつでもどこでも利用者が蔵書を検索できる環境を提供している。さらに、本学に所蔵がない場合は、広島県内の図書館の所蔵状況を表示し、広島県内に所蔵がない場合は、次に国内の所蔵機関の状況を提供

している。本学で所蔵のない場合でこの文献を入手したい場合は、検索結果画面からマイライブラリに入り文献複写依頼申込をインターネットに接続したパソコンから手続きができるように環境を整備している。

また、「学内者データベース」には、医学中央雑誌、朝日新聞、CINAHL with Full Text 等の契約データベースを掲載し、大学内であればどこからでもアクセスできる環境を提供している。

他大学との相互協力については、NACSIS-ILLの参加館として、相殺制への加入を実現し、大学間相互協力関係を構築し、他館及び自館の利用者に迅速な資料提供を実施している。

日本赤十字学園の7大学・短期大の図書館で組織する日本赤十字学園図書館連絡会を平成12年度より結成し、平成18年度は第6回を開催した。ここでは、日本赤十字学園傘下の7大学の図書館で連携しながら、共同化できること、共有化できることについて各大学の利用者サービスの向上に還元できる項目を継続的検討している。

広島県立図書館との連携により、本学で所蔵することの困難な絵本を大量に借用し、展示会を2回開催した。

#### 【点検・評価】

図書館ホームページから、自分の情報を把握することのできる「マイライブラリ」により、図書館以外の場所から、貸出冊数の把握が可能となっている。また、文献複写の取り寄せも「マイライブラリ」を利用することにより、図書館以外の場所からインターネットに接続したパソコンを使って申込みが可能となり、実習等で図書館利用が困難な学部生、働きながら学んでいる院生等の利便性を図っている。

相互協力については、平成18年度の他館への依頼（文献複写・貸借）が1,498件、他館からの受付（文献複写・貸借）が322件である。活発な学生の図書館利用は、相互協力へも反映している。

日本赤十字学園図書館連絡会において、平成18年度は、次年度に向けて国立情報学研究所への積極的なデータ登録について意識統一を図り、今後の成果が期待される。

広島県立図書館協力文庫から、200冊の絵本を借用し、「あの日読んだ絵本展」を開催し、本学所蔵資料では収書されることの少ない絵本を利用することができ、たいへん好評であった。

また、広島県大学図書館協議会の事業の一つである「広島県大学共同リポジトリ」へ参画を検討している。これにより、研究論文や研究成果の学外への情報発信の一翼を図書館が担うことになる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

データベースの整備、ステップアップ講座の充実等で利用者は、必要な文献を探す方法が上達してきた。希望する文献を1つの図書館ですべて収集することは限度があるが、相互協力で一方的に他館に依存するのではなく、コアになる資料については積極的な収集が必要となってくる。平成12年度開学の新設大学のためバックナンバーの所蔵が少なく、他館への依頼件数が多くなっている現状を解決するために、今後は、看護図書館協会等の重複雑誌交換の機会等を利用して、積極的なバックナンバーの収集を実行する。

日本赤十字学園図書館連絡会において確認した積極的な国立情報学研究所へのデータ登録を実現することは、他機関への貢献と日本赤十字学園のアピールとなる。

また、広島県立図書館をはじめとする公共図書館との連携により、本学利用者に専門分野以外の幅広い資料提供を実現し、利用者の利便性の向上を図る。

さらに、「広島県大学共同リポジトリ」へ参画し、研究論文や研究成果を広く学外へ情報発信する。

## 第9章 社会貢献

本学の教育理念であるヒューマン・ケアリングを軸とした社会貢献を勘案し実施している。

### 1) 学部

#### (1) 社会への貢献

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度（B群）及び教育研究上の成果の市民への還元状況

##### 【現状】

本学は、地域に開かれた大学として生涯学習の機会をもっている。この事業としては、ヒューマン・ケアリングセンター事業と中四国地区赤十字関連施設・看護継続教育研修会という名称で活動を展開している。まず、学内に設置している地域に開かれた活動の場としてのヒューマン・ケアリングセンターでは、本学の教育理念であるヒューマン・ケアリングを地域で具体的に展開するために、また地域の保健・医療・福祉の向上に寄与するため、住民及び専門職を対象に企画した活動を展開している。なお、地域住民を対象としたセミナーには、本学の学生も教員とともにボランティアとして企画し参加している。

また、中四国地区赤十字関連施設・看護継続教育研修会という名称で、看護専門職者の生涯教育として、成人学習を支えるために必要な基礎的な知識や技術について学習し、中堅看護職としての自己実現を果たすために必要となる自己教育力及び他の看護職に対する教育者的役割遂行能力を培う機会を提供している。

##### 【点検・評価】

ヒューマン・ケアリングセンターの事業は、教員による自発的な計画に基づいて実施されている。平成15年度から平成18年度までの間に企画され継続実施したヒューマン・ケアリングセンター事業は、次のとおりである。地域の専門職を対象としたオープンカンファレンスは、開学早々の平成12年4月から開始され現在に至っている。また地域住民を対象とした事業は同12年11月からスタートしている。事業としては、

各職場における問題解決を目指したオープンカンファレンス、子育てちょっと一休み、高齢者における緊急時の対応技術、高齢者の救急蘇生術、男性の健康づくりグループ、老人看護学領域が担当する老人介護福祉施設職員を対象とした救急法研修会などである。毎月定例で開催しているオープンカンファレンスは、看護、医学、心理、教育、福祉などの専門職領域でのさまざまな諸問題の解決に当たって行っているスーパービジョン研修会、地域・老人看護学領域での高齢者の集い、などである。

各事業への参加状況は表23のとおりである。

表23-(1) オープンカンファレンス 参加状況 (単位：人)

区分	16年度	17年度	18年度
参加者数	84	88	101

表 2 3 -(2) 子育てちょっとひと休み 参加状況 (単位：人)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度
住民	85	89	70
ボランティア	64	64	44
専門職	33	33	25

(注) 平成 18 年度は 1 月までのデータである。

表 2 3 -(3) 男性の健康づくりグループ 参加状況 (単位：人)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度
住民	248	670	449
教員	8	10	9

(注) 平成 17 年度から男性の健康づくりグループ主催のコンサート参加者を含む。

なお平成 18 年度は 1 月までのデータである。

表 2 3 -(4) 健康づくりグループ(エアロビクス)参加状況

区 分	18 年度
参加者	1,533 人

(注) 平成 18 年度は 1 月までのデータである。

表 2 3 -(5) 救急法 参加状況 (単位：人)

区 分	16 年度	17 年度	18 年度
受講者	15	17	19

表 2 3 -(6) 中四国地区赤十字関連施設・看護継続教育研修会 参加状況

区 分	16 年度	17 年度	18 年度
受講施設(施設)	7	18	20
受講者数(人)	20	102	104

#### 【今後の改善方策等】

地域との連携は、地域に開かれた大学を目指すうえで大切なことである。そのためには住民のニーズに合わせた対象設定や開催回数、時間を検討することも必要である。公開講座の実態としては、事業の参加状況はやや減少傾向にある。

しかし、一方では教員の個人的な企画による住民対象の集まりや、専門職を対象とした研究会等が、本大学を会場として実施されている現状もある。大学を拠点として自主的に実施している活動と、ヒューマン・ケアリング事業との関係を明確にしていくことが必要である。

今後はヒューマン・ケアリングセンター活動を、委員会と切り離し、これまでの教員の自発的で自主的なボランティア活動を集約するだけでなく、ヒューマン・ケアリング研究センターを立ち上げて、積極的に研究活動とその公開をしていく必要がある。

#### 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

##### 【現状】

本学では公開講座という名称で、本学建学の精神であるヒューマン・ケアリング事業の一環として、主に地域住民を対象に年 2 回開催しているほか、看護及び関連領域

の専門職の方々を対象に特別講演という名称で年 1 回開催している。この企画は広報公開講座委員会の発案を受け教授会の審議を経て開催されている。

【点検・評価】

公開講座の開設状況は表 24 のとおりである。

表 2 4 公開講座の開設状況

区 分	16 年度	17 年度	18 年度
開設数（回数）	2	2	2
受講者数（人）	99	98	101
平均参加者数（人）	49.5	49	50.1

なお、公開講座のテーマは次のとおりである。

- ・ 平成 16 年度 テーマ 癒しと健康  
「魅力学講座」「更年期をからだも心も元気にのりこえるために」
- ・ 平成 17 年度 テーマ 癒しと学び  
「学校と社会のゆくえ」「子育てを加楽する」
- ・ 平成 18 年度 テーマ 健やかな老い-サクセスフルエイジングをめざして  
「アンチエイジング医学のすすめ」  
「高齢者を介護する家族の身体を守る移動技術」

また、特別講演の開設状況は表 25 のとおりである。

表 2 5 特別講演の開設状況

区 分	16 年度	17 年度	18 年度
受講者数（人）	299	285	168

なお、特別講演会の日時とテーマは次のとおりである。

- ・ 平成 16 年度(第 6 回)：平成 16 年 10 月 23 日(土) 10:30～12:00  
「看護の動向と看護者のキャリアディベロップメントについて」  
講師：日本看護協会会長 南 裕子
- ・ 平成 17 年度(第 7 回)：平成 17 年 10 月 29 日(土)13:30～15:00  
「災害時における看護師の役割 ～災害時の体験から学ぶ～」  
講師：阪神高齢者・障害者支援ネットワーク 理事長 黒田 裕子
- ・ 平成 18 年度(第 8 回)：平成 18 年 10 月 28 日(土) 13:00～15:00  
「看護における情報提供の意義」  
講師：近大姫路大学看護学部教授 岡谷恵子
- ・ 平成 19 年度(第 9 回)：平成 19 年 10 月 27 日(土) 13:30～15:00  
「メタボリックシンドローム防止と食習慣・運動習慣」  
講師：京都大学大学院人間・環境学研究科教授 森谷敏夫

【今後の改善・改革に向けての方策】

企画の適切性については、地域住民向けの公開講座は講演会後のアンケートからも内容も良く分かりやすく好評であるが、参加者数が増加しない傾向にある。本学の位置は交通の便が必ずしも良いとはいえないところから、広い地域の住民を吸収できな

い点が指摘されているところである。赤十字関連施設と連携し、市内での開催を検討していくことも必要である。

特別講演にも同様な問題がある。テーマの適切性、講師の選定は、限られた予算の中では困難さがあり、県の看護協会や各支部の講演、学習と重ならないようにして、テーマを設定するのはなかなか難しいところである。

なお、公開講座は平成 18 年度から、地元廿日市市の生涯学習事業と共催して行っていくことになり、今後の地域への貢献が、ますます期待されている。

## 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

### 【現状】

国や地方自治体等の政策形成への本学の専門性を生かして積極的に貢献している。

### 【点検・評価】

本学教員の協力状況は、次のとおりである。

川根博司教授

廿日市市移動円滑化基本構想検討委員会委員、平成 15 年 1 月から平成 16 年 1 月、廿日市市における移動円滑化にかかわる事業の推進に関する基本的な構想の策定に参画した。

廿日市市事業評価監視委員会委員、平成 17 年 4 月から平成 19 年 3 月、廿日市市が行っている林道事業に対して現状を評価し、事業の継続、今後の方針等について意見を述べた。

植田喜久子教授

廿日市市男女参画推進懇話会委員、平成 16 年から現在に至るまで、廿日市市の男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行う。

「男女共同参画社会基本法（平成 11 年）」を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた政策への提言を行った。

廿日市市障害者福祉計画策定委員会委員、平成 18 年度、廿日市市の障害福祉計画をつくり、障害者自立支援法の施行に基づき第二次廿日市市障害者福祉計画について、調査及び審議を行う。

飯村富子教授

広島市児童育成計画策定委員、平成 16 年度

廿日市市保健福祉審議会委員、平成 16 年度

廿日市市行財政改革推進懇話会委員、平成 18 年度

健康ひろしま 21 検討委員会委員、平成 18 年度

小関祐二准教授

廿日市市地域情報化懇話会委員、平成 15 年 12 月 15 日から平成 16 年 3 月 31 日

永井真由美准教授

健康広島 21(広島西二次医療圏域計画)推進会議ワーキング委員、平成 18 年 9 月から 12 月

廿日市市健康増進計画策定委員、平成 18 年 9 月から 12 月

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

今後も専門性を生かした貢献を継続していく。

## 2) 大学院

### (1) 社会への貢献

研究成果の社会への還元状況

#### 【現状】

大学院として、別個の社会への還元活動は特別に行っていない。

#### 【点検・評価】

学部の活動と重なる部分が多く、また大学院生の社会人入学が多いため、大学院として独自の活動を行っていくことが困難であった。

#### 【今後の改善方策等】

今後、本学の建学精神にのっとったヒューマン・ケアリング事業の拡大発展を目指して、研究機関、事業展開の機関としてのヒューマン・ケアリングセンターへと発展させ、積極的な社会貢献を行っていくことを検討する。

## 第10章 学生生活

学生が主体的かつ意欲的に、豊かな学生生活を送り、社会との接触をもてるよう支援する。

### 1) 学生への経済的支援

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

#### 【現状】

学部及び大学院では、学習意欲があり経済的理由で修学困難な学生に対して、安心して学業に専念し、自立した学生生活を送れるよう奨学金制度を周知し、学生の修学を支援している。奨学金制度としては、日本学生機構奨学金の第一種(無利子)、第二種(有利子)、緊急採用(無利子)、応急採用(有利子)のほかに、本学の特色として赤十字病院への就職を希望する学生に対する日本赤十字社各施設の奨学金制度がある。さらには、日本赤十字社看護師同方会奨学金や日本看護協会奨学金、各地方公共団体や民間団体の奨学金などがある。

4月に奨学金申込説明会を開催し一覧表を配付するほか、募集があったものはその都度掲示し、窓口での相談にも応じている。

大学院においては、平成19年度入学生から2年分の学費で3年間にわたって勉強できる長期履修制度を設ける。また本学大学院は通常の2年課程が「教育訓練給付金対象講座」に指定されており、一定の条件を満たす雇用保険被保険者が申請することにより、修了後教育訓練経費の一部が支給される。

#### 【点検・評価】

奨学金の募集人数は、平成19年度日本学生支援機構在学採用の場合、学部の第一種は1年生9人、2年生以上1人、第二種は1年生32人(流用可)、大学院の第一種は1年生2人、第二種は3人となっている。緊急・応急採用は保護者の失職・倒産・病気・事故・災害等で家計が急変となった場合に随時申込となっている。

学生への平成18年度自己点検・評価アンケートでは、「本学の奨学金制度は充実していると思いますか」に対し、全体で「そう思う」が20.3%、「どちらかという」と「そう思う」が28.2%、「どちらともいえない」が27.5%で約半数が充実しているという回答であった。

平成18年度の利用状況は、表26のとおりである。

表 2.6-(1) 日本学生支援機構奨学金

(単位：人)

奨学金種類	1年生	2年生	3年生	4年生	院1年生	院2年生	合計
第一種（無利子）	11	16	12	12	1	2	54
第二種（有利子）	75	44	52	53	0	3	227
併用貸与	4	2	5	5	1	0	17
合計	90	62	69	70	2	5	298

表 2.6-(2) 日本赤十字社医療施設奨学金 (単位：人)

奨学金種類	合計
日本赤十字社医療センター	2
横浜市立みなと赤十字病院	9
山田赤十字病院	2
浜松赤十字病院	2
名古屋第一赤十字病院	3
長浜赤十字病院	1
日本赤十字社和歌山医療センター	3
姫路赤十字病院（日赤兵庫県支部）	6
神戸赤十字病院（日赤兵庫県支部）	5
鳥取赤十字病院	3
日本赤十字社島根県支部	1
松江赤十字病院	2
庄原赤十字病院	2
三原赤十字病院	7
山口赤十字病院	3
日本赤十字社山口県支部	4
高松赤十字病院	13
合計	68

表 2.6-(3) その他奨学金 (単位：人)

奨学金種類	合計
日本赤十字社看護師同方会	2
鳥取県看護職員修学資金	2
山口県ひとつくり財団奨学金	4
広島県看護協会	5
合計	13

また、日本学生支援機構第一種奨学生 1 人が、成績優秀者と認められ返還免除となった。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

日本学生支援機構奨学金は現状では毎年希望者がほぼ全員貸与可能となっており、インターネットを活用した申込など利便性が図られている。今後も返還の重要性を指導する必要がある。

本学の特色である日本赤十字社の奨学金は、対象施設及び募集人員ともに年々増加している。卒業後一定期間勤務することで返還免除となり、経済的負担軽減と就職先早期決定のメリットがある。卒業後就職義務があるため、申込時に意思確認を徹底する必要がある。

保護者のリストラや転職、自営事業の不振などで、授業料の納付が困難となった学生に対し、現在、分割納付等個別に対応しているが、今後、授業料の減免措置等について検討していく必要がある。

## 2) 生活相談等

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

#### 【現状】

学生の心身の健康保持・増進を図るため、学校保健法に基づく年 1 回の定期健康診断を実施し、健康診断結果に基づく保健指導を行っている。定期健康診断では、日本赤十字の看護大学であることや、貧血の多い若年女性集団であることを考慮し、一般の健康診断項目に加え、平成 17 年より貧血の検査も施行している。さらに、実習における感染予防及び、学生が実習先で感染源とならないよう、実習内容に応じて、実習に先立って健康教育を行っている。学生の気分不良や外傷及び急病時の応急処置については、保健室で学生委員会健康管理係の医師、看護教員及び学生課職員が対応している。さらに必要に応じて、学生生活上の安全指導を行っている。

各大学においても禁煙活動が盛んになってきているところであるが、本学でも看護大学という特性から、学生に対する禁煙の推奨及び教職員の喫煙習慣の改善を目的として、学生・教職員にアンケート実施をした上で、平成 17 年 4 月から建物内の全面禁煙を実施した。

また、本学は立地条件上バイク通学の学生が多く、学生の安全管理上、交通安全指導が必要と考えられる。バイクや自動車通学は登録制にしており、これらの利用者には交通安全を指導している。学生の健康管理は、地域の他大学との情報交換が必要と考えられ、全国大学保健管理協会に加盟して、情報交換を行っている。これらの健康管理情報を、適宜必要に応じて学生に伝えることが必要と考え、大学のホームページに情報サイトを設けた。

#### 【点検・評価】

##### ・健康診断

学校保健法に基づく定期健康診断を実施し、その結果は個別に学生に通知されている。また全体の結果を教授会で報告するとともに、指導や精密検査が必要な学生に対しては、学生委員会の健康管理係が個別に面接指導を行っている。

学生の健康診断の受診率は例年ほぼ 100% であり、集団健康診断に受診できなかったものについては、医療機関を受診するよう指導している。また、本学は病院実習を行う看護大学であるという特性を踏まえ、胸部 X 線検査を 1 年次と 3 年次の全学生に施行している。また、B 型肝炎ウイルスの検査を全学生に施行している。胸部 X 線で要精密検査の結果が出た学生には、原則として医療機関を受診させ、その結果を医療機関より報告を受けている。B 型肝炎ウイルス抗原陽性の学生には専門医療機関の受診を勧めている。

また、本学の健康診断の特徴である貧血検査に関しては、軽度のものも含めて、20～30%の学生に貧血が認められた。ただし、治療を要するものは 2% 程度であり、医療機関を紹介している。さらに、学生に講義を通じて貧血の知識と予防の教育を行っている。

その他の異常に関しても、必要に応じて、再検あるいは医療機関受診などを勧めている。

##### ・感染症対策

実習前の検査実施状況は表 27 のとおりである。

実習における感染対策として、冬季に行う 1・2 年次の実習については、インフルエンザの流行時期であることから、実習前のオリエンテーションで手洗いと含嗽を中心とした感染予防について説明するとともに、予防接種についても紹介している。

また、3・4 年次の実習においては、健康教育とともに、血液や尿検査等を実施し、必要な対策を講じている。

さらに、近年小児看護学実習等で、実習生のウイルス抗体の検査を求める施設が多くなってきており、学生や患者を保護する観点から、平成 18 年度より小児看護学実習を行う全学生を対象に、麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎の抗体検査を行っている。平成 19 年 5 月以降、全国的に麻疹が大流行し、一般病棟での実習施設からもウイルス抗体の検査を求められるようになった。そのため、平成 19 年度より検査を 1 年次に繰り上げ、今年度は 1・2・3 年生及び編入 3・4 年生に

ウイルス抗体の検査を実施した。特定のウイルス抗体が陰性及び+ - の学生には、任意で予防接種等を医療機関で行うよう勧奨している。

表 2 7 実習前検査実施状況

実 習 名	内 容
母性看護学実習	鼻腔（MRSA） 検便（一般、サルモネラ、赤痢、腸チフス、パラチフス A、病原性大腸菌、腸炎ピプリオ、黄色ブドウ球菌）
小児看護学実習	尿検査、胸部レントゲン、血圧測定 検便（赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、病原性大腸菌） 血液検査（麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎の抗体価）
老人看護学実習	検便（一般、0-157）
総合看護実習	母性・小児・老人実習の施設で実習する学生には同様の検査を実施

さらに、平成 17 年夏休みに東南アジアを旅行した学生がコレラ菌による感染の疑いがあり、地元保健所と協力して対処したことを契機に、学生が海外旅行をする場合、あらかじめ学生課に届け出ることを徹底した。また、大学ホームページの健康管理情報を通じて感染症に対する注意喚起を行った。

・保健室における学生への応急処置及び健康相談

学生委員会健康管理係の医師及び看護教員を中心に看護系教員の協力を得てローテーションを組み学生の応急処置及び健康相談に当たっている。また、平成 17 年 4 月 AED（自動体外式徐細動器）を保健室に常設し、同年 8 月には教職員を対象とした AED の講習会を実施し、誰もが緊急時に対応できるよう徹底を図った。

保健室の利用状況は表 28 のとおりであり、例年、風邪症候群、頭痛、月経痛、軽度外傷、気分不良などが大部分を占めた。保健室で対応できないものについては、医療機関受診を勧めた。

表 2 8 保健室利用状況

(単位：人)

区 分	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	教職員	その他	合計
平成 16 年度	61	56	30	24	25	2	198
平成 17 年度	88	67	60	19	3	13	250
平成 18 年度	101	81	36	30	22	1	271

・学生及び教職員の禁煙対策

学生に対する禁煙の推奨及び教職員の喫煙習慣の改善を目的として、平成 16 年学内における喫煙状況の把握と学内における喫煙のあり方についてアンケートを実施し、結果を公開した。その結果は表 29 のとおりである。

表 2 9 平成 16 年度学内喫煙状況 (単位：人)

対象	人数	回答人数 (%)	喫煙者 (%)
1 年次	137	98 (71.5%)	0 (0%)
2 年・編入 3 年次	169	126 (74.6%)	4 (3.2%)
3 年・編入 4 年次	146	137 (93.8%)	12 (8.8%)
4 年次	136	124 (91.2%)	1 (0.8%)
教 員	49	35 (71.4%)	5 (14.3%)
事務職員	20	17 (85.0%)	5 (29.0%)
合計	657	537 (81.7%)	27 (5.0%)

喫煙者の過半数は大学内でも喫煙しており、看護大学である本学の趣旨上好ましくないと考えられた。実際、学内での喫煙は約 40%が反対しており、喫煙者の約半数が禁煙したいとの希望があった。そこで、アンケート結果を教授会で審議した結果、平成 17 年 4 月 1 日より建物内は全面禁煙とし、建物外の一か所に喫煙場所を限定した。また平成 20 年 4 月 1 日より敷地内全面禁煙とする。

・他大学の健康管理組織との情報交換

平成 16 年高松市で開催された第 4 回中国・四国大学保健管理研修会、平成 17 年広島市で開催された第 23 回広島県大学保健管理担当者会研究集会に参加するなど、他大学の健康管理組織と積極的に情報交換を図っている。

交通安全

本学はバイクや自動車通学は登録制にしており、これらの利用者には交通安全を指導している。すなわち、本学学生の交通事故状況について適時公表し注意を喚起するとともに、地元警察署の協力を得て、交通安全教室を開催している。

表 3 0 交通安全教室開催状況

実施日	内 容
平成 16 年 6 月 23 日	バイク利用の心構え、実技指導、白バイによる模範演技
平成 16 年 10 月 29 日	交通安全ビデオ視聴、バイク乗車実技指導 (対象者:86 人)
平成 18 年 7 月 28 日	バイクに安全に乗るための心構え、バイク乗車実技指導 (対象者:132 人)

・大学ホームページへの健康・安全管理情報の掲載

大学のホームページで定期的に、感染症情報、予防接種、海外旅行中の健康管理などについて、情報を発信している。特に流行中の特定の感染症に対しては、予防、対処法等について繰り返し情報を発信し、また、交通安全についても注意を喚起している。

【今後の改善・改革に向けての方策】

学生に対する平成 18 年度自己点検・評価アンケートでの「本学の健康支援活動に満足していますか」という質問について、「満足している」との回答は 30%に満たず、「どちらともいえない」が 40%を超えていた。このことは健康に問題があった

学生とそうでなかった学生で満足度に差があるものと思われる。

本学では、平成 16 年度までは学校医が在籍していたが、平成 17 年度は空席であり、常任の学校医あるいは保健師がいないことが、学生の満足度に関係している可能性がある。なお、平成 18 年度より再び嘱託の学校医をおいている。

建物内を禁煙にしてから 3 年目を迎え、個人の喫煙習慣の変化などを踏まえ、平成 20 年 4 月から大学敷地内の全面禁煙を実施する。

他大学との健康管理情報の交換等に関しては、大学保健管理協会の行事に参加するだけでなく、当学の健康管理情報を発信し、他大学の批評を仰ぐこととする。

## ハラスメント防止のための措置の適切性

### 【現状】

学生及び教職員の基本的人権を保障し、修学、課外活動、教育、研究及び職務の遂行に良好な環境を作り出すため、平成 13 年 5 月、学内に倫理委員会（以下この項において「委員会」という。）が設置された。それは、学生及び教職員の人権及び個人の尊厳が損なわれる行為、学生及び教職員等による本学の名誉を傷付ける行為、学生及び教職員が倫理上相応しくない行為を行った場合、学長が行う措置に関する調整、指導及び助言に当たることを目的としている。

委員会及び教職員は、本学園の職員倫理規程及びセクシャル・ハラスメント防止規程等関係規程を順守し、その職務に当たるよう努めている。また、教職員が自ら責任ある行動を取るための行動指針として、平成 19 年 10 月に教員倫理要綱、職員倫理要綱および教職員のためのセクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインを制定し、平成 19 年 11 月には法律専門家を講師として教職員全員を対象とした倫理研修会を実施した。

委員会の設置及び委員名等については、学生及び教職員に配付する「学生便覧」に「学内における倫理（ハラスメント）」として、ハラスメントに関する相談窓口等について掲載するとともに、学内掲示板に掲示することにより、学生及び教職員に周知を図っている。

### 【点検・評価】

#### ・アンケートの調査結果

委員会の認知の度合や、ハラスメントの実態等については、平成 14 年 4 月及び平成 16 年 1 月に、教員及び学生（14 年；2 年生及び編入 4 年生、16 年；4 年生及び編入 4 年生）にアンケート調査を実施したところであるが、平成 19 年 1 月に教職員及び学生（全学年）を対象に実施した平成 18 年度自己点検・評価アンケートの調査結果は、次のとおりである。

学生の委員会の認知度については、160 人（41.2%）が「知っている」と答えており、前回調査時の 90.5% よりも認知度は、大幅に下がっている。

ハラスメントの被害については、教職員で 19 人（32.2%）、学生で 107 人（27.6%）が、「ある」と答えており、前回調査よりも 9 ポイント程度上昇している。

ハラスメントに関する悩みや相談については、「受けたことがある」者が、教職員で 24 人（40.7%）、学生で 112 人（28.9%）あり、「相談しようと思ったことがある」者が、教員で 21 人（35.6%）、学生で 86 人（22.3%）あり、「受けたことがある」教職員が減少しているものの、それ以外は前回調査よりも 10 ポイン

ト以上上昇している。

今後、ハラスメントに関する問題があったときに相談したいと思っているかどうかについては、教職員で 25 人 (42.3%)、学生で 132 人 (35.0%) が、「どちらかといえば」も含めて、「相談したいと思う」と答えている。いずれも前回調査よりやや上昇している。

・ハラスメント事案の潜在

ハラスメントに関する苦情の申出及び相談は、委員会の委員や相談しやすい教職員が窓口になって対応することとし、学内のすべての掲示板で広報している。ハラスメントの被害・悩み・相談を受けたことがあると答えている者がいるなど、隠れた事案等がありながら、委員会への正式な相談がほとんどなく、また、隠れた事案の中身が分からないため、防止や対応策が立てにくい。本学が赤十字の理想とする人道の理念を基調とした教育を行う組織であることを教職員が認識し、今後とも、職務の執行に対する社会の信頼が万全に確保されるようにしていくためには、苦情の申出や相談がなくとも、ハラスメントを未然に防ぐための自制が促進される取り組みを検討する必要がある。

【今後の改善・改革に向けての方策】

・認知度を高める取組

学生に対する倫理委員会の認知の度合いは、前回調査よりも「知っている」者の割合が 49 ポイント下降しており、ハラスメントの被害にあったことがある者、ハラスメントに関する悩みや相談を受けたことがある者、今後、ハラスメントに関する問題があったときに相談したいと思っている者が、相当数ある実態を受け止める必要があり、「学生便覧」への掲載及び学内掲示板への掲示方法の改善のほか、新入生へのリーフレット配付などの認知度を高める方策を講じて、一層の周知徹底を図る。

・ハラスメント防止などの取組、

個人研究室での学生との面談時におけるドアの開放やドアガラスの透明化などにより、学生及び教職員の安全・安心な教育、研究環境の保持・増進に努めるとともに、赤十字の人道・博愛の理念や本学の使命・教育理念、倫理・サービスの規程などを踏まえたコンプライアンス（法令・倫理等順守）に関する本学の方針について、教職員の理解・認識を高め、周知徹底を図る取り組みを継続する必要がある。平成 19 年 10 月に制定した教員倫理要綱、職員倫理要綱および教職員のためのセクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインについて徹底を図るとともに、ハラスメントや人権問題などに関する教職員研修の実施、外部有識者を交えた委員会運営などに取り組む。

生活相談担当部署の活動上の有効性

【現状】

本学では、入学時に新入生オリエンテーションを実施し、新入生が大学生活を主体的に送れるよう導入の機会を提供するとともに、学生が安全に生活するための知識と技術を身につける機会を提供している。また、教員と学生との触れ合いを通して、学生生活を有意義に過ごすことができるように、またより豊かな人格形成を目指して、チュートリアル制度を導入している。チューターは 10~20 人の学生を担当

し、履修指導、生活指導などが中心となる1・2年生を一般教養及び専門基礎の教員と看護専門領域の一部の教員が担当している。

看護学領域実習の不安や進学・就職に関する相談が中心となる3・4年生は看護専門領域の教員が担当して、細やかな学生指導を行っている。チュートリアル制度の構成は学生委員長を全チューター活動の総括者とし、各学年のチューターを2グループに分け、それぞれにチューター長を配置している。チューター長は、当該グループのチューター教員全体をとりまとめる役割を担い、学生委員長は原則として半期に一度、チューター長会議を開催し、その時々学生の問題傾向について意見の交換を行い、その対策や援助について検討している。

#### 【点検・評価】

新入生オリエンテーションは平成18年度よりチューター中心のプログラムに変更し、学生団体の在学生にも参加してもらったことで、新入生の緊張を緩和し活発な交流が図られた。チュートリアル制度については、生活安全講座や交通安全教室の開催日時を当該学生チューターに伝え参加を呼びかけたり、新任教員にはガイダンスを行ったりして、教員間の連携を図り円滑な指導体制を整えた。

学生はチューターに具体的な学習方法の助言を受け、身分異動(休学・退学など)に関する相談を行うなど、より密接で相談しやすい環境が整いつつある。また、チューターで対応できない事象については、チューター長や学生委員長がサポートし、学生課の協力を得て適切な指導を行っている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

新入生オリエンテーションについては、在学生の参加を継続し、新入生の意見を反映しながら企画の充実を図る。チューター制度をさらに発展させるためには、教員へのガイダンスを強化し、学生指導及び相談についての認識と理解を深めていく必要がある。また、実習指導のため不在になる教員のサポート体制を整備する必要がある。

生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

#### 【現状】

近年、対人関係等精神面のケアを必要とする学生が増加していることを踏まえ、平成17年4月から週1回心理カウンセラーによる相談日を新設し、学生のメンタルヘルスケアを開始した。カウンセリングは予約制であるが、メールによる連絡も可能とした。相談内容の概要は表31のとおりである。

また、平成17年度より、カウンセリング室で相談を待つだけでなく、カウンセラーと一般学生がお茶を飲みながら接触できる懇談会を年1回開催している。

表31 相談内容の概要(延べ人数) (単位:人)

区 分	17年度	18年度	合計
就学・進路・学生生活	4	8	12
自己探求・心理適応	24	19	43
心身健康	6	0	6
教員との相談・その他	11	9	20

#### 【点検・評価】

従来本学には、カウンセラーが配置されていなかったため、健康管理係が、心療内科を紹介したり、チューターとの間に入り相談を受けたりしていた。現在相談日が限られていることもあり、学生のカウンセラー制度に対する認知は十分とはいえない状況である。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

専任のカウンセラーによる相談を行っているが、学生による認知度は十分とはいええず、専任のカウンセラー主導のもとに学生との懇談会等を開催しており、その効果を見守っている状況である。また、学生の必要度等を検討し、相談日や回数を検討していく予定である。さらに、カウンセラーと健康管理係や学生委員会との連絡を密にし、連携して学生に当たる必要がある。

### 3) 就職指導

学生の進路選択に関わる指導の適切性

#### 【現状】

卒業後の学生のキャリア形成に資するため、計画的に進路指導を行うとともに、キャリア教育の一層の推進を図っている。

#### ・就職ガイダンス

本学学生の就職指導は、3年生の4月から本格的に取り組んでいる。就職ガイダンスは年2回行い、1回目は本学教員が担当し、2回目は外部講師による指導を行っている。1回目は学年ごとに実施し、3年生には、自分の生涯設計を考え、長期的視点に立って就職先を考えられるよう就職の手引きに沿って指導・助言を行っている。また、4年生には、履歴書の書き方から、病院訪問時のマナーまで具体的な指導をしている。

2回目は、現場の看護管理者等の講演会と、平成17年度から本学卒業生によるパネルディスカッションを実施し、具体的な体験を通じたアドバイスを受けることが出来るよう配慮している。なお、講演会は3・4年生を対象としているが、パネルディスカッションには1・2年生にも積極的な参加を呼びかけている。

#### ・病院説明会

病院説明会は、3・4年生を対象に、中国・四国ブロック赤十字病院とそれ以外の病院の2回に分けて実施している。説明会には全国各地の病院から看護部長や就職担当者が参加し、パワーポイントやパンフレットを持参し、視覚的に紹介している。学生は、自分が希望している地域の病院を2~3か所回り情報を得て、比較検討し、最終的に自分の求める条件にあった就職先を保護者やチューターと相談しながら決定している。

#### ・就職希望・状況調査

3・4年生の4月には、就職先希望調査を実施し、調査用紙をもとにチューターによる面接を行っている。また、4年生の10月には、就職状況調査を行い、その時点で就職先が決定していない学生には個別指導を強化している。

#### ・就職の手引き・就職指導の手引き

学生には就職の手引きを、教員には平成17年度から就職指導の手引書を作成している。手引書は毎年最新の情報に改定し、就職指導に関する教員間の格差を是

正するための措置を図っている。

・大学院生の就職支援

大学院生については、各領域の研究指導教員が個別相談に当たっている。また学内での病院説明会の案内も行っている。

【点検・評価】

本学卒業生の進路は、表 32 のとおりである。

表 3 2 卒業生の進路状況

(単位:人)

区 分	18 年度		17 年度		16 年度		18 年度 大学院	17 年度 大学院	
	人数	%	人数	%	人数	%			
卒業生人数	160		146		143		11	9	
就 職	日赤	111	72.5	90	62.9	76	56.3	5	4
	国公立	29	19.0	36	25.2	28	20.7	4	2
	公的	10	6.5	9	6.3	12	8.9	1	0
	その他一般	3	2.0	8	5.6	19	14.1	1	3
	計	153	100.0	143	100.0	135	100.0	11	9
進学	6	-	1	-	8	8	0	0	
その他	1	-	2	-	0	0	0	0	

就職を希望する学生は、現在のところ 100%の就職率である。進学は、大学院や助産師学校への進学で、その他一般は、結婚、出産により、専業主婦の道を選択した学生である。

また、就職ガイダンスや就職説明会に対する、学生の反応は次のとおりである。

病院説明会での全体的な説明では、様々な病院の特色が分かり比較ができた、個別相談ではより詳しい相談ができたという意見であった。また、卒業生のアドバイスは生の声が聞け、参考になったとの意見が寄せられている。改善点として、学生が参加しやすい実施時期や時間配分の検討、より学生のニーズにあった講演やパネリストの選定が挙げられる。

【今後の改善・改革に向けての方策】

平成 17 年度から教員に「就職指導の手引き」を作成配付することにより就職指導に一貫性をもたせることができたが、本学の特性として、実習等でチューター教員が不在となる場合がある。現状ではチューター長や学生委員長が対応しているが、専任の就職相談担当等について、今後検討していく必要がある。

就職担当部署の活動上の有効性

【現状】

3・4 年生の学生全員に対して就職希望調査を行い、チューター及び就職担当教職員による個別相談を実施している。平成 16 年度からは、1・2 年生も対象に本学卒業生によるパネルディスカッションを実施している。また、3・4 年生を対象に年 2 回の就職ガイダンス、年 2 回の学内合同病院説明会を開催し、学生が主体的に就職活動を行えるよう支援している。

求人先への対応としては、中国・四国の病院はもとより、本学卒業生が就職をしている病院を中心に全国的に学内合同病院説明会の通知を発送し、説明会への参加と求人情報資料の提供を呼びかけている。

#### 【点検・評価】

4年生の就職内定状況は、チューター及び担当教職員が随時把握するほか、主要病院の内定が決まった段階で、就職・進学状況調査を実施し、就職を希望しているにもかかわらず、就職先が決まらない学生がないよう対応している。就職先を決定した学生に対しては、就職・進学先についての報告書、就職・進学活動内容報告書の提出を依頼している。その内容は、就職先、合格したにもかかわらず辞退した就職先、就職活動内容、後輩へのアドバイスなどである。特に、就職・進学活動内容報告書は学生の了解を得、学生名を伏せたうえで後輩学生に公開しており、後輩学生の就職活動の実践的な手引き書として生かされている。

学内合同病院説明会を呼びかけた結果、平成18年度78施設（内訳：赤十字関連35施設、一般43施設）平成19年度90施設（内訳：赤十字関連35施設、一般55施設）の参加があった。また、求人先から送られてきたデータは、学内に就職情報コーナーを常設し、全国各地の求人情報を学生が常時検索できるようにしている。また、就職コーナーには、パソコンやコピー機を設置し、学生が必要な情報を複写できる体制を整えている。その結果は表32のとおりで、就職希望者は就職率100%を確保している。

大学院生は、平成17年度修了者9人のうち3人は大学教員として就職したほか5人は病院の管理者・臨床指導者として就職、1人はフリー助産師として活動している。平成18年度修了者は11人で、大学教員4人、専門学校教員1人、病院の管理者等5人、企業の健康管理者1人といずれも就職率100%である。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学卒業生によるパネルディスカッションは、1・2年生も対象として卒業生の就職先での活動とともに、在学中どのように勉強しておく必要があるか教務委員会と学生委員会の相乗効果をもたらすプログラムとして17年度から実施している。しかし、実施の時期が7月末の前期評価期間の最終週となるため、前期に実施済みの教科については、十分な効果が期待できなかったことから、平成19年度は4月末に変更した。

## 4) 課外活動

学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

#### 【現状】

大学の重要な教育活動の一環として、学生の自由な選択意思と主体的活動のもとに団体構成員相互の責任と人間関係を円滑に保持し、リーダーシップやメンバーシップ等を学びながら人間的に成長できるよう学生自治会をはじめとする学生の課外活動を支援している。

学生は自らの意思でクラブ活動を行い、ボランティア活動などを通して地域への参加を積極的に実践している。平成18年度からは、学内活動としての赤十字奉仕団も発足した。

【点検・評価】

・学生自治会活動

学生自治会活動を支援するとともに学生の意見を学生生活に反映させるため、学生自治会との意見交換会を行っている。また、献血活動における血液センターとの連絡・調整、大学祭支援、毎年12月本学学生の主実習病院で行っているキャンドル・サービスに対し実施支援を行うほか、他大学との交流に対する支援についても積極的に行っている。アンケート調査によると、クラブ活動・自治会活動には66%の学生が積極的に参加していると答えている。

・学生団体

本学には「学生団体の設立の規定」に基づき、表33に掲げるクラブ・サークル活動がある。これらの学生団体は、部費に加え保護者の会からの活動助成金を受け活動を行っている。また、開学当初より、学生が安心してサークル活動に参加できるように、大学として障害・賠償責任保険に加入している。

表33 平成18年度学生団体承認及び活動状況等について

団体名	構成員数(人)	結成年月日
ボランティア部	42	平成12年5月1日
テニスサークル	48	平成12年6月1日
合気道部	11	平成12年8月1日
少林寺拳法部	11	平成12年10月3日
裏千家茶道部	23	平成12年10月1日
バドミントン部	41	平成12年10月16日
バレーボール部	20	平成12年10月27日
心理学研究会ココロジー	53	平成12年11月1日
バスケットボール部	41	平成12年11月1日
吹奏楽部	29	平成12年12月11日
エスキーテニス部	17	平成13年4月17日
合唱部	11	平成13年11月13日
E.S.S.部 "Have Fun"	13	平成13年11月21日
Healthyサークル健康人	15	平成15年1月10日
上田宗箇流茶道部	33	平成14年12月18日
手話サークル	20	平成14年12月12日
ダンスサークル	12	平成14年5月20日
アロママッサージ部	6	平成16年12月2日
フットサル部	31	平成17年7月31日
チアリーディングサークル	16	平成18年5月19日
Symbiosis～世界の友と共に生きる会	13	平成19年6月4日
学生俳句クラブ あじな倶楽部	19	平成19年6月26日

・大学祭

大学祭は「Eternal Heart 祭」の愛称が定着し、学生実行委員により企画・立

案・実施している。地域住民の方々の協力により、年々内容も充実してきている。  
平成 17 年度より、自治会主催のミニオープンキャンパスも開催している。

しかし、大学祭への参加状況をアンケートで見ると積極的に参加している学生は、37%であり、大学祭委員を務める 1・2 年生が主となって出席していることがわかる。

**【今後の改善・改革に向けての方策】**

今後は、自治会活動の充実に関する評価が低い理由を明らかにしたうえで、学生自治会活動の活性化を目指したい。学生自身が、自治会活動の有用性を理解し、学生の要望を取り入れながら、主体的な学生の活動ができるよう支援していきたい。

また、赤十字の理念のもとに、積極的にボランティア活動などを行い、地域住民との交流や他大学などと協力して行う活動を推進し、支援していくことも必要である。

大学祭については、学生全員が参加できるような支援の工夫や地域住民への積極的な広報活動を行う。

## 第11章 管理運営

教授会、研究科委員会又は大学運営会議において、審議した内容についての説明責任を果たし得るよう、十分に議論を尽くすことに引き続き、努める。また、本学の円滑な運営に資するため、学校法人日本赤十字学園理事会・評議員会との良好な連携・協力関係を維持・継続する。

併せて、中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会等を通じ、学外の関係者等に本学の現況などについて報告を行うとともに率直な意見を伺うことによって、大学運営に係る諸施策に反映させるなど、大学運営の信頼性・透明性などの一層の確保・充実に努める。

### 1) 教授会

教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

#### 【現状】

本学教授会は、学則第40条第2項において、

- ・ 教育、研究に関する事項
- ・ 教員人事に関する事項
- ・ 学科目の編成に関する事項
- ・ 学生の単位取得に関する事項
- ・ 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項
- ・ 学生の卒業認定に関する事項
- ・ 学生の諸活動及び学生指導に関する事項
- ・ 学生の賞罰に関する事項
- ・ 学則の改正に関する事項
- ・ 学内教育施設に関する事項
- ・ その他学長が必要と認める事項

の11事項について審議することと規定され、第41条第1項において、学長、学部長、図書館長、教授及び事務局長をもって構成することと規定されている。また、同条第2項において、教員人事に関する事項に係る審議を除き、准教授、講師及び助教、その他の職員を加えることができることと規定されている。

これを受け、本学においては、審議事項の内容により、学長、学部長、図書館長、教授及び事務局長により構成する「正教授会」と、正教授会の構成員に准教授、講師及び助教を加えた「教授会」の2種類の教授会を開催している。

すなわち、教員人事に関する事項については、正教授会において審議を行い、教授会には正教授会での審議結果を報告することとしている。

教授会の開催日については、定例の教授会は毎月第2水曜日に、臨時の教授会は必要に応じて開催されており、定例の教授会の所要時間については、1回当たり約2～3時間を要している。なお、この所要時間の内訳としては、審議にかかる所要時間と報告にかかる所要時間は、1対1～2程度となっている。

#### 【点検・評価】

教員への、平成18年度自己点検・評価アンケート調査の結果、教授会に係る質問

に対する適切性（満足度）に関する設問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」「そう思う」を合わせた割合は、16.7%から54.8%までと質問ごとに大きく分かれており、具体的には、「教授会の進め方」、「教授会で建設的な意見・意思決定への参加」及び「教授会の進行時間」にかかる質問については、過半数を割っている。

これらについて、前回自己点検・評価アンケート（平成16年1月実施）と比較すると、「問題意識をもって教授会に臨んでいるか」との質問については約11ポイント、「教授会で建設的な意見・意思決定への参加」については、過半数を割ってはいないものの、約13ポイントは満足度が上昇しており、一定の評価ができる。

一方で、「教授会の進め方」については約10ポイント、「教授会の進行時間」については約27ポイント、満足度が低下している。これは、平成16年度の設置した大学院に係る研究科委員会が、教授会に引き続いて開催されるため、会議が長時間となっていることが原因の1つである。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

前述のとおり、教授会は、教学に係る事項を審議する会議であり、この教授会で審議された内容については、学内・学外への説明責任を伴うものである。

このため、教授会において審議した内容についての説明責任を果たし得るよう、十分に議論を尽くすことに引き続き努めるとともに、当該審議に係る時間を確保するため、各種報告事項の簡略化への検討を行う。

#### 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

本学は単科大学のため記載しない。

#### 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

##### 【現状】

本学においては、教学に係る事項を審議する教授会以外に、教学に係る事項以外の次の4事項を審議する会議として、大学運営会議を設置している。

- ・ 本学の管理運営の基本方針に関すること。
- ・ 本学の学部及び大学院の総合調整に関すること。
- ・ 教授会又は研究科委員会に付議する議題の整理に関すること。
- ・ その他本学の運営の重要事項に関すること。

この大学運営会議は、学長、学部長、研究科長、図書館長、事務局長及び事務局次長をもって構成されている。

なお、国立大学法人における「経営協議会」とは性格の異なる会議であるが、中国・四国地方に所在する赤十字社各県支部の事務局長、赤十字病院の院長・看護部長・事務部長を学外構成委員とする「日本赤十字広島看護大学 中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会」を平成18年11月に設立し、定期的に本学の運営・将来計画や学生の確保・就職に関する連携方策などについて、協議・検討している。

##### 【点検・評価】

学生の入学を例にとると、前述のとおり教授会の審議事項であるが、一方で、大学経営という観点からは、大学運営会議の審議事項でもある。すなわち、1つの議題について、構成員を異にする会議において審議が行われることとなる。このため、

学生の入学に関する事項を例に取れば、「入学辞退を %見込むため、入学試験成績上位 人を合格とする」については大学運営会議で、「入学試験成績 1 位は受験番号 番、同 2 位は受験番号 番、・・・」については教授会で審議を行う、という明確な二者択一は事実上困難であり、共管事項として、重複した審議となることはやむを得ない。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

効果的な大学運営体制を構築するため、学内におけるいわば車の両輪である大学運営会議と教授会の機能分担や連携協力関係の維持・向上に引き続き努めるとともに、会議に要する時間・労力を可能なかぎり省力化する観点から、重点的に審議を行う事項の整理を行う。

併せて、「日本赤十字広島看護大学 中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会」等を通じて、本学関係者との緊密な連携を更に充実させ、本学運営にかかる一層の信頼性・透明性を確保する。

## 2) 大学院の管理運営体制

大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

#### 【現状】

本学研究科委員会は、大学院学則第 8 条第 3 項において、

- ・ 教育、研究に関する事項
- ・ 予算に関する事項
- ・ 教員人事に関する事項
- ・ 教育課程及び履修方法に関する事項
- ・ 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍その他学生の身分に関する事項
- ・ 課程の修了及び学位論文審査に関する事項
- ・ 本学大学院の学則に関する事項
- ・ 学生の賞罰に関する事項
- ・ その他研究科の教育及び研究に関する事項

の 9 事項について審議することと規定され、同条第 1 項において、研究科に所属する研究指導教授をもって構成することと規定されている。また、同条第 2 項において、研究指導教授以外の教員を加えることができることと規定されている。

研究科委員会の開催日については、定例の研究科委員会は毎月第 2 水曜日の教授会終了後に、臨時の研究科委員会は必要に応じて開催されており、定例の研究科委員会の所要時間については、1 回当たりおおむね 1~2 時間を要している。

#### 【点検・評価】

1) の 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性」でも述べたとおり、研究科委員会が教授会終了後に引き続き開催されるため、会議時間が長時間となり、出席者の負担が大きくなっている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

前述のとおり、研究科委員会は、大学院の教学に係る事項を審議する会議であり、この研究科委員会で審議された内容については、学内・学外への説明責任を伴うも

のである。

このため、研究科委員会において審議した内容についての説明責任を果たし得るよう、十分に議論を尽くすことに引き続き努めるとともに、当該審議に係る時間を確保するため、各種報告事項の簡略化への検討を行う。

大学院研究科委員会と教授会との間の相互関係の適切性

【現状】

定例の研究科委員会は教授会終了後に引き続き開催することとしていること及び研究科委員会の出席者は必ず教授会の出席者でもあることから、研究科委員会の審議内容等と教授会のそれとの間で食い違いが生じることはない。

【点検・評価】

研究科委員会の審議内容等と教授会のそれとの間で食い違いが生じることはなく、両者の相互関係は適切であると評価できる。

【今後の改善・改革に向けての方策】

研究科委員会と教授会との間の適切な相互関係の維持・向上に引き続き努める。

### 3) 学長、学部長、研究科長、図書館長の権限と選任手続き

学長、学部長、研究科長、図書館長の選任手続の適切性、妥当性

【現状】

学長の選任については、学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程により、理事長が学長候補者推薦委員会を設置し、選考を行うことが明記されている。

この選任手続きにのっとり、平成 15 年 11 月 21 日付けで日本赤十字広島看護大学学長候補者推薦委員会が設置され、同年 12 月 12 日開催の同委員会で稲岡文昭教授が学長候補者として選任、翌年 1 月 30 日開催の学校法人日本赤十字学園理事会で再任（任期：平成 16 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）が承認された。

現在在職している学部長の選任については、日本赤十字広島看護大学看護学部長選考規程により、学長が教授会の意見を聞き、これを行うこととされていた（平成 17 年 10 月 12 日付けで、「本学に所属する教授による選挙による選考」に一部改正している。）ことにより、この選任手続きに基づき、平成 16 年 2 月 25 日開催の正教授会において野口眞弓助教授が選任（任期：平成 16 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）された。

研究科長の選任については、日本赤十字広島看護大学大学院研究科長選考規程により、研究科委員会に所属する教授による選挙により選考することとしている。前研究科長が平成 19 年 3 月 31 日退任のため、この選考手続きに基づき、平成 19 年 2 月 28 日開催の研究科委員会において飯村富子教授が選任（任期：平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）された。

図書館長の選任については、日本赤十字広島看護大学図書館長選考規程により、正教授会の構成員による選挙により選考することとしている。この選考手続きに基づき、平成 18 年 2 月 22 日開催の正教授会において川根博司教授が選考（任期：平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）された。

【点検・評価】

学長の選任手続きについては、前述のとおり、まず、日本赤十字広島看護大学学

長候補者推薦委員会において学長候補者を選任するが、この学長候補者推薦委員会は学校法人日本赤十字学園選出の委員 3 人及び本学選出の委員 3 人の計 6 人から構成されている。すなわち、学長候補者の選任においては、学校法人及び大学の相互による牽制、確認が担保され得る手続きとしている。次に、その後に開催される理事会については、赤十字系列の大学・短期大学の学長 7 人の他に、学校法人日本赤十字学園の理事 1 人、日本赤十字社関係の理事 7 人、民間学識経験者の理事 3 人から構成されている。すなわち、本学を含めた学校法人以外の役員が過半数を占める理事会において審議されることにより、学長選任の際の手続きの透明性と公平・公正性を担保し得る手続きとしている。

学部長、研究科長及び図書館長の選任手続きについては、各職に係る選考規程に基づき、各構成員による無記名投票とすることと規定するとともに、各職に係る選考規程細則において開票に係る手続きをも規定しており、各職の選任の際の手続きの透明性と公平・公正性を担保している。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

平成 20 年 3 月 31 日には、学長、学部長、研究科長、図書館長の四役の任期が同時に満了することとなる。過去、平成 15 年度末に、学長、学部長、図書館長の三役の任期が同時に満了したことはあるが、上記四役の同時任期満了は未経験である。

このため、学内における教育、研究、事務処理等に影響が及ぶことのないよう、各規程及び細則に基づき、適正に選任手続きを行う必要がある。

#### 学長権限の内容とその行使の適切性

##### 【現状】

学長の権限については、学校教育法等の諸法規に定められたもののほか、本学においては学則、諸規程により明記している。

具体的には、日本赤十字広島看護大学教授会規程第 4 条第 1 項において「教授会は、学長が招集し、その議長となる」と定められているとともに、日本赤十字広島看護大学運営会議設置要綱第 4 条第 1 項においては「会議は、学長が必要と認めた場合に召集し、その議長となる」と、日本赤十字広島看護大学業務規程第 3 条においては「学長は、本学の学務をつかさどり、所属の職員を総括し、本学を代表する」と定められているとおり、学長は本学の最高責任者、代表者である。

すなわち、学長は本学の教学事項及び管理運営事項のすべてについて指揮・監督権を有するとともに、将来構想検討委員会、自己点検・評価委員会、予算委員会といった重要委員会においては規程で「委員長は、学長をもって充てる」と明記することにより、本学における権限と責任を一元的に有している。

##### 【点検・評価】

学長は、本学における教学事項及び管理運営事項のすべてについて、権限と責任を有しているが、これらを適正に執行し、適切に管理運営を行っている。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

日本赤十字広島看護大学学則第 8 条において「本学に、必要に応じて、副学長を置く」と定められているが、開学から現在に至るまで、副学長を置いていない。

前述のとおり、学長は本学を代表する最高責任者であり、本学における権限と責任を一元的に有しているが、これらの権限と責任が多岐・多方面となっていること、

併せて、今後、更に進行する少子高齢化社会の中で、大学全入時代を迎え、経営環境が厳しさを増すことが予想されることから、学内・外の課題に的確に対応するため、学長業務を補佐する副学長の設置について、検討する必要がある。

学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

#### 【現状】

現在、本学の全学的審議機関としては、大学運営に関する管理運営事項を審議する機関として大学運営会議を、学部の教学に関する事項を審議する機関として教授会を、同じく大学院研究科の教学に関する事項を審議する機関として研究科委員会を設置し、各々の所掌事項について審議を行っている。

これらの会議のうち、大学運営会議及び教授会については学長が、研究科委員会については研究科長が議長となり、会議の議事・進行を執り行っている。

#### 【点検・評価】

本学においては、大学運営会議、教授会及び研究科委員会のほか、自己点検・評価委員会などの特別委員会、教務委員会や教務小委員会などの常置委員会を設置し、各委員会ごとに所掌事項について検討を行ったうえで原案作成を担当し、その事案により大学運営会議、教授会、研究科委員会、又はそれらの複数の会議において審議を行っている。

前述のとおり、大学運営会議は学長を議長とする会議で、教学以外に係る大学運営に関する管理運営事項について審議を行うとともに、「本学の学部及び大学院の総合調整に関すること」「教授会又は研究科委員会に付議する議題の整理に関すること」「その他本学の運営の重要事項に関すること」についても審議を行っており、学内における総合調整の機能を発揮している。

すなわち、学長が本学の最高責任者として最終決定を判断するに当たり、この大学運営会議によって、学内における管理運営事項全般について掌握し、適切に管理運営を行っていることは評価できる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

教授会、研究科委員会、特別委員会及び常置委員会については、学則上にその設置根拠を規定している一方で、大学運営会議については設置要綱により設置している。現状の設置要綱による設置であることに特段の支障や問題があるわけではないが、大学としての管理運営責任の重要性や当該会議の持続性・安定性を考え合わせた場合には、その位置づけを明確にすべきであり、大学運営会議の設置について、学則上に規定する必要がある。

学部長権限の内容とその行使の適切性

#### 【現状】

日本赤十字広島看護大学業務規程第5条第2項において「学部長は、学長の命を受けて、部下の職員を指揮監督し、学部の事務を掌理する」と定められているとともに、学校法人日本赤十字学園決裁規程第9条において「次に掲げる事項（学部教育で、定例的又は軽易な事務処理に関する事項等）については、学部長に決裁を代行させることができる」と定められているとおり、学部長は、本学学部における代

表者である。

【点検・評価】

本学の教育・研究領域は、一般教養領域、専門基礎領域、看護学領域から構成されている。

このうち、看護学領域はさらに、基盤看護学領域、母性看護学領域、小児看護学領域、成人看護学領域、老人看護学領域、精神看護学領域及び地域看護学領域の7看護学領域に細分されている。

本学における教育・研究を円滑に実施するためには、これらの領域間における調整が必要不可欠であり、諸々の場面において、学部長がこの調整機能を担っている。

【今後の改善・改革に向けての方策】

前述のとおり、学部長は通常の講義・演習等の授業に加えて、各領域間における調整機能をも担っており、これらの調整に相当の時間と労力を要している。このため、学部長の過度な負担を若干なりとも軽減を図るため、平成19年度から、学部長は常置委員会の構成員としないこととしている。

#### 4) 意思決定

大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状】

日本赤十字広島看護大学業務規程第3条において「学長は、本学の学務をつかさどり、所属の職員を統括し、本学を代表する」と定められているとともに、学校法人日本赤十字学園決裁規程第6条において「大学(略)の事務処理は、すべて学長までの決裁を受けなければならない」と定められているとおり、学長が本学における代表者であり、かつ最高責任者である。

具体的な大学の意思決定プロセスとしては、特別委員会や常置委員会などで作成した原案について、教学に関する重要事項については教授会又は研究科委員会、教学に関する以外の重要事項については大学運営会議又はそれらの複数の会議の審議を経たうえで、学長が最終的に判断し、大学としての意思決定を行っている。

【点検・評価】

学長が本学における代表者であり、かつ最高責任者であることは、規程により明記されており、また、教授会、研究科委員会、特別委員会、常置委員会及び大学運営会議の審議事項についても、学則、規程又は要綱により明記されていることから、本学における意思決定プロセスは確立されていると評価できる。

【今後の改善・改革に向けての方策】

大学としての意思決定は、学内にとどまらず、学外へも説明責任を伴うものであり、学長が適時に適切な最終判断を行い得るよう、教授会、研究科委員会及び大学運営会議は当然として、その他の会議についても、審議機関として、物事を検討して、その可否を論議することにより、適切・妥当な結論が得られるよう、引き続き努める。

## 5) 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

### 【現状】

本学では、教授会又は研究科委員会以外の全学的審議機関として、学長、学部長、研究科長、図書館長、事務局長及び事務局次長をもって構成する大学運営会議を設置している。

この大学運営会議の審議事項としては、次の4事項を審議することとしている。

- ・ 本学の管理運営の基本方針に関すること。
- ・ 本学の学部及び大学院の総合調整に関すること。
- ・ 教授会又は研究科委員会に付議する議題の整理に関すること。
- ・ その他本学の運営の重要事項に関すること。

前述のとおり、国立大学法人における“経営協議会”に相当する経営に関する重要事項を審議する、学外及び学内の委員で構成する機関は、設置していない。

### 【点検・評価】

大学運営会議は毎月1回、定例的に開催し、その他必要に応じて、適宜開催している。

この会議では、重要事項について適時に適切な審議を行い、妥当な結論を得ることにより、本学の代表者であり最高責任者である学長の意思決定に際して、重要な役割を果たしている。

一方で、今後、更に進行する少子高齢化社会の中で、大学全入時代を迎え、ますます経営環境が厳しくなることが予想されることから、将来を見据えた学内・外の課題に的確に対応するため、大学経営に関する重要事項を審議するに当たっては、外部有識者から意見を聴取して経営に反映することが、経営の信頼性・透明性を高める上で重要なことであると考えられることから、外部有識者を交えた経営協議会の設置についても検討すべき課題である。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

前述のとおり、教授会、研究科委員会、特別委員会及び常置委員会については、学則上にその設置根拠を規定している一方で、大学運営会議については設置要綱により設置している。現状の設置要綱による設置であることに特段の支障や問題があるわけではないが、大学としての管理運営責任の重要性や当該会議の持続性・安定性を考え合わせた場合には、その位置づけを明確にすべきであり、大学運営会議の設置について、学則上に規定する必要がある。

また、経営に関する重要事項を審議する機関として、外部有識者を含む経営協議会を設置することについても、現在、学園本部の将来構想検討委員会で検討されており、その結論を踏まえて、本学としても、適切に対応する。

## 6) 教学組織と学校法人理事会との関係

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

### 【現状】

本学は、学校法人日本赤十字学園に属する大学であるが、同法人では本学のほかに、日本赤十字看護大学、日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字九州国際看護大

学、日本赤十字豊田看護大学の4大学と、日本赤十字秋田短期大学、日本赤十字武蔵野短期大学の2短期大学を設置・運営している。

理事会は、通常、年間4回開催されており、学校法人としての年間予算・年間決算、事業計画・事業報告、各大学・短期大学の学則改正、大学・短期大学全体に係る重要事項などについて審議を行うとともに、各大学・短期大学の入学者の状況や卒業生の就職状況などについても報告を行うことにより、情報の共有や連携の強化に努めている。

なお、この理事会は、赤十字系列の大学・短期大学の学長7人の他に、学校法人日本赤十字学園の理事1人、日本赤十字社関係の理事7人、民間学識経験者の理事3人で構成されている。

#### 【点検・評価】

理事会における、学校法人としての事業計画や事業報告などにかかる審議結果については、教授会等で必要に応じ、適切に報告するとともに、大学・短期大学の入学者の状況などについて理事会に報告することにより、情報共有や連携強化に努めていることは評価できる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

大学入学志願者数が入学定員を下回る、いわゆる“大学全入時代”の到来や、特に近年の看護学系大学の著しい増加など、本学を取り巻く諸環境は、年々、厳しさを増す一方である。

この非常に厳しい諸環境の中、本学が継続して発展していくためには、5大学・2短大を有する学校法人日本赤十字学園としてのスケールメリットを生かしながら、学校法人全体としての確固たる将来像や目標を設定するとともに、それを着実に実現していく必要があり、このため本学においても、理事会との連携協力関係をさらに推し進めていく必要がある。

## 第12章 財務

大学の継続的発展には、財政上の安定確保が必要不可欠である。このため、貸借対照表などで把握される財務指標等が適切とされる水準を上回るように、財政基盤の確立に努めるとともに、予算配分と執行に係るプロセスの明確性・透明性・適切性の向上に努める。

### 1) 教育研究と財務

教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況

#### 【現状】

本学は、平成12年に開学、平成16年には大学院修士課程を設置、平成17年に大学院完成年次を迎えた。本学の財務状況は、学部完成年次を経過した平成16年度より、単年度収支は均衡し、消費支出比率(消費支出/帰属収入)95%以下の黒字基調で、推移している。

毎年度の予算編成は、本学園本部が示す「収支予算の編成要領」及び本学大学運営会議において策定した「予算編成方針」に基づき、予算委員会の審議を経るなどして、個性化・特色化を重視した魅力ある大学の創造を目標に、黒字予算を編成し、健全な財政運営に努めている。また、管理運営経費の節減や計画的な資金運用などの取組みを進めている。

#### 【点検・評価】

帰属収入に直結する受験者数、入学金及び入学者は、多少の変動はあるものの、入試制度や学生募集の方法の改善などにより一定レベルを維持している。翌年度繰越収入超過額は、まだ赤字であるが、平成16年度から当年度消費収支超過額が赤字から黒字に転換したことで、平成18年度決算では、約329,305千円の赤字を約70,661千円減少し、約258,643千円へと累積赤字は減少した。平成16年度から予算の削減目標を掲げ、支出の縮減などに努めてきた。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

平成16年度以降消費収支超過額は黒字となり、翌年度繰越収入超過額の赤字を縮小させてきているものの、看護系大学・学部学科の増設による競争の激化から、今後は安定的な帰属収入の確保が難しくなることが予想される。このため、継続的に過度な人員配置等の抑制、管理運営経費の効率化など、教育研究の質の向上を支えるための経営基盤づくりを進める。さらには、特色ある教育を押し進めるため、特色ある大学教育支援プログラムへの採択を目指す。

大学院においては平成19年度から、長期履修制度の導入を図り、勤務等を中断することなく、高度な能力を培い、研究及び教授能力を養うことを希望する看護専門職者に対し大学院修士課程に進学の途を開いた。このことは、医療・看護の分野や国民の健康増進に貢献するとともに大学院の財政にも寄与している。今後は、博士課程の導入に向けて検討し、大学院前期・後期課程とした特色化を行う。

中・長期的の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性

### 【現状】

少子化に伴う大学全入時代の到来、看護系大学の急増、また、景気回復に伴う新卒雇用の増大など、本学を取り巻く環境は大きく変化し、大学間の学生確保をめぐる競争はますます激化することが予測されることから、平成 18～19 年度において、教育・研究・経営の質の向上などを目指した「日本赤十字広島看護大学中期目標・計画(案)」を策定した。今後、この計画の達成年度計画及び財政的な裏づけとなる中期財政計画を策定することとしている。

本学の施設・設備は、平成 12 年開学から 8 年目を迎えた。取得価格総額は、約 59 億円で建物が約 37 億円、建物付属設備は約 13 億円である。建物は平成 61 年に、また建物付属設備は平成 26 年に耐用年数が到来する。平成 19 年度から、将来の減価償却資産の更新に備えた資金留保として、毎年度の減価償却費に相当する額の積み立てを開始した。

### 【点検・評価】

現状としては、中期計画の中で、5 年間程度の財政計画を作成することとしている。環境変化の激しい中で、10 年程度の財政計画を作成しても、下期において大幅な見直しをせざるを得ない。

校舎などの建替えについては、耐用年数は 50 年であるが、40 年程度で、建替えの必要が出てくることが予想され、また、費用についても当初の取得価格では更新できない。

そのため、財政構造のスリム化などの将来計画は、大学の将来を見据えるためにも必要である。教育研究水準の維持向上を図りつつ、引き続き人件費や管理運営経費などの固定費の効率化等により、早期に累積赤字を解消し、将来の施設・設備の更新に備えて、一定水準の黒字基調を堅持するなどの計画的な内部努力が必要である。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

教育目標の施策・事業計画への反映、建物・設備の改修・更新計画、教育的な将来計画等を基として、本学の中期目標・計画や中期財政計画が重要であり、これらの計画を継続的に評価し、業務の改善等につなげるよう、実効性の確保に努める。

## 2) 外部資金等

文部科学省科学研究費、外部資金(寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ状況

### 【現状】

文部科学省科学研究費は、平成 19 年度は基盤研究(C)1 件が新規採択され、継続分を合わせると 7 件となる。交付金額は、新規と継続を合わせて総額 8,700 千円である。過去 3 年間の採択率は平成 17 年度 46.2%、平成 18 年度 28.6%、平成 19 年度 9.1%であり、平均は 28.0%となる。日本赤十字学園の研究費助成への申請も積極的に行い、1,310 千円の助成を獲得した。

事務処理においては、受付、申請及び交付金執行の確認を経理課において担当し、一本化を図っている。

### 【点検・評価】

科学研究費の県内私立大学で短期大学を含めた採択件数をみると、16 校中第 7 位

となっている。このうち、看護学部を有する3大学では、第2位となっている。本学の場合、科学研究費への応募は研究者の自発的な取り組みに任されている。

大学として科学研究費の応募、採択率向上を目的に、研究紀要委員会、事務局を中心に申請への機運を高めるため、「科研費申請について」を作成し、申請の必要性、作成上の注意などの講習会を毎年度開催している。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

看護系教員は看護実習への対応もあり日々の教務に追われているが、授業料を財源とした大学の予算は限られたものであり、研究活動をより充実させるためには外部資金を積極的に導入することが不可欠である。これまでのように研究者の自発的な取り組みに頼るだけでなく、外部資金導入の機運を高めるために、評価制度を取り入れた個人研究費の配分や各領域の教授指導のもと、若手教員の課題研究への申請を奨励するなど、本学として組織的に取り組む。

### 3) 予算の配分と執行

予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

#### 【現状】

予算編成に当たっては、予算委員会で経費削減率、重点課題などを盛り込んだ予算編成方針を作成し、事務局、各委員会に提示し、意思統一を図り行っている。予算案の調整は、事務局内、学長、大学運営会議、予算委員会において、繰り返し精査・審議している。特に、重点事業及び新規事業計画については精査し、十分な理解・協力を求めることにしている。

予算執行については、競争的原則を取り入れ透明性、適切性に努めている。決裁権者は学長とし、行事などを実施する場合は、起案文書により合議し、事業内容、予算執行予定額等を精査することで、適正化を図っている。

実施後は、予算書や起案文書をもとに予算執行が遅滞なく正確に実施されたか点検している。

#### 【点検・評価】

予算要求は各領域及び各委員会の要求額を事務局所管課がまとめ経理課へ提出するが、予算要求について、各領域等ごとの上限枠の設定をしていないため、要求額が予算編成方針に基づく上限額を大幅に超過する傾向にあり、減額調整のための精査・審議が必要となっている。

予算執行については、予算要求時に実績の検証、改善点などを積算根拠に反映させていないため、事業実施に当たって予算不足を来たす場合もあり、実施後の検証を徹底する必要がある。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

本学では、重点事業及び新規事業を除く予算については、5%カットとしているが、業務についてスクラップ&ビルドが浸透していないため予算要求額が増加する傾向にあり、最終的には、予算調整に苦慮する結果になっている。今後は、重点事業、新規事業を除くルーチン業務の限度額を課単位等に設定し、スクラップ&ビルドを基本にした予算要求基準の順守を徹底する必要がある。また、平成19年度から事業別予算編成により、成果の検証を行うこととしている。

## 4) 財務監査

説明責任を履行するシステムの導入状況

### 【現状】

平成 13 年 4 月に情報公開法の施行、平成 17 年 4 月には個人情報保護法が施行され、個人情報の管理を適切に行うことが事業者に求められることとなった。

各学校法人においても、社会的責務として、個人情報の漏えいに注意を払いながら、主体的・積極的に情報公開に取り組むように求められている。情報公開の必要性については、第 1 に、教育サービスの提供者として、教育研究状況や経営状況などについての情報公開により、受験生や保護者などによる多様な学校選択が可能となるようにする責務があること、第 2 に、収入の大部分が授業料・入学金などの納付金であることから、学納金などの使途について積極的に説明し保護者など関係者の理解と支援を得ること、第 3 に、大学という極めて公共性・公益性の高い事業を行い公的助成の対象であり、税制上の優遇措置も講じられていることから、国民に対して、その活動状況、経営状況などについて説明責任があるとともに、特に財務状況の公開により、その不健全な運営や不祥事などを未然に防ぐ効果が期待できること、などが挙げられる。

本学における財政関係の公開方法は、学園本部の広報誌「日本赤十字の看護大学・短期大学」に掲載、大学祭での保護者の会全体懇談会に決算書の掲示、並びにホームページにて財務状況の掲示を実施している。

このように、本学の説明責任を果たすために、財務管理の状況を積極的に公開しており、さらに、学園本部が実施している内部監査・業務指導を受け、財務管理評価を行っている。

### 【点検・評価】

消費収支計算書、資金収支計算書及び貸借対照表を公開しているが、この計算書類は、一般的には分かりにくい書類であるため、多少の説明を記載しているものの、より理解できるように、新たな計算書並びにグラフ化を行うことで、説明責任を十分に果たせるようにする必要がある。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

18 歳人口の減少や看護系の大学若しくは学部・学科の新設が増加したことなど、受験生が大学を選ぶ時代が到来しており、受験者や保護者などに対して分かりやすい情報を提供する必要がある。説明責任を果たすために、現在公開している資料を一般的により分かりやすく工夫・改善するとともに、平成 17 年度から学園本部が実施している内部監査・業務指導を活用するなどにより、適切な財務運営に努める。

監査システムとその運用の適切性

### 【現状】

会計監査は、監査法人と契約し年 2 回（中期・期末）実施している。中期は、執行・チェック・管理・保存等の内部統制・取引記録について監査が行われ、期末は、期末残高の監査が行われている。学園本部では、計算書類等の監査・表示、審査資料等、監査報告書、総括報告書の作成が行われ監事に報告される。学園本部の監事は、監査法人からの報告に基づき資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録等書類の点検を行っている。日本赤十字学園の理事を含む評議員会におい

て、監事から業務監査及び会計監査について報告され、最終的に理事会の承認を受けている。

#### 【点検・評価】

監事監査・監査法人公認会計士監査・内部監査の3様監査が、実施されている。

監事の業務監査は、理事会並びに評議員会に出席し、理事からの業務の報告を聴取するとともに重要な書類等を閲覧するなどして業務執行の妥当性を検討している。会計監査は、監査法人と連携し、また関係書類の閲覧を行うなど必要と思われる監査手続きを実施して計算書類の正確性を検討している。監事の業務監査及び会計監査は、十分に実施されている。

監査法人の会計監査については、監査時に問題点を抽出し、その場で本学と意見交換をし、問題点を解明することにより、将来的な方向性も含め会計処理の改善に努めている。

監事の監査は、学園本部で行われ、理事会並びに評議員会で監査報告されるものであり、毎年度全大学に対し、現地で実地監査が行われる監査法人監査と異なり、内部監査は、現地で実地監査が定期的に行われてはいるが、毎年度法人の全大学に対し行われるものではない。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

監査法人の会計監査、監事の経営監査はおおむね確立されていることから、経営や業務を改善し、グループメリットが最大限に発揮できるよう、教育・研究を含めた内部監査・業務指導を毎年度全大学に対し実施するなどの拡充が必要である。

## 5) 私立大学財政の財務比率

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

#### 【現状】

・消費収支計算書関係比率（平成17年度決算より：「今日の私学財政 平成18年度版」(日本私立学校振興・共済事業団)保健系単一学部データ比較)

まず、人件費比率であるが、全国平均は上昇気味であり56.6%( )であるが、本学は50.3%である。また、人件費依存率についても56.7%(平均70.2%)である。教育研究経費比率は37.3%(平均29.7%)、管理経費比率は3.6%(平均7.9%)である。消費収支比率は92.7%(平均100.5%)、学生生徒等納付金比率は88.7%(平均80.6%～)である。

・貸借対照表関係比率(同上 大学法人データ比較)

本学の固定比率は97.3%(平均98.7%)、固定長期適合率95.8%(平均90.5%)である。流動比率は270.0%(平均253.0%)、総負債比率3.9%(平均13.6%)、負債比率4.1%(平均15.8%)である。退職給与引当預金率100.0%(平均66.7%)、基本金比率は100.0%(平均96.3%)である。

#### 【点検・評価】

開学から8年目を迎え、全国平均と比較しても遜色はないことから消費収支計算書関係比率はおおむね良好であり、特に、収支のバランスの状況を判断する人件費依存率と消費収支比率は全国平均を下回っていることは、バランスがとれている判断となる。反面、寄付金比率、補助金比率、基本金組入率においては全国平均よ

り高いことが理想であるが低い値を示している。このことは、外部資金獲得、将来への備えを行う必要があることを示している。

貸借対照表関係比率では、固定長期適合率において若干平均より上回っているが、本学は、自己資金のほかに短期的に返済を迫られない長期借入金等の借入金がないため、比率をそのまま判断することは困難である。

【今後の改善・改革に向けての方策】

消費収支計算書及び貸借対照表関係比率は、その利用目的によって多くのものが考えられるが、一つの比率だけで財政や経営の適否を判断できるものではない。時系列の推移や他大学との相対的な比較によって、経営の観点から、その要因・背景を分析し、適切に判断できる人材の育成に努める。

## 第13章 事務組織

大学の教育・研究を担う教学部門と大学の運営全般を担う事務部門は、いわば車の両輪であり、相互の連携協力関係の確立が大学の発展に必要不可欠である。事務部門である事務局は、高度な知識技術能力と情熱を兼ね備えた専門職としての事務職員により構成される、効率的で戦略企画力のある事務組織が構築し得るよう、事務職員の能力開発を行うとともに、総務・経理などの間接的業務や中間管理職を可能なかぎり簡素・効率化するとともに、それによって捻出した時間や労力を教学支援などの直接的業務や新たな課題に取り組む戦略的業務にシフトできるように、たえず、全体業務のバランスや職員配置の見直しを行う。

### 1) 事務組織と教学組織との関係

事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

#### 【現状】

本学における事務組織としては事務局を設置し、職員 23 人（派遣職員 1 人、臨時職員 4 人を含む。）を配置している。具体的には、事務局長 1 人、事務局次長 1 人のほかに、総務課に 5 人（派遣職員 1 人を含む。）、経理課に 4 人（臨時職員 1 人を含む。）、学生課に 4 人、教務課に 3 人、図書館事務室に司書 2 人と時間外開館対応等臨時職員 3 人を配置し、各分掌事務ごとに事務処理を行っている。

なお、各課、図書館事務室の分掌事務のうち、教学組織との連携協力関係に係る主な分掌事務は次のとおりである。

#### 《総務課》

- ・ 教授会、研究科委員会、大学運営会議に関すること。
- ・ 自己点検・評価委員会、将来構想検討委員会、倫理委員会、研究倫理委員会、教員選考委員会に関すること。
- ・ 情報システム委員会、国際交流委員会に関すること。
- ・ 教職員の人事、労務管理に関すること。

#### 《経理課》

- ・ 予算委員会に関すること。
- ・ 研究・紀要委員会に関すること。
- ・ 文部科学省科学研究費、厚生科学研究費に関すること。
- ・ 私立大学等経常費補助金の申請に関すること。

#### 《学生課》

- ・ 入学試験委員会、学生委員会、広報・公開講座委員会、入試小委員会に関すること。
- ・ 入学試験の管理、出願手続き、入学手続きに関すること。
- ・ 学生募集要項、大学案内の作成に関すること。
- ・ 学生活動支援、学生自治会、課外活動に関すること。
- ・ 学生の就職・進路指導に関すること。

#### 《教務課》

- ・ 教務委員会、教務小委員会、編入学生単位認定委員会に関すること。
- ・ 看護教授連絡会に関すること。

- ・ カリキュラム作成に関すること。
- ・ 履修登録、成績管理、単位認定に関すること。
- ・ 入学、卒業、退学、転学、休学に関すること。
- ・ 国家試験、免許事務に関すること。

#### 《図書館事務室》

- ・ 図書委員会に関すること。
- ・ 図書の発注、収集、分類及び整理に関すること。
- ・ 図書等の配架、管理、閲覧、貸出に関すること。
- ・ 図書館間相互協力（ILL業務）に関すること。

#### 【点検・評価】

教授会、研究科委員会については事務局長が、大学運営会議については事務局長及び事務局次長が当該会議の構成員として出席するとともに、各課、図書館事務室の課長級職員が同席し、教学関係事務及び管理運営事務について連携協力を図っている。

また、教員選考委員会等の特別委員会、教務委員会等の常置委員会についても、担当課職員が同席することにより、教学関係事務について連携協力を図っている。

#### 【今後の改善・改革に向けた方策】

教授会、研究科委員会、大学運営会議については、事務局職員が構成員として位置づけられ、正式な構成員として会議に出席しているものの、自己点検・評価委員会などの一部の特別委員会を除く特別委員会、常置委員会については教員だけが構成員として位置づけられ、このため現行の規程上では、事務局職員は同席しているにすぎない形となっている。

一方で、実態としては、事務局職員は会議に同席しているだけでなく、発言や提案などを通して各種委員会に参画しており、規程上における整理と異なる実態がある。

教員及び職員が車の両輪として相互の連携協力関係を確立するためには、事務局の課長級職員が各種委員会の正式な構成員として位置づけられるよう、規程改正について検討する。

大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確立させる方途の適切性

#### 【現状】

教授会、研究科委員会における審議事項については、大学学則、大学院学則のそれぞれにおいて規定されている。すなわち、大学運営に関する事項のうち、教学に関する事項については教授会、研究科委員会が取り扱うことと規定されており、事務組織の分掌事務とは明確に区分されることにより、相対的独自性が担保されている。

#### 【点検・評価】

事務組織と教学組織の相対的独自性については、前述のとおりであり、評価できる。

一方、事務組織と教学組織の有機的一体性については、上記「事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況」でも述べたとおり、実態として、事務組織

と教学組織が一体となって会議を開催しており、有機的一体性が確立されていると評価できる。

【今後の改善・改革に向けた方策】

上記「 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況」でも述べたとおり、規程上における整理と異なる実態があり、事務局課長級職員が各種委員会の正式な構成員として位置づけられるよう、規程改正について検討する。

## 2) 事務組織の役割

教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

【現状】

教学関係事務の大部分は教務課が行っており、学部・研究科にかかわる企画・立案などは、学長、学部長、研究科長、教務委員会、教務小委員会と連携して行っている。

その他に、総務課、経理課、学生課、図書館も、それぞれが担当する業務の多くの部分で、教学にかかわる企画・立案・補佐機能を担っている。

【点検・評価】

教学にかかわる将来構想や全学的な計画は、学長を中心に、学部長、研究科長、図書館長、事務局長及び各委員会で企画・立案される。事務組織は、教学部門の委員会や会議に出席し、企画・立案などに参画している。

しかし、教学組織と事務組織の役割分担が明確に区分できていないことから、意思決定にかかわる会議運営などに時間を要する実態もある。

【今後の改善・改革に向けた方策】

大学運営上のスキルや意思決定に役立つデータが、まだ、体系的に時系列的に蓄積されていないこともあり、教学にかかわる企画・立案などの構想力が組織的に備わっていないため、教学組織と事務組織の役割分担を明確に一律的に区分することは現時点では困難である。

個々の案件について、教学組織あるいは事務組織のいずれかが主体性を持って、両組織が相互に補完しあって対応していくことで、事務組織と教学組織との間の実効性ある連携協力関係を確保する必要がある。

学内の予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性

【現状】

学内の予算編成に関する事項は、大学運営会議及び予算委員会で審議し、教授会に報告される。事務組織では、経理課が予算編成事務を所掌している。予算は大別して、事務局予算、学部・大学院予算、教員個人研究費予算の3つに分け、予算編成を行っている。予算要求は、学部・大学院の予算は、各種委員会及び各領域の予算要求調整を担当課が行い、事務局予算については、各課が事業の選択等を行い予算要求を行う。その後、経理課が予算編成方針に基づき、調整を行い原案を作成し、事務局長が原案に基づき、再調整を行っている。学部長・研究科長の調整を経た上で、学長が最終調整を図り、大学運営会議及び予算委員会において予算案として審議され、承認されている。

### 【点検・評価】

予算編成の審議及び決定は、大学運営会議、予算委員会、教授会、学園理事会・評議員会という流れで行われている。会議に必要な様々な資料の準備、前年度の決算に基づく予算執行状況調査及び分析、予算編成方針の策定などを経理課で行っている。予算編成と予算執行、決算と財務分析等は単年度で終結することではないため、継続性及び全体最適の視点から、長いスパンで専門的業務に携わる経理課職員の果たす役割は大きく、予算編成・折衝課程において、予算編成方針に従って、事務組織の関与は、適切に行われている。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

予算編成への事務組織の役割は適切であるが、教学組織の役割は、継続性及び全体最適の視点からはやや不十分となっている。事務組織と教学組織のバランスを保つためには、教員の大学運営、財政、予算の管理部門への参画が求められるが、時間・労力の面では、教育・研究への影響も出る。教員の教育・研究時間の確保の問題は、予算だけでなく他の教学事務の状況も大きい。予算編成に関して、予算委員会や教授会への情報提供を分かりやすくし、密度の濃いものに工夫するなどの方法で、順次改善に取り組む。

学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

### 【現状】

本学における意思決定は、教学に関する事項については教授会又は研究科委員会において、教学に関する事項以外の事項で管理運営に関する事項については大学運営会議において、若しくはそれらの両方において審議を行っている。

これに対し、事務組織としては、本学が小規模単科大学であるため、企画・立案、総合調整機能を組織的に分化することなく、事務局各課・図書館事務室において各分掌事務の中で、総合的に事務処理を行っている。

### 【点検・評価】

学内の意思決定・伝達システムにおいて、大学の運営全般を担う事務組織の役割は小さくないが、企画・立案、総合調整などの能力にばらつきがあり、学生・保護者、就職先などのニーズが複雑化、多様化していることなどから、全学的かつ戦略的な事務処理について不十分な面が認められる。また、定例的な事務処理での執行管理が計画的にできない場面も見られる。

### 【今後の改善・改革に向けての方策】

全学的かつ戦略的な事務処理や定例的な事務処理に係る計画的な執行管理を行い得る組織体制として、企画・立案、総合調整などのマネジメント能力や正確に迅速に効率的に職務を遂行できる能力を育てるSDの組織的取組を強化する必要がある。

国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況

### 【現状】

国際交流は、国際交流委員会規程により国際交流委員会が担当することと規定されており、当委員会の委員と総務課職員が連携し業務に当たっている。

学生募集、入試、就職の事務は4人の学生課職員により、各委員会と連携して事業を展開しており、入試は、学部については入学試験委員会委員の教員、大学院に

については入試小委員会委員の教員との連携により学生募集・入試業務のすべてに関与している。

学生募集は、入学試験委員会委員の教員を中心に高校訪問、進学説明会を実施し、本学の教育理念を理解した受験生の確保に努めている。平成 19 年度からは、松山赤十字病院(愛媛県)、松江赤十字病院(島根県)において、現地進学説明会を開始し、入試会場については、高松に 1 か所増設し計 3 か所とした。

就職は、学生委員会委員の教員との連携により就職支援事業を展開している。看護師不足を反映して就職率は 100%を維持しているが、学生が希望する病院施設等への就職を可能とするため、チューター個別相談、就職ガイダンス及び病院説明会を実施し、きめ細かい就職指導に力を入れている。

#### 【点検・評価】

国際交流、学生募集、入試、就職については、国際交流委員会委員の教員と総務課職員、学生募集及び入試は入学試験委員会委員の教員、就職は学生委員会委員の教員と学生課各担当職員が連携・協力を図りながら業務処理を行っており、その連携・協力関係も密接・良好であることから評価できる。

学生課においては、他に、イベント等の広報活動、事前準備及び実施、日本赤十字病院の奨学金申請事務、入試要項等の資料作成、発送等があり、時期によっては、事務が輻輳するためミスを引きやすい環境である。平成 18 年度は、私立大学等経常費補助金交付基準の入学定員超過率をわずかに超え補助金不交付となり、財政上大きな損失が生じた。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

国際交流については、本学が“日本赤十字”系列の大学であることから、今後、その重要性は増加していくものと考えられる。このため、国際交流委員会委員の教員との密接・良好な連携・協力関係について、引き続き、継続・強化していく必要がある。

学生募集、入試、就職においても学生委員会委員、入学試験委員会委員の教員との良好な連携を引き続き、継続していく。特に、入試事務のミスは本学にとって大きな致命傷となりかねないことから、入試業務マニュアルを作成し、詳細な役割分担を明確にするとともに、入試委員会委員の教員以外の教員・職員との密接な連携、協力を図る。

大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

#### 【現状】

少子化に伴う受験人口の減少、看護学系の大学若しくは学部の新設の増加、国の財政難による文部科学省等の補助金の抑制と厳しい大学経営環境において、必要な財源をいかに確保していくか、教育研究活動の維持発展のためにどう予算配分するか、財政はまさに大学管理運営の最も大きな課題である。トップマネジメントの方針を反映させ、事務局では経理課が中心になって案を策定している。平成 12 年に開学し、完成年次の翌年度から累積赤字の縮減が進んできており、健全財政の確立に向けて努力している。

#### 【点検・評価】

予算編成は、効率的な予算配分とするため、重点事業以外は、前年度予算の 5%

カットを基本に行っている。事務組織ではこのことを十分に認識し、予算要求において、要求物件の厳選と適正価格の調査を行っている。予算執行では、競争的原理である価格競争による経費削減や、執行状況の点検を行い、適正な執行に努めているかの確認を行っている。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

平成 12 年に開学して今日まで、大学運営を経営面から支える事務局機能はほぼ確立しているが、各人のコスト意識には、まだ甘い状況が見られる。大学運営を経営面から支えるため、収入においては、各種補助金の取得・増額、寄付金募集の恒常化、大学施設の有効活用による外部資金導入等に積極的に取り組むとともに、支出においては、人件費の抑制、継続事業の見直し、教育研究費の重点的配分など特色ある教育研究の創造等に取り組むこととし、平成 19 年度策定の「中期目標・計画（案）」に基づいた財政計画の策定を行う。

### 3) 事務組織の機能強化のための取り組み

#### 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

##### 【現状】

事務職員の研修は、日本赤十字社や日本赤十字学園が実施する階層別研修（新規採用、中堅、新任役職など職制に応じた研修）、職能別研修など日本赤十字社職員としての研修を計画的に受けさせるとともに、文部科学省や学術機関が実施する専門研修へ参加させ大学職員としての専門的知識の取得をさせている。また 18 年度からは大学行政管理学会（大学事務局職員の研修組織）が実施する研修会へ職員を参加させ、他大学職員との議論などを通じ、大学運営について幅広い知識を習得させ、大学職員としてのレベル向上を図っている。

##### 【点検・評価】

大学全入時代を迎えるとともに、全国的な看護学系大学の著しい増加という本学を取り巻く諸環境に対応するため、最新情報の収集、大学全体の動向の把握などの重要性は高まっている。こうした知識を習得させるため、日本能率協会や大学行政管理学会などが開催する大学事務に係る研修会等に職員を適宜、参加させ、最新の取り組み情報などに触れる学習機会を確保していることは評価できる。

##### 【今後の改善・改革に向けての方策】

引き続き日本赤十字社や日本赤十字学園が実施する研修、文部科学省等が実施する専門研修等へ参加させるとともに、大学行政管理学会などが実施する研修会へテーマに応じ事務職員を参加させるなど計画的研修に取り組む。

#### 事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

##### 【現状】

事務局正規職員 18 人の人員構成は、本学在職年数別に、7 年以上（開学時から在職）が 10 人、3 年以上 7 年未満が 4 人、3 年未満が 4 人となっており、事務局職員の過半数は、開学時から本学における事務処理に当たっている。

##### 【点検・評価】

現在の事務局職員の本学在職年数別の人員構成は前述のとおりであり、開学時からこれまで培ってきた知識や経験により、おおむね適切に事務処理を行っている。

**【今後の改善・改革に向けての方策】**

学生に選択され得る大学であり続けるためには、大学の教育・研究を担う教学部門のみならず、大学の運営全般を担う事務部門についても、機動性・柔軟性・効率性に優れた戦略の企画力・実行力が求められることは異論のないところである。

前例踏襲型の旧態依然とした事務処理を漫然と継続することなく、常に、将来を見据えた大学経営を意識し、全体的視野と政策的視点から、事務処理内容や方法などについて継続的に改善し得るよう、事務組織の専門的能力の育成を行っていく必要がある。

## 第14章 自己点検・評価

自己点検・評価の実施については、学校教育法第 69 条の 3 において、すべての大学・大学院に義務づけられているものであるが、教育・研究水準のより一層の向上を図るために必須のものである。法定義務であることを理由とするものではなく、大学が掲げる独自の理念・目的や教育目標、その実現のためのカリキュラムをはじめ、履修方法や履修形態、教育方法や教員組織、さらには施設・設備等について定期的に点検・評価を行う過程を通じ、将来の発展に向けた改善・改革に資することを目的として実施するものであり、大学自らの自己責任として、自発的・能動的に実施するものである。

このため、この点検・評価を恒常的に行いその結果を今後の改善につなげていくことのできるよう、引き続き本学内における制度システムの維持・向上を図る。

### 1) 自己点検・評価

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性【現状】

大学の自己点検・評価は、大学が掲げる独自の理念・目的や教育目標、その実現のためのカリキュラムをはじめ、履修方法や履修形態、教育方法や教員組織、さらには施設・設備等について定期的に見直しを行うもので、その見直しを行う過程を通じて、教育・研究活動の有効性を示すことを目的とするものであり、大学教育における自己責任とも言い得るものである。

本学の自己点検・評価については、学長、学部長、研究科長、図書館長、各委員会委員長、事務局長及び事務局次長で構成する自己点検・評価委員会を設置し、本学の自己点検・評価作業を統括し、改善・改革を指導・推進することとしている。

この自己点検・評価委員会の活動により、開学年度の平成 12 年度には「現状」と「課題」を項目として整理・点検を行った第 1 号を、翌年度には教員及び学生を対象とした教育内容や大学運営・大学生生活全般についてのアンケート結果に基づく第 2 号を、学部の完成年次を迎えた平成 16 年度には「現状」「点検・評価」「今後の改善方策等」を項目として、整理・点検を行うとともにアンケート結果に基づく第 3 号を作成している。

また、今回は、大学基準協会の点検・評価項目を基準として、平成 18 年度に自己点検・評価を行い、平成 19 年度にこれを精査する形での 2 か年にわたる総合的な点検・評価を行った。

#### 【点検・評価】

前述のとおり、大学における自己点検・評価は、大学が更なる飛躍を遂げるために必要な作業であり、現実を直視することによって改善への糸口を得ることのできる作業であり、定期的・継続的に実施していくことが肝要である。

本学の自己点検・評価は、今回を含め、開学 7 年間で計 4 回実施しており、定期的・継続的に実施しているといえる。

また、自己点検・評価が、全学にわたる事項・項目について点検・評価を行うものであり、教学部門・事務部門全体について積極的に点検・評価を行うためにも、現在の組織体制は、妥当である。

#### 【今後の改善・改革に向けた方策】

大学の自己点検・評価は、大学教育の自己責任を果たすものであり、更なる大学の飛躍のために必要なものであるが、それと同時に、真しな点検・評価を行うためには相当の作業量・事務量を伴うものである。

本学では開学からの7年間で今回を含め計4回と、これまでハイペースな頻度で自己点検・評価を実施してきた。今後、本学が安定期・充実期を迎え、実施頻度の見直しを行う場合には、より点検・評価の結果がその後の本学の飛躍につながるものとなるよう、点検・評価項目のみならず、点検の結果の大学運営への反映方策等について検討・検証を行うなど、自己点検・評価の質的向上を図っていくことが必要である。

## 2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

#### 【現状】

前述のとおり、本学における自己点検・評価を実施するため、学長、学部長、研究科長、図書館長、各委員会委員長、事務局長及び事務局次長で構成する自己点検・評価委員会を設置し、本学の自己点検・評価作業を統括しており、その結果については当委員会のメンバーが構成員となる大学運営会議等で改善策の具体化を協議し方針を打ち出す仕組みとし、自己点検・評価と実務的な改善・改革システムと有機的に機能する体制をとっている。

#### 【点検・評価】

自己点検・評価委員会の委員は、将来構想検討委員会、予算委員会の委員を兼ねており、大学運営・財政の両面において、自己点検・評価の結果を基礎として、将来の発展に向けた改善・改革を行い得るに足る構成としていることは評価できる。

#### 【今後の改善・改革に向けた方策】

今回の自己点検・評価の結果を基礎として、また、今後、制定することとしている学校法人日本赤十字学園としての将来構想や本学の「中期目標・計画(案)」を踏まえながら、将来の発展に向けた改善・改革を推進するため、不断の努力を継続する。

## 3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

#### 【現状】

これまで実施した自己点検・評価の結果については、学園本部、日赤系列大学・短期大学・看護専門学校、本学教職員に、第3回目の自己点検・評価報告書からは前述の配付・公表先に加えて、全国の看護系大学にも配付し、公表したところであり、また、今回の自己点検・評価からは、自己点検・評価委員会のメンバーが、相互に評価結果を評価しあう同僚評価を2度にわたり、評価者を替えて行っており、自己点検・評価結果の客観性・妥当性の確保に努めている。

#### 【点検・評価】

大学における自己点検・評価は、大学が掲げる独自の理念・目的や教育目標、そ

の実現のためのカリキュラムをはじめ、履修方法や履修形態、教育方法や教員組織、更には施設・設備等について定期的な見直しを行う過程を通じ、教育・研究活動の有効性を検証することを目的とするものであり、大学教育における自己責任とも言い得るものである。また自己点検・評価は、大学が更なる飛躍を遂げるために重要な作業であり、現実を直視することによって改善への糸口を得ることを可能とする作業でもある。

自己点検・評価については、可能なかぎり、学内での同僚評価を重ねるとともに広く公表することを前提とすることにより、客観的で真しな自己点検・評価が担保され、また期待できると考える。

このことから、第3回目の自己点検・評価報告書から全国の看護系大学に対しても配付し、公表範囲を拡大したことや今回の自己点検・評価からは、自己点検・評価委員会のメンバーが、相互に評価しあう同僚評価を2度にわたり評価者を替えて行っていることは評価できる。

#### 【今後の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価結果の公表は、これまで冊子体により行ってきた。

一方で、近年の情報機器の目覚ましい機能向上とブロードバンド化など情報網の著しい発展から、従前の冊子体による公表では不可能であった不特定多数の者に対する公表も可能となった。

本学における教育・研究の状況等について興味・関心のある方が、「いつでも・自由に・容易に」本学の自己点検・評価結果を閲覧することを可能とすることは、自己点検・評価に係る学校教育法の一部改正が意図するところであり、従前の冊子体による公表に加え、他大学における取り組みも参考として、インターネットを利用した公表方法について検討を行う。

## 4) 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

本学は該当しないため、記載しない。

## 第15章 情報公開・説明責任

今日、大学は高い公共性を有し、社会からその潜在的知的基盤に大きな期待が寄せられており、大学はその社会の期待に応えるため、社会のニーズを的確に把握するとともに、自ら運営・活動状況について説明責任を果たしていくことが求められている。このため、財政状況や自己点検・評価結果の公開は当然として、本学における研究成果や現況などの各種情報についても積極的に広く公開する。

### 1) 財政公開

財政公開の状況とその内容・方法の適切性

#### 【現状】

学校法人は、社会的責務として、主体的、積極的に情報公開を行うことが求められている。

本学は、財務状況について学校法人日本赤十字学園の広報誌「日本赤十字の看護大学・短期大学」に掲載するとともに、平成16年度からは本学ホームページに掲載し、広く一般の方への情報提供に努めている。また平成18年度からは大学祭の際に開催する保護者の会の懇談会においても財務状況について資料に基づく説明を行い、より理解を深めていただくよう努めている。

#### 【点検・評価】

消費収支計算書、資金収支計算書及び貸借対照表を常に閲覧可能として公開しているが、学校法人会計基準は一般にはなじみが薄く、十分な理解が得られているかという側面がある。分かりやすくするため多少の説明を記載しているものの、より分かりやすい形での公開を検討する必要がある。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

一般に分かりやすい財務状況の公開を目標に、ホームページでは、内容、興味の持てる公開を心掛け、本学の広報誌においても簡潔で分かりやすい公開を今後工夫する。

### 2) 情報公開請求への対応

情報公開請求への対応とその適切性

#### 【現状】

本学では、上記の財務状況の公開のほか、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（情報の積極的な提供）の趣旨に沿って、開設科目のシラバス等の教育内容・方法、研究論文など研究活動に関する情報、学生の卒業後の進路や受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報、教員組織や施設・設備など教育環境等について、大学案内、授業概要、その他の報告書で公開するとともに、ホームページに掲載し、情報公開を行っている。

情報公開請求への対応については、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」（平成16年制定）で「何人もこの要綱の定めるところにより、学園に対し、学園の保有する文書の開示を申し出ることができる。」と定め、個人情報保護等に配慮したうえで、原則として情報を開示することとしている。

#### 【点検・評価】

これまで文書の開示など情報公開の請求がされたことはないが、情報公開法や個人情報保護法などの趣旨に沿った体制を整えており、情報公開請求に対しては、十分な対応が可能である。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

情報公開の請求に常時適切に対応していくことが重要であり、最新の情報を的確に提供するなど、情報公開を充実させる。また、情報公開請求制度に対する社会ニーズの変化に、現行の「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」が対応できているか検証を行う。

### 3) 自己点検・評価

自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

#### 【現状】

本学における自己点検・評価は、開学以来7年間で3回実施しており、その結果は自己点検・評価報告書の形で印刷を行い、第3回目からは、従前から配付・公表してきた学園本部、日赤系列大学・短期大学・看護専門学校、本学教職員に加えて、全国の看護系大学にも配付し、公表している。

#### 【点検・評価】

大学における自己点検・評価は、大学が掲げる独自の理念・目的や教育目標、その実現のためのカリキュラムをはじめ、履修方法や履修形態、教育方法や教員組織、さらには、施設・設備等について定期的な見直しを行う過程を通じ、教育・研究活動の有効性を検証することを目的とするものであり、大学教育における自己責任とも言い換えることのできるものである。また、自己点検・評価は、大学が更なる飛躍を遂げるために重要な作業であり、現実を直視することによって改善への糸口を得ることを可能とする作業でもある。

自己点検・評価については、可能なかぎり広く公表することを前提とすることにより、客観的で真しな自己点検・評価が担保されるとともに、期待できるものであると考える。

このことから、第3回目の自己点検・評価報告書から全国の看護系大学に対しても配付し、公表範囲を拡大したことは評価できる。

#### 【今後の改善・改革に向けての方策】

自己点検・評価結果の公表は、これまで冊子体によって行ってきた。

一方で、近年の情報機器の目覚ましい機能向上と、ブロードバンド化など情報網の著しい発展から、従前の冊子体による公表では、不可能であった不特定多数の者に対する公表も可能となった。

本学における教育・研究の状況等について興味・関心のある方が、「いつでも・自由に・容易に」本学の自己点検・評価結果を閲覧することを可能とすることは、自己点検・評価に係る学校教育法の一部改正が意図するところであり、従前の冊子体による公表に加え、他大学における取組も参考として、インターネットを利用した公表方法について検討する。

外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状】【点検・評価】【今後の改善・改革に向けての方策】

本学においては、開学以来7年間で3回の自己点検・評価を実施しているが、外部評価機関による評価は受けていないが、本自己点検・評価については、平成20年度に大学基準協会による外部評価を受審することとしている。外部評価の結果については、自己点検・評価結果とともに、速やかに学内外に公表する。

## 終章 自己点検・自己評価を終えて

今回、日本赤十字学園が有する看護大学の1つである日本赤十字広島看護大学が財団法人大学基準協会で大学評価を受けることとなった。このことを通して、本学の目的・教育理念の達成に向けた組織・活動、並びに大学としての適切な水準を維持しているか否かを検証し、本学の更なる発展につなげる重要な機会となった。自己点検・自己評価をすることで、次のことが明らかとなった。

### 「理念・目的」

本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的としている。この目的に従い、赤十字の基本理念に基づき、豊かな人間性と幅広い教養を育成し、学問的基盤に立ち、生命の尊厳と人類の叡智を基調とした、真のヒューマン・ケアリングの意味と価値について教授し、将来、ヒューマン・ケアリングの実践・教育・研究の領域において、リーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成を目指すことを教育理念としている。さらに、この教育理念を踏まえ、学部並びに大学院では、それに応じた教育目標を定め、適切に人材育成を行っている。

### 「教育研究組織」

大学の設立の趣旨と教育理念、教育目標を達成できるように、大学での教育、研究を円滑に進めるための組織の構築、日本赤十字学園の傘下にある本学での教育を発展させるための有識者の意見を有効に取り入れる組織の構築、高次研究組織としての看護学研究科博士課程の新設に向けての準備をしており、健全な教育研究組織の構築に努めている。

### 「教育内容・方法」

学部の教育課程では指定規則による教育内容及び単位数が定められており、専門科目に選択科目が少なく自由に選択できる科目に限界がある。さらに、選択科目及び選択必修科目の履修を早期に終えようとする傾向が学生に見られるために、学年進行につれて選択科目及び選択必修科目の受講者が減る傾向にある。学部は、平成18年度から新カリキュラムでの教育が始まっているが、今後カリキュラムを検討する際には、この学生の特徴を考慮する必要がある。

また、学生の質を確保するために、セメスターごとに成績や履修状況についてチューターと学生が個別面談を行い、特に成績不振学生に対する指導やカウンセリングを行っている。今後は、教員だけでなく学生自身が学習状況を正確に把握し、成績管理を自ら行うために、GPA制度の導入についても、今後検討していく必要がある。さらに、現在、チューターが個別に行っている学習支援をサポートするシステムを構築することも求められる。

大学院では、社会人入学制度により入学した学生は、3年課程の看護専門学校を卒業後、様々な研修課程を経て、合わせて4年間の教育を修了しており、基礎知識や能力にはばらつきがある。そのために、大学院での教育に加え、学部レベルの教育を補充する必要がある。さらに、働きながら学習をする学生に対して、現在行っている研究指導を、より一層個別かつ具体的に配慮していく方策を検討している。

### 「学生の受け入れ」

本学では大学の目的、教育理念に応じた入学者の受け入れ方針を平成 17 年に公表し、平成 19 年に入学試験にかかわる危機管理ガイドラインを作成するなど、適切な学生を公正に受け入れる準備をしている。ただし、学部の定員管理については、平成 18 年度の定員超過率が 1.48 となった現状を重く受け止めている。今後は、さらに適正な学生数の確保をするためのシステム構築を進める。

### 「教員組織」

大学の設立の趣旨と教育理念、教育目標を達成できるように教員組織を整備するために、教員の募集、任免、昇格などの人事を公正に行うための基準及び手続きは整備されているが、教員の高齢化は否めず、若手教員の確保並びに育成が不可欠となっている。また、教育研究活動の評価は、学生による授業評価を行っているにすぎず、同僚評価等を行うなどして、教員組織の妥当性を検証する必要がある。さらに、教育効果をあげるためには、教育研究支援職員の有効活用があげられるが、本学では十分とはいえず改善の余地がある。

### 「研究活動・研究環境」

研究室の環境には問題はないが、研究時間の確保に苦慮している教員が多いことは重大な問題である。カリキュラムや教育方法での工夫、委員会活動や諸会議の効率的な運営等を行い、質の高い教育と研究が両立できる環境を作る努力をしなければならない。また、外部資金獲得のための研修を行ってはいるが、教員間の勉強会を企画する等、若手教員の研究活動の活性化を図る必要がある。

### 「施設・設備等」

情報システムは、平成 17 年度にハードウェアのほか OS、OS に依存する各種ソフトウェアの更新を実施しており、学生並びに教員の情報システムに対する満足は高い。

本学では、学生同士が自由に語らう場所として各種のホールにテーブルとイスを設置している。また、自主的なグループワークなどを行う場所として、自習室を 4 室設けるとともに、学生の健康増進・健康管理を目的として、フィットネス・ルームやテニスコートを設け、自由に利用できる環境を整えている。さらに、瀬戸内海を眼下に見ることの出来る中庭にはモニュメント・ベンチを置くなど、大学内の施設・設備は充実している。しかし、大学周辺の環境では、地元警察や行政機関との連携を図り、改善すべきところがある。

### 「図書館及び図書等の資料、学術情報」

看護系単科大学であり、医学・看護に特化した特色のある蔵書構築をしている。平成 14 年度から看護学実習期間は夜間開館と土曜開館を実施し、学生が図書館を利用しやすいように配慮している。また、図書館のホームページ上に、図書館の蔵書を検索する「蔵書検索(OPAC)」を設け、図書館、研究室、自宅から蔵書検索ができ、さらに蔵書がない場合には文献複写依頼がインターネットを接続したパソコンからできる等、学術情報が入手しやすい環境にある。

### 「社会貢献」

本学では、教育研究上の成果の市民へ還元するために、ヒューマンケアリングセンター事業、中四国地区赤十字関連施設・看護継続教育研修会、公開講座を開催している。ヒューマンケアリングセンター事業では、本学の教育理念であるヒューマン・ケアリングを地域で具体的に展開するために、また地域の保健・医療・福祉の向上に寄

与するため、住民及び専門職を対象に開催している。中四国地区赤十字関連施設・看護継続教育研修会は、看護専門職者の生涯教育として、成人学習を支えるために必要な基礎的な知識や技術について学習し、中堅看護職としての自己実現を果たすために必要となる自己教育力及び他の看護職に対する教育者的役割遂行能力を培う機会を提供している。さらに、公開講座も定期的に開催するなど社会貢献に努めているといえる。

#### 「学生生活」

学生生活を安定させるための配慮として、大学独自の奨学金は設けていないが、日本赤十字社医療施設から奨学金を多数受けている。また、学生の進路（就職）相談、カウンセリング等の指導相談体制を整備している。しかし、学生がハラスメントを受けたと認識することはあるが、それを学生が相談することは少なく、担当委員会の認知を高めると同時に、ハラスメント防止の取り組みを進める必要がある。

#### 「管理運営」

教授会、研究科委員会、大学運営会議等の管理運営にかかわる組織は、それぞれの役割を踏まえて適切に運用されている。また、学長、学部長、研究科長、図書館長の権限と専任手続は、適切であり、妥当である。

#### 「財務」

大学の継続的発展には、財政上の安定確保が必要不可欠である。平成 16 年度以降消費収支超過額は黒字となり、翌年度繰越収入超過額の赤字を縮小させてきている。平成 18 年度から、平成 19 年度にかけて、教育・研究・経営の質の向上などを目指した中期目標・計画（案）を策定するとともに、今後この計画の財政的な裏づけとなる中期財政計画を策定することとし、財政上の安定確保に取り組んでいる。

#### 「事務組織」

本学の事務組織と教学組織との連携協力関係は良好であり、各種委員会において、教員並びに事務局職員が、発言や提案を行っている。しかし、一部の委員会を除き事務局職員は、委員会の正式な構成員として位置づけられておらず、規程上における整理と実態の間に乖離が生じている。このため、事務局職員についても各種委員会の正式な構成員として位置付けられるよう、規程改正について検討が必要である。

#### 「自己点検・評価」

本学の自己点検・評価については、学長、学部長、研究科長、図書館長、各委員会委員長、事務局長及び事務局次長で構成する自己点検・評価委員会を設置し、本学の自己点検・評価作業を統括し、改善・改革を指導・推進している。今回を含め、開学 7 年間で計 4 回の自己点検・自己評価を実施しており、定期的・継続的に実施しているといえる。今回の自己点検・評価の結果を基礎として、また、今後、制定することとしている“学校法人日本赤十字学園としての将来構想”を踏まえながら、将来の発展に向けた改善・改革に努めるため、不断の努力を行っていく必要がある。

#### 「情報公開・説明責任」

財政状況や自己点検・評価結果の公開は当然として、本学における教育内容・方法、研究論文など教育研究活動に関する情報、学生の卒業後の進路や受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報、教員組織や施設・設備など教育環境等について、大学案内、授業概要、その他報告書で公開するとともに、ホームページに掲載し情報公開を行っている。

以上の各項目における自己点検・評価の結果を踏まえ、今後、本学の教育・研究水準のより一層の向上に取り組む。

## 日本赤十字広島看護大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

### 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。  
認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

### 総 評

#### 一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、学校法人日本赤十字学園の中国・四国ブロックの拠点校となる4年制看護大学として、2000（平成12）年に広島県廿日市市に設置された。2004（平成16）年には大学院看護学研究科修士課程を開設し、現在は看護学部・看護学研究科の1学部1研究科が組織されている。

貴大学では、設置者である日本赤十字学園の基本理念に基づき、「ヒューマン・ケアリングを実践できる基礎的能力の育成」および「災害救助活動や国際的な医療に対応できる基礎的な能力」の養成を教育理念・目的に掲げ、6項目の教育目標と10の卒業時の到達目標を設定している。これらの方針は、入学時や各年次の初めに学生に周知を図っているほか、大学案内、学生便覧、ホームページ等を用いて広く周知を図っている。大学院研究科は、高度化・多様化している医療現場に対応できる高い看護実践力・倫理観を備えた「実践者」と研究成果を現場に還元し、新たな研究課題に自立的に取り組む「研究者」の育成を目指していることが特徴となっている。しかし、大学院設置基準の改正に伴い、この人材養成の方向を学則にも明記することが必要である。以上、大学、大学院とも貴大学の示す教育理念・目的、人材養成の方針は現代社会における高等教育機関の担う使命から見て適切である。

学部の教育課程や教育内容の特色は、大学の教育理念と赤十字教育の強化を反映したカリキュラム編成に現れている。大学が目指す人材養成を6項目の目標と10項目の卒業時の到達目標として具体的に示していることは評価できる。

大学院研究科については、高い実践能力と倫理観を備えた「実践者」と研究成果を現場に還元し、新たな課題への取り組みを自立的にできる「研究者・教育者」の育成を目標に掲げ、教育課程の編成、入学から修士論文作成までの一貫した指導体制・指導内容等がおおむね適切に整備されている。

ただし、教員の研究業績は、個人差や年度ごとの差が大きいほか、科学研究費補助金の採択率が減少傾向にある点、および看護学部の入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率が高い点については改善が望まれる。

## 二 自己点検・評価の体制

自己点検・評価委員会を設置し、学長を委員長として開学から今回の本協会の評価を受けるに際しての点検・評価を含めて7年間で計4回の全学的点検・評価を実施し、その結果を2000(平成12)年度、2001(平成13)年度、2004(平成16)年度に報告書にまとめ公表している。これら点検・評価に対する認識と努力は高く評価できる。自己点検・評価委員会委員は、大学将来構想委員会および予算委員会の構成員になっており、評価の結果を基礎に改善・改革が行える体制となっている。学生による授業評価は2006(平成18)年度に導入されてから継続して行われている。自己点検・評価委員会のメンバーに対しては相互に評価しあう同僚評価の形式とはなるが、評価者を変えて2回の評価を行っており、客観性を重視する姿勢が認められる。

## 三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

### 1 教育研究組織

貴大学の理念・目標に即して、ヒューマン・ケアリングの教育を一貫して行える看護学の1学部1研究科からなる構成となっている。大学の組織は、学長のもとに大学運営会議、教授会、研究科委員会、特別委員会、事務局で構成され、これらは大学の発展に応じて整備されるとともに機能・役割を分担しており、1学部1研究科という規模からみて十分な整備状況といえる。また、教員と事務局の連携体制が整っている点は評価できる。なお、2009(平成21)年度実施に向けて、常置委員会の再編成および教員と事務局のさらなる連携強化について検討中とのことであり、その成果を期待したい。

### 2 教育内容・方法

#### (1) 教育課程等

##### **看護学部**

教育理念の基軸であるヒューマン・ケアリングをカリキュラムに反映させるため、6項目の教育目標とそれに基づく10の卒業時の到達目標を定め、「人間」「知」「技」「関係」の4つを教育課程全般を貫く構成概念としている。さらにそれぞれの概念(領域)ごとに一般教養科目、専門基礎科目、専門科目の区分をして授業科目を配置するなど体系化を図っており、その点に貴大学の特色が認められる。また、災害看護や赤十字救護・援助方法といった赤十字の特徴を引き出すためのカリキュラムが構成されている点も特色である。「基礎ゼミ」「基礎ゼミ」から続く少人数教育が、臨地実習での具体的な体験をとおして生かされ、実践の場で形づくられる流れがカリキュラム編成に見られる。教育目標を達成するための授業科目はバランスよく配分されており、おおむね適切な教育課程となっている。なお、学士課程への導入教育は丁寧に行

われている。

#### 看護学研究科

高い実践能力と倫理観を備えた「実践者」と、研究成果を現場に還元し、新たな研究課題への取り組みを自立的に行える「研究・教育者」の育成を教育目標とし、学士課程におけるヒューマン・ケアリングを継続発展させる教育課程を編成している。入学時に決められた主研究指導員と副研究指導員の2名によって、「実践者」志向の院生には「実習」「実習」「課題研究」を、「研究・教育者」志向の院生には「看護研究」「演習」「特別研究」を通じて個別研究指導がなされ、研究倫理審査機関が設置されていることは妥当である。大学院設置基準第14条特例を採用し、開講日、開講時間の調整、情報ネットワーク利用の指導、長期履修制度等社会人学生への配慮が適切になされている。

#### (2) 教育方法等

#### 看護学部

入学時および各年次の初めに教務ガイダンス、チューターによる個別履修指導、オフィスアワー制度による指導体制を整えており、学生便覧等で周知されている。授業改善のための授業評価についても組織的に行われており、教員にフィードバックされているほか、教員のコメント、評価項目別の平均点等は学生、教員に公開されている。教育効果や目標達成度の評価について、看護学実習、看護技術学習等は共通の評価基準があり、教員会議等で指導や評価について検討されるとともに共有化され、次年度へ向けての改善・工夫が行われている。シラバスは一定の書式で作成され、その評価は学生による授業評価を通じて行われているが、記述に工夫が必要な科目がみられる。以上のことから教育方法についてはおおむね適切と判断できる。

#### 看護学研究科

入学時に履修内容、方法について丁寧なガイダンスを行っており、また、専攻領域・コースに合わせて、主・副の研究指導教員を各1名定め、修士論文作成まで講義、演習、実習、課題または特別研究を通じて一貫して個別指導を行っている。研究科の専攻領域・コースが目指す教育を大学院学生が理解し、成果をあげている点で適切な指導が行われていると判断できる。

教員の教育・研究指導方法の改善の取り組みとして、研究科委員会において情報交換を行い課題解決にあたっているが、ファカルティ・ディベロップメント(FD)につながる組織的な取り組みには至っていない。2007(平成19)年度・2008(平成20)年度に、それぞれ今後設置予定の博士課程のカリキュラムに関する研修、専門看護師教育課程に関する研修を行ったものの、現行の教育活動に関するFD活動は行ってい

ない。

### (3) 教育研究交流

#### 看護学部

看護の現象をグローバルな視野でとらえ、国際的に貢献できる基礎的能力を養うという教育目標のもとに、赤十字についての理念や、広島という地域性を取り込んだ、「国際看護学」「国際看護学演習」「国際社会と保健活動」など、特色ある教育プログラムを打ち出している。国際交流委員会が中心となって開催している海外の研究者・教育者・活動家による講演、教員の海外での学会発表や短期研修の支援等積極的に交流を行っており、目標は達成されていると判断できる。日本人学生の米国研修という一方通行の交流ではなく、研修先大学の研修生を受け入れるといった形での相互交流が進むことが今後の国際交流進展の鍵となる。研修時の危機管理体制については、赤十字の国際組織と連携して対応しているが、規程として明示がほしいところである。

#### 看護学研究科

学士課程と共通するものとして、学生・教員を対象とした海外からの研究・教育者、国際看護活動家らによる講演の開催があげられている。大学院学生を対象とした独自の交流プログラムとしては、海外の研究者による看護研究や看護課題のグローバルな展望等についての特別講義が行われているが、海外の大学、研究機関との交流までは至っていない。

### (4) 学位授与・課程修了の認定

#### 看護学研究科

学位授与については、大学院学則および学位規程により、授与条件、論文の審査方法、修了認定条件・方法が定められている。内容はおおむね妥当であり、学位審査の公正性、客観性も保たれている。しかし、学位授与基準および論文の審査基準が事前に大学院学生に示されていないことは問題である。

## 3 学生の受け入れ

貴大学の理念・目的に応じた適切な資質の学生を受け入れるという方針に基づいて、多様な選抜方法を採用し、その公正性、適確性確保のために募集要項、大学説明会等において試験問題、合格点、平均点を公表しており、また入学試験における諸問題発生防止等に備え、危機管理ガイドラインを定めているなど、適切と判断される。看護学部の2007(平成19)年度から過去5年間の入学定員に対する入学者数比率は1.28とかなり超過しており、実習実験を伴う学科として問題があったが、その後2008(平成20)年度を含めた過去5年間の平均は1.23となった。また、収容定員に対する在

籍学生数比率についても 2007（平成 19）年度は 1.24 であったが、2008（平成 20）年度では 1.22 となっており、いずれも改善の努力が見られている。今後ともこの努力を継続することが望まれる。大学院の入学者選抜方法、定員管理はおおむね適切に行われている。

#### 4 学生生活

学生への経済的支援は、大学独自の制度は設定していないものの、日本学生支援機構奨学金の貸与（2006（平成 18）年度は大学院学生を含め 298 名）や日本赤十字社医療施設奨学金、地方公共団体、民間団体の奨学金があり奨学金制度は整っている。セクシュアル・ハラスメントの防止については、ガイドラインの制定、倫理委員会の設置、全教職員対象の研修会等おおむね適切に行われている。しかし、倫理委員会への正式な相談がほとんどないとのことであり、相談窓口の周知について一層の努力が必要である。学生の就職指導は、チューター、担当教職員によって行われており、学科の専門性を活かした方面に 100%就職している。学生の相談は、心理面は専門の非常勤職員が担当しているが、保健室には専任担当者がおらず、医師、看護職の有資格教員が対応しており、病人発生時や健康相談の対応への組織体制の整備が望まれる。

#### 5 研究環境

貴大学の理念であるヒューマン・ケアリングの探求と社会に還元できる研究活動の推進を目的に支援体制をとっている。研究業績は論文、学会発表とも、個人または年度ごとに差があるが、十分とはいえない。外部資金の獲得は年々減少傾向にあり、活発化を促すことが必要であろう。研究費は個人研究費のほか学内で申請により支給される奨励研究費、共同研究費の制度もあり、執行率から見ると確保されている。研究時間の確保については 60%以上の教員が不満を表明している。研究時間確保は教員の取り組みに委ねられ特別の支援制度はないので、対応や工夫が必要である。

#### 6 社会貢献

ヒューマン・ケアリングセンターを設置して地域住民および看護専門職を対象にオープンカンファレンス、公開講座、子育て支援・救急法・健康づくりなどの講習等を実施しており、ヒューマン・ケアリング探求と社会還元を着実に実践している。また、国・地方公共団体等の委員などで活動している教員もあり、貴大学が持つ専門的な人的・物的資源を活かして社会に貢献していることが認められる。大学の施設の開放については、図書館のほか、体育館、テニスコート、地域の研究会への教室の開放等地域住民の生涯活動の場の提供を行っており、大学として適切に対応している。

#### 7 教員組織

専任教員数は大学設置基準上必要な人数を満たし、専任教員 1 人あたりの学生数は 19.8 人と、適正な教員数となっている。職位、専門領域別の教員配置のバランスは適正である。大学院の教員は、全員学部と兼任であるが、研究科の専攻領域に合わせ適切に配置されている。また、2007（平成 19）年度より移行した学校教育法第 58 条の改正に伴う新たな教員組織の整備についても適切な対応をしている。さらに、一般教養、専門基礎の教員もそれぞれ 4 人ずつ合計 8 名を雇用し、人間教育、基礎教育に対する配慮がされていることは評価に値する。以上、貴大学の教育理念、教育目標を達成するのに適正な教員組織を整備していると判断される。しかし、年齢別では、41～50 歳の教員が 43.4%を占めており、偏りがみられる。また、教員の平均年齢を見ると高齢化の傾向にあり、今後課題を残す。

教員の授業担当時間、委員会活動や保健室当番等の校務負担について教員間でかなり差があり、研究時間の確保も十分でない面が見受けられるので、何らかの対策が必要である。情報処理関連教育ではティーチング・アシスタント（TA）の採用のほか、看護学実習において非常勤助手を雇用し、教員の欠員、育児休暇等に対応している。

教員の任免、昇格、大学院教員の資格審査は「教員選考規程」「選考基準規程」や運用申し合わせ事項などにより適正に行われている。

## 8 事務組織

事務組織の構成、校務分掌は明確にされ、教学組織との連携・協力関係もはかられており、教育・研究を支援する上でおおむね適切に整備・機能している。また、事務職員の研修は、日本赤十字社や日本赤十字学園の主催する階層別研修、職能別研修等に職員を計画的に派遣しているほか、文部科学省や関係機関主催の研修会への参加など積極的に職員のレベルの向上を図っていることは評価に値する。

## 9 施設・設備

校地・校舎とも大学設置基準上必要な面積を十分満たしており、貴大学の教育理念、教育目標を達成するのに必要な施設・設備は整備されている。また、大学院学生専用の研究室、専用の情報処理室も整備されている。学生の生活環境、福利厚生施設については学生の不満が多いので、改善の努力を期待する。障がい者用の駐車スペースの確保、段差に対応するスロープ、車椅子で利用可能なトイレの設置等バリアフリー化への努力がなされている。

施設・設備の管理運営は、管理規程を定め、事務局の責任のもとに、一部専門業者に委託するなど適切に行われている。

## 10 図書・電子媒体等

図書館の施設・設備は、貴大学の目的および学生の規模に照らして適正である。図

書、雑誌、電子媒体の資料は計画的・体系的に整備され、利用者の有効な活用に供されている。また、文献・情報検索、国立情報学研究所や他の図書館とのネットワークも整備されており、大学の図書館整備の意図・目標は十分達成されている。しかし、図書館の開館時間は看護学実習中は延長されるが、平常は平日午後5時まで、土曜日は休館となっており、学修の機会を阻害していることから、2005(平成17)年度調査では37%の学生が不満を持っていた。これについては、2004(平成16)年度から開館時間延長および土曜日開館の試行を始め、年々拡大を図ってきており、2009(平成21)年度から土曜日開館を定常化する予定となっているが、地域の医療専門職の利便のためにも、確実な実施を期待したい。図書館の地域開放は開学当初から行っており、地域の医療関係者を中心に利用が多く、実績が認められる。

### 1 1 管理運営

管理運営組織として、教学に係る事項を審議する教授会、研究科委員会と教学以外の事項を審議する大学運営会議が設置されている。これらは役割・機能を分担し、また相互の連携を図っており、おおむね適切に運営されている。人事権については「正教授会」において審議されているが、「正教授会」は規程にない組織であるため、権限や責任について明文化しておく必要がある。学長の選任や権限は学則や規定により明確にされ、適正に執行されている。

### 1 2 財務

大学の継続発展には財政上の安定確保が不可欠であるとの観点から、財務指標等が適切とされる水準を上回るように財政基盤の確立に努めるとともに、適正な予算配分と執行を目指している。特に2004(平成16)年度から予算における支出の縮減などに取り組んだ結果、2004(平成16)年度以降の消費収支差額は収入超過を維持しており、借入金等の外部負債もなく、目標はおよそ達成されていると判断できる。

財務関係比率では、「保健系単一学部を設置する私立大学」の平均に比べ、消費収支計算書、貸借対照表関係比率とともに主な比率が良好な値を示している。また、退職給与引当や減価償却引当などの要積立額に対する金融資産の充足率も堅調に維持され、翌年度繰越消費収支が超過状況で推移しており、財政は良好な状態にある。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書には、学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

### 1 3 情報公開・説明責任

教育内容・方法(含シラバス)、教育・研究活動、教員をはじめとする教育・研究組織、入学者選抜に関する情報等を大学案内、ホームページ、報告書等多くの媒体で

公開していく体制を整え積極的に実施している。また、自己点検・評価の結果は開学以来 2000（平成 12）・2001（平成 13）・2004（平成 16）年度と 3 回報告書にまとめ、看護系大学等各方面に送り公表していることは評価に値する。情報公開請求については、日本赤十字学園共通の実施要綱にしたがって原則開示することになっている。以上のことから、情報公開・説明責任は適切に行われていると判断される。

財務情報の公開については、法人広報誌『日本赤十字の看護大学・短期大学』を教職員等に配布すると同時に、貴大学のホームページに大学単独の財務三表を、また、法人のホームページでは、解説を付した法人の財務三表をはじめとする財務書類のほか、グラフや消費収支の経年比較、学校会計用語など詳細な内容を掲載し、広く一般に対し周知していることは評価できる。

今後は、貴大学に対する一層の理解を得るため、貴大学単独の財務状況についても事業内容等と符合した解説を付けるなどの工夫が望まれる。

## 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

### 一 長所として特記すべき事項

#### 1 教育内容・方法

##### (1) 教育研究交流

- 1) 中国・四国ブロックという地域性を生かし、「国際看護学」では岩国基地から米国海軍看護師部隊の看護師を招き講義を行っている。また、「国際社会と保健活動」では主に開発途上国に焦点をあて、実際に海外看護活動を実践してきた日本赤十字関係者等による特別講義を行っているほか、「国際看護学演習」では米国協定大学における海外演習を実施するなど、赤十字の理念に基づいた特色ある教育プログラムが展開されていることは評価できる。

### 二 助言

#### 1 理念・目的

- 1) 大学院研究科の目的は、専攻する領域における人材養成の特徴を示すように、学則に明記する必要がある。

#### 2 教育内容・方法

##### (1) 教育方法等

- 1) 看護学部のシラバスでは、授業概要の記述に精粗がみられるため、改善が望まれる。

##### (2) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 看護学研究科では、学位授与基準および論文の審査基準が大学院学生に明示されていないため、改善が望まれる。

### 3 学生の受け入れ

- 1) 看護学部では、2008(平成20)年度からの過去5年間の入学定員に対する入学者数の比率の平均が1.23、また2008(平成20)年度の収容定員に対する在籍学生数比率が1.22と実験実習を伴う専門分野としては高いため、改善が望まれる。

### 4 学生生活

- 1) 保健室における学生の健康相談・対応に当たる専任の担当者がおらず、チューター教員や医師・看護師等の有資格教員が対応しているため、組織体制の整備について検討が望まれる。

### 5 研究環境

- 1) 提出された資料によると、教員の研究業績数が全体的に少ないので、研究時間を確保する対策など、研究活動の促進が図られるよう、研究条件の整備が望まれる。

### 6 教員組織

- 1) 51歳以上の教員が40%を占め、41歳から50歳の教員も43.4%と多くなっているため、年齢構成の全体的バランスを保つよう改善の努力が望まれる。

以上